

令和 2 年

小樽市議会会議録(7)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

令和 2 年

小樽市議会第 4 回定例会

令和 2 年 12 月 2 日開会

令和 2 年 12 月 21 日閉会

令和2年第4回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 12月2日～12月21日（20日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 2日（水）	提案説明等	
3日（木）	休 会	
4日（金）	〃	
5日（土）	〃	
6日（日）	〃	
7日（月）	会派代表質問 〔須貝・高橋（龍） 両議員〕	議会運営委員会
8日（火）	会派代表質問 〔酒井・横尾 両議員〕 質疑及び一般質問 〔中村（岩雄）・小池・前田 各議員〕	議会運営委員会
9日（水）	一般質問 〔松岩・高野・中村（誠吾）・小貫・ 秋元 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
10日（木）	休 会	予算特別委員会
11日（金）	〃	予算特別委員会
12日（土）	〃	
13日（日）	〃	
14日（月）	〃	予算特別委員会
15日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日（水）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
17日（木）	〃	
18日（金）	〃	
19日（土）	〃	
20日（日）	〃	
21日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 2 年
第 4 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月2日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第23号	3
○	提案説明 市長（議1～議22）	3
○	提案説明 丸山議員（議23）	5
1	日程第3 令和2年第3回定例会議案第8号ないし議案第21号	6
	決算特別委員長報告	6
○	討 論 丸山議員	6
	採 決	8
1	日程第4 休会の決定	8
1	散 会	8

○ 12月7日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし議案第23号	11
○	会派代表質問 須貝議員	11
○	会派代表質問 高橋（龍）議員	25
1	散 会	40

○ 12月8日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	41
1	欠席議員	41
1	出席説明員	41
1	議事参与事務局職員	42
1	開 議	43
1	会議録署名議員の指名	43
1	日程第1 議案第1号ないし議案第23号	43
	○会派代表質問 酒井議員	43
	○議事進行について 中村（吉宏）議員	65
	○会派代表質問 横尾議員	75
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	90
	○質疑及び一般質問 小池議員	93
	○質疑及び一般質問 前田議員	96
1	散 会	105

○ 12月9日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	107
1	欠席議員	107
1	出席説明員	107
1	議事参与事務局職員	108
1	開 議	109
1	会議録署名議員の指名	109
1	日程第1 議案第1号ないし議案第23号	109
	○一般質問 松岩議員	109
	○一般質問 高野議員	119
	○一般質問 中村（誠吾）議員	127
	○一般質問 小貫議員	132
	○一般質問 秋元議員	140
	予算特別委員会設置・付託	151
	常任委員会付託	151
1	日程第2 陳情	151
1	日程第3 休会の決定	151
1	散 会	151

○ 12月21日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	153
1	欠席議員	153
1	出席説明員	153
1	議事参与事務局職員	154
1	開 議	155
1	会議録署名議員の指名	155
1	日程第1 議案第1号ないし議案第23号並びに陳情並びに調査	155
	予算特別委員長報告	155
	○討論 川畑議員	155
	採 決	156
	総務常任委員長報告	157
	○討論 酒井議員	157
	採 決	157
	経済常任委員長報告	158
	○討論 高野議員	158
	採 決	159
	厚生常任委員長報告	159
	○討論 丸山議員	159
	○討論 須貝議員	161
	○討論 高橋（龍）議員	162
	○討論 高橋（克幸）議員	163
	採 決	163
	建設常任委員長報告	164
	○討論 小貫議員	164
	採 決	165
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	165
	○討論 丸山議員	166
	採 決	166
1	日程第2 議案第24号ないし議案第26号	167
	○提案説明 市長（議24～議26）	167
	採 決	167
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第5号	167
	○提案説明 小貫議員（意1）	167
	○提案説明を省略することについて諮る（意2～意5）	168
	○討論 酒井議員	168
	採 決	168

第4回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算
2	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
3	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
4	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
5	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算
6	令和2年度小樽市水道事業会計補正予算
7	令和2年度小樽市下水道事業会計補正予算
8	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案
9	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案
10	小樽市教育山林基金条例の一部を改正する条例案
11	小樽市債権管理条例等の一部を改正する条例案
12	小樽市旅館業法施行条例及び小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案
13	小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案
14	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
15	工事請負変更契約について [消防署手宮支署新築工事]
16	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市鯉御殿]
17	公の施設の指定管理者の指定について [各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）]
18	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市事業内職業訓練センター]
19	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市銭函市民センター]
20	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市身体障害者福祉センター]
21	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市夜間急病センター]
22	公の施設の指定管理者の指定について [各市営住宅の集会所（会館）]
23	小樽市非核港湾条例案
24	令和2年度小樽市一般会計補正予算
25	小樽市公平委員会委員の選任について
26	人権擁護委員候補者の推薦について

○意見書案

1	「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書（案）
2	住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）
3	犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）
4	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）
5	2021年度介護報酬改定における増額、コロナ支援を求める意見書（案）

○陳情

21	市道築港海岸通線への信号機増設方について
22	ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

須貝議員（自由民主党）（12月7日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢・市政運営に関して
 - （1）新型コロナウイルス感染症対策について
 - （2）令和3年度予算編成方針について
 - （3）公共施設長寿命化計画（案）について
- 2 港湾・観光・経済について
 - （1）小樽港の基本的な戦略・課題について
 - （2）北海製罐第3倉庫について
 - （3）オープンテラス席設置について
 - （4）観光庁選定事業について
 - （5）小樽市公設青果地方卸売市場について
- 3 まちのかたち・まちのちからについて
 - （1）人口減少対策について
 - （2）脱炭素社会について
 - （3）地域福祉について
 - （4）シビックプライドについて
- 4 その他

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（12月7日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市政の各課題について
 - （1）収支改善プランに関して
 - （2）歴史まちづくりに関して
 - （3）コロナ関連等の補正予算に関して
- 2 庁内の組織機構について
 - （1）福祉分野の組織改革について
 - （2）デジタル化推進の人員に関して
- 3 除排雪について
- 4 観光について
- 5 その他

酒井議員（日本共産党）（12月8日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 補正予算及び条例案関連について
 - （1）組織改革について
 - （2）ふれあいパスについて
- 2 市長の政治姿勢について
 - （1）核兵器禁止条約の発効について
 - （2）北海製罐小樽工場第3倉庫について
 - （3）道道小樽環状線JR塩谷駅付近に設置されている押しボタン式信号機撤去方針について
 - （4）児童福祉施設等職員慰労金支給事業について
 - （5）予算編成方針について
- 3 大型事業について
 - （1）北海道新幹線について
 - （2）後志自動車道Cランプ工事について
 - （3）風力発電について
- 4 公共施設長寿命化計画案について
- 5 その他

横尾議員（公明党）（12月8日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政について
 - （1）収支改善プランについて
 - （2）予算編成方針について
- 2 新型コロナ対策について
 - （1）感染拡大から守る対策について
 - （2）健康及び健全な地域社会を守る対策について
 - （3）市民への情報提供について
- 3 公共施設再編について
 - （1）公共施設長寿命化計画案について
 - （2）再編に関する対策等の優先順位について
- 4 組織改革について
 - （1）基本的な考え方について
 - （2）福祉総合相談室について
- 5 その他

○ 質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（12月8日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 「みどりの里」前の信号機付き横断歩道設置について
- 3 その他

小池議員（無所属）（12月8日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市立病院の感染対策について
- 2 発熱者相談センターと発熱者検査センターについて
- 3 その他

前田議員（無所属）（12月8日5番目）

答弁を求める説明員 市長、農業委員会会長及び関係説明員

- 1 小樽市鳥獣被害防止計画に関連して
- 2 2020年農林業センサスについて
- 3 農業委員の農業者に対する日々の活動と助勢について
- 4 農業委員会から市長への建議書提出について
- 5 農業経営改善計画の認定について
- 6 農家所得の向上に関連して
- 7 新型コロナウイルス感染症に伴う農産物価格への影響について
- 8 令和2年度農林水産関係補正予算に関連して
- 9 その他

○一般質問

松岩議員（自由民主党）（12月9日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 収支改善プランについて
 - （1）時点修正について
 - （2）業務の効率化について
 - （3）事業や行政サービスの質の向上について
 - （4）ネーミングライツの導入について
 - （5）ふるさと納税について
- 2 水産業の振興について
 - （1）漁港整備について
 - （2）忍路漁港の整備について
 - （3）小樽港高島地区の整備について
- 3 動画による情報発信の効果検証について
- 4 自治体LINEサービスの導入について
- 5 教育行政について
 - （1）ICT機器の整備状況について
 - （2）導入後に想定される課題の解消について
 - （3）学校トイレの改修について
- 6 その他

高野議員（日本共産党）（12月9日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 人口減対策について
- 2 その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（12月9日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルスについて
- 2 新型コロナウイルスと市内経済について
- 3 新型コロナウイルスと市役所の働き方改革について
- 4 押印の見直しについて
- 5 その他

小貫議員（日本共産党）（12月9日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 公園について
- 2 その他

秋元議員（公明党）（12月9日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 「温室効果ガスの排出量実質ゼロ」に向けた取組推進と市長の見解について
- 2 本市が実施してきた温室効果ガスの削減に向けた取組について
- 3 行政評価について
- 4 人口減少問題解決のための施策について
- 5 企業誘致について
- 6 その他

令和2年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和2年12月2日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
監 査 委 員	小 林 優	副 市 長	小 山 秀 昭
総 務 部 長	中 田 克 浩	財 政 部 長	上 石 明
教 育 部 長	森 貴 仁	監 査 委 員 長	荒 木 逞
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	眞屋文枝

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	三上恭平

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和2年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、高木紀和議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月21日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第22号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和2年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のほか、ふれあいバス事業や公の施設の指定管理に係る補正予算案、組織改革に伴う条例案など、市民生活に直接関わるものや本市の施策を進める上で重要な案件を含め提案させていただいております。

初めに、議案第1号から議案第7号までの令和2年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、一般会計において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市の独自事業の主なものとし、事業完了などに伴い、13事業を減額補正するとともに、これら減額分などを財源として活用し、町内会が行う活動や会館の感染防止対策などに対する支援金を支給する町内会活動感染防止対策支援事業費補助金や、冬季閑散期における観光客の誘客促進策として、宿泊事業者が宿泊客誘客のために行う宿泊料金の割引額の一部を助成する宿泊施設誘客促進追加事業費補助金などを計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対応に係る消防体制の整備として、感染防止衣の下に着用できる機動性の高い防寒衣を整備する消防職員感染症対策防寒衣整備事業費を計上するとともに、救急出動により汚染された資機材等を消毒するため、消防本部の車庫内に消毒室を整備する感染防止施設整備事業費などを計上したほか、事業継続の支援として予算措置しました飲食店支援金支給事業費、新型コロナウイルス感染症対応促進事業費及び宿泊業事業継続追加支援事業費につきましては、申請件数の増加などに伴い、事業費を増額いたしました。

なお、年度内に完了しない見込みである事業につきましては、所要の経費を繰越明許費として計上いたしました。

そのほかの事業の主なものとし、聴覚に障害のある方がテレビ電話等を利用し、市の専任手話通訳者に手話で問合せができるサービスを実施する遠隔手話サービス環境整備事業費を計上したほか、ふるさと納税の寄附見込金額及び件数の増加に対応するため、ふるさと納税関係経費の増額や、今後のクラスター発生等に備えるため、感染症の入院患者の医療費を公費負担する新型コロナウイルス感染症対策事業費など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、令和3年度予定の組織改革に伴う建設部や教育委員会などの移転に合わせて、本庁舎と外局庁舎を結ぶ内線電話をアナログ回線から光回線に改修する外局内線電話通信設備改修事業費を計上したほか、令和3年4月からバス利用に係る制度変更を予定しているふれあいパス事業費や臨時市道整備事業費、スクールバス運行経費、水泳教室開催経費を計上いたしました。

また、指定管理者による管理代行業務等につきましても、身体障害者福祉センターや銭函市民センターなど5件について、債務負担行為により計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は2億61万7,000円の増となり、財政規模は739億4,766万2,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第4号までの特別会計の補正予算について説明申し上げます。

議案第2号の住宅事業特別会計につきましては、債務負担行為として、市営住宅の管理代行業務等に係る経費を計上したほか、町内会館などとして利用されている市営住宅の集会所や会館を対象に、感染防止対策などに対する支援金を支給する市営住宅集会所感染防止対策支援事業費補助金を計上いたしました。

議案第3号の介護保険事業特別会計につきましては、令和3年度予定の介護報酬改定等に対応するための介護保険事務処理システム改修事業費などを計上いたしました。

議案第4号の後期高齢者医療事業特別会計につきましては、令和3年1月1日から適用される税制改正に対応するため、後期高齢者医療システム改修事業費を計上いたしました。

次に、議案第5号から議案第7号までの企業会計の補正予算について説明申し上げます。

議案第5号の病院事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、患者数が大幅に減少していることから、入院・外来収益、給与費や材料費などの決算見込額を精査し、所要の補正を計上するとともに、資金不足額の拡大に対応するため、資金手当として特別減収対策企業債を計上いたしました。

そのほか、北海道の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、医療従事者への宿泊施設確保に係る経費などを計上いたしました。

議案第6号の水道事業会計につきましては、工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費について、債務負担行為により計上いたしました。

議案第7号の下水道事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料の大幅な減収に対応するため、資金手当として資本費平準化債を計上いたしました。

続きまして、議案第8号から議案第22号までについて説明申し上げます。

議案第8号事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、福祉部及び医療保険部を廃止し、こども未来部及び福祉保険部を新設するなどの組織改革を行うとともに、関係条例の整備等所要の改正を行うものであります。

議案第9号山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道新幹線の建設に伴い、奥沢5丁目所在の山林の一部に区分地上権を設定する目的で土地を分筆したことにより、その所在地及び地積を変更するものであります。

議案第10号教育山林基金条例の一部を改正する条例案につきましては、市町村合併による町名変更に伴い、山林の所在地の表記を変更するものであります。

議案第11号債権管理条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正により、地方税の延滞金等の特例基準割合の見直しが行われたことに準じ、当該割合を規定している条例の整備を

行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省が定める旅館業及び公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に伴い、浴室設備の消毒を行う頻度等の衛生管理基準を見直すとともに、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第13号道路占用条例の一部を改正する条例案につきましては、第1種電柱等の道路占用料を減額改定するものであります。

議案第14号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するとともに、火災予防上必要となる措置を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第15号工事請負変更契約につきましては、（仮称）消防署手宮支署新築工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第16号から議案第22号までにつきましては、いずれも、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

鯉御殿につきましては引き続き株式会社小樽水族館公社を、各市営住宅につきましては引き続き協和総合管理株式会社を、事業内職業訓練センターにつきましては引き続き小樽地方職業訓練協会を、銭函市民センターにつきましては引き続き小樽市銭函連合町会を、身体障害者福祉センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽身体障害者福祉協会を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、各市営住宅の集会所又は会館につきましては引き続き各市営住宅の集会所又は会館の管理委員会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第23号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 提出者を代表して、議案第23号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

本条例案を、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的に非核港湾行政を推進することを目的として提案いたします。

被爆75周年となる今年、NPT核不拡散条約が1970年に発効してから50年目の年でもあります。5年に一度行われる核不拡散条約再検討会議は、今年4月27日から5月22日まで開催される予定でしたが、残念ながら新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期となってしまいました。しかし、核兵器廃絶をめぐり、今年、世界はダイナミックに動きました。

3年前の2017年7月7日、国連では核兵器禁止条約が193か国中122か国・地域という多数の賛成を得て採択されました。核兵器の開発、実験、保有、使用、使用の威嚇を違法とするこの条約は、50か国で批准されて90日後に発効することが決められています。今年8月4日時点では、批准した国は40か国となっており、条約発効まで、まだ10か国の批准が必要でした。

今年の夏は、コロナ禍で、毎年開催している原水爆禁止世界大会までもがオンラインでの開催となり

ました。しかし、この期間中、核兵器禁止条約を批准する国が次々と現れ、その勢いはとどまることなく、ついに10月24日、中南米ホンジュラスが50か国目の批准国となりました。来年1月22日に核兵器禁止条約は発効されます。核兵器廃絶の新たなステージが始まります。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶の先頭に立つことが多くの被爆者とその家族、核兵器廃絶を願う各国の市民から期待されています。こうした情勢の中で、世界に開かれた貿易港を持つ小樽市として、核兵器を持ち込ませない姿勢を示すことが重要と考えます。

現在、外国船の小樽港入港に当たり検討される3つの項目には、核兵器搭載の有無についても含まれておりますが、実効性のあるものかどうか懸念を禁じえません。というのは、神戸市では1975年、神戸市会が「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を採択し、入港には非核証明書の提出が必要となりました。以降、神戸港に米艦船は入港していません。

本条例案は、小樽港でもこうしたいわゆる神戸方式を採用し、核兵器の持込みを許さない取組の強化に資するものと考えます。

以上、各会派、議員の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「令和2年第3回定例会議案第8号ないし議案第21号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配布のとおりであります。

継続審査案件の結果は、次のとおりであります。

令和2年第3回定例会議案第8号ないし議案第21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、2020年第3回定例会議案第8号ないし議案第21号について、不認定の立場で討論いたします。

議案第8号2019年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

2019年10月に消費税が8%から10%に増税されました。市が施設の使用料や各種手数料を値上げしたことで、市民への負担はさらに重くなりました。

安倍前首相は消費税増税に際し、増税した分は全てお返しするくらいの経済対策をすると繰り返し、消費悪化の対策の一つとして、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業が行われました。

しかし、その効果は、特に低所得者とされた非課税世帯では、その思惑は全く外れたと言わざるを得ないもので、非課税世帯の引換券の交付を受けたのは46.7%にとどまりました。販売額を見ると、市が見込んでいた金額は7億2,000万円でしたが、実際の販売額は2億6,507万2,000円と40%にも届きませんでした。地域の消費を喚起し下支えするという事業の目的が果たせたとはい難い結果です。

この事業の問題点は、低所得者には一度に4,000円を支払うこと自体が大きな負担だということを全く

顧みない、国民の生活に寄り添わない政治の姿勢と、また、低所得者とされた非課税世帯の方が買物の際に商品券を引換えにしなければならず、必然的に自身の経済状況を人目にさらすことになることへの抵抗感について、利用者の気持ちを全く顧みない制度であったということです。消費税増税は、国民生活はもとより日本経済に大打撃を与えています

小樽港と共存共栄と言いながら、石狩湾新港に過度のお金がつぎ込まれ続けています。

北防波堤延伸工事は、荷役作業に支障がない中続けられています。また、既に大きな赤字を抱えるガントリークレーンについては、コンテナ船入港に支障がない中で2基目の導入が進められました。1基体制のもとで、平成30年度までの累積赤字が約12億5,000万円となっています。2基体制で赤字の拡大が心配されますが、市の説明は、2基目の償還が終わる20年後までには収支が均衡するので問題ないというものでした。厳しい財政を言い募る中で、納得できるものではありません。

北海道新幹線建設費負担金です。北海道新幹線札幌延伸工事に伴い出ている重金属を含むトンネル発生土の小樽市への搬入について、住民の理解が得られていません。また、住民生活に密接に関わる並行在来線の維持存続ができるか、こういった課題もあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大で、観光客が激減する中で、現在の北海道新幹線でも赤字が増えています。北海道新幹線の札幌延伸は一旦立ち止まり、今まで以上に慎重に見直すべきと考えます。

次に、議案第12号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。国民健康保険は、都道府県化2年目に入りました。国民健康保険事業運営基金から約1億円を投入し、保険料の激変緩和を図ったことは評価しますが、一方で、令和元年度の事業運営基金への繰入額は7,975万6,522円とのことでした。実際には2,000万円程度が活用されたということが明らかになりました。1人当たりの国民健康保険料は、2018年度の76,233円から77,974円と約1,700円の増額となりました。基金からの繰入れを増やして、据え置くことはできなかったのでしょうか。

収入の1割を超す保険料の負担は大変大きいと考えます。また、子育て支援の観点からも、18歳未満にかかる均等割を軽減するべきです。

次に、議案第14号令和元年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。市内でも独り暮らしの高齢者が増えています。保険料を払っても、介護サービスの利用料を節約するために、本当は週に2回通いたいデイサービスを1回に抑えていたり、生活支援を1回1時間しか使わずに、不便を感じているという御意見を伺っています。払える保険料で使える介護サービスにする必要があります。

議案第16号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。均等割9割軽減の特例措置廃止に伴い、加入者の28.2%に当たる6,830人の方の保険料が増額となりました。1人当たりの影響額は年間5,000円程度ということでしたが、モデルケースとして示された資料では、年金収入がそれぞれ80万円の夫婦の場合、2人で年間1万円の保険料が2倍の2万円になるということが示されておりました。収入が増えない中で、10月の消費税増税に加え、さらに負担が増えたことには高齢者の生活に大打撃となっています。

議案第21号簡易水道事業決算認定についてです。簡易水道の赤字の責任は、この事業を進めてきた北海道にあると考えます。昨年度、一般会計から簡易水道の特別会計に繰り入れた額は9,860万1,201円と報告されました。道との交渉では、企業誘致活動に力を入れるというお話もあるようですが、結果が出ないのであれば、料金収入の不足分を道に補填してもらうのは当然と考えます。

残りの議案に関してですが、日本共産党は、公共性の高い事業について消費税をかけることにこれまでも反対してまいりました。最低賃金の伸びは鈍く、年金や生活保護費さえも引き下げられる中で消費

税増税の影響は大きく市民生活に重くのしかかっており、住民福祉をより充実させる必要があると考えます。このような理由から不認定を主張します。

議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより採決いたします。

令和2年第3回定例会議案第8号ないし議案第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から12月6日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時30分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 丸 山 晴 美

議 員 高 木 紀 和

令和2年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和2年12月7日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	総 務 部 長	中 田 克 浩
財 政 部 長	上 石 明	産 業 港 湾 部 長	徳 満 康 浩
産 業 港 湾 部 長	佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長	阿 部 一 博
港 湾 担 当 部 長		保 健 所 長	貞 本 晃 一
福 祉 部 長	小 野 寺 正 裕	教 育 部 長	森 貴 仁
建 設 部 長	西 島 圭 二	財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	眞屋文枝

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	三上恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）（拍手）

○14番（須貝修行議員） 自由民主党を代表して会派代表質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に罹患した方々へお見舞いを申し上げますとともに、発生以来、長期にわたり医療・保健体制を支えていただいている全ての医療・保健関係者と、懸命に経済活動を支えていただいている多くの市民の方々に感謝申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

第1項目め、市長の政治姿勢・市政運営に関して。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症は連日拡大を続け、まさに第3波が到来し、危険な状態に近づいていると思います。そのような状況下では、従前の医療体制の崩壊を起こさないことが最重要であると考えます。これまでの対応から、逼迫した医療機関や保健所を支援する体制を国・道・小樽市と一体となって整備してきたと理解しておりますが、さらに次の備えも考慮しなければならない事態となりました。医療崩壊を生じさせないためには、受入れ体制が整備されていることが大前提となります。入院施設は確保されているのか、さらには、軽症患者の受入れ施設として宿泊療養施設が確保されているのかが重要と考えます。

そこでお尋ねいたしますが、現在の小樽市内の受入れ可能病床数及び使用病床数、病床使用率をお聞かせください。

また、現在、本市の軽症患者等が療養で利用する宿泊療養施設の開設状況について、入所日調整などの事例はないのかも含めてお聞かせいただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は、ある一定の層、高齢者に限ってみると重症化しやすく、大変恐ろしい病気となります。高齢者にはしっかりと入院していただく。そして、軽症者などには宿泊療養施設で療養いただくことが重要と考えます。札幌市で患者が急増しております。小樽市も後志管内でも患者が増えております。道は、札幌市、旭川市、函館市、帯広市に加え、北見市と釧路市にも新たに宿泊療養施設を準備中のものであります。小樽市、後志管内の現状を鑑み、小樽市内に施設確保する考えはないのか見解を伺います。

感染拡大防止の観点でいいますと、早期診断、すなわち検査体制の充実は大変重要です。本市としてここまでの発熱外来や24時間対応の発熱者相談センターの開設等は、体制の充実として大いに評価するところであります。

そこでお聞きいたしますが、現在、小樽市内の1日当たりの行政検査可能数は幾らか。今後、予想される必要最大数はどれくらいと想定しているのか。それは需要を満たすものなのかお聞かせください。

人員体制についてお聞きいたします。

ここまで八面六臂の活躍をいただいております保健所職員の労働実態に関して、気になる調査結果が

報道されておりました。調査を行った32保健所の本年4月の労働実態として、約3割の方が時間外勤務上限月45時間を超え、中には月186時間時間外勤務をしていたケースもあり、サービス残業について、あるとの回答もあったようであります。小樽市保健所において時間外勤務の実態はどのようになっているのかお聞かせください。

そして、現状を踏まえ、保健所の人員体制強化の考えはあるのか見解を伺います。

一方で、札幌市と往来自粛の空気が流れている中、今後この事態が進展した場合、再び札幌市から通勤している市職員の自宅待機の実施を想定しているのかお聞きいたします。

また、最近、小・中学校、高校、大学等の教育施設での感染者も多くなってまいりました。本市においても小・中学校の学級・学校閉鎖も発生しておりますが、市内小・中学校での感染拡大防止策はどうなっておりますか。

また、市内小・中学校の学級・学校閉鎖の開始と解除の基準についてお示しいただきたいと思います。

児童・生徒や保護者の学習の遅れに対する不安は大変大きなものと推察いたします。ましてや受験生であればなおさらであります。ぜひとも真摯なケア、御配慮をお願いいたします。

以上を踏まえた上で、小樽市としてコロナ差別条例制定に関して伺いたいと思います。

学校を休んだだけで同級生から新型コロナウイルス感染症に感染した。また、感染者が出た学校の生徒がアルバイトを解雇された。松江市の高校や奈良県の大学等の理不尽な事例も記憶に新しいところがあります。コロナ差別に関する条例は、10月末現在、8都府県12市の自治体で制定されており、感染者への差別や偏見を防ぐために差別禁止規定を盛り込んでいるようであります。また、今国会においても、議員立法の動きもあったようであります。福島県白河市では、新型コロナウイルス感染症だけではなく、他の病気や障害、性別等も含めて防止する白河市思いやり条例を制定されております。本市として、このコロナ差別に関する条例に対する見解を伺います。

2、令和3年度予算編成方針について。

新型コロナウイルス感染症は本市においても市民生活、経済活動に大きな影響を及ぼしております。市財政の根幹とも言える税収の大幅な落ち込みも予測され、さらには令和3年度総務省所管予算概算要求の概要を見ましても、「令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とあるものの、依然として不透明感は否めません。そのような状況下における予算編成は大きな困難を伴うことが予測されるところであります。

そこで伺いますが、令和3年度の予算編成方針の考え方と予算編成スケジュールをお示しください。

また、予算編成に当たり、各部への指示において、特に留意された点や事業があればお聞かせください。

さらに、落ち込んだ経済を下支えする追加事業、ポストコロナ対応事業等のお考えがあればお示しください。

新型コロナウイルス感染症による影響は長期化する可能性もあります。財務状況の大変厳しい本市において、手がけていた事業の見直しや中長期計画の抜本的な見直しの必要性も生じる可能性もあります。令和3年度予算編成では、今後の市政のターニングポイントとなる可能性が大きいと考えます。

以上を踏まえ、庁内の慎重な御議論をよろしくお願いいたします。

3、小樽市公共施設長寿命化計画（案）について。

公共施設長寿命化計画に関して質問をさせていただきます。

先日、小樽市公共施設長寿命化計画（案）が示されました。今後はまだ課題は残るようではありますが、私はこの中で示された、例えば、本庁舎別館の建て替えについて、視点・考え方をチェンジする、働き

方を変える、あるいは働く場所を改革することにより省スペース化が図れるのではないかと考えます。すなわち、従来の部署、職員の配置を前提に考えるのではなく、配置の在り方そのものを考え直すということでもあります。

北海道当麻町では、新庁舎において課ごとの壁を取り払い、ワンフロア化し、職場を一目で見渡せる構造にいたしました。また、民間大手企業では当たり前になった、従来の、いわゆる課ごとの島をなくす。あるいは、専用デスクを廃止しフリーアドレス化することにより、かなりの省スペース化が図れると考えます。また、この見える化は外から働く様子が丸見えになり、周囲の目や緊張感が生まれることにより、残業時間が4割減少したとの副次的効果も生まれたようでもあります。

このような考え方を取り入れると、もしかすると新市庁舎の大幅な省スペース化や設計の簡素化により、インシャルコストの縮減、さらにはランニングコスト、ライフサイクルコストの縮減が図れるのではないかと考えます。プランニングの早期からぜひこの考え方の導入検討をお願いしたいと思います。

新市庁舎の設計について、今提示しましたような他都市の事例研究など御考慮いただきたいと考えます。本市の見解を伺います。

第1項目めを終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、政治姿勢・市政運営に関して御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、まず、現在の小樽市内の受入れ可能病床数及び使用病床数、病床使用率につきましては、北海道が三次医療圏ごとに病床を調整しており、病床数の詳細については公表を差し控えることとされておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、宿泊療養施設の開設状況につきましては、本市の軽症患者等が利用できる施設は、北海道が札幌市内に設置する施設3か所であり、施設名、部屋数はアパホテル&リゾート〈札幌〉が670室、東横INN札幌すすきの交差点が330室、ホテルフォルツァ札幌駅前が270室と北海道から聞いております。

11月20日に3か所目のホテルフォルツァ札幌駅前が開設される以前は、入所までに数日の期間を要する入所日調整が必要な事例もあったというところでございます。

次に、市内に宿泊療養施設を確保することにつきましては、当該施設は北海道が設置することになっておりますが、今後、感染者の増加が続き、既設の施設へ市民の入所が困難となる状況が生じた場合には、市内も含めた宿泊療養施設の確保について北海道と協議する必要があるものと考えております。

次に、行政検査につきましては、直近の保健所及び市内医療機関における1日当たりの検査可能件数は約350件。今後予想される必要最大検査数は、北海道の推計によりますと1日当たり約400件となっております。今月中旬を予定しております保健所における抗原定量検査機器の導入後は1日当たり450件程度まで対応できることとなります。

次に、保健所の時間外勤務の実態につきましては、今年度の時間外勤務の時間数について、管理職以外の職員の合計を前年度との比較で申し上げますと、前年度10月末では854時間でしたが、今年度は同月末で3,289時間であり、約4倍となっております。

次に、保健所の人員体制強化につきましては、コロナ禍により保健所の業務が増大し、職員の負担が非常に大きくなっていることは私も承知をいたしております。このことから、これまでもクラスターの発生などの非常時には、新型コロナウイルス対策本部感染症対策班を設置するなど体制を整え、職員を保健所

に兼務発令し、適時、保健所の体制強化を図ってきたところであります。

現在も北海道が札幌市内に設置をしております宿泊療養施設への職員派遣は全庁的な取組として実施をしているほか、必要に応じ事務職員に保健所兼務を発令し、円滑な業務運営を図っているところであります。今後とも必要に応じ、適切な人員体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、札幌市から通勤している職員の自宅待機につきましては、北海道が発出する警戒ステージでは、現状は札幌市との往来自粛はあくまでも不要不急のものに限られており、通勤は含まれない取扱いとなっております。今後、警戒ステージの引上げや緊急事態宣言の発出がされ、国や北海道から通勤についても制限要請があった場合には、自宅待機についても検討しなければならないと考えております。

次に、いわゆるコロナ差別条例制定に関する見解につきましては、私としても新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等に対する差別や偏見は絶対にあってはならないものと考えております。これまでも新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の普及などについて、市のホームページや広報おたるなど様々な機会を通じて啓発に努めてきているところでありますが、条例の制定につきましては、現在、国において法制化の動きがあることも承知をいたしておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、令和3年度予算編成方針についてですが、まず予算編成方針の考え方につきましては、実質単年度収支が4年連続で赤字という財政状況を踏まえ、さらには新型コロナウイルス感染症の影響により歳入動向が不透明であることから、これまで以上に限られた財源を効率的、効果的に分配する必要があります。このことから各部に対しての歳入確保はもとより、歳出全般にわたり徹底した施策の優先度や見直しをさらに強力に実行するなど、厳しい財政状況であることを職員全員が深く認識をした上で抜本的な見直しをしなければならないことを示したところであります。

また、スケジュールにつきましては、10月末に予算編成方針を示し、11月から予算編成作業が開始がされ、1月には私が自ら各部とのヒアリングを行い、2月上旬には予算案ができる予定となっております。

次に、予算編成に当たり各部に指示した点や事業につきましては、令和3年度予算は新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の大幅な減収が見込まれるなど歳入動向が不透明であることから、予算要求に当たっては各部長がマネジメント能力を発揮し、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、事業効果を検証し、事務事業の徹底した歳出削減に取り組んだ上で必要な財源を捻出するように留意させたものであります。

また、感染症対策や地域経済の活性化はもとより、第7次小樽市総合計画に掲げる人口減少・少子高齢化への対応など、これからの新たなまちづくりに向けた取組を着実に前に進めていくように指示をしたものであります。

次に、落ち込んだ経済を下支えする事業等につきましては、これまで国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら新型コロナウイルス感染症の影響に対応する経済対策を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の長期化が市内経済へさらなる影響を及ぼすことが懸念されるため、今後も国や北海道の動きに注視するとともに、事業者や関係団体の声をお聞きしながら必要な支援を講じてまいりたいと考えております。

また、今年度には新たな働き方に対応したワーケーションのモニターツアーのほか、観光プロモーションビデオの制作、文化遺産についての情報発信、自然観光資源の整備など、先を見据えた取組を実施しており、新年度においてもこうした考えの下、経済の下支えと回復に向けて事業を進めていく必要があると考えております。

次に、公共施設長寿命化計画（案）についてですが、新庁舎の事業実施段階の基本計画等の検討におい

では、御指摘のとおり省スペース化やコストの縮減が図られるよう、他都市の先進事例等を幅広く調べる必要があるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 須貝議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長の政治姿勢、市政運営に関して御質問がございました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。まず市内小・中学校での感染拡大防止対策につきましては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、マスクの着用と三つの密の回避を徹底すること。小まめな換気や消毒を行うこと。給食時には食事の前後の手洗いの徹底や食事時の会話を控えることなどのほか、学校の行動基準がレベル2に移行したことに伴い、本人はもとより同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合も児童・生徒の登校を控えることを、学校を通じて保護者に求めているところであります。このほか、教育委員会独自の対策として、保護者に対してスポーツ教室など習い事や人が多く集まるところへ外出する際には、児童・生徒の感染予防について十分配慮していただくことなどについて協力をお願いしているところでございます。

次に、市内小・中学校の学級・学校閉鎖の開始と解除基準につきましては、小樽市市立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者発生時等の対応ガイドラインに基づき、小樽市教育委員会連絡会議におきまして、感染した児童・生徒の学校における活動の態様や接触者の多寡のほか、地域における感染拡大の状況や感染経路、児童・生徒の健康観察期間を保健所と協議の上、臨時休業の実施の有無や規模、期間を検討し、小樽市新型コロナウイルス対策本部会議の協議結果を踏まえながら教育委員会において判断をいたしております。

このたびのクラスター発生による稲穂小学校の学校閉鎖や花園小学校の学級閉鎖などの判断に当たっては、子供たちの学習保障の確保の側面や感染拡大防止を図る側面、双方の判断が求められたところでございます。保健所と協議した上、苦渋の選択ではございましたが所要の措置を取ることとなり、児童・生徒はもとより保護者や地域の皆様には不安や心配をおかけすることとなり、教育委員会といたしましては大変重く受け止めております。今後、一層の感染拡大防止を図り、子供たちの学習保障に努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

(14番 須貝修行議員登壇)

○14番（須貝修行議員） 第2項目め、港湾・観光・経済について。

最初に、小樽港の基本的な戦略・課題についてお聞きします。

私は令和元年第4回定例会代表質問において、小樽港の基本戦略、特に国際戦略や防災、対岸貿易の可能性について取り上げさせていただきました。以来、予算特別委員会や決算特別委員会においても同様に取り上げさせていただきました。今般、小樽港長期構想もまとまりかけているようですので、本日は小樽港長期構想と小樽港の戦略・課題について取り上げさせていただきたいと思っております。

まずは、小樽港の基本戦略に関してであります。

港湾整備においては、国からの支援が最重要であることは言うまでもありません。国際拠点港湾の指定を受けている苫小牧港、室蘭港や、重点港湾指定を受けている釧路港、函館港、石狩湾新港と重要港

湾指定の小樽港では、やはり国の予算措置において優先順位で後れを取ることになるかと思えます。私は、この中でも小樽港と連携戦略を取ってきた石狩湾新港との差別化が図れず、埋没化する可能性の懸念が拭いきれません。これからは小樽港と石狩湾新港のすみ分け、機能分担の戦略が必要と考えます。ここで改めて、石狩湾新港に対する小樽港の特性を生かした戦略について本市の見解を伺います。

今回の長期構想の将来プロジェクトについては全て重要と考え、大いに賛同するところではあります。私はその中で、日本海側における穀物基地の形成に着目しております。これを実現するためにはハードの整備とソフト面、ポートセールスと関連企業との連携、支援策が必要と考えます。近年、穀物船はどんどん大型化しており、大型船の場合には満載での入港ができない場合もあると聞いております。パナマックス級では水深14メートル、ネオパナマックス級では水深17メートルが求められているようであり、このようなことから、大型船を受け入れる港町ふ頭全面の増深のほか、現在、穀物を取り扱っている各岸壁の老朽化対策も講じていかなければならないと考えます。

そこで、大型穀物船の受入れに対する現状と対策の見通しについて、本市の見解を伺います。

ハード面でいうと、現在コンテナヤードの拡大要望が出ているとお聞きいたします。この課題に関してはヤードの広さの問題だけではなく、ヤードの舗装強度や整備に係る財政的な課題もあるとは思いますが、今後、貨物量を増やすことを考えると、コンテナヤード拡大は必須であると考えます。本市のコンテナヤード拡大に関しての見解を伺います。

また、ガントリークレーンの戦略的な整備計画等についても、ぜひともお願いいたします。

最大級の大型穀物船が満載接岸できない状況では、ポートセールスにおいても様々な工夫が求められると思います。例えば2港寄り戦略を取り、第1港を釧路港とし、第2港として小樽港に入港いただく。また、その後の内航輸送の積替え港としての役割を果たすことなども考えられます。

また、さらに重要なことは、小樽市で操業している製粉工場、飼料工場の事業の継続であり、充実、拡充への支援が必要と考えます。小樽港長期構想の資料では、札幌圏に製粉工場が集中しているとありますが、肝心の小樽にしっかりと工場があることが重要です。歴史を振り返ると、小樽にはかつて製粉工場1社、飼料工場が4社、計5社ありました。現在は製粉工場1社、飼料工場1社となっており、衰退することはないのか、私はこの点、大いに危機感を覚えるところであります。

このような現状を踏まえ、本市の製粉、飼料会社との連携、支援に対する見解を伺います。

昨年の第4回定例会代表質問でも取り上げましたが、北極海航路は俄然注目の的であります。地球儀を北極を中心として見た場合、日本とつなぐ航路としてアメリカ・アラスカ州及びロシア・カムチャツカ地方の重要性が分かります。ロシア政府も北極海航路総貨物量を現状の年1,000万トンから、2024年には年8,000万トンとの報道もあり、苫小牧港や釧路港では実証実験も開始されております。

北極海と日本、東アジアをつなぐ上で、小樽市として布石を打つ必要性を感じます。例えば、釧路市は姉妹港としてアラスカ州スワード港、港湾友好都市としてカムチャツカ地方ペトロパブロフスク・カムチャツキー市と提携しております。北極海航路に関連して、本市のアラスカ及びカムチャツカにおける都市提携に対する見解を伺います。

港湾最後になりますが、今回の小樽港長期構想はよくできていると考えます。特に、第3号ふ頭のクルーズ船による世界の人々と小樽市民の交流ができる空間が完成する。考えただけで、わくわくいたします。その実現のためにも、あらゆる機会を生かし、チャンスを捉えて離さない鋭敏な嗅覚が必要と考えます。我が会派としては全面的に支援してまいりますので、実現に向け、共に歩みを進めてまいりたいと考えております。

2、北海製罐第3倉庫について。

小樽運河のランドマーク的な存在である北海製罐第3倉庫解体方針が、市長の働きもあり、ひとまず来秋までに先送りになりました。私も報道後、多くの市民、団体関係の方々と意見交換をいたしました。その全てが存続、保存というものであります。しかしながら、ただ保存では朽ち果てていくのを待つしかありません。どう修繕し、どう活用していくのか。膨大であろう維持費や短期間で引き受けていただける民間企業が簡単に見つかるとも考えにくい状況であります。今定例会においても本件に関して多くの質問が予想されますが、私はまず、本市としてこの課題解決までのプロセス、スケジュールに対する見解をいただきたいと思います。

3、オープンテラス席設置について。

オープンテラス席でカフェやアルコールを楽しむ、ヨーロッパの町並みでポピュラーな光景であります。日本でもコロナ禍において、苦境に陥った飲食店支援策として国が道路占用許可基準を緩和したとお聞きいたします。店内座席の減少を補い、換気の心配も減る。感染防止と経済を両立させる策と言えると思います。浜松市は社会実験として、また、福岡市は中洲の屋台でテラス席が設けられているようであります。商店街単位での申請により、まちに一体感を演出しているケースもあるようです。道路占用は事故やトラブルを防ぐ必要がありますし、適地・不適地もあると思いますが、この3密回避にぎわい創出策は妙案ではないかと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、本市としてオープンテラス席設置の可能性と許可について、どのように考えているのか見解を伺います。市民がまちを楽しむ。そして、小樽を訪れた方々も小樽の町並みを好きになる。そんな都市空間を演出していただきたいと考えます。御検討をお願いいたします。

4、観光庁選定事業について。

観光庁による誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成事業において、6倍ともいえる倍率を勝ち抜いて小樽市から二つの事業が選定され、それぞれに大きな補助金交付がされる見通しとなっております。「クアオルト型健康保養地を目指す、朝里川温泉“元気力アップ”プロジェクト」と「小樽市北前船日本遺産を活用したwithコロナ期対応型イベント開催事業」であります。いずれの事業も次の小樽の観光コンテンツを見据えており、高く評価されたものと理解しております。

例えば、朝里川温泉の例を取りますと、健康滞在とワーケーションをテーマにし、電動アシスト自転車やスマートウォッチの購入、ワーケーションルームやWi-Fi環境の整備などがなされ、また近い将来に訪れる新幹線の延伸、その際の誘客策として、まさにポストコロナを見据えた戦略となっております。

そこで伺いますが、両事業に対する本市の認識と今後の展開において、どのように支援していくのか見解をお示しく下さい。

5、小樽市公設青果地方卸売市場について。

この項の最後に、小樽市公設青果地方卸売市場について取り上げさせていただきます。

決算特別委員会でも取り上げさせていただきましたが、公設青果地方卸売市場は産地と実需者をつなぐ生鮮食料の流通基幹インフラとして、その役割は重要であると認識しております。しかし、近年の卸売市場経由率の低下や本市の人口減少による消費力の低下により、取扱数量、金額ともに大きく減少しております。近年のデータを見てみますと、平成3年度の取扱数量3万7,603トン、金額79億2,046万6,000円、令和元年度取扱数量1万140トン、金額23億5,546万6,000円、数量にして約マイナス73%、金額にして約マイナス70%と、この30年で大きく減少しており、加えて本年の新型コロナウイルス感染症によりさらなる市場縮小が予想されます。私も決算特別委員会後、市場関係者の方々からお話を伺いましたが、卸売業者は公共性を守る強い使命感の下、懸命な経営努力をいただいておりますが、親会社から利益を伴わない事業に対して厳しい指摘を受けているとの状況説明をいただきました。全国

的にも地方卸売市場の閉鎖事例もありますし、また、つい先日、11月30日、室蘭市公設地方卸売市場青果部門の丸果室蘭青果の自己破産申請もありました。小樽市として本当に公設青果地方卸売市場が必要なのか、強い意思を示してほしいとの切実なる声をいただいております。

そこで改めてお聞きいたしますが、この厳しい状況を踏まえ、本市の今後の公設青果地方卸売市場に対する見解を伺いたいと思います。

人口減少は様々な局面に暗い影を落とします。その中でも強い使命感を持ち、事業を継続していただいている方々に、今後もエールと支援策を望みます。

第2項目めを終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、港湾・観光・経済について御質問がありました。

初めに、小樽港の基本的な戦略・課題についてですが、まず、石狩湾新港に対する小樽港の特性を生かした戦略につきましては、物流・産業面では、これまで小樽港での運航実績を生かした日本海側フェリー拠点の形成や、長年集積された穀物機能を生かした北海道日本海側における穀物基地の形成を図り、物流拠点港としての発展を目指してまいりたいと考えております。

また、観光・交流面では、小樽港は多くのクルーズ船の寄港実績があるとともに、港の周辺には観光施設も充実していることから、北海道日本海側におけるクルーズ拠点の形成などにより、交流拠点港としての発展を目指してまいりたいと考えております。

次に、大型穀物船の受入れにつきましては、近年、小樽港に寄港する穀物船が大型化しており、現状の港内の水深から、貨物を満載せずに喫水を浅くして寄港する状況が発生しております。また、穀物を取り扱っている岸壁においても、古いものでは建設から40年以上経過しており、エプロンのひび割れなどの老朽化が進んでおります。

今後とも小樽港が北海道における穀物の取扱い拠点港としての役割を担っていくためにも、穀物船の大型化への対応は必要なものと考えており、港町ふ頭で穀物を取り扱っている岸壁の全面的泊地をマイナス14メートルに増深すること、深くすることを目指して、現在、改訂作業を進めている小樽港港湾計画に位置づける予定であります。

また、老朽化対策につきましては、施設の老朽度や緊急性などを踏まえながら、必要な対策を講じ、機能の保全を図ってまいりたいと考えております。

次に、コンテナヤードの拡大につきましては、現在のヤードではスペースが不足しているため、コンテナ置場が分散しているとともに、今後の貨物量の増加に対応することが難しいものと認識しております。コンテナ航路は、中国をはじめとする東アジア、そして東南アジアなどと北海道の物流の一役を担うとともに、背後圏のニーズにも応えていく航路であることから、荷役作業の効率化のためのヤードの集約は必要と考えておりますが、拡張につきましては、今後の貨物量の動向を見極める必要があると考えております。

次に、製粉、飼料会社との連携・支援につきましては、本市に所在する製粉工場と飼料工場では、小樽港の主要貨物である穀物類を原材料として使用していることから、今後も本市で事業を継続していただくことが重要であると考えておりますので、私がポートセールスで上京する際には、地元の関係事業者の皆さんと一緒に本社を訪問させていただき、意見交換を行うなど関係強化に努めているところであります。今後とも関係業界の動向や要望などもお伺いしながら、港湾施設の整備も含め必要な対応を行

ってまいりたいと考えております。

次に、北極海航路に関連して、アラスカやカムチャツカとの都市提携に対する考えにつきましては、現在の北極海航路は国内においては生産拠点や消費地が集中し、海上輸送網が充実している太平洋側の利用が多い状況となっておりますが、今後、航路の利用拡大により小樽港においてもクルーズ船の寄港や穀物、水産品の輸入などその可能性はあると考えておりますので、御提案の都市提携については航路の利用状況などを注視してまいりたいと考えております。

次に、北海製罐第3倉庫についてですが、建造物としての耐久性や耐震性の調査による現状把握、また、民間企業による活用などが課題であると考えております。具体的なスケジュールは今お示しはできませんが、1年という限られた時間の中で市民の皆さんの御意見を伺いながら経済界などと連携し、課題に取り組み、活用の方策を見いだしたいと考えております。

次に、オープンテラス席の設置についてですが、その可能性と許可につきましては、本年6月5日、国土交通省から新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆さんを支援するための緊急措置として道路占用基準を緩和したとの通知があり、本市では小樽都通り商店街振興組合から、オープンテラスのテーブルや椅子などを道路に設置するための占用許可申請が出され、9月3日から11月30日までの期間で許可をしたところであります。

この緊急措置の期限は令和3年3月31日までとなっておりますが、国土交通省では道路占用許可を柔軟に認めるため、新たに歩行者利便増進道路制度を創設し、本年11月25日に施行したところであります。今後、説明会の開催が予定されておりますので、その内容を精査した上で、この制度の本市における運用について検討してまいりたいと考えております。

次に、観光庁選定事業についてですが、北前船の事業につきましては、日本遺産である北前船を活用したバスツアーやカードラリーによる北前船の認知度向上や回遊性を高める事業などを実施するものであります。また、朝里川温泉の事業につきましては、温泉地としての環境を生かし、温泉利用による免疫力向上やストレス緩和効果を高めるため、独自の観光商品の開発に取り組む事業となっております。これらの事業は、コロナ禍における旅行スタイルに対応した内容となっており、今後の本市の観光振興にとって大変有効な取組であると認識をしております。

また、事業実施に当たっては、観光庁の公募要領では地方公共団体との連携を必須としていることから、本市職員が事業主体である実行委員会や朝里川温泉組合などと申請段階から協議を重ねながら進めており、今後も引き続き事業効果が十分得られるよう連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽市公設青果地方卸売市場についてですが、市場の今後の展開につきましては、青果物の物流は大手スーパーやコンビニエンスストアなどが直接、生産者から購入する割合が増加するとともに、人口減少や生活様式の変化から購買量の減少などもあり、取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

しかしながら、本市場は主な仕入れ先として活用いただいているスーパーや市内のほぼ全ての青果店の仕入れ先として存在をしており、地元農家から季節の青果物を市民に供給するなど、市民の日常生活に欠かすことのできない青果物の供給拠点として重要な役割を果たしていると考えております。

また、市場運営については、中枢である卸売業者が札幌の卸売会社から支援を受けるとともに、本市としても卸売市場使用料の減免などを続けることにより事業を継続している現状であります。

今後も厳しい経営環境が続きますが、市場関係者との連携を深めながら、一定の需要を基に青果物の安定的な供給と適切な価格形成という役割を持つ公設卸売市場としての使命を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、須貝修行議員。

(14番 須貝修行議員登壇)

○14番(須貝修行議員) 第3項目め、まちのかたち・まちのちからについて。

最初に、人口減少対策についてお聞きいたします。

人口減少問題は本市にとって最重要課題の一つであります。人口減少問題は大変裾野が広く、一つの処方箋だけで解決できるものではありません。自然減の側面では子育て世代の満足度・安心感を高める。社会減の側面では、学生を含め経済活動を行っている活動世代のニーズを満たすことが重要であると考えます。そして、この満足感、安心感、ニーズをスピード感を持って解決していく。決して他都市の後追いではなく、先見性をもって取り組んでいくことが重要と考えます。

子育て世代の満足度、安心感を高めるためには、やはり教育の質を担保する。また教育環境の整備やワクチンなど多様な保健環境の整備も重要となります。GIGAスクール構想の前倒し等は評価いたしますが、昨年、第2回定例会でも取り上げさせていただいた小・中学校の子供が行きたくないトイレの解消などは、最も早く着手いただきたい事例であります。本年度は潮見台中学校、長橋小学校と改修工事をいただいているようですが、約半数が残っており、このままではまだ多くの時間を必要といたします。本市の財政状況を理解した上で、トイレの改修だけでも優先順位を上げスピードアップできないものなのか、教育委員会の見解を伺います。

また、小・中学校における長寿化計画の見通しについてお示しいただきたいと思います。

また、ワクチンの定期予防接種率の向上が特殊出生率の向上につながると、大分大学、大分県の研究発表がありました。全国自治体で予防接種への取組が強化されております。本市も定期予防接種において充実を図っているようですが、例えば任意接種において、おたふく風邪の助成がなされておられません。札幌市では1回3,000円の助成がなされており、事業規模を本市で概算してみますと、昨年の出生数440人として全額助成で約260万、札幌市並みの半額助成で約130万円となります。子供の健康を守ることは将来への先行投資として子育て世代の共感を得る、若い世代の定住促進の一助になると分析されているようです。

そこで、本市の任意予防接種、特におたふく風邪に関する見解を伺います。

活動世代のニーズを満たす側面では、特に交通の利便性を高めることが重要と考えます。これも昨年、第2回定例会以来、取り上げさせていただいておりますが、シームレスな交通網の構築であります。次世代移動サービスMaasが提唱され、各地で実証実験が行われている中、いまだに乗換え不便なバス停が解消できないようではこの先、おぼつきません。活動世代は行動も決断も合理的でスピーディであります。ぜひともスピード感を持った対応をお願いしたいと思います。

活動世代のニーズを満たし、人口減少対策にしようという試みにスマートシティが挙げられます。コンセプトはデジタル技術を活用して人々の利便性を高め、よりよい生活をつくるというものだと思います。消滅可能性都市から挑戦可能性都市を目指す大きな危機感を持った福島県会津若松市や石川県加賀市の事例は大いに参考になりましたし、国のスーパーシティ法案も相まって全国多くの自治体でプロジェクトが進行しております。生活の質を高めた未来都市に向けて、エネルギー、医療、交通、買物、観光、行政手続等、多分野にわたりサービス革新が試みられております。

そこで伺います。本市のスマートシティに関する認識を伺います。

スマートシティ化まではいかない、もう少し身近な取組として国土交通省が提唱している「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指す、まちなかウォークアブル推進プログラムがあります。現在281地

域が応募し、同プログラムに賛同する旨を宣言しており、今後も各種政策の情報提供や国内外の先進事例の情報共有等を国と地方公共団体の枠を超えてチャレンジしていくようであります。小樽市としてこのウォークアブル推進都市の応募について検討していただけないか、見解を伺います。

社会減の側面で見るともう一つ大きなテーマがあります。10月21日に開催された北海道都市問題会議で紹介されましたが、郷土への誇り、愛であります。道央圏では本市や岩見沢市のように社会減が大きい都市がある一方で、北広島市や千歳市では社会増であるという大学生による研究が紹介されました。定住志向にはまちづくり施策の満足度だけではなく、まちへの誇り、愛着が重要で、それぞれ相関関係にあるというものであります。

そこで、本市としてこの分析をどのように評価するのか。

また、若い世代に誇りや愛着を抱いていただくためにはどのような対策を講じていくのか、御見解を伺います。

2、脱炭素社会について。

国は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする社会を目指すことを明言いたしました。それを受け、二酸化炭素排出を実質ゼロ、いわゆるゼロカーボン宣言する自治体も増えてまいりました。11月25日現在、北海道、札幌市、ニセコ町、古平町を含む全国175自治体が宣言しております。例えば、札幌市では2030年に2010年比で温室効果ガス排出量45%削減。東京都では2030年、新車販売台数の50%をゼロエミッションビークルにする。小田原市では公用車のEV車導入拡大と再生可能エネルギー供給や蓄電池活用等に取り組むとしております。

そこで伺いますが、まずはできることから、再生可能エネルギー活用や公用車のEV車導入、蓄電池の活用などを検討できないか伺います。

そして、小樽市としてゼロカーボン宣言するお考えがないのかお聞きいたします。

3、地域福祉について。

地域福祉に関連して、ふれあいパス事業について取り上げさせていただきます。

この事業は御高齢の市民の皆様生きがづくり、健康づくりを目的に、積極的な社会参加促進を図るために、バス、JRの利用負担軽減策として平成9年度より開始した事業であります。以来、毎年、約2万人以上の対象の方々が御利用し、生きがづくり、健康づくりに大きく寄与してきた事業と評価しております。しかしながら、年数を重ね事業費が大きく膨らみ、さらには制度の矛盾点も生じ、今定例会において制度変更が示されました。私は、同事業が持続可能で、より多くの市民の方に喜ばれる事業であり続けるために、今回の制度変更理解を示し、賛意を表します。

その上で幾つかの課題を踏まえ、今後の事業に関して質問させていただきたいと考えます。

この事業継続に当たり、課題として、利用者の居住区域や利用回数に偏りがあること。また、使用年齢に偏りがあることが挙げられます。私はこの事業は将来的には全ての高齢者に利活用できるプランに進化させるべきであると考えます。そのためには、交通機関のパスとしてだけではなく、多彩なメニューから選択できる制度が望ましいと考えます。例えば、温泉施設利用券であったり、鍼灸マッサージ券や健康グッズ購入補助などです。このような事業になれば居住区域も年齢にも関わらない、小樽に住む全ての高齢者が利用可能となります。キーワードは平等、公平性と、全ての高齢者の利益の享受であります。

そこで、今、提示しましたような事業への見直し、進化に関して御見解を伺います。課題も多いとは思いますが、小樽に貢献いただいた全ての先輩方のために、この事業の進化、御検討をいただきたいと考えます。

4、シビックプライドについて。

先日、地域福祉計画案が示され、今後の議論を経て来春の策定を目指すとのことであります。私もワークショップ等にも参加させていただきましたが、つくづく思うところは、この計画の核心はシビックプライドであるということです。御承知のとおりシビックプライドとは、単に郷土愛を示すだけではなく、広義として、権利と責任を持って主体的に関わりを持ち、まちをよくするという意味を内包しております。

さきの項で、人口の社会減の大きなテーマとして、郷土への誇り、愛が重要であることを申し上げましたが、人口問題も含め、小樽のまちの将来を考えたとき、このシビックプライドの醸成が大変重要になると考えます。シビックプライドの重要性は、各自治体も感じており、例えば、神奈川県相模原市では、全国初のシビックプライド条例制定を来春に見据え、まさしく議論中といます。私は、シビックプライド醸成のためには、意図的に育むための取組、地域教育、すなわちシビックプライドを考える場をつくる必要があると考えます。島根県では、高校における地域教育の推進を掲げているようでありませぬ。

そこで、本市としてこのシビックプライドをどのように捉えているのか。

また、シビックプライドの地域教育の必要性に関して見解を伺います。

先ほど、2020年世界幸福度ランキングが発表され、日本は残念ながら前年よりランクを落とし、153か国中62位となりました。日本人にとって社会的寛容度と主観的満足度がどうしても厳しい評価になるのです。私は、小樽市民一人一人がシビックプライドを持ち、寛容性の高い社会をつくる、このことが市民の幸福度を上げる。ひいては、人口の社会減を押しとどめ、若者の定住促進につながるのではないかと考えます。シビックプライド醸成は大変重要なテーマでありませぬ。これからも大いに議論させていただきたいと思ひます。

最後に、たるたる支え愛ぶらんの中に、市民自らが小樽観光を楽しむとして、観光客に積極的に声をかけるといふものがありました。私はちょうど1年半前の第2回定例会一般質問にて、外国人には「Have a nice Otaru」、日本人には「よい小樽を」と声かけしませんかと提案させていただきました。観光客の皆さんにとっては、地域の住民の暮らしぶりやまちへの誇りが価値になると思ひます。今こそ、まちに誇りと愛着を持って、「Have a nice Otaru」、「よい小樽を」への活動を始める必要があると考えませぬ。

最後に、Have a nice Otaru活動に対する本市の見解を伺ひます。

再質問を留保し、代表質問を終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めませぬ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、まちのかたち・まちのちからについて御質問がありました。

初めに、人口減少対策についてですが、まず、本市の任意の予防接種につきましては、一般的に予防接種により子供の健康を守ることは、子育て世代の安心感につながることになるものと考えております。御指摘のおたふく風邪の予防接種については、先進地の状況について情報収集をしてまいりたいと考えております。

次に、スマートシティにつきましては、生活に必要なインフラやサービスを、ICTなど新しい技術を活用し、効率的な管理・運営を行い、環境に配慮しながら人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市の形であると認識をしております。現状では、スマートシティを意識した取組

を行ってはおりませんが、スマートシティの形は多様なため、本市が抱える課題を解決するために、ICTを活用したまちづくりに当たって活用できる分野や手法などについて研究をしてみたいと考えております。

次に、ウォークブル推進都市への応募につきましては、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指す何らかの取組を実施している、あるいは構想等を持っている地方公共団体が対象となっておりますが、現在本市において、この要件に該当する取組などが無いこと。また、応募の有無にかかわらず、国からの各種施策の情報提供や補助事業の採択に影響がないことから、直ちに応募する考えはありません。しかしながら、今後も引き続き、国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、定住志向とまちへの誇り、愛着との関係などにつきましては、まちへの誇り、愛着は、まちに対する満足度の高さに表れると考えられ、以前行った小樽商科大学との共同研究における市民アンケート結果の分析において、本市に対する満足度が高いほど定住志向が高いことが確認されていることから、相関関係があるものと認識しております。

また、誇り、愛着を抱いていただくためには、まずは本市を知っていただくことが必要と考えておりますので、小・中学校におけるふるさと教育を充実させるほか、社会教育施設における各種講座等を充実させることを考えております。

次に、脱炭素社会についてですが、まず、再生可能エネルギーの活用等につきましては、本市では既に一部の市有施設で太陽光発電設備を導入しておりますが、今後は二酸化炭素排出抑制に寄与するため、施設設備の更新に合わせて、さらなる再生可能エネルギー活用のほか、エネルギー効率の高い機器や車両の導入についても検討が必要と考えております。

次に、二酸化炭素排出実績ゼロの表明につきましては、昨年12月に環境省から都道府県や全国の市町村へ表明の呼びかけがあり、それを受け、北海道内では本年2月から7月にかけて、北海道のほか3市町が表明したものと認識しております。

本市といたしましても、地球温暖化対策の取組は必要なことと考えておりますので、今後、他都市の取組を参考にしながら、表明について判断してまいりたいと考えております。

次に、地域福祉についてですが、ふれあいパス事業につきましては、今年度は、本事業の目的である高齢者の積極的な外出の支援の事業趣旨に沿った見直しを進め、今定例会に関連予算を計上したところであり、当面は今回の見直し案を継続してまいりたいと考えております。

次に、シビックプライドについてですが、まず、本市における認識につきましては、議員からもお話がありましたとおり、郷土愛よりも広い意味で捉えられる言葉で、その地域に関わりがある方々が自負や愛着を持ち、地域を育み、そのために行動するといったより主体的な行動を指す言葉であると認識しております。このシビックプライドが、本市と関わる皆さんに広がり、それぞれの思いが強まっていくことで、まちの活性化などにつながっていく原動力になるものと考えております。

次に、シビックプライドの地域教育の必要性につきましては、まちづくりを進めていく上では、様々な機会を通じて市民の皆様から御意見をお聞きし、議論を深めていくためにも、地域教育の仕組みは、一つの有効な手段であると考えており、シビックプライドを醸成する素地となるふるさと教育については、既に小・中学校で行っております。

また、本年実施いたしました地域福祉計画策定のためのワークショップでは、参加された方々からは、小樽をよりよい場所にしたいという思いで活発な御議論いただきましたが、今後ともさらに多くの市民の皆さんが参加できるような機会を設けていくことで、シビックプライドの醸成につながるものと考えております。

次に、観光客に一言添える取組につきましては、第二次小樽市観光基本計画において、ホスピタリティの啓発事業などを通じて、市民は何をすべきかなど、観光への意識を高める取組を行うこととしております。

今後とも市民と観光客が交流できるまちを目指すため、地域福祉計画にも観光客への積極的な声かけなどを盛り込む予定であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、まちのかたち・まちのちからについて御質問がございました。

初めに、人口減少対策についてであります。まず、トイレの洋式化の優先順位を上げることにつきましては、トイレの洋式化は、学校施設を整備する上で子供たちにとって教育環境向上を図る観点からも、大変効果が期待できると考えておりますので、優先的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

このため、現在、令和2年度末策定に向けて検討を進めております。小樽市学校施設長寿命化計画においてのトイレの改修の位置づけにつきましては、予算の平準化にも留意しながら、直近10年間の具体的な実施計画の中で全ての未整備校のトイレ改修が実施できるように取り組んでまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

○14番（須貝修行議員） それでは、再質問を1点だけさせていただきたいと思っております。

港湾のところで製粉会社、飼料会社との連携支援に対する見解を伺ったところですけれども、市長から、表敬訪問等を行わせていただいたときに、まちの関係事業者の方々とも含めて意見交換をしているというような答弁をいただきました。私もそれは大変重要で、いわゆるトップ同士の良好な関係づくりというのは非常に重要であると認識しております。

お聞きしたいのは、1点。その下のレベルと申しますか、トップではなくて、その下の事務方のレベルと申しますか、そこでどういうふうな、例えば情報交換をしているのか。民間企業が下した決断というのは、なかなか覆ることはないとは今、思っています。他都市でも今いろいろな事例があると思うのですが、ここで市長ではなくてトップよりも下のレベルにおいて、例えば、その会社の財務状況の把握だとか、課題の共有化が図られているとか、そういうところは非常に重要なのではないのかと私は見ているのですが、そこについてだけ1点、市長の御見解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の再質問にお答えしたいと思います。

本市にとりまして、この製粉会社、飼料会社、それぞれ1社ずつございますけれども、引き続きトップセールスを継続させていただきながら、引き続き情報交換をさせていただきながら、業側から求められる要望等についてはしっかりお応えしていきたいというふうに思っておりますが、担当レベルでのこういった議論をされているかどうか、意見交換をされているかどうかにつきましては、担当部長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 港湾担当部長。

○**港湾担当部長（佐藤文俊）** 須貝議員の再質問で、事務レベルでどのような対応しているかということについて、私から答弁させていただきます。

私のところも、市長が上京して本社に行かれて、いろいろと意見交換する際には同席させていただいておまして、そういった会社の要望等も踏まえて、私どもとしたら、どちらかといいますと地元の工場、その工場長といろいろと相談させていただきながら、御要望を伺いまして対応しているところでございます。

地元のこういった企業活動が円滑に進むように、今後ともこういった情報交換を進めていきたいと考えているところでございます。

○**議長（鈴木喜明）** 須貝議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時45分

○**議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○**6番（高橋 龍議員）** 立憲・市民連合を代表し、代表質問をいたします。

冒頭の項目としては、市政の諸課題についてお聞きしていきます。

まず、収支改善プランに関してです。

11月初旬、とある報道に、京都市が歳入歳出の見直しを検討する京都市持続可能な行財政審議会の中で、行財政改革を行っても毎年340から500億円規模の財政不足が続き、2028年には、夕張市のような財政再生団体に転落するということまで示されました。その上で、歳出に関する改革方針のポイントとして、国の水準を上回る事業の見直し、若い世代への財源の再分配、公共施設の最適な管理、投資的経費の計画的な執行、人件費削減、繰出金の見直しを上げたということです。

小樽市としても、財政が厳しい中でのコロナ不況に見舞われ、非常に危機感を覚えています。財政再生団体になると、予算編成の主導権は総務省に移り、市が独自で行っている施策はできなくなることで市民生活に大きな影響を来してしまうわけです。せんだって、本市の収支改善プランの収支見通しの時点修正について御説明をいただきましたが、さらに悪化の方向が示され、明るいものではありませんでした。

この見込みについては、どの程度の要素が加味されているかによって、今後の数字が変わってくることとなります。例えば、本年行われた国勢調査の人口規模によって地方交付税は変動するでしょうし、新型コロナウイルス感染症による減収、そして、その補填債を見込んでいるのかどうかによって見通しが変わるのではないかと思います。この収支見通しに盛り込まれていない大きく変動する要素についてお答えください。

そのような状況下で、公共施設の再編と長寿命化が今後の収支に大きな影響を与えるものと考えます。大きな費用を要する市役所別館、総合体育館は、早くとも計画の1期目の後半になるため、収支見直しには含まれないかと思いますが、そのほかの施設の修繕費などに関しては試算の上で盛り込まれていますか。

このプラン、つまり収支改善プランの大きな目的は、歳出減と歳入増です。現状、プランどおりに進んでも、なお多額の費用が不足します。今後、さらに厳しい形でプランを再考していくことも視野に入

れているのでしょうか、展望をお聞きます。

数億円の規模で歳入を増加できるとすれば、このプランの中では、ふるさと納税しか道はないようにも見えますが、いかがですか。

そのほか、大きく歳入を上げられるものがあるとしたら、どのようなものが考えられますか。

今回のコロナ禍によって、多くの自治体が財政に大きなダメージを負っていることとは思いますが、国の補正によって様々な事業が行えたことで救われた方も少なくないと思います。同時に、これまで行ってきた事業の中でも、見直しを図ることで国や道からの負担をいただけるようなものがないのだろうかとも感じます。この点においては、収支改善プランの中にそうした考えは含まれていますか。

持続可能なまちづくりをしていくためには、取捨選択を迫られる点が今後さらに出てくることと思います。いかに行政サービスを維持しつつ、経常的経費も投資的経費も削減できるかについては、京都市同様、細かな分析をもって早急に検討していかなければなりません。今後の施策展開について注視してまいりたいと考えます。

次に、歴史まちづくりについて伺います。

本市の第7次小樽市総合計画にも、歴史を生かしたまちづくりについて記載がなされました。これは、市の有する歴史文化を市として守り、観光や生涯教育にも生かしていくという姿勢と、中長期的に見ても継続性の担保となるものだと認識をしています。

歴史まちづくりについては、日本遺産の活用や小樽市文化遺産事業等でも進められていることと思いますが、その核である歴史的建造物の今後については、民間所有のものが失われているという大きな課題があると考えます。この点については、エリアで保存を図るなどの策を講じる必要がありますが、現在、本市における動きにはどのようなものがありますか。国や道の制度の活用などについて、進捗をお示してください。

また、そのような取組に関わる部署は、建設部、産業港湾部、総務部、教育委員会などがあると思いますが、それらの連携の体制はどのようになっていますか。各担当間でのやり取りなのか、横の連携を意識したチームが組まれているのかなどに関してお示してください。

本年10月に、北海製罐第3倉庫が、今年度中に取壊しになるという話が持ち上がりました。御存じのとおり、この倉庫は小樽運河北側に位置し、運河と一体となっている本市のシンボリックな建築物であるということは、迫市長の談話の中でも同様の御認識であったと伺っております。まさに、第7次小樽市総合計画の中にある歴史まちづくりの推進を図っていく中で、なくしてはならないものだと考えます。若い世代から御高齢の方まで、広く市民の方々、あるいは、経済界からも保存と利活用を望む声が多く聞こえてきております。私自身も市民の一人として、保存に向けた取組ができないかと資料や制度についてその間、情報収集等を行ってまいりました。

そこで伺います。まずは、今回の取壊しの件について、経緯及び概略をお聞かせください。

本市として、保存に向けての方策を探っていただけるという事実には相違はないか確認をさせていただきます。

次に、市に寄せられている声として、市民や経済界、有識者などからはどのようなものがあるのか、差し支えない範囲でお答えをいただければと思います。

前述のとおり、北海製罐第3倉庫は運河と同時期に建設されたため、老朽化していることが考えられますが、今後、保存と活用を考えるに当たっては、建物の現状把握が必要ではないかと思います。この点につきまして、市としてできることはどのように考えていますか。例えば、公共施設としての活用や民間企業とのマッチングなど、幾つかの道はあると考えます。あるいは、国土交通省の歴史的建造物タ

スクフォースや文化庁の拠点づくり事業など、北海製罐第3倉庫保存と利活用を同時に進めていくことも考えられるのではないかと、それぞれ建築基準法の要件緩和や資金的なバックアップをいただくことも可能ではないかと思えます。

いずれにせよ、将来にわたり、建物を使いながら現実的な形で保存に向かう道筋をつけていく必要はあると考えます。本市が把握する中で、他市で近い事例などはないもののでしょうか。利活用に向けた策を講じるためにも、事例についてなどの調査も行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

北海製罐からいただいた1年の猶予を、スピード感を持って多くの可能性を当たっていただきたいと考えます。その中で確認しておかなければならないものとして、来年の秋までに何をしておく必要があるのか、それまでに決めなければならないこととは何かを御説明願います。

この北海製罐第3倉庫の保存と活用については、単に民間所有の古い建物を残すか壊すかという話ではないと考えます。本市が歴史を生かしたまちづくりを標榜し、その中で歴史観光等の施策を進めていくに当たり、このタイミングで運河と同じ歴史を有するこの建物がなくなってしまうことは、ほかのエリアの町並み保存にも大きく影響を及ぼすものであります。いかにしてこの本市のランドマークの一つである北海製罐第3倉庫を残し、新たな価値を付加するかには、行政の判断は大きな指針になると考えますので、市民や経済界の皆さんとも一丸となって進めていただきたいと切に願う次第です。

次に、コロナ関連等の補正予算に関して伺います。

これまで、3回の臨時会または各定例会で補正予算を計上してきており、国からの交付総額は一次、二次合わせて22億7,641万2,000円であると認識しています。

以下、幾つかの事業について伺います。

今定例会で減額補正したもののうち、飲食店事業継続支援事業、小売業等事業継続支援事業、製造業等事業継続支援事業は、いずれも3,000万円から5,000万円規模で事業費が余った形です。影響がどのくらいになるのか読めない時期でもありましたので、予算を大きく見積もったのかとも察しますが、改めて理由について御説明をお願いいたします。

次に、雇用調整助成金等活用促進補助金についてです。

予算に対して活用されている件数と金額をお聞かせください。

また、雇用調整助成金等ということですから、いわゆる雇調金以外の申請にも使えると推察されます。その他、雇用調整助成金以外にこの活用促進補助金を使える国の事業はどのようなものがありますか。

本市でも学校閉鎖や学級閉鎖の状況が起っていますが、休校により保護者が仕事を休まなければならない状況において、厚生労働省ではその休業に対して補償を行うという制度があります。この申請は、企業側から行わなくてはならず、従業員もその制度自体を知らないことで収入が減ったままという声も聞こえてきます。企業側としても煩雑な業務のため、どう申請してよいか分からないということも同時に聞こえてきます。そうした申請にも活用ができれば、企業にとっても、労働者にとっても有益ではないかと考えます。収束の兆しがまだ見えない中ですので、国の施策のサポートをできる限り本市でも行うことができるよう努めていただければと思います。

次に、この補正では聴覚障害のある方に対する支援として、リモートで手話対応するためのシステム費用というのも計上されています。条例制定もあり、市としても手話を言語として位置づけている中で非常によい取組であるとは思いますが、幾つか確認したい点がございます。

まず、このリモートでのやり取りにおいて利用する側に求められることには何がありますか。

携帯電話やパソコンなどの通信機器が必要なのは理解できますが、ウェブ上での会員登録のようなことやソフト、あるいはアプリのインストールなども必要になるのでしょうか。

最初の設定が複雑だと、結果的に使い方を問い合わせるために来庁することになっては本末転倒ですので、可能な限り簡単でなくてはならないと考えます。このシステムの利用に際しての手順についても御説明願います。

また、本市の職員がその対応に当たるといっていますが、対応可能な人数や、どこの場所を使うのかなど、庁内での運用について伺います。

聴覚に障害のある方が対象なので、電話でのお問合せが困難な方に対して対応ができるということは、先ほども申し上げたように、非常に有益であると考えます。ただ、一番の疑問は、LINEのようなリアルタイムチャットで文字ベースのやり取りも可能ではないかという点です。そのメリットとしては、手話ができない職員も対応ができることや、既存の民間サービスでコストがほとんどかからないということが挙げられます。リモート通話システムを使うことでの最大のメリットはどこにあると考えますか。

文字上の事務的なものではなく、人の顔を見てやり取りできることや、家の中での困り事などをリアルタイムでカメラを通じて見てもらうことができるなど利点は多くあると考えますので、市の考えることをお示しいただければと思います。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま市政の各課題について御質問がありました。

初めに、収支改善プランに関してですが、まずこのたびの収支見通しの時点修正に盛り込んでいない大きな変動要素につきましては、今後の公共施設の長寿命化計画に位置づけられる施設の更新、改修費用などであります。

次に、収支見通しにおける修繕費につきましては、本市では施設規模の大小にかかわらず、保有する多くの公共施設で老朽化が進んでおり、毎年一定の修繕を行いながら施設を維持するための費用が必要となっているため、直近の決算額、予算額等を勘案し、総体として一定額を見込んで試算をしたところであります。

次に、今後の収支改善プランの再考につきましては、収支改善プランにおける計画期間の中間年となる令和4年度を目途に、プラン全体の見直しを行うことを想定しておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や新たな財政需要のほか、市税等のさらなる減収など、プランに大きく影響する要素が見込まれた際には、見通しの時期について前倒しをしなければならないものと考えております。

次に、プランにおける取組の中で、大きな歳入増を期待できるものにつきましては、議員の御指摘のとおり、まずはふるさと納税制度による寄附金収入が想定されます。今年度は、ポータルサイトを増やすなど、増収に向けた取組を進めてきたところではありますが、ふるさと納税の効果は自治体の取組次第で大きく変わることから、今後も返礼品の充実のほか、寄附額区分の細分化など、寄附者が利用しやすい環境づくりの取組を進め、さらなる増収につなげてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税の取組以外といたしましては、時間はかかりますけれども企業誘致の推進など、市税収入の増につながる取組を着実に進めることが必要であると考えております。

次に、収支改善プランにおける既存事業の財源確保の考え方につきましては、収支改善プランでは、事務事業の見直しを進めることにより、必要となる一般財源を縮減する取組を進めておりますが、これ

は単に事業費を減らすことではなく、国や道からの補助金を活用した財源確保についても含まれております。

次に、歴史まちづくりに関してですが、まず、歴史的建造物の保存に係る本市の動きにつきましては、現在、歴史的建造物の保存に係る国の支援を受けるため、歴史まちづくり法に基づく計画の策定や、伝統的建造物群保存地区制度の区域設定を意識した建造物の重要文化財指定などについて、国土交通省や文化庁と協議をしているところでありますが、歴史まちづくり法に基づく計画策定に当たっては、歴史的建造物の保存や各種支援を重点的に行うための区域設定が必要になることから、これらの区域について検討を進めているところであります。

また、補助事業の活用や税の優遇制度などについても、情報収集に努めているところであります。

次に、関連する部署の連携体制につきましては、昨年8月に、建設部、教育委員会及び産業港湾部で組織する、歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議を設置し、歴史的建造物文化財及び日本遺産の担当職員が集まり、横の連携を図りながら情報共有に努め、各種検討を行っております。

次に、北海製罐第3倉庫に係る経緯等につきましては、ホッカンホールディングス株式会社から本年7月に解体についてのお話があり、さらに9月には、厳しい経営上の理由から本年度中に解体したいとの意向が示されました。歴史的建造物が立ち並び、今後の小樽の観光戦略にとって重要な北運河地区にある北海製罐第3倉庫はシンボリックなものであり、10月に保存や活用について考えるための時間的猶予をいただけないか同社に打診したところ、1年の猶予をいただいたところであります。今後、与えられた時間の中で、保存の方策を探ってまいりたいと考えております。

次に、市に寄せられた御意見につきましては、まず、市民の皆さんや市民団体からは、北運河の景観が一変するため何とか残せないものか、歴史的建造物は失ってからでは取り返しがつかない、保存活用の方策を具体化してほしいなどの声が、市長への手紙や要望書により寄せられております。

また、小樽商工会議所からは、歴史的な背景や運河を彩る景観として欠かせない建物であり、第3号ふ頭と北運河地区の回遊性を高めるランドマークとして極めて重要であるので、各種団体等と連携しながら、早急に保全・活用への検討を進めたいとの考えを伺ったほか、有識者からは北海製罐第3倉庫は運河と調和する小樽らしい景観をつくってきた、今回の件を前向きに捉え、存続と活用を考えていただきたい、とお話をいただいております。

次に、今後、保存と活用策を考える際の建物の現状把握につきましては、北海製罐第3倉庫は、建設後、既に100年近くを経過しており、老朽化も進んでいると考えられることから、保存や活用に当たって、耐久性や耐震性の調査による現状把握が必要ではないかと考えており、今後の進め方についてお話を伺っている学識経験者、まちづくり団体や経済界とも御相談をさせていただきながら、その方策を探っていきたいと考えております。

次に、他市における活用の事例につきましては、運河や水際施設、工場のリノベーションで成功した事例としましては、飲食店のほか、工房や音楽活動の場として利用されている愛知県半田市の半田赤れんが建物。また、物販、レストラン、貸しホールなどに利用されている横浜市の横浜赤れんが倉庫があることを承知いたしておりますが、他に事例がないか、今後も調査をしてまいりたいと考えております。

次に、来年秋までに決めなければならないことなどにつきましては、先ほど申し上げました、建物としての耐久性や耐震性の調査による現状把握。また、民間企業による活用などが課題であると考えておりますので、1年という限られた時間の中で市民の皆さんの御意見を伺いながら、経済界などと連携し、課題に取り組み、活用の方策を見いだしたいと考えております。

次に、コロナ関連等の補正予算に関してですが、まず、各事業継続支援事業の減額理由につきましては

は、飲食店事業継続支援事業は、売上げが前年同月比40%以上減少した飲食店を対象に、固定費である家賃に対する補助を実施いたしました。主に、想定より家賃が低額であったことや賃貸物件の割合が低かったことなどにより、不用額が生じたものと考えております。

次に、小売業等事業継続支援事業は、業種別の予算に対する申請率では、飲食サービス業は見込みを超過、生活関連サービス業では約80%となりましたが、小売業においては約50%の申請であったため、生活必需品を購入する機会の多い小売業では、売上要件の前年同月比30%以上の減少に至らない事業者もあったものと推測しております。

次に、製造業等事業継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いたことにより、これまで支援をしてきた業種以外を対象に支援することといたしました。売上要件の前年同月比30%以上の減少に至らない事業者も多かったことから、不用額が生じたものと考えております。

次に、雇用調整助成金等活用促進補助金につきましては、事業主が従業員に休業手当を支払う場合に、国がその一部を助成する雇用調整助成金と従業員が雇用保険被保険者以外の、緊急雇用安定助成金の申請に当たり、社会保険労務士等に依頼した費用の一部を補助する制度としております。予算は、件数50件、1,000万円とし、11月30日現在の申請件数は57件。執行額は896万2,000円となっております。

次に、遠隔手話サービスの利用者に求められることにつきましては、ウェブ上での会員登録は必要ありませんが、市への利用者登録とパソコンやスマホ等の通信機器に事前にZoomアプリをインストールしていただく必要があります。

次に、利用に際しての手順につきましては、まず利用者には事前予約をしていただき、希望する日時に障害福祉課に設置した端末からメールでURLをお知らせしてZoomによるビデオ通話を開始する手順となっております。

なお、接続ができない場合や操作が不明の場合は、職員を自宅などへ出向かせ、手話通訳者を通じて操作の手順を説明するなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、庁内での運用につきましては、専任手話通訳者1名が、平日の午前9時から午後3時30分までの間、障害福祉課でサービスを提供いたします。

次に、ビデオ通話システムを使うことでの最大のメリットにつきましては、手話を利用している方にとって、身ぶりや表情も意思疎通を図る上で重要かつ有効な手段であることから、画面を通して情報を得られることが最大のメリットと考えております。

御指摘のありましたLINEなどでの文字ベースのやり取りにつきましても、今後検討してまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 第2項目として、庁内の組織機構について伺います。

一つ目は、福祉分野の組織改革についてです。

第3回定例会の厚生常任委員会においても同様の項目で質問をいたしました。その時点よりも状況が見えてきたこともあり、改めて質問をさせていただきます。

まず、福祉分野の総合相談窓口については、かねてより質問してまいりましたが、福祉総合相談室をつくるという形を示していただきました。そこでの窓口体制についてどういった形になるのか、まず御説明をお願いいたします。

大きな室ができ、グループ制となることに関して、この体制により部内での横の連携を図りやすくなることとは思いますが、やはり懸念は、こども未来部との兼ね合いです。福祉という分野の中には、一般的に、児童福祉の分野も含まれることと思いますが、本改革案においては、こども未来部があるため、福祉の中から切り離されてしまう印象を受けてしまいます。障害のある子供に関して、例えば義務教育世代の不登校、そして、ひきこもり、こうしたケースはどこに相談に行くべきかと考えてしまいます。部署が違うため、どちらかがどちらかを包含する形ではないのは分かりますが、その中でどう連携を図るかは、具体的に想像しなければならないと思います。どのように整理されますか。

これまでの御説明の中で、福祉総合相談室に來られた方が複数の課題を抱えているときに断らない窓口体制が構築されていて、それが強化されるということは理解しましたが、その後、庁内で課題を整理し、切り分けて検討する過程で、また縦割りに戻ってしまい、支援の際には制度の隙間は埋まらないままということが課題として考えられるわけです。地域福祉計画のセミナーに講師として來られた厚生労働省の方とも意見交換をさせていただきましたが、同様の課題認識であるとおっしゃっていました。

そこで、重層的支援体制整備事業という制度に手挙げをしていただきたいと改めてのお願いです。

重層的支援体制整備事業というものについて少し申し上げます。これは、厚生労働省の地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議というものの資料で公表されています。重層的支援体制整備事業は、本市で言うところの福祉の総合相談窓口、つまり、福祉総合相談室に関わるものであります。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体で行い、実施を希望する市町村は手挙げをする任意事業としています。

この事業のポイントとして、庁内外の横断的な連携体制をつくり、そこに対して柔軟で汎用性の高い事業費を交付してもらうことが挙げられます。そうすることにより、これまで制度の隙間で支援につながらなかった方々を助けることができる点にあると考えます。この事業についての本市の認識、必要性について、どう考えているのかをお示しいただきたいと思います。

また、本市で使うとすれば、現状の課題のどういった点を解消できると考えますか。本年9月の厚生常任委員会でお聞きした中では、必要条件を満たしているところまでは確認させていただきました。同時に、組織改革等との兼ね合いもあり、令和3年度当初の手挙げは難しいという御答弁もいただきました。この事業について、年度当初から実施しなかった場合、次年度まで待つ必要があるのか。また、改めてこの任意事業に対して、どこかのタイミングで手挙げをしていく意向があるか、本市の姿勢をお示しください。

そして、このような事業を使い、ライフステージごとの困り事などに伴走していけるような体制をつくっていくことは寛容ですし、本市も国の事業をうまく使っていただきたいと考えます。

申し上げたように、本市でも組織改革についていろいろ示されており、国も行政改革での縦割りの打破やデジタル化の推進のためのデジタル庁新設など、今だからこそ進めなくてはならない改革に取り組んでいるものと思います。縦割り打破については、今の福祉分野の質問で、そして、デジタル化推進については、次の中項目に移してお聞きします。

デジタル化推進の人員に関してです。

デジタル庁発足や行政改革の推進に関連して、地方自治体からも職員を募集しているという話を聞いています。この点についてお聞きをいたしますが、内閣府への職員派遣について、国からは通知されていますか。

率直に伺いますが、市として現時点でそこへ人員を派遣するお考えはありますか。

自治体のデジタル化推進のハードルを上げている要因の一つに、担当職員の人員確保と人材育成が挙

げられると考えます。先ほどの職員派遣については、この人材育成を主眼とした質問であります。本市としても、業務の効率化や利便性の向上に向けた、ICT化の推進をしていくことと思います。

また、デジタル化推進に関しては、情報システム課がその役割を担っていると認識しています。先述のとおり、多くの自治体でもデジタル関連部署の人員不足が課題視されている中、本市も例外ではないと感じています。

また、総務省によると、今後、自治体の業務システムを統一・標準化することに向けて動きがあるということです。住民記録、地方税、福祉などの基幹系情報システムの標準仕様を関係省庁が作成し、それに準拠する形への移行を促すとともに、法制化も進められると伺っています。自治体の業務システム標準化に向けた行程表が、国によって年内に取りまとめられ、目標時期が設定されるということです。これに関する通知は届いていますか。または、国に対して本件に関わる問合せなどは行いましたか。今、市として把握されていることをお聞かせください。

このような流れの中で、今後、拡充していくと考えられる庁内のデジタル化推進に必要な人員配置の強化や、その後の人材育成等について、市はどのように考えていますか。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、庁内の組織機構について御質問がありました。

初めに、福祉分野の組織改革についてですが、まず、福祉総合相談室の窓口体制につきましては、生活困窮相談や福祉全般に関する相談を担当する自立支援グループが一元的に受け付け、福祉総合相談室内の各グループと連携して対応する体制としております。

次に、複数の部署にまたがる複合的な相談につきましては、福祉総合相談室で受け付けをし、内容に応じて庁内関係部署と連携をして必要な支援を行ってまいります。

また、他の部署で受けた相談につきましても、相談を受けた部署が対応する中で福祉総合相談室との連携が必要であると判断した場合には、情報共有や役割分担などにより、必要な支援につなげていくこととなります。

次に、重層的支援体制整備事業に対する本市の認識と必要性につきましては、この事業は現在準備を進めている相談者や世帯の属性にかかわらず受け止める福祉総合相談室の体制を内包しており、必要なものであると考えております。

また、本市で実施した場合、現状でどのような課題が解消できるかにつきましては、既存の制度では支援策が限られている事例や、制度のはざまにあり、支援が困難な事例への対応が、この事業の実施により可能になるなど、従来よりも幅広い支援ができるようになると考えております。

次に、重層的支援体制整備事業の実施時期などにつきましては、本事業は国の予算状況によって、年度途中でも実施可能になる場合もあると考えられますが、本市においては令和3年度に行う組織改革後に制度の内容を研究し、ニーズや地域資源、関係機関の状況を把握した上で導入の可否について検討したいと考えております。

次に、デジタル化推進の人員に関してですが、まず、内閣府への職員派遣通知につきましては、本市にはその通知が届いておらず、職員派遣についての募集要項も不明であるため、現時点では職員を派遣する考えはありません。

次に、自治体の情報システムの標準化に関する国からの通知につきましては、標準化に関する検討状

況について記載された10月13日付の文書が総務省から北海道を通じて届いております。

なお、本市から本件に関する問合せは行っておりません。

次に、デジタル化推進に必要な人員配置や人材育成等につきましては、自治体の業務システム標準化や電子決裁をはじめとして、今後、幅広く行政のデジタル化が推進されていくと認識しておりますので、適性のある人材の確保や人材育成をしっかりと進めていく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 第3項目として、除排雪について伺います。

小樽市雪対策基本計画案が示され、先日前話を伺いました。その中から質問をさせていただきます。

計画の位置づけについては、上位計画として総合計画があり、中長期として雪対策基本計画、短期では年度ごとの除排雪計画があると御説明をいただきました。策定趣旨については、持続可能な除排雪体制のための指針ということもお聞きしていますが、まず、端的に計画があるかないかでどういう違いが出るのかという点を確認させていただきます。

また、重点施策の中にある雪堆積場等の確保について伺います。

恒久的な雪堆積場の確保に向けた情報収集、調査、研究を行うとのことですが、これまでも、情報は集めて来られたことと思いますが、その中でもまだ足りていないために重点施策の一つになっていることと推察します。つまり、従前の手法を転換する必要があると読み取れますが、これまではどのようにしていたのか、これから考えている方策についてもお答えください。

除雪に関してのICTの活用については、5年前の質問の中でAI技術の導入などのお話をさせていただきました。5年先にはAIを使った除排雪の判断システムが現実的なものになるという論旨でしたが、当初は市としての反応がそれほどよくなかったことを覚えています。その後、行政運営にAIの判断を取り入れている地域は複数出てきており、このたびの雪対策基本計画案にもその活用を検討されることが記載されているのを拝見し、非常にうれしく思います。

私感としては、ICT導入について幾つか伺ってまいります。

雪対策基本計画案の進行管理表で、除雪ステーションにおける管理運営の効率化の中のICTの導入に関しては、調査研究を令和5年度をめぐりとし、翌令和6年度からは、見直し反映と書かれています。この間、実施期間が設定されていませんが、どの段での実施となるのでしょうか。

そのほかにも、幾つか同様のスケジュールが見られますが、それについても重ねてお聞きいたします。

次に、ICT導入については、指標として取組の事例数を7件とおいています。備考には、ステーションの地区数と書いていますが、これは各ステーションで別の取組をするということであるのか、重複した取組内容であっても延べ数で7件ということなのでしょうか。いずれかによって、内容に大きく差が生じると考えますので、お答えください。

次に、除排雪における市民協働に関して伺います。

市民協働を進めていくに当たっては、現状、既に協働をしてくださっている方々にさらにお手伝いをお願いするのではなく、新たに御協力いただける方々を募るためにどうするべきか考えなくてはなりません。つまり、これまでそれほど行政運営と接点が多くない方、関心があっても仕事や学校など、時間的制約のある方などがターゲットになってくるわけです。協働と一口に言っても様々な意味合いがありますので、ここでは特に、除雪ボランティアについてを取り上げます。ボランティアに新たに人を募る

ためには、何かしらのインセンティブ、つまり報酬を設定する、アプローチを変える、ボランティアに携わる日程や時間設定を見直すことなどが考えられます。

インセンティブを与えるという点については、有償ボランティアの導入についても検討されるということが示されています。ここで懸念として、同じ作業をしている中で、無償・有償が人によって違うという状況が起こらないように設計しなくてはならないと考えますが、ボランティアの報酬の有無をめぐる公平性の担保や、有償・無償の条件の違いについても現状の認識をお聞かせください。

次に、人員確保のアプローチについてです。

このようなボランティア確保の取組にもICTの活用を図ることができると考えます。最近では、除雪のマッチングアプリが開発されるなど、先進的な取組も見られます。除排雪の枠を超えて、夏の道路維持等の市民協働にも展開し得るようなシステム導入を検討してみたいかと思いますが、御見解をお聞かせください。

また、除雪ボランティアに積極的な参加を呼びかけるに当たってのターゲットは、主にどういう層を考えているのか、市の考えをお伺いいたします。

ボランティアの時間的な設定についても伺います。

現在、除雪ボランティアの方々が動いてくれている曜日や時間帯及び参加される方の平均的な実働時間等の傾向をお示してください。

福祉除雪や砂まきなど、お手伝いいただく内容によってその傾向が大きく変わる場合は、それも併せてお答えください。

雪が多く降る東北以北のまちでも、様々な形で学術機関との連携や先進技術を開発している企業との協力、協業により新たな除雪対策が行われています。ロードヒーティングの間引きについても、ここ数日で市民の方からの声を受けて一部変更する場面があったとも聞いております。ロードヒーティングのことは、この計画案には、まさにAIの活用を探る旨も記載されていますから、根拠を持って説明ができるように定量的データを収集し、分析の上、示すことができるよう努めていただきたいと考えます。そのためにも、この雪対策基本計画を積極活用して、深く施策を進めていただきますことを要望いたします。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま除排雪について御質問がありました。

初めに、雪対策基本計画を策定することの意義につきましては、近年の人口減少、高齢化の進行のほか、建設業の人材不足、市の財政状況を踏まえると、将来的な除雪体制の維持が困難となる可能性もあることから、今後の雪対策を効果的かつ効率的に遂行するための中長期的な指針として当該計画を策定することで、各施策を計画的に実施できるものと考えております。

さらに、市民の皆さんとの協働の考え方を示すことで雪対策への御理解と御協力をいただき、協働による雪対策の推進に資するものと考えております。

次に、雪堆積場等の確保につきましては、これまでも閉校となった小・中学校のグラウンド等の公共用地のほか、ホームページや除雪懇談会などで市民の皆さんからの情報を収集し、民有地を活用してまいりましたが、大雪時のリスク分散や通常時の運搬排雪経費の節減のため、従来手法に加え、海水や下水処理水などを利用した融雪施設の導入や雪を資源として捉え雪を活用する工夫についての情報収集

を行い、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、ICTの導入につきましては、新たな取組として、先進事例の情報収集等を行っているところではありますが、調査、研究は令和5年度までをめどに行い、その間、小規模なエリアでの試行により課題等を整理しながら、費用対効果を考慮の上、令和6年度からの実施を目指しております。

なお、前倒しが可能な取組については早期に実施してまいりたいと考えております。

また、ICTの導入以外の新たな取組についても同様に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ICTの導入についての指標につきましては、重複した取組内容であっても、延べ数で7事例以上としておりますが、各除雪ステーションにおいて1事例以上の導入を目指しているところであります。

次に、有償ボランティアの導入につきましては、福祉除雪サービス事業のボランティアは、現在は全て無償ですが、今後事業を維持継続していくためには、有償ボランティアの導入は必須であると考えております。その際には、他都市での先進事例も参考に社会福祉協議会とも連携しながら、報酬などの公平性の観点も踏まえた上で、制度設計をしていくことが必要と考えております。

次に、ボランティアの人員確保にICTを活用することにつきましては、将来的にも有効な手段であるものと認識しております。現在、除雪のマッチングアプリの開発等、民間事業者の取組が先行している状況にありますが、今後これらを参考に、除排雪や夏の道路維持等の市民協働に活用が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、ボランティア参加の呼びかけにつきましては、曜日・時間帯等によって参加できる方が限られるため、幅広い層に対して参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、ボランティアの作業等につきましては、福祉除雪のボランティア活動は、休日の土曜日が多く、主に午前中に集中し、実働時間は30分から1時間程度となるように調整をしているため、作業内容が大きく変わることはないとお聞きしております。砂まきボランティアについては、実働の状況等を把握しておりませんが、刻々と変わる路面状況に合わせて個人の判断で作業が行われているものと認識しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 最後の項目として、観光についてお聞きします。

言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症によって本年2月から今に至るまで、市内観光は大きな影響を受け続けています。G o T oトラベルでの一時的な復調などはあれど、焼け石に水という声も聞こえてきます。

ここでまず、G o T oトラベルに関して伺います。

賛否ある中ですが、実際に本市には多くの観光客が、週末をメインに戻りつつあったように感じます。感染拡大の第3波の影響により、今はまた落ち込みが見られるかもしれません。そうしたG o T oトラベルによる入り込みや、付随して地域共通クーポンなどの経済効果は、市としてはキャンペーンが終わった後にデータ集約や分析を行うのでしょうか。キャンペーンによる割引があるならということで、高価格の宿泊施設に予約が偏る傾向があり、小規模な宿泊施設には恩恵が少ないというのが全国的な課題であるとも聞きます。本市における宿泊事業者から聞き取ったG o T oトラベルについての声は、どのようなものがありますか。

次に、宿泊施設誘客促進事業費補助金についてお聞きします。

宿泊事業者が割引をした場合に請求できるものということです。宿泊費といっても、旅行代理店との契約や宿泊予約サイト、または宿泊プランによっても金額は細かく変わってくると思いますが、どのレートを基準に割引した率を計算するのかという点に関してお答えください。

また、これはG o T oトラベルとは併用可能なのでしょうか。

次に、ペンディングになっている宿泊税についてお聞きいたします。

以前、議会で、観光業において、特に宿泊業は災害や首都圏のホテル建設などの外的な影響によっても、宿泊者数や宿泊料金は左右されることとなる。したがって、宿泊税は、安定的な財源とは言えないのではないかという旨を述べました。いみじくも、新型コロナウイルス感染症によりその状況が現実となってしまうわけですが、改めて宿泊税の今後について再考の余地があるのではないかと考えます。宿泊税だけでなく、法定外目的税、ないしは入域料のようなものを徴収する方法など、幅広いアイデアを改めて議論の俎上にのせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においては、これまで議論されてきたことの内容等に大きな変化が起きていることは間違いがないと考えます。その中で、これまでどおりの宿泊税ありきになってしまうことには違和感を禁じ得ません。宿泊者が大きく減少している状況である中で、宿泊者に課税をし、その税収を観光全体に役立てるとなると、どうしても不公平感が生まれてしまうと感じるわけです。いずれにせよ、どのような内容であれ、観光事業全体に大きく影響が出ている中で、観光税を導入する時期についてはどのような議論になっているのでしょうか。

次に、アフターコロナを見据えた観光戦略について伺います。

まずは、小樽版DMOの進捗について状況をお聞かせください。

DMO設立のスケジュールに新型コロナウイルス感染症の影響が出ていないかという点についてお示しください。DMOを組織することの意義として、従前の観光協会での誘客をさらに一歩進めるためのマーケティングによる分析や戦略の立案がなされることと思います。そして、観光の戦略を考えるに当たって、既存の小樽観光とは力点を置く場所が違ってきることとも考えられると思います。マイクロツーリズム、アドベンチャートラベルなど、これから力を入れるべきと考える点について御見解をお聞かせください。

観光が本市の基幹産業であることには変わりはなく、コロナ禍においてもその重要性は変わっていないものと考えます。しかしながら、全国的に見ても、人の往来を止めるべきという御意見と経済を積極的に回すべきという御意見があり、往々にしてその議論はゼロか100かで語られている印象です。健康も経済もどちらも本市にとっては重要なものであり、できる限りリスクを低下させつつ、経済の循環に資する取組が求められているものと感じます。

以前にブランディングの話をした際には、特徴の掛け合わせが独自性になるのだということを申し上げました。当てはめると、小樽観光の特徴としては、通過型、短時間、日帰り、インバウンド、コンテンツツーリズム、グルメ、ガラス、町並み、レトロ感、客単価の低さなども挙げられます。そうした中から、今後において課題解決に当たらなければならない点、また、取組として伸びしろが大きいものとしては、アウトドア、体験型、マイクロツーリズム、サイクルツーリズム、ワーケーション、着地型、連泊、長期滞在、港観光、スポーツ、歴史文化、M I C E、夜景観光などがあると認識しています。それらを踏まえて、例えば、連泊をしてもらって実人数を減らしつつ、延べ宿泊数を確保すること。これにより、少ない人数で1人当たりの単価を上げる。宿泊事業者の支援とコロナリスクの回避を両立させる策ではないかと考えています。

他方で、土産物などの小売の需要は宿泊数に比例して伸びるというものでもありません。しかも、近隣からのお客様が多いことで、小売では客単価も落ちているとも聞きます。これはECサイトの活用、ないしはふるさと納税の返礼品の拡充のような別の形で対応することも同時に考えなくては行けないと考えます。今後の小樽経済をしっかりと支えるためにも、来年以降の定例会でもこうした支援策をぜひ進めていただきたいと要望をいたします。

以上、再質問を留保し、会派代表質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、観光について御質問がありました。

まず、G o T o トラベル終了後の分析につきましては、この事業は国の事業でありますので、市としてデータ集約や分析を行う予定はありませんが、利用状況などについては、市内宿泊事業者等から聞き取りをしてまいりたいと考えております。

次に、G o T o トラベルについての宿泊事業者の声につきましては、G o T o トラベルに参画している主要な宿泊事業者からは、現在ビジネス客の宿泊以外はそのほとんどがG o T o トラベルを利用した宿泊であり、コロナ禍においては、このような支援制度の効果は大きいものと伺っております。

次に、宿泊施設誘客促進事業費補助金につきましては、現在、本事業は「泊マル、オタル。」キャンペーンとして実施しており、その制度設計については、このキャンペーンに係る特別プランを作成していただき、当該プランにおいて、各宿泊施設が設定する宿泊料金の半額までを補助対象としております。

また、そのほかに特典クーポンやノベルティ付プランも補助対象としているものであります。なお、G o T o トラベルとの併用は可能としております。

次に、宿泊税によらない法定外目的税の手法につきましては、観光税導入の議論において他都市の事例も参考に、入域行為への課税、駐車場への課税、宿泊行為への課税について課題を整理し、比較検討した結果、本市としては宿泊税が適当であると判断し、令和元年11月の有識者会議で合意いただいたところであり、税の種別を議論し直すことは考えておりません。

次に、観光税の導入時期につきましては、昨年11月の第1回有識者会議において、本来であれば今定例会で条例案を上程し、令和3年度中の施行を目指すことについて了承を得ておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、宿泊施設に甚大な影響を及ぼしていることから、宿泊税の議論が中断している状況であり、改めて検討する必要があるものと考えております。

次に、小樽版DMOの設立に向けた進捗状況につきましては、官公庁の申請に必要なDMO形成・確立計画の策定に向けて、本年8月に、第1回DMO形成連絡会議を開催しており、その後、形成連絡会議の中に設置した二つの部会を開催し、観光地域づくり関係者の合意形成を図っているところであります。

また、コロナ禍におきましても、予定どおりに準備を進めているところであり、今月には形成・確立計画を策定し、年明けには観光庁に申請してまいりたいと考えております。

次に、アフターコロナを見据えた観光戦略につきましては、小樽市観光基本計画にもありますように、本市の持つ歴史、文化、港、自然などのポテンシャルを生かした体験プログラムの構築やニーズを捉えた観光資源の磨き上げと発掘などにより、滞在型観光の推進を図ることが重要と考えており、その実現のためには、新たな旅行形態として注目されているマイクロツーリズムやアドベンチャー旅行も有効な戦略の一つであると考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、高橋龍議員。

○6番(高橋 龍議員) 幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、冒頭、収支改善プランに関しての再質問ですが、長寿命化計画または再編計画のことに関しては、収支改善プランに入っていないというお答えでありました。説明をいただいた中で、市役所庁舎については公適債を使っても十数億円資金が必要であるということで伺っておりますが、この費用についても収支見直しには含まれていないというふうに確認してよろしいでしょうか。

もし含まれていないとすれば、今後の見直しの中で入れ込まれていくということなのでしょうか。こちらがまず1点目です。

次に、2点目といたしまして、若干重複するのですが、収支改善プランの関係で、令和4年度を目途に見直しをするということで、ただし、プランに大きく影響がある場合は事前に見直すというのですが、これも金額的にどのくらいの差が出たときに、あるいはどのような開きが出たときに見直しをされるのかということに関して、現状お決まりになっていることをお伺いできればと思います。

3点目といたしまして、北海製罐第3倉庫に関してお聞きをいたしますが、市に寄せられている声ということでお伺いをいたしました。市民や商工会議所などからも保存に向けた声が上がっているということですが、もちろん必ずしも市民の皆さん全員が是とするわけではないとは思っていますけれども、市としてもできる限り取り組んでいくことへの必要性というのは述べていただきました。

市の立場として、今後、例えば署名であるとかこの件についてシンポジウムであるとか、どのような動きが民間で起こると推進力になるのかをお聞きできればと思っています。

もう一つ、北海製罐第3倉庫に関してですが、調査が必要だということをおっしゃっていただきました。調査を行うに当たって、調査費の捻出の仕方といいますか、例えば、ガバメントクラウドファンディング、つまりふるさと納税の一部として寄附を募るであるとか、あるいは、一般的なクラウドファンディング、これを活用して調査に充てることは行政の事務上というか、これは問題ないのかどうか、充てることができるかどうかということに関してお聞きをしたいと思います。

次に、項目を移しまして、重層的支援体制整備事業に関してお聞きをいたします。

これはもう必要性を認識していただいた、手挙げの方向を示していただいたということで理解をいたしました。手挙げまで実際どのくらいの期間を要するものなのか、何となく今の時点でスケジュール感といいますか、要する時間が分かればお聞かせいただきたいと思います。

最後に、観光税についてですが、食い下がるようで大変恐縮なのですが、宿泊税に決め打ちをすること、決め打ちという言い方が適切かどうか分かりませんが、新型コロナウイルス感染症以前からの業務であったわけです。今のタイミングになっている中で、時期については見直しを図っていく、現状予定だということは御答弁の中でお示しをいただきましたが、新型コロナウイルス感染症を受けてもなお、宿泊税にのみに絞っていることの理由についてもう少しお聞かせいただけないかと思うのです。現行の路線でいいという判断というのは、この新型コロナウイルス感染症を受けてどの段階でこの会議でそうした決定がなされたのかということと、また、その新型コロナウイルス感染症によって観光というもののそのものの在り方が大きく変容してしまった中で、以前から大きな議論となっていた観光税については、元のままで問題がないという理由についてをお聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく分けて7点の再質問になるかと思いますが、お願いいたします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目、収支改善プランについて、庁舎の改築費について含まれていないのかというお尋ねですが、これについては御答弁にもありましたとおり含まれておりません。長寿命化計画に関わるものについては含まれておりません。本庁舎も含まれておりません。

それから、今後、含めるのかというお尋ねですが、この収支改善プランを見直すときには、本件につきましても含めていくことになるというふうを考えております。

それから3点目の、令和4年度に見直しをする際に、金額的にどの程度乖離をしたら見直すのかということでございますけれども、具体的にどのくらいになったら見直すということではなくて、今まさにコロナ禍の影響を大きく受けている状況ですので、私どもで必要と判断した段階で、金額的には明示できませんが、その蓋然性は高いと思っております。見直しの時期を早めることについては、これの影響を考えますと蓋然性は高いと思っておりますけれども、その必要になったらということと考えておりますので、特に金額的にどのくらい乖離がしたらということは考えておりません。

それから、北海製罐第3倉庫の関係ですが、今後の署名活動だとかシンポジウムですとか、こういったものが推進力になっていくのかということでございますけれども、今まさにまちづくり団体の皆さんたち、そして経済界の皆さんともお話をさせていただいているところでございますので、こういった形が望ましくて効果的なのか。そして、多くの市民の皆さんから御理解いただけるのかということを考えながら、こういった活動を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、この北海製罐第3倉庫の耐震性だとか耐久性についての調査費をどのようにして捻出するのかということですが、これも先ほど御答弁させていただいたとおり、今、民間団体の皆様と協議をさせていただいているところであります。ガバメントクラウドファンディングがいいのか、通常のクラウドファンディングがいいのか、いずれも選択肢にはなるのではないかとこのように思っておりますけれども、今の時点ではまだ決定しておりませんし、行政的にどのような問題があるかということについては、これも一緒に併せて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、福祉の関係で、重層的支援体制整備事業についてお尋ねがありました。これにつきましては、一体的に支援をしていくという形で、まさに我々が福祉総合相談室を立ち上げた部分と、方向性としては一致しているわけですが、令和3年度に組織改革を行いますので、その組織が機能的に動いていくかどうか、まずはそういったものを見極めた上で判断をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、市にとっては有効な施策ではないかというふうには考えているところでございます。

それから、観光税についてでございますが、観光税の導入に当たりましては、有識者会議によって決定をされたものであります。ただ、この間、コロナ禍によりまして、この会議が開かれておりませんので、今後この観光税の在り方について、他の税というのですか、この観光税に変わる法定外目的税が必要かどうかということにつきましては、やはり議員がおっしゃるように、この新型コロナウイルス感染症によって小樽観光といいますか観光全体が変容しておりますので、やはり議論の余地はあるのではないかとこのように思っているところであります。また、いずれにいたしましても、市の財政状況を踏まえますと、今後、納税者の皆さんにやはり納得いただけるかどうかということが必要になってきますので、そんな制度設計も考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、有識者会議の中で改めて議論については検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時04分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 面野大輔

令和2年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和2年12月8日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
農業委員会会長	北島吉治	副市長	小山秀昭
病院局長	並木昭義	水道局長	加賀英幸
総務部長	中田克浩	財政部長	上石明
産業港湾部長	徳満康浩	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	勝山貴之	福祉部長	小野寺正裕
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
消防長	土田和豊	教育部長	森貴仁
病院局小樽市立病院事務部次長	橋本幸一	農業委員会会長	稲岡正樹
総務部総務課長	津田義久	事務局局長	稲岡正樹
		財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局長	佐藤正樹
庶務係長	加藤佳子
調査係長	柴田真紀
書記	相馬音佳
書記	眞屋文枝

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	三上恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問します。

第1に補正予算案及び条例案関連について質疑します。

組織改革案が示されました。今回、福祉部と医療保険部を廃止し、こども未来部と福祉保険部を新設する方針です。日本共産党は、毎年の予算に対する要求でも市民に分かりやすい行政組織に改めることを求めてまいりました。また、職員の恒常的時間外勤務を撤廃することを求めています。

まず、市民に分かりやすい組織改革かということです。

中身を聞かされていない市民は、子供に関しては市役所で一本化されるのだらうと予想されると思います。しかし、窓口は、こども福祉課、子育て支援課は別館5階、こども家庭課は保健所庁舎、放課後児童課は旧商業高校とむしろ分かりづらくなったのではないのでしょうか。こども未来部や福祉保険部の新設そのものには反対しませんが、市長は市民が分かりやすくするためにどういった対応が必要だとお考えですか。

恒常的時間外勤務を撤廃することです。

毎年、職員課で集計している部署の時間外実績表を拝見しています。そこで個人の年間最高時間外勤務時間数で2017年度では956時間に上っていました。例年、時間外が多いのがこども育成課です。今回の組織改革で、恒常的時間外勤務は解消されるのですか。

次に、ふれあいパスについて伺います。

ふれあいパス事業は1977年に本市議会へ70歳以上のバス料金を無料にしてほしいという請願が提出されて以来、多くの市民や団体からの要望により1997年に実現しました。しかし、その後2004年度からは1乗車当たり100円と有料化が行われました。2005年度には回数券方式に変え、2009年度には110円、2014年度は120円の回数券方式となりました。ところが、今回突然年間12冊の冊数制限、運賃が240円を超える場合は利用者負担の方針を打ち出したことに市民から困惑と怒りの声が上がっています。そもそも拙速で乱暴だということです。事業を見直すにしても、時間をかけて方針を説明していくのが筋です。以前にも見直し方針が出されていましたが、2015年の市議会で2016年度は現行制度のままとし、引き続き検討とされ、事実上見直しが保留となった経緯があります。2016年に利用実態調査が行われましたが、今回の見直し方針は寝耳に水だとの市民の声があります。

今回の見直し方針が市民に示されたのはいつなのか伺います。

また、拙速で乱暴なやり方です。寝耳に水だとの市民の声にどう答えますか、市長の考えを伺います。

今回の見直し方針に当たって、利用者や高齢者団体からどのような意見を聴取していますか。私がお会いした老人クラブの会長は何も知らなかったと言っています。市民が知らないまま制度を変更するのはおかしいことではありませんか。

今後、市民の意見を聞くことです。何も知らなかったという市民ばかりなので、老人クラブを

はじめ、利用者等の話を聞くべきです。議決前に意見を聞く考えはありますか。

なぜ今定例会で見直しを決めるのかということです。4月実施に間に合わせるためとしていますが、4月実施にこだわる必要はないのではありませんか。来年の第1回定例会でもいいはずです。結局、駆け込みで提案して、市民が知らないうちに市民の反対の声が広がらないうちに決めてしまおうという魂胆なのではありませんか、いかがですか。

事業費削減に向け、これまでも所得制限や利用者負担額の増額などが検討されてきたと聞いています。では、今回の見直し案に絞られたのはいつですか。またどういった会議で誰が決めたのですか。

見直しはまだ決まっていないのに決まったかのように市のホームページに掲載したことです。なぜ決まってもいないことを掲載することにしたのですか。誰が掲載せよとしたのですか。混乱を招く行為であり、直ちに中止すべきです。いかがですか。

市長の公約では、「ふれあいパスは続けますか？」のクエスチョンに、「ふれあいパスの目的は、高齢者の皆さんが街へ出て色々な活動等にかかわり元気に生活することです。利用者・事業者の話をつまみ、ふれあいパスは今後も継続します。」としています。市長は、今回の見直しで、「高齢者の皆さんが街へ出て色々な活動等にかかわり元気に生活すること」に制限がされるという認識はありますか。

結局市長は、公約でふれあいパスは今後も継続しますとしていたのは、継続するとは言っていたけれど利用制限しないとは言っていないということですか。有権者をだましていたことになると思いますが、そういう自覚はありますか。

事業費を1.5億円にせしめなければならないかということです。

本市の特徴として、高齢化率が高いのですから実態に合った税金の使い道です。限られた財源の中でと言いますが、このような考え方では、ますます利用制限してしまうことになりかねません。間違った考え方であるという認識はありますか。

そもそも、バス事業者との共同の事業だったはずですが、これが事実上、補助事業となっているのが実態ではありませんか。市長はバス事業者との共同の事業という認識はありますか。

ホームページのふれあいパス事業の見直しについて伺います。

「12冊なら週1回の外出を確保できる」として、「習い事やボランティア等の、社会参加や生きがいづくりの回数としては妥当」と記されています。一体、誰が妥当だと判断したのですか。また、週1回の外出確保で十分だとお考えですか。

ふれあいパスは「すべての移動を保障する制度ではない。」と記されています。しかし、これは論点のすり替えです。「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資すること」が目的です。一体誰が全ての移動を保障する制度ではないと、これまでも説明されていない表現をしたのですか。一般的には高齢者の外出支援なのではありませんか。また、なぜ移動保障などという市民に対立と分断をもたらしかねない表現をしたのですか。

「通勤、通院は制度趣旨の対象外」という表現です。しかし、広い意味での社会参加には就労も含まれています。そもそも年金だけでは生活できず、パートやアルバイトをしている高齢者が存在しています。就労が例えば週1回に制限されれば、生活が成り立たなくなってしまいます。こうした年金だけでは生活できなく、やむなく働かざるを得ない高齢者への実態は調査されていますか。市長は影響をどのようにとらえられているのですか。

市内中心部から離れれば離れるほど影響は大きくなります。見晴から小樽駅間を利用されている方は往復で600円負担増、840円の負担となります。蘭島でも300円の負担増、540円の負担です。住んでいる地域で差別されるというのは問題ではありませんか。

(「そうじゃないだろう、何言ってるの」と呼ぶ者あり)

これが市長の言う全ての市民に寄り添う市政ですか。

ふれあいパスは70歳以上の市民が交付を受けられます。では、それ以外の市民には関係がないことでしょうか。とんでもありません。ふれあいパス利用者の外出機会が減ることによる市内経済への影響をどのようにとらえられていますか。

蘭島の住民の話です。

「何としても改悪をやめてほしい、このままでは蘭島に住めなくなる。札幌の子のところに行くしかない」と悲痛の声です。市長は人口減少に拍車をかけることをやろうとしていることに問題は感じませんか。

小樽市は利用制限の一方で、旭川市は70歳以上の市民が路線バスに100円で乗れる寿バスカードを4か月間無料にします。財源は地方創生臨時交付金で8,000万円です。市は老人クラブなどの関係者から感染を防ごうと自宅に閉じ籠もり、心身の不調を訴える人が出てきたことから、感染対策をした上で外出の機会につなげたいとしています。

市長、コロナ禍でこうした事業こそ自治体がやることではありませんか。やっていることがあべこべではありませんか。

事業見直しを聞きつけた小樽社会保障推進協議会は、ふれあいパス制度の現行維持を求める陳情署名を提出しました。コロナ禍で署名を集めるのが大変困難な下、6,532筆もの署名数です。これだけの市民の反対の声があるのですから、見直しは撤回するべきです。署名数への所感と撤回する意思について伺います。

(「あんたたちも勉強会に出てただろ、何言ってるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「出てないよ、何言ってるのさ」と呼ぶ者あり)

(「出てなかったのか共産党、出てただろ」と呼ぶ者あり)

(「私は出ていない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、補正予算及び条例案関連について御質問がありました。

初めに組織改革についてですが、まず、こども未来部の執務室につきましては、こども未来部を構成する課が本庁舎のほか、保健所庁舎や旧商業高校に配置になることは御指摘のとおりですが、業務内容としては、基本的に子育てに関する相談については、子育て世代包括支援センターのある保健所庁舎で、各種申請や手続に関することは本庁舎別館5階で行うこととなりますので、それらのことを広報おたるや市のホームページを活用して市民に分かりやすい形で周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務の解消につきましては、今回の組織改革では、類似事業や関連性のある業務の集約を具体的な取組方向の一つとしており、所管部署の見直しなどを行うことで、一定程度の業務の効率化が図られるものと考えておりますが、組織改革だけでは時間外勤務を解消することはできませんので、今後も引き続き業務の整理や事業の見直し、廃止のほか、適正な人員配置などを進め、時間外勤務の低減に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスについてですが、まず、事業の見直しにつきましては、平成26年度に購入冊数の

量などを調べた利用状況調査、28年度には利用目的、頻度の実態調査を行ったほか、29年度以降、杜のつどいや老人クラブ連合会などの関係団体との懇談会を行うなど、この間、調査や意見交換を行い、それらの内容を踏まえ庁内議論を進めてまいりました。昨年7月から厚生常任委員の方々の御協力の下、勉強会を開催し御意見もいただいてきた中で方針を固め、本年第3回定例会で見直し案を報告させていただいたところです。

また、見直しの内容を市民周知するために、本年11月9日に市のホームページに掲載をいたしました。

今後につきましては、今定例会に来年度の事業内容に関連した補正予算を提出し、可決された場合1月から広報おたるなどを利用した早めの市民周知を考えており、一定の手順を踏んで進めていることから、拙速であるとは考えておりません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

次に、見直し案に対する利用者や団体からの意見につきましては、見直しの検討の中で、杜のつどい、老人クラブ連合会の役員会に担当者が出席をし御意見をいただいたほか、民生児童委員協議会各地区会長及び副会長と各町内会長に対する地域福祉計画策定に係るアンケート調査の中に、ふれあいパス事業の見直しに関する項目を設定し、利用者負担の在り方などについて意見聴取してきたところです。主な御意見といたしましては、事業を継続してほしい、見直しによる利用者負担の増額もやむなしというものが多かったところであります。

次に、見直し案に対して議決前に利用者から意見聴取をすることにつきましては、先ほど御答弁したとおり、過去の調査や関係団体との意見聴取を行ってきた結果を基に、制度の在り方を総合的に判断をしたことから、今後、改めて利用者からの御意見をお聞きする考えはありません。

次に、今定例会への予算案の提出につきましては、令和3年4月から円滑に事業を開始するためには、同年2月に事業者と契約締結を行い、今年度中に交付を行う必要があります。そのため、令和3年度予算のバス利用負担金部分について債務負担行為を設定するものであります。

次に、見直し案の決定時期などにつきましては、令和元年7月から厚生常任委員の方々に御協力をいただき、本年7月まで計5回の勉強会を開催いたしました。内容については、事業の概要と過去からの検討経過、見直しに当たっての課題、利用者負担の金額と上限冊数設定による事業費のシミュレーションを示した上で、年齢制限、所得制限、冊数制限など数種類の見直しパターンについて委員の方々から貴重な御意見をいただいたところであります。これらの御意見やこれまでのアンケートの調査結果などから、制度の在り方及び具体的な見直し案を8月19日の関係部長会議に諮った上で私が決定をし、第3回定例会で報告をしたものであります。

次に、見直し案の市のホームページへの掲載につきましては、その背景や検討内容を含め、より多くの方に知ってもらうため、所管である福祉部で決定をしたものであります。

また、内容についても新制度案及び見直しの考え方を掲載したものであり、問題はないものと考えております。

次に、見直し案実施による利用者への影響につきましては、本制度は70歳以上の方、全てを対象にした高齢者の生きがいづくり、健康づくりのための外出支援であることから、今回の見直し案後の冊数でもその目的は達成されるものと考えております。

次に、私の公約に対する御指摘につきましては、全く当てはまらないものと考えております。

次に、事業費の規模につきましては、本市の財政状況から事業を継続するための目安として設けたものであり、必要な制限であると考えております。

次に、バス事業者との協力関係につきましては、回数券の販売等も無償で行っていただいております、バ

事業者の協力を得ながら実施をしている事業であると考えております。

次に、外出支援の回数につきましては、利用調査の結果、利用冊数12冊以内の方が約74%を占めていることや厚生常任委員会の勉強会での議論などを踏まえ、本市では公費で負担する支援としては週1回程度が妥当であると判断をしたものであります。

次に、事業の制度趣旨につきましては、本来の趣旨は社会参加と生きがいつくりの創出を促進することを目的としており、全ての移動を保障するものではないことを改めて表現をさせていただいたものであります。

次に、高齢者の就労に関わる調査につきましては、ふれあいバスの通勤での利用は本来の事業目的にそぐわないと考えており、過去に行ったことはなく、その影響についても考慮する必要はないと考えております。

次に、事業実施に当たっての地域間格差につきましては、今回の制度見直しでは平等性を重視し、1乗車120円の助成を受けられるという制度設計を行ったところであります。

次に、見直しによる市内経済への影響につきましては影響があるかどうかは判断をしかねます。

次に、事業の見直しによる人口への影響につきましては、今回の見直しにより人口への影響があるかどうかは判断できません。

次に、コロナ禍での事業の在り方につきましては、自治体ごとに様々な事情に基づき事業を実施しているものと考えております。今回の事業見直しはコロナ禍に関係なく、この事業を持続可能なものにするためのものであります。

次に、見直し案の撤回などにつきましては、負担が増える方もいると思いますが、限られた財源の中、持続可能な制度とするため見直しはやむを得ないと判断をいたしております。見直しに反対の署名も一定数ありますが、利用者の方には御理解をいただきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 第2に市長の政治姿勢について質問します。

核兵器禁止条約の発効について伺います。

2017年7月、国連に加盟する122か国の賛成で採択された核兵器禁止条約は、核兵器の使用や保有を違法化する初めての国際条約です。2020年10月に批准が同条約の発効条件である50か国・地域に達したため、90日後の2021年1月22日に発効することが決定しました。このことは、核兵器廃絶に向けた大きな前進であり、核兵器のない平和な世界を願う全ての方々とともに喜び合いたいと思います。本市は1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。本条約の発効について、宣言都市である小樽市としての所感をお示しください。

核兵器禁止条約は発効することが決まりましたが、唯一の戦争被爆国である日本や核保有国は、この条約に参加していません。平和首長会議では、核兵器のない世界を実現するため、核保有国及びその傘下にある全ての国が核兵器禁止条約を早期に締結することを求めています。本市のホームページでは、平和事業として核兵器禁止条約について掲載し、平和首長会議ホームページのオンライン署名についてもリンクを貼り紹介しています。発効されるに当たって、さらに平和事業を進めていくお考えはありませんか。

次に、北海製罐小樽工場第3倉庫について伺います。

同倉庫は1924年に建設され、1923年に完成した小樽運河と同時期に造られました。当時の最先端工法を駆使して、東洋一の製缶工場とも言われ、小樽の近代化を代表する倉庫です。小林多喜二の小説「工場細胞」のモデルともなり、小説では「H・S工場はその一角に超弩級艦のような灰色の図体を据えていた。それは全く軍艦を思わせた。罐は製品倉庫から運河の岸壁で、そのまま荷役ができるようになっていた。」と紹介されています。小樽運河と倉庫群のランドマーク的な建物であり、ポストカードや絵画のモチーフになるなど観光資源としても重要です。

しかし解体が検討され、市民だけではなく内外からも保存を求める声が相次いでいます。市長は、本倉庫についてどのような歴史的意義があるとお考えでしょうか。

残せるものなら残してほしいというのが市民や関係者の願いであると思います。しかし、保存に当たっては多くのハードルがあると思います。保存に当たってどのような課題があるとお考えですか。

保存するにしても、観光一辺倒ではうまくいかないと思います。文化・芸術のみならず、様々な利活用策を検討しなければなりません。こういった考え方をどう思いますか。

他の歴史的建造物との関係です。仮に、本倉庫が保存されることが決定しても、同様に老朽化や資金面で困難になっている歴史的建造物は少なくありません。こうした他の歴史的建造物との関係性はどのように考えられていますか。

市役所だけで考えてもなかなかうまくいきません。オール小樽で幅広い市民の意見を交換する場が必要です。幸い若者有志や様々な団体が声を上げています。こうした皆さんと一緒によい方向に向かうよう、市としても協力していくことが大切ではないでしょうか。市が担当部署を決め、イニシアチブを取っていくことが必要と思いますがお考えを伺います。

信号機撤去について伺います。

本年9月29日小樽警察署は、塩谷丸山下会館において、道道小樽環状線JR塩谷駅付近に設置されている押しボタン式信号機を撤去したいとする説明会が行われました。警察は、危険誘発のおそれがある交通規制の撤去を進めていることを説明しましたが、地域住民は、「小学生の通る道路となっており必要」、「後志自動車道のインターチェンジができ、さらに道道小樽環状線（仮称）最上トンネルも建設され、今後さらに交通量が増えることが予想されることから必要」、「市道塩谷丸山下通線との交差点は見通しが悪く危険」と全ての意見が撤去反対でした。しかし警察は、「御意見は上部に報告しますが、最終決定するのは上部」と答え、町内会は信号機が一方的に撤去されることも考えられるとして存続を求める署名を行い、小樽警察署に提出しました。小樽市はこうした信号機の撤去方針について、どのような情報を得ていますか。

また、市長は、こうした撤去反対の声にどのような所感をお持ちになられましたか。

信号機は要望してもなかなか設置されません。信号機が撤去された後、交通量が増えても信号機が設置されるまでは大変です。市長は現在の交通状況をどのようにとらえられていますか。今後、小樽環状線道路改築工事が完了し、（仮称）最上トンネルが開通するとさらに交通量が増し、危険なことになるとは思いませんか。

北海道警察による信号機設置の指針でも、「信号機の設置又は撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮するものとする。」と定められています。小樽市としても地元警察署を通じて北海道公安委員会に存続を要望することも検討するべきです。市長の考えを伺います。

児童福祉施設等職員慰労金支給事業について伺います。

新型コロナウイルス感染症の第3波とも言われる感染者が本市でも拡大しています。こうした中、保育園等では集団感染防止に努め、保育士等は今もなおお心身に負担がかかっています。特に緊急事態宣言

時には相当負担がかかったことが推察されます。本事業は4月17日から5月31日までの間10日以上勤務した職員を対象とし、1人当たり5万円を支給するものですが、先日、知り合いの保育士からお話を聞きました。お話では、いまだにもらえていませんとのことでした。

北海道が調査して作成した保育士等の慰労金支給事業実施（予定）市町村一覧では10月31日現在、小樽市のみが実施時期未定と記されていました。そこで、道内主要都市の保育士等の慰労金支給事業実施状況と実施時期をお示しください。

北海道の資料でなぜ小樽市が実施時期未定となっていたのでしょうか、いまだに支給されていないのはなぜですか。

また、全ての対象者に慰労金が支給されるのはいつになる見込みでしょうか。

予算編成方針について質問します。

10月26日付、財政部長名で「予算編成方針について」が発出されています。そこでは新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の大幅な減収が見込まれることから、既存事業の廃止・縮小を念頭にと記されています。住民サービスの削減で、歳出抑制を図ろうとすれば大問題です。日本共産党の伊藤岳参議院議員は11月17日、この問題で政府の姿勢を質し、武田総務大臣は必要な一般財源総額をしっかりと確保してまいりたいと地方税収減を地方交付税等で穴埋めし、自治体財源を確保する認識を示しています。そこで、来年度の一般財源総額についてどのように見込まれているのかお伺いいたします。

自治体の税収減に対する国の支援制度の積極的活用についてです。

総務省は、事務連絡「令和2年度内の資金繰りへの対策について」を発出しています。病院については、特別減収対策企業債の活用がされようとしていますが、それ以外にも猶予特例債や減収補填債が示されています。現在の活用状況と今後のお考えを伺います。

いずれにしても、住民サービスの削減で歳出抑制を図ろうとすれば大問題です。蘭島海水浴場ではトイレの水洗化を要望していたところ、先日トイレの撤収を提案されたとのこと。市長は新型コロナウイルス感染症を理由に市民サービス削減はしないことを明言してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、核兵器禁止条約の発効についてですが、まず、条約発効に対する所感につきましては、この条約は、世界で唯一の被爆国である我が国の被爆者、被爆地の核兵器廃絶に向けた思い、そして平和を願う多くの国々の努力が実を結んだものであると認識しております。このたび批准国が50か国に達し、条約の発効が確定したことは、核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる本市にとりましても意義のあることだと感じております。

次に、平和事業につきましては、これまで毎年開催してきた原爆ポスター展や平和映画上映会などの平和事業を今後も継続していくほか、条約の発効につきましては、市のホームページにおいてお知らせをしてまいりたいと考えております。

次に、北海製罐小樽工場第3倉庫についてですが、まず歴史的意義につきましては、第3倉庫は小樽運河の整備と同時期の大正13年に建設をされた運河の歴史の一部と言える建造物であります。また、北運河地区と一体となった歴史的景観をなすシンボリックな小樽市指定歴史的建造物であると考えております。

次に、保存に当たっての課題につきましては、建造物としての耐久性や耐震性の調査による現状把握、また、民間企業による活用などが課題であると考えております。

次に、利活用策につきましては、小樽商工会議所からも「市や各種団体等とも連携しながら早急に保全・活用への検討を行いたい」とのお話をいただいたほか、若者有志による活用策を考える取組なども見られることから、同倉庫の活用について、今後様々な御意見が寄せられると考えております。市といたしましては、そうした御意見も伺いながら、限られた時間の中で活用の方策を見いだしたいと考えております。

次に、他の歴史的建造物との関係性につきましては、老朽化の進行や費用負担の増加などにより、第3倉庫以外の歴史的建造物についても、今後、維持保全が難しくなる可能性があることについて、私としても危惧をいたしているところであります。将来に向けて、歴史的建造物の全てを守っていくことは難しいと考えていることから、現在、重点的に保全を図る区域の設定や優先的に支援を行うべき歴史的建造物などについて、庁内に組織をした、歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議でも議論をしているところであります。

次に、イニシアチブを取り、第3倉庫の意見交換を行うことにつきましては、今回の課題は行政だけで解決できるものではないと認識をしておりますので、1年という限られた時間の中で市民の皆さんの御意見を伺いながら、経済界などと連携をし、課題に取り組み、活用の方策を見いだしたいと考えております。

次に、道道小樽環状線JR塩谷駅付近に設置されている押しボタン式信号機撤去方針についてですが、まず、小樽警察署の撤去方針につきましては、小樽警察署から事前に市へ情報提供はなく、市といたしましても新聞報道で知ったものであります。報道の内容を小樽警察署に確認しましたところ、公安委員会が定める信号機設置の指針に基づき、信号機設置の条件である自動車等の交通量及び歩行者の横断者数が基準に満たないことから、撤去対象として検討しているとのことでありました。このたびの地域住民による撤去反対の声は、撤去によって交通事故の危険性が高まるのではないかと不安の表れであり、地域の要望としては理解できるものであります。

次に、道道小樽環状線の交通状況につきましては、現状では車両交通量が少ない反面、スピードを出して走行する車両が多い状況であると認識をしております。北海道からは、このたびの（仮称）最上トンネル工事は急勾配・急カーブの解消により安全性を向上させることが目的であると聞いておりますが、市では工事完了後における交通量の増減について根拠となるデータ等は把握しておりませんので、お答えをすることはできません。

次に、市からの信号機存続要望につきましては、市としましては小樽警察署に対し、地域住民の撤去に対する反対意見が多いことを踏まえ、住民の声を十分に聞いた上で判断をしていただくよう伝えてまいりたいと考えております。

次に、児童福祉施設等職員慰労金支給事業についてですが、まず、道内主要都市の実施状況等につきましては、北海道は調査結果の公表はしていないと聞いておりますのでお答えをすることはできません。

次に、実施時期未定となっていた理由につきましては、北海道による調査の時点で第3回定例会で計上した補正予算額では不足が見込まれたことから、給付時期を未定として回答したためであります。また、慰労金は、本人または代理申請者からの申請に基づき支給を決定し、指定口座への振込を行っておりますが、公立保育所職員のほか、書類の不備等があった申請分を除き、11月30日には入金を済ませており、残る支給対象者分につきましても、12月中旬までには終える予定であります。

なお、代理申請者には慰労金を代理受領した後、申請者本人に対し2か月以内に慰労金をお支払いす

るようお願いをしております。

次に、予算編成方針についてですが、まず来年度の本市の一般財源総額見込みにつきましては、コロナ禍により市税や地方交付税などに与える影響が不透明な中で、国としても地方における必要な財源確保の検討を進めておりますが、今後、国から示される市税や地方交付税のほか、譲与税・交付金などの地方財政計画における歳入の動向を見極めていく必要があることから、現時点ではお示しすることはできません。

次に、猶予特例債と減収補填債につきましては、本市では今年度はどちらの支援制度もまだ活用しておりませんが、市税の決算見込額が一定程度明らかになる時点で精査をし、必要に応じて猶予特例債及び減収補填債の補正予算を今後計上し、借入れを行いたいと考えております。

次に、コロナ禍を理由とした市民サービスの削減につきましては、予算編成に当たっては限られた財源の中においても適正なサービス水準と地域ニーズを踏まえた上で、その必要性や費用対効果などについて十分な議論を重ねながら事業選択の判断を行っているところであります。今後とも市民の皆さんのために必要な施策・事業の着実な推進と持続可能な財政運営の両立は必要でありますので、収支改善プランに掲げる取組を着実に推進させるほか、コロナ禍にある地方の厳しい財政状況を踏まえた地方財政措置の状況など、国の動向にも注視した上で、来年度の予算編成に臨んでいきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 第3に大型事業について伺います。

北海道新幹線工事が進められています。しかし、コロナ禍で利用者数の激減、JR北海道自身の以前からの赤字など、延伸そのものの必要性が取り沙汰されています。こうした中、工事に伴うトンネル残土の問題が注目されています。トンネル発生土の搬入について、国会での日本共産党紙智子参議院議員の質問に対し、国土交通大臣は、地元の皆さんの理解がしっかり得られるよう指導していくと答弁されたように、住民の十分な理解を得ることが必要です。本市では現在、塩谷4丁目の民有地のみに対策土が搬入されていますが、現時点での受入れ地及び候補地の対象土、所在地、対象トンネル、受入れ量と進捗状況をそれぞれお示してください。

塩谷4丁目の民有地を除き、トンネル発生土の受入れは進んでいません。市内の候補地で受入れが進まない理由を所在地、それぞれにお答えください。

北斗市の渡島トンネルで条件不適土が発生しました。条件不適土と名づけたのは鉄道建設・運輸施設整備支援機構です。当初機構は、条件不適土とは何なのか説明を拒んでいましたが、市民団体などの追求により、渋々環境基準の270倍のヒ素が含まれていることを明らかにしました。小樽市はこうした情報を把握していますか。

また、市長はどういった所感をお持ちになりましたか。

条件不適土の初出土は2018年10月、機構側が北斗市に伝えたのは2019年7月、北斗市議会への報告は仮置場が満杯になった今年9月と、2年近くも市民と市議会に隠したままでした。小樽市への報告ではこういったことが起こるおそれはありませんか。

塩谷4丁目市有地についてです。

受入れ開始までの流れを示してください。

また、地元説明会はどういった構成で、それぞれいつ行うのか、情報を市として把握していますか。

また、市の関わりはどのようになっていますか。

本市の方針では、本市は新幹線建設工事に推進の立場であることから、受入れ地確保について協力する責務がありとしています。しかし、なぜ協力する責務があるのですか。紙参議院議員の質問主意書では、北海道新幹線の延伸に伴う発生土の搬入先を、発生した自治体の中で探すとの考え方が決まっている旨、述べたものではないと答弁されています。協定や法律に定められているものですか。なぜ推進の立場であることから受入れ地確保について協力する責務がありといった表現になったのかお答えください。

含有量基準超過なしとしていますますが、信用することができません。渡島トンネルのような条件不適土が出た場合、機構の本市への対応はどのようになっていますか。

十分な情報公開がされる担保はありますか。

そもそも市として機構の調査結果について信用しているのですか、いかがですか。

将来的にも市が保有し監視していくとしていますますが、協定締結後、市による大気や水質、騒音等、環境保全に係る継続的な立入検査などが行われるのですか。

具体的に本市はどのように監視していくおつもりなのか、お答えください。

これまでも地域住民の一定程度の理解が得られた場合には、受入れ地を決定することに了承するとしています。国土交通大臣は「しっかり得られるよう」と答弁しているのです。しっかり得られていなければ、了承しないのが当然ではありませんか。

後志自動車道Cランプ工事についてです。

当初は昨年8月から2024年3月までの工期で実施予定でしたが、地域住民の様々な懸念の声から工事は中断しています。現在の状況への市長の所感をお示しください。また、反対の声がある以上、NEXCOによる強引な工事再開はないことを確認します。

風力発電について質問します。

第3回定例会以降にも風力発電事業に参入する事業者が増え、洋上で6事業者が環境影響評価の手続に入っています。日本共産党は第3回定例会で促進区域の指定を受けてから事業者の選定をするべきとの立場を表明してきました。石狩湾は主に小樽市と石狩市が関係します。第3回定例会での高野議員の代表質問で市長は、関係自治体との協議は未実施と答弁していますが、促進区域の指定に対し、これまで石狩市とはどのような協議を行い、これからどうする予定なのか示してください。石狩市と連携し、促進区域の指定への調査に応じるべきではないと考えますが、市長の見解を示してください。

その上で今後の環境影響評価への対応を伺います。一般海域における洋上風力については、既に環境影響評価が終了している石狩湾新港の港湾区域内で、株式会社グリーンパワーインベストメントが実施予定の洋上風力の環境影響評価を踏まえることが重要です。この事業では、一つに自治体が意見を出せる準備書段階で決まっていなかった機種の決定や調査が行われています。準備書以降での変更や新たな調査は自治体の意見が尊重されないこととなります。一般海域の洋上風力では、このことに対し今後どのように対応していくのでしょうか。

二つに、水中音の調査と評価があります。

これは、準備書以降に国の環境審査顧問会風力部会で評価の必要性を指摘され、実施しました。そのため、北九州沖などでは季節ごとに実施している調査が8月のみの調査となり、不十分な調査を基に評価しています。これからの洋上風力事業者に水中音の環境影響評価を実施することが必要ですが、6事業者のうち水中音を評価する事業者は幾つでしょうか。市はどのように対応していますか、お答えください。

三つに、騒音に対する対応です。環境省は風力発電による騒音被害は可聴域によるものと断定しています。そして事業者は国の基準に沿って評価しており、国から適正に評価されたから問題ないとの立場です。しかし一方で、市民から低周波音、超低周波音による健康被害が危惧されています。事業者はこれら市民の声に誠実に科学的根拠をもって説明することが必要です。市長はどのように対応するおつもりかお答えください。

陸上の風力発電についてです。

北海道小樽余市風力発電所の方法書が縦覧されました。市長は配慮書に係る意見の最後に、住民等の声や環境や景観に重大な影響がある場合と判断した場合に、本市としては本事業計画を現状のまま進めることは是認できない可能性があるという意見を付しました。知事意見では、この地元自治体の意見が反映されたとは言えない内容になっています。この知事意見に対する市長の所感を述べてください。

方法書では、単機出力が4,300キロワットから5,500キロワット程度で、機種は検討中で、高さについては最大で200メートルと記載されています。石狩湾新港で進められている洋上風力は、機種が確定し8,000キロワットで地上からの高さが195.8メートルです。このことから事業者が想定している単機出力がもっと上がり、高さ200メートル、8,000キロワット以上を計画しているのではないかと疑いたくなります。事業者は5,500キロワット以上の出力にならないと明言していますか、お答えください。

小樽市は景観行政団体です。小樽市景観計画では「美しい街並みの形成と豊かで活力のある環境の創造には、良好な景観は不可欠な要素であり、将来にわたってその整備及び保全が図られなければなりません。」と定め、「自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。」を基本目標の一つにしています。景観区域は市域全域です。三つに分けた全ての地区で「街並みの背景となる山並みの保全を図るとともに、これらと調和した景観の創出に努めます。」と景観形成の考え方を整理しています。市街地から見える山の尾根沿いに200メートルの高さの風車が林立することは、どんな対策を取ろうとしても景観計画に反するのではないですか。

先ほど紹介した国の環境審査顧問会風力部会では、次のようなやり取りがありました。顧問「景観のことで、小樽が非常に大事な観光スポットで、そこからの眺望として、結構目に入ってくるのかなと思うのですが、小樽市や観光関係の方からのリクエストというものは」、事業者「小樽市域側からの懸念とかは今のところ具体的に我々のほうには届いていないということです。」、顧問「無関心ですか。」、事業者「我々もどう判断していいのか」、このように小樽市が景観に対し無関心との印象が残ってしまいました。このような誤りは繰り返すべきではないと思います。市長はどうですか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に見られるように、この半世紀は新しい感染症が次々出現しています。この要因はどこにあるのでしょうか。多くの専門家が共通して指摘するのは、人間による生態系への無秩序な進出、熱帯雨林の破壊、地球温暖化、それらによる野生生物の生息域の縮小などによって、人間と動物の距離が縮まり、動物が持っていたウイルスが人間に移ってくる。そのことによって新しい感染症が出現しているということです。利益追求のために自然を壊してはばからない政治の見直しが必要です。小樽市では、地中には新幹線トンネルと高速道路トンネル、山と海には風力発電です。自然環境及び生態系は壊してしまったら元に戻すことは困難です。水源涵養林の伐採が前提となる北海道小樽余市風力発電所の計画撤回を求めるべきではないですか。

そもそも景観計画は風力発電や太陽光発電の開発を想定していません。大規模な風力発電等の開発行為を想定した景観計画に見直すことが必要ではないですか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、大型事業について御質問がありました。

初めに北海道新幹線についてですが、まず現時点におけるトンネル発生土の受入れ地及び候補地につきましては、受入れ地として稼働しているのは要対策土と無対策土の両方を対象としている塩谷4丁目の民有地1か所のみであり、主に後志トンネル塩谷工区から搬入をしており、約18万立方メートルの予定量に対し、本年10月末時点で約11万立方メートルが搬入済みであると聞いております。

また、候補地のうち要対策土と無対策土の両方を対象としているのは3か所です。1か所目は塩谷4丁目の市の所有地であり、主に後志トンネル塩谷工区からの受入れを予定し、計画受入れ量は約9万立方メートルで、現在は事前調査を終えて地元への説明を行っているところであります。

2か所目は、塩谷3丁目の民有地で、こちらも主に後志トンネル塩谷工区からの受入れを予定しておりますが、現在は事前調査中であり受入れ量は明確にお示しすることはできません。

3か所目は、朝里川温泉2丁目の採石場跡地の民有地であり、主に札幌トンネル石倉工区からの受入れを予定し、計画受入れ量は約55万立方メートルで、現在は事前調査を終えて地元への説明を行っているところであります。

これらのほかに無対策土のみを対象としている候補地が2か所あります。1か所目は見晴町の採石場跡地の民有地で、主に札幌トンネル銭函工区からの受入れを予定しておりますが、現在は事前調査中であり受入れ量は明確に示されておられません。2か所目は、星野町で操業中の採石場であり、主に札幌トンネル星置工区からの受入れを予定しており、計画受入れ量は採石事業者と調整中とのことで明確に示されておられません。進捗状況としては昨年の7月と9月に地元へ説明を行っているところであります。

次に、市内の候補地で受入れが進まない理由につきましては、朝里川温泉2丁目の採石場跡地は、地元の皆さんの不安を解消するための説明に時間を要していることから、最終的な受入れの決定に至っていない状況であります。

また、星野町の採石場は、搬出元であるトンネル工区の掘削当初に要対策土が発生することから、その受入れ地確保が優先されるため、無対策土の受入れ候補地である星野町は決定までのプロセスを一旦中断しているとお聞きしております。

なお、塩谷4丁目の市の所有地は、決定に向けた地元説明会を開始し、塩谷3丁目の民有地と見晴町の採石場跡地は事前の調査を行っているところでありますので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構によるトンネル発生土対応フローに沿って進んでいるものと認識しております。

次に、渡島トンネルの情報につきましては、その詳細は把握しておりませんが、鉄道・運輸機構が土砂の受入れ条件として地元へ示していた重金属の濃度の上限を超える土砂が発生し、その受入れ先が確保できなかったため、トンネル掘削を中断したということは承知しております。なお、私といたしましては、工期への影響を懸念しているところであります。

次に、鉄道・運輸機構からの報告につきましては、これまでに市内における朝里トンネルの掘削に伴い、受入れ地の条件に適合しない土砂が発生したという事例がありましたが、その際は本市に対して速やかな報告がなされたので、今後においても同様の事例が発生した場合には適切に報告されるものと考えております。

次に、塩谷4丁目市有地の受入れ開始までの流れにつきましては、地元説明会において一定程度の理解が得られた場合には、市として最終的な意思決定を行い、議会への報告をした後に鉄道・運輸機構と協定を締結し、受入れ地の準備が整い次第、受入れが開始されるものと考えております。

また、地元説明会の開催時期と対象につきましては、12月5日に親和町内会と塩谷文庫歌町内会、そして本日は伍助沢町内会と丸山下町会、12月11日には漁業関係者であると承知をいたしております。なお、本市としては、機構に対してより丁寧な説明を求めるとともに、説明会に担当者を参加させていただきます。

次に、受入れ地確保に関する本市の協力につきましては、鉄道・運輸機構とそれらに関する協定は締結しておりませんし、法律にも定められた事項はないものと認識しております。しかしながら、北海道新幹線の建設を進めるためには、トンネル掘削土の受入れ地確保は必須の条件であり、札幌までの一日も早い開業を国などの関係機関に強く要望してきた本市といたしましては、お願いをするだけでなく、果たすべき務めとして協力する考えを持つことは当然の姿勢であると認識をいたしております。

次に、受入れ条件に適合しない発生土に対する鉄道・運輸機構の対応につきましては、これまで小樽市内で掘削された発生土のデータは、適宜確認をさせていただいており、先ほども申し上げましたとおり受入れ条件に適合しない土砂が発生した場合でも速やかな報告をいただいた実績もあることから、今後も正確で十分な情報の提供がなされるものと考えております。また、調査結果については、計量法に基づく環境計量証明事業者が検査を行っていることから、信用できるものと考えております。

次に、塩谷4丁目の市所有地の監視につきましては、発生土の受入れ工事中は鉄道・運輸機構が実施するトンネル掘削の施工中に実施する地質調査や、受入れ地の地下水及び表流水の水質検査について、その結果を確認するとともに試料採取などに適宜立ち会うことで、検査が適正に実施されることを確認したいと考えております。また、盛土完了後については、機構が引き続き実施する水質検査の結果を、受入れ中と同様に確認するとともに、定期的に現地の状況に異常がないことを確認したいと考えております。

次に、地域住民の理解につきましては、御質問にありました国土交通大臣の答弁は札幌市での事例において、事前調査を進めるに当たっては、地元の皆さんの理解がしっかり得られるように努力していくよう機構を指導していくとの発言であったと認識をしております。市内においても鉄道・運輸機構には、地元の皆さんの理解がしっかり得られるように努力をしていただき、その上で一定程度の理解が得られたと判断する場合には、機構が受入れ地として決定することを了承してまいりたいと考えております。

次に、後志自動車道Cランプ工事についてですが、現在の状況などにつきましては、東日本高速道路株式会社が、地域住民への事業経緯や工事内容の説明などに時間を要していることから工事を休止しており、私としては工期への影響を懸念しているところであります。

後志自動車道はCランプの整備により、本来の整備効果が発揮されることから、NEXCO東日本には住民の皆さんの工事に対する不安が少しでも解消するよう、丁寧な説明を行いながらできる限り早期の工事再開を目指していただきたいと考えております。

次に、風力発電についてですが、まず促進区域の指定につきましては石狩市と情報交換をすることで、石狩湾の一般海域については、関係自治体が複数になることから北海道による調整が必要であるとの考えで一致をし、本年6月、石狩市と共に北海道に対し調整役を担ってほしい旨の申出を行ったところあります。本市ではこれまで北海道からの促進区域指定に係る照会に対し、海洋生態系はもとより漁業、航路、港湾事業などへの影響が懸念されることなどを理由に、促進区域指定へ向けた国への情報提供は希望しない旨を回答しており、今後も慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、準備書後の変更等につきましては、石狩湾新港の港湾区域内で予定されている風力発電事業において、準備書段階での風車1基当たりの出力は4,000キロワットでありましたが、評価書では8,000キロワットに変更されたため、住民などからは大きな変更に伴う影響を心配する声が市にも寄せられま

した。そのため、市では法的な義務づけはありませんが、事業者に対し変更に伴う影響等の住民説明会など、意見を聞く機会を設けるよう要請してきたところであり、今後もこのような変更があった場合には同様に事業者へ丁寧な対応を要請してまいりたいと考えております。

次に、水中音の環境影響評価につきましては、現在6事業者が石狩湾の一般海域における洋上風力発電事業を検討し、環境影響評価の手続を開始しておりますが、配慮書段階で水中騒音を評価している事業者はありません。市といたしましては、配慮書に対する北海道への意見書の中で、事業者に対し、風力発電施設の建設中及び稼働後における低周波音を含む水中騒音が海域生物に与える影響について、可能な限り調査、予測及び評価することを求めていますので、次の方法書で反映されているかを確認してまいりたいと考えております。

次に、低周波音等につきましては、国内外で低周波音の健康への影響に関し、様々な研究が進められておりますが、明らかな関連を示す知見は確認されていないものと認識をしております。しかしながら、市といたしましては、健康への影響を懸念する声があることを踏まえ、事業者に対し低周波音の影響について適切な方法での予測と評価を実施するとともに、住民の皆さんへ丁寧かつ誠実な説明を行い、十分な理解が得られるよう引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、北海道小樽余市風力発電所に係る知事意見につきましては、令和2年7月3日付の事業者に対する意見書を拝見いたしました。塩谷丸山などの眺望や自然環境への影響、低周波音による健康被害、住民への配慮などについて述べられており、本市の意見を踏まえた内容になっているものと認識をしております。

次に、風車の出力につきましては、方法書においては風車1基当たりの出力を4,300キロワットから5,500キロワット程度としており、事業者からはこの範囲を超えて事業が行われるとは聞いておりません。

次に、風車の林立と景観計画の関係につきましては、現時点において事業者からは風車の詳細な配置やそれに基づく眺望景観への影響を回避する具体的な対策が示されていないことから、当該事業計画が本市の景観計画の方針に反するかどうかは判断できません。しかしながら、本市としましては、風車による眺望景観上の影響を危惧しており、環境影響評価の配慮書段階において北海道知事に対し、眺望景観上の重大な影響があると判断した場合は、本事業計画を現状のまま進めることを是認できない可能性があり得るとの意見を伝えております。

次に、景観に対する本市の意見につきましては、国の環境審査顧問会風力部会で議論された内容については、議事録の範囲でしか承知をいたしておりません。

次に、北海道小樽余市風力発電の計画撤回を求めることにつきましては、気候変動という世界的な問題に直面している中、地球温暖化防止への取組は必要であり、温室効果ガス排出量削減につながる再生可能エネルギーの推進は、その取組の一つであると考えております。しかしながら、本市といたしましては、当該事業計画について住民等の理解が得られているとは言いがたい状況にある場合、あるいは環境保全や眺望景観上の重大な影響があると判断した場合は、現状のまま進めることを是認できない可能性があると考えております。

次に、景観計画の見直しの必要性につきましては、現状においても風力発電や太陽光発電の設備が一定の高さを超えるものについては、景観法に基づく届出が必要となり、事業者に対し景観計画に定める基準に適合するよう求めていることから、一定程度の規制や景観誘導は行えるものと考えております。しかしながら、他都市では、景観計画において風力発電の風車や太陽光発電のパネルの設置について、具体的な基準を設け規制している事例もあることから、今後これらについて調査研究を行ってまいりたい

いと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 最後に、公共施設長寿命化計画案について質問します。

今回、施設ごとの対策の実施スケジュール、ロードマップが示され、幾つかの施設ではどのように進められるかイメージできるようになりました。しかしその一方で、本庁舎別館や総合体育館、新・市民プールについては別途計画とされ、今後どのように進められるのかは分からず、事実上の先送りになっています。まず、今回なぜこれらの事業を別途計画としたのか、その理由をお答えください。

また、事実上の先送りをしたという認識はありますか。

これまでの計画は財政部公共施設担当が取り扱ってきました。それでは、これからの建て替えや改修、長寿命化などの事業はどの部署が担当することになるのですか。

また、別途計画とされた事業についてどのような部署が計画することになるのですか。

計画期間の考え方です。2019年第3回定例会でも質問しましたが、2058年度までの話を今議論してもあまりにも荒唐無稽な話です。総合計画との整合性で言えば、第1期については詳細に計画し、それ以外については第2期以降で計画してもよい話ではありませんか。今回の長寿命化計画は2058年度まで責任を負わなければならない計画なのですか。

期ごとに10年サイクルで見直すとのことですが、期間内であっても社会情勢や財政状況等の変化に応じた計画の見直しをおおむね5年サイクルで見直すと思います。この考え方がそのまま進められれば、第1期でも2021年度から2025年度まではそのまま実施され、2026年度から2030年度については時期や事業自体も見直すこともあり得るということですか。

5月に策定された公共施設再編計画で、新・市民プールについては総合体育館との併設か単独の整備とされ、建て替えの具体的な時期については公共施設長寿命化計画の中で示されるとしていました。今回も具体的な方針は示されず、別途計画とされ事実上先送りされました。従前は教育委員会が担当していましたが、財政部となり、また教育委員会に戻ることとなります。財政部の責任で、新市営室内水泳プールを総合体育館と併設で第1期中に整備する方針までは決めていくべきです。その上で具体的な中身については別途計画として教育委員会に任せるべきです。いかがですか。

産業会館2階へ移転が検討されている生涯学習プラザについてです。

日本共産党はこれまでも駐車場の確保やバリアフリーについて求めてきました。これまでの答弁では必要な改修を行っていくといった趣旨だったと思います。必要な改修はそのとおりなのですが、現在の状況を維持または上回ることが必要な改修です。北海道バリアフリーマップによると、現在はバリアフリートイレが男女専用でそれぞれ1か所ずつ、広さは車椅子と介助者が共に入れ、かつ車椅子の回転が可能、設備は補助手すり、車椅子用の低い洗面台、温水洗浄便座、非常用呼び鈴、段差を段差解消スロープ等で解消、勾配は緩い勾配、狭い道路の部分なし、エレベーター使用は必要なしと申し分ありません。では産業会館2階はどうでしょうか。多くの改修が必要になると見込まれます。現在の生涯学習プラザのバリアフリー状況を維持または上回ることが必要ではありませんか。市長のお考えを伺います。

更新・改修費用の推計が示されています。産業会館では約1億円と示されています。推計に当たってどのような工事を想定していますか。この中にエレベーターは入っていますか。

銭函市民センターです。

利用者はできれば建て替えてほしかったとのことですが、改修となってもできるだけ早くやってほしいとの声があります。高齢化も進み、足が悪い利用者でも2階に行けるようにしてほしいとも言われています。実施時期が第1期となりました。改修費用の推計では約4,000万円とのこと。さらなる早期改修とバリアフリー工事も含めた解消になるのか伺います。

これまで、在り方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持とされてきた手宮保育所と最上保育所についてです。手宮保育所は「老朽化が進んでいる手宮保育所の整備では急がれるため、「第1期」において「建替え」とします。」と明記されました。日本共産党としても存続を求めているものであり評価します。一方、最上保育所については、「最上A住宅の建替えに合わせ「第2期」に建替えとする予定ですが、保育所の在り方や整備方針については、引き続き検討が必要」としています。手宮保育所は2024年度に建て替える方針であることを確認します。いかがですか。

最上保育所についても「保育所の在り方や整備方針については、引き続き検討が必要」といった微妙な表現をせず、はっきり第2期に建て替えることを明言するべきです。市長のお考えを伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設長寿命化計画案について御質問がありました。

初めに、本庁舎別館と総合体育館を単独の計画とする理由につきましては、これら施設の整備に当たっては市民サービスにも大きく関わり、また多額の費用もかかることから、規模、機能などの詳細についてさらに検討が必要と判断したものであります。整備時期については、個別施設計画を来年度中に策定することとしており、その計画の中で時期を明確にお示しする予定であります。

次に、公共施設長寿命化計画に基づく建て替えや改修、長寿命化などの事業の実施につきましては、施設を管理する各所管部が担当し、単独の計画とした本庁舎別館及び総合体育館の長寿命化計画の策定に当たっては、所管部と財政部が連携を図りながら計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、計画期間の考え方につきましては、公共施設長寿命化計画は上位計画である公共施設等総合管理計画の目標達成に向けた個別施設計画と位置づけていることから、総合管理計画の計画期間と同じく令和40年度までとしたものであります。

また、長期的視野で計画を策定することは、本市の施設整備をより計画的に進めることができるものと考えております。

次に、5年サイクルの計画の見直しにつきましては、長寿命化計画は一期計画を10年で設定しておりますが、社会情勢の変化により前倒しで改修を行う施設や整備方針が定まっていない施設の方向性が決まるなどの変化に柔軟に対応するため、中間年である5年で見直しを行うこととしており、時期や事業等を見直すこともあり得るものと考えております。

次に、総合体育館の整備時期につきましては、総合体育館と本庁舎別館は耐震性能を満たしていないことから、整備が急がれる施設であると認識しておりますが、いずれの建物も費用が多額となることから、同時期に建て替えを行うことは財政的に困難なため、各施設の規模、機能などによってさらに検討を進める必要があると判断したものであります。プールを含めた体育館の建て替えの具体的な時期については、単独の計画を策定し、その中でお示しをしたいと考えております。

次に、産業会館2階の活用に伴うバリアフリー化の改修につきましては、生涯学習プラザは多くの市民の皆さんが利用する施設であるため、バリアフリー化が必要であると認識しておりますので、具体的

な整備については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、産業会館の改修費用につきましては、産業会館2階にあるトイレ改修のほか、現在2階ホールの間仕切りの壁の設置を想定しておりますが、バリアフリー化の具体的な整備については先ほど御答弁させていただいたとおり、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、銭函市民センターの改修につきましては、銭函市民センターと銭函サービスセンターは老朽化が進んでいるため、早期に対策が必要であると判断し、第1期計画の令和8年度に複合化改修を行うことといたしました。これは他の施設との優先順位や実施時期の平準化を考慮し、決定をしたものであります。また改修に当たっては、エレベーターの新設などバリアフリー化を含めた改修を行う予定で考えております。

次に、手宮保育所の建て替えにつきましては、築40年以上の施設であり老朽化が著しいため、耐震性が未確認であることを踏まえ、整備は急がれるものと判断しており、長寿命化計画案では令和6年度の建て替えとしたものであります。

次に、最上保育所につきましては、市営最上A住宅と併せて耐震改修工事は実施済みであり、長寿命化計画案では市営住宅の建て替えに合わせ第2期での建て替えとしておりますが、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの際に、方向性を提示することができるよう、保育所の在り方や整備方針について現在庁内において検討を進めているところであります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） それでは、再質問を行います。

まず、組織改革について質問をいたします。

ここでは、ホームページや広報などを通じてお示しして、親切に対応していくというような趣旨の御答弁だったかというふうに思うのですけれども、結果として、やはり分かりづらくなったというのは、これは事実だというふうに思うのです。ホームページや広報などで示すというのも結構なことだと思うのですけれども、一つで収まると思ったのだけれども収まらなかったということにならないように、やはり通り一遍のこうした、ホームページや広報などで出しましたということだけではなくて、はっきりと、ここに行く、こういった相談の場合にはここなのですよということが示される必要があると思うのです。やはりそのために今の段階では答えはすぐには出せないと思います。ただ、より分かりやすくするためにこれからも調査やまた取組をしていくということは必要だと思うのですけれども、そういった認識について改めて伺います。

それから、時間外勤務についてです。これについても今回の組織改革で、必ずしもこうしたものが解消されるわけでもないということではありますけれども、やはり組織改革、市民サービスを向上させるということが大事だと、その一方で、こうした市職員の負担も軽減していく、結果として効率化も高めていくということも、やはり考えていく必要があると思うのです。こうした解消していくということも含めて、これからも本市として組織改革についても考えていくということの必要性について、市長に改めて伺います。

次に、ふれあいパスについてであります。

今回の見直し方針が市民に示されたのはいつかといった質問に対して、御答弁で驚くべきお話がありました。11月9日にホームページに載せたのだと。これで、ここから現在までどれだけの時間があるのかと。いや、それは、市民が知らないのも当たり前なのです。それをこの第4回定例会の中で決めていくというのは、私は異常そのものではないかと思えます。昨年7月から勉強会をやりましたと言ったの

です。勉強会をやったというのは、それは議会の中でやっていることで、それは結構なことなのです。この中で物事を決めていくものではありませんし、改めて問題点などを十分議員間の中で共有していくと、その上で出された市の変更方針に対して議会の中で議論していくというのが、これが議論の在り方ではないですか。市長は11月9日にホームページに出して、そしてこの第4回定例会に当たったというのは、私はやはり拙速で乱暴なやり方というふうに思います。寝耳に水だという、そういった市民の声も全くそのとおりだと思うのです。ホームページを見ていなかったら、市民は誰も分からないのです。改めて寝耳に水だという市民の声にどのように答えますか。お答えください。

それから、今後、市民の意見を聞くことについてです。議決前に話を聞きなさいと。変更方針が示されたのは11月9日だと言っているのですから、それを受けてお話を聞くのは当たり前のことではないですか。なのに市長は聞く考えはないと、ひどいですよこんなこと。あり得ない話です。今まで市長は、こんなやり方というのはやっていないと思うのです。あらかじめこういったことについての問題を出されて、その上で市民などの意見を聞いて、その上で決めていくという、そういった提案をされてから一度議会を挟んで、その次の議会でというようなものだったと思うのです。けれども今回そういったこともなくて、決定してから案内していくのだと、それはあべこべです。改めてやはり聞く必要はないのですか。聞かないのですか。

(「これまで意見聞いてきたでしょ」と呼ぶ者あり)

それから、結局駆け込みで提案をして、市民の反対の声が広がらないうちに決めてしまうという魂胆ではありませんかと言ったのですけれども、そのものではないですか。お答えください。

(発言する者あり)

それから、ふれあいパスについて、市長公約の中では今後も継続すると言った。継続するとは言ったけれども、利用制限しないとは言っていないということですか。有権者をだましたのではないかと、これは。

(「だましてないでしょ」と呼ぶ者あり)

答えてください、これもきちんと。全く当てはまらない話だと、それで何が当てはまらないのですか。言ったとおりではないですか。いかがでしょうか。

(「だましてないということでしょ」と呼ぶ者あり)

それから、事業費の1.5億円について、これは目安だと言っているのです。目安だとしたら市民的議論の下でどういったものにあるべきかということも含めて議論を始めるべきではないですか、1.5億円ではなくて、やはり高齢化率が高いのだから、全体でこういったものに限らずやっていこうとかと。そういったものをなされないままやられようとしているのです。目安だというふうに言って利用制限してしまったら、全て目安だということではどんどんサービスを下げていく、こういうことになりかねないのです。これはどうでしょうか。

(発言する者あり)

それから、全ての移動を保障する制度ではないと言っているのです。私が聞いたのは、一体誰が全ての移動を保障する制度ではないというふうに言ったのですかと、これまでこのような説明されていなかったのです。誰が言ったのですかと聞いたのです。お答えください。

それから、通勤・通院は制度趣旨の対象外云々で就労についての話です。

そぐわない、配慮する必要はない。冷たい話です。市民の中で制度にそぐわないけれども、結果としてこういった制度なども使って何とか生きているという、そういった市民もいるわけです。それを制度にそぐわないから排除です。それはあまりにも冷たい。そういった年金だけで暮らしていけなくて、働

いている人方は市民ではないとでも言うのですか。私はとても冷たいと思う。

(「一言も言っていない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

少なくともこの配慮する必要はないということについては撤回していただきたい。そういった方もいることは承知していますから、これからもしっかりと調査してまいりたいとか、寄り添って話してください。いかがでしょうか。

それから、住んでいる地域で差別されるのは問題ではないかと私は言ったのです。結局それは見晴から高速バスを使っている方ですとか、蘭島に住まれている方とかこういった方々については、統一の料金で行っている方よりも、さらに負担が大きくなるのです。そしたらこれを機会にして、もう小樽に住めないからいなくなってしまうということになりかねない。私はこのふれあいパスの制度の趣旨で言えば、市民にやはり公正であるべきだということに思っています。市長は平等性だと言いました。平等では駄目なのです。やはり公正でなければいけないのです。正義でないといけません。いかがでしょうか。

(発言する者あり)

それから、市内経済の影響についてであります。

これについて、影響をどのようにとらえているかということについて、影響について捉えることについてはしかねますと言っているのです。影響があるかないかも考えずに突き進もうとしているのですか。異常そのものです。やはりこのふれあいバス制度がもたらしている市内経済の影響というものは、やはり大変大きなものというふうに思っています。これに制限を加えることによって外出制限になってしまう、買物なども控えてしまう、にぎわいづくりなども控えてしまうということになってしまったら、本当に市内経済に多大な影響を与えたいと思います。こうした影響についても判断する必要はないというふうにお考えでしょうか。

それから、人口減少に拍車をかけることについてでありますけれども、判断できないと言っているのです。判断してください。私は判断してほしいから質問したのです。

(「できない」と呼ぶ者あり)

人口減少に拍車をかけることにつながりかねませんよね、そうですねという話です。だからやめなさいと言っているのです。判断しかねますと、何、人ごとのように言っているのですか。あなたは人口問題に対応していくと言ったのです。それなら、きちんとやるべきです、いかがでしょうか。

(「落ち着きなさいって少し」と呼ぶ者あり)

それから、他都市でのこうした敬老パスの事業についてであります。

自治体ごとに判断されると。自治体ごとに判断されるのだから、小樽市はやってくださいと言っているのです。他のこうした敬老パス事業をやっている自治体で、今回のコロナ禍を機に閉じ籠もってしまっただけではないということで様々な取組をやられています。そのうちの一つがこの旭川市なのです。その旭川市では、小樽市よりも負担は少ないですけども、こういうふうな形でバス事業者も応援して、それから高齢者も応援していく。こういった形で事業をやっていくということをやっているわけです。考えるべきはこういうことですよ、今の時期に制限を加えるということはやはりやってはいけない。いかがでしょうか。

それから、署名についてであります。

署名について、一定程度このときには6,532筆と言いましたが、出されたということは承知するけれども、御理解をいただきたいというのですが、どれだけ署名が集まろうと、どれだけ市民の声が集まろうと撤回するおつもりはないということでしょうか。いかがでしょうか。

次に、核兵器禁止条約についてであります。

これについて、市もホームページの中で発行についてお知らせしていくということが示されました。大変喜ばしいことだなというふうに思います。ここでもより分かりやすくホームページ上で、こうしたものが発表されましたということも含めて、残念ながら今この核兵器禁止条約についての平和事業について、市のホームページから探すというのはなかなか少し難しいのです。そうした時期、バナーなども含めて一定時期だけ行っていか、そういったことも含めてアピールしていくという考え方について伺いをいたします。

次に、北海製罐小樽工場第3倉庫についてであります。

様々な意義なども示されておりました。必要だというのはそのとおりだと思います。ただ、これをどうやって進めていくかということについて、時期をやはり示されているわけなのです。行政だけでできないということはそのとおりだと思います。経済界や団体などともやっていく。やはり市が音頭を取って存続に向けて皆さんの声をお聞かせくださいという何らかの場所をつくっていくのですとか、そういった一歩踏み込んだことを、やはりやっていく必要があるというふうに思うのです。今の段階でいきますと、様々なこういった団体などがばらばらになっている状況だと思うのです。そうでは駄目で、やはりオール小樽で知恵を出し合ってどうやってやっていくかということを決めていく必要があるのではないかと。その中のリーダーシップを取るのが小樽市ではないかと思うのです。その点についていかがでしょうか。

それから、信号機についてです。

信号機についても、住民の声を十分聞いて判断してほしいということでは言われていますけれども、この2番目に聞いたのは、(仮称)最上トンネルが開通するとさらに危険になると思いませんかというふうに感想を聞いたのです。判断はできないということですが、それは判断を求めるのは北海道公安委員会ですから、この場所で聞くことはできないのです。小樽市として、やはりこうしたものができれば一般論として、(仮称)最上トンネルが開通すると、今は非常にぐるぐるになっていて通りづらい道路ですけれども、これが真つすぐ通れるということになれば、塩谷・余市方面に抜ける場合の抜け道として使うということが今後ますます増えていく。そうなったら一般論としてやはり危険になりますよねという感想だったのです。その辺についても御判断はできないのですか。

それから、児童福祉施設等職員慰労金支給事業についてでありました。

これは道が公表しないとやっているのだから公表しないという話でした。これは、私お話を聞いたときになぜこんなことになっているのだと思ったのです。その中でまだ入っていないという話でしたから、そのときに北海道にも問い合わせたという状況になっているかということで資料も何度も取り寄せたりなどしたときに、小樽市だけが未定だったのです。ほかのところは議決時期なども違いますから3月31日までというか、年度内みたいな形になっているところもありましたし、それからもっと早いところもあったのです。それは議決時期が違うので当然のことだと思うのです。ただ、未定となっていたのです。北海道の聞き方が悪いのかもしれないですけれども、私は見た瞬間にすぐまづいと思ったのです。先ほど11月30日までには入金されたと言ったのですけれども、私が聞いた時点では入金見込みはなかったのです。そして、その後に当該保育所などに連絡があって11月30日には入金されますというふうに来て、これだったら言ったから入ったみたいにとられてもおかしくないのです。いや、それではまづいのです。こうした慰労ということですから、労いですから、大体いつぐらいまでには出るのですよということはやっていかなくてははいけないし、北海道に対してもこうした未定とならないように改めて想定しておく必要があると思うのです。今後においても、こういった事業なのかと考えられるおそれ

もあると思うのですけれども、なぜこのようなことになったのか改めて聞きます。

それから、私が聞いたのは、全ての対象者に慰労金が支給されるのはいつになるのかと言ったのですけれども、ごによごによと言いながら12月中旬だと言っていましたけれども……

(発言する者あり)

12月中旬までには全ての保育士に対して入るといふことでよろしいでしょうか。改めてお伺いいたします。

それから、予算編成方針についてお伺いをいたします。

地方財政計画が示されていない以上、なかなか判断できないというのはそのとおりなのです。当たり前の話なのです。ただ、武田総務大臣はこの問題に対して必要な一般財源総額はしっかり確保してまいりたいというふうにははっきり言っているのです。どの程度やられるかということとはともかくとして、国会ではこういうふうに答弁をされている、小樽市ではどうか。質問では、市長はコロナ禍を理由に市民サービス削減をしないことを明言してくださいという質問をしたにもかかわらず、必要性和事業選択としての判断になっている。市長はあれですか。コロナ禍を理由に市民サービス削減をすることはあり得るといふことですか。改めてはっきりと明言してください。

それから、北海道新幹線についてであります。

この北海道新幹線について、条件不適土という非常に大きな問題が出てきました。これについて情報を把握しているかということについては承知をしていると。それで、工期への影響について懸念されているというふうに御答弁されたと思うのです。ここで問題にしているのは、工期へ影響することが懸念されるのは問題ではないのです。機構が地域住民・自治体に対して、こうした知られたくないような問題を隠していて、それで結局、最初に見たとき、条件不適土とは何なのだというのを再三再四、我が党を含めた団体などが、そんな新しい言葉が出てきて何だというふうにずっと言い続けて、やっと出てきたのがこの環境基準の270倍のヒ素だったのです。いや、こんなことやられたら本当にもうたまらないのです。市長はこうしたものについて適切に行われるというふうな形で言うておりますけれども、本当にこれは信用できるのですか。向こうにとって都合の悪い情報が隠蔽されない担保はあるのかどうか、改めてお伺いいたします。

(「分からないでしょ」と呼ぶ者あり)

それから、この発生土の搬入先、受入れ地確保について協力する責務があるということについて質問いたしました。この中で、早期開業を求めている立場から果たすべき務めだと言っているのです。だから「努めてまいる」でいいのではないですか。なぜ責務なのですか。責務ですよ、責務。答弁の中では協定や法律で定められているものではないと。だけれども責務だといふのです。責務というのは大変重たいものなのです。何に基づいて責務なのですか。国会答弁ではないと言っているのです。いかがでしょうか。

それから、塩谷4丁目市有地の問題でありますけれども、将来的に市が保有し監視していくというようなことでもありますけれども、御答弁の中では機構が実際にそうした調査などを行って定期的に市として確認していきたいというような話だったのです。では、そのように書けばいいだけの話ではないですか。いかにも将来的に市がそのデータなども含めて直接監視していくかのような、誤解されるような表現はすべきではないというふうに思います。あくまでもこの問題については、機構が行い、その後についてもこうしたものを行っていくという正確な表現をするべきだと思います。いかがでしょうか。

それから、この一定程度の理解という話というのは、全くこれは今までと同じなのです。国土交通大臣の答弁ではしっかり得られるようこういふふう言われているわけなのです。だけれども、小樽市の場合にはそれにさらに付け加える言葉があるのです。「一定程度の理解」というのがつくのです。大臣答弁を否

定するのですか、駄目ですよ。国土交通大臣はしっかり得られなくては駄目だと言っているのです。一定程度など言っていないのです。こういう言葉のごまかしについてはやめていただきたい。

それから、風力発電についてであります。

洋上風力についてであります。これについても、石狩市と情報を共有していると。その中で、北海道の調整が必要だということで、そのとおり御答弁、今までも議会の中で説明されてきたのです。それで、小樽市としては希望しないという話だったのですけれども、今回、出てきたのがこうした調整の結果、北海道が調整をし、石狩市と小樽市との情報共有の結果、希望しないということになったのか。それとも、従来どおり小樽市が希望しないというだけの話なのか。これはあれですか。質問ではこの石狩市とどのような協議を行って調査に応じるべきではないということなのですから、小樽市の立場は前から聞いているのです。希望しないということは、この石狩市と北海道が入った調整の結果、希望していないということになっているのか、改めて確認をいたします。

それから、陸上の風力発電についてであります。

知事意見の中では、眺望やまた低周波などについて触れられたから反映されたのだと言いますけれども、私は不十分だというふうに思うのです。やはり、しっかりと市で言っていたのは、こうした状況に判断された場合には現状のまま進めることは是認できないというふうに踏み込んだ表現をしたわけですから、そこから見れば私は少し後退したのかなと、改めてこういった知事意見に対する市長の所感をお示しください。

それから、景観計画に反するのではないかという話であります。

これは判断はなかなかできないというような話、それから眺望の話、影響を危惧しているということなのですから、危惧だけでは駄目なのです。やはりこのやられるという御答弁はどういったことを行ったとしても、私は景観計画に反するそのものだというふうに思います。影響を危惧しているなどというような曖昧な表現ではなくて、やはり景観計画に反するものではないですか。その点についてお答えください。

それから、国の環境審査顧問会のお話でありました。

これは、前市長でのお話なのです。だからこれはなかなか出しづらいというのは分かるのですけれども、そうは言ったとしても議事録の範囲でしか見ていないのではというのではなくて、結果として前市長の下でこういったことになってしまったわけなのです。やはり景観に対しては無関心ではないのだ、大いに関心を持っているのだということも、もしそういった機会があれば発信していくですとか、そういったこともやはり行っていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてもいかがでしょうか。

それから、公共施設長寿命化計画案についてであります。

今ここで、個別施設計画で云々というお話だったというふうに思うのです。最初のほうでの質問では、その理由をお答えくださいですから、市民サービスですとか、また、さらなる検討が必要だということについてはお答えになっているのだけれども、あとのほうの質問にはお答えしていただいているのです。事実上、先送りしたという認識はありますかと言っているのです。個別施設計画に先送りしたのです。いかがでしょうか。

それから、プールの建て替えについてでありますけれども、私は今回の長寿命化計画の中で、方向性をやはり決めていくというのが今回の長寿命化計画ではなかったのかなと。その上で、具体的な計画についてはそれぞれの所管部署が決めていくというのがそれぞれの考え方だったのではないかなと。そうであれば、現在の財政部の公共施設担当の責任で方針だけは決めていくということが必要だったのではないのかと。改めて、こうした別途計画として先送りに次ぐ先送り。先送りに次ぐ先送りで、またさらに個別施設

計画で決まらなかったらさらに先送りですか。最終的にはもっと遅くなるというそういうおそれはないのですか。いかがでしょうか。

それから、産業会館2階に移転を予定している生涯学習プラザについてであります。

質問はどのような工事を想定しているのか。この中にエレベーターは入っていますかというふうに聞いたのです。そうしましたら、トイレのバリアフリー化、それから間仕切りなどを想定していると。具体的な事業についてはこれから検討されるということなのです。聞いていることはシンプルなのです。エレベーターは入っていますかというだけなのです。後のほうで聞いた銭函市民センターで何と答えたかといったら、エレベーターまでは行くと明言されているのです。今回、生涯学習プラザについては、エレベーターは入りますと明言してください。

それから、保育所についてであります。

今、保育所について。手宮保育所、非常に宙ぶらりんだっただけけれども建て替える方針であったということが確認されて、とても私は喜んでいますが、では、最上保育所はどうかと言ったら、最上保育所については、今度またごによごよになってしまったのです。はっきり最上A住宅に関係なく第2期に行いますとかやはりやっていくべきだと思うのです。最上A住宅次第だということはあってはならないと思うのです。やはりそういった考え方はある程度考えていくべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(「議長、15番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 議事進行の発言をさせていただきます。

ただいまの酒井議員の再質問の発言でありますけれども、ふれあいパスの質問の項目におきまして、市長に対して有権者をだましたと断言する発言がございました。だましたということは、何か市長が詐害行為をもって市民の利益に反するような行為をすることだと認識しておりますけれども、今、議論経過を拝聴しますとそういった経緯は見受けられないというふうに思います。これは極めて不穏当な発言であると思い、取消しあるいは撤回、または、もしだましたと言うのであれば、その証拠を立証していただくようなことを求めていきたいと思っておりますけれども、お裁きをお願いします。

それと、同じ項目で、質問席から市長に対して、やめなさい、あなたという発言がありましたことを私は認めておりますけれども、これは小樽市議会会議規則にも記されているとおり……

(「そんなこと言ったら秋元さんどうなるのさ」と呼ぶ者あり)

品位を重んじる我々の責務に反する発言のものであると思いますので、これについても裁きをお願いしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) ただいまの中村吉宏議員の議事進行に関してですけれども、まず、だましたということにつきましては、だましたと思うがそうは思わないのかという発言だというふうにとらえています。ただ、だましたことになるというニュアンスは言っていますけれども、私としては、だましたと断言しているというふうには取れないというふうに思いますが、それは今、酒井議員にもう一度中身のことについて確認させていただきます。

それと、やめなさい、あなたという発言について。私は議長として、議会の秩序及び品位を保持する務めがあり、不規則発言それから誹謗中傷こういったものについても厳しくチェックをしております。意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を言うことについては、禁止されており、やめなさい、あなたという言葉が、それに当たるかということについては、今この時点では判断し切れません。

なので、先ほどのだましたという発言につきましては、今この場で酒井議員から、真意をお聞かせいただきたいと思います。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 先ほどだましたのではないかという発言をした真意でありますけれども、私としては、公約で市長はこういうふうに述べたのだから結果として有権者をだましたことになるのではありませんかという問いかけを行いました。その結果、市長としては当てはまらないという答えだったので、私は改めてだましていたのではありませんかというふうに重ねて聞いたにすぎないのです。

それ以外の私の思いはないのですけれども、あくまでも私のほうからだましたのではないですかと聞いて、市長のほうはそうではないという答え。やはりだましていますよねという、このキャッチボールだけの話だと思うのですけれども、何か問題があるかとは私は思えないのですけれども。

(「言いすぎでしたって言えばいいんじゃないの、言いすぎでしたって言えばいいんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 真意として、だましたという断言はしていないということによろしいのですか。

○8番(酒井隆裕議員) はい。

○議長(鈴木喜明) そういうことで、中身的にはそういうことだと。

ただ、議事録にはそういった形で残るので、断言している部分は修正させていただきますけれども、よろしいですか。

○8番(酒井隆裕議員) そういうことでお願いします。

(「あんたがあんたがって言うけどさ、小樽市議会ではしょっちゅう飛びかってるでしょうよ、斉藤陽一良さんだって使ってたしょ、過去に」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) やめなさい、あなたという言葉が侮辱につながるかどうかということですが、私としては少し言い過ぎだなという気はしますが、今、止めて精査をするというほどのことではないと思います。

(「ちょっと注意しないとだめだわ、それ」と呼ぶ者あり)

今、不規則発言がありましたけれども、不規則発言があったからというわけではなく、酒井議員におかれましてはそういった形で誤解される、ましてやそういう不快なことを与えたのではないかということに関しましては自覚をしていただいて、今後、気をつけていただきたいというふうに思いますが、よろしいですね。

それでは、説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 酒井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。手元で見ますと30を超える再質問がありましたので、順次お答えはさせていただきますけれども、私がお答えできない部分については、それぞれ担当からお答えをさせていただきたいと思っております。

組織改革のお尋ねがありました。結局こども未来部を構成する職場が幾つかの建物に分かれてしまったわけですが、本答弁ではホームページや広報おたるを使いながら分かりやすく市民の皆さんにお伝えしたいということで御答弁させていただきましたけれども、当然、御指摘がありましたように、

それだけではなくて、さらに分かりやすい取組があればその辺もしっかりと私どもとして検討させていただきまして、利用される市民の皆様に御迷惑をおかけしないように考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、時間外勤務の関係でございますけれども、これは組織改革だけで時間外勤務を減らす、時間外勤務を解消することはできませんけれども、やはり職員の仕事の効率化という面からもこの時間外勤務の削減については取り組んでいかなければならないというのは、これは当然の考え方でございますので、必要性を認識した上でこの時間外勤務を解消することについて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

ふれあいパスの関係で幾つか御指摘がありました。

11月9日のホームページへの掲載、これが市民の皆さんにとっては寝耳に水と感じられるような進め方ではなかったのかというふうなお尋ねでございますけれども、これにつきましては、本答弁でも御答弁申し上げましたとおり、厚生常任委員会の皆様方の御協力をいただきながら勉強会を重ねてまいりましたし、この間、様々な調査なども行ってきた上で11月9日のホームページへの掲載に至ったということでございますので、決してこれまでの進め方が乱暴であったとか拙速であったというふうに私どもとしては考えていないところでございます。

また、今後、市民の意見を聞くかどうかというお尋ねでございましたけれども、私どもは、これまでふれあいパスの見直しについて一定程度作業を進めてまいりましたので、改めて市民の皆さんの御意見を聞くということについては考えていないところでございます。

反対の声が広がらないうちに決めてしまおうというそういったようなお尋ねでございましたけれども、これは答弁が繰り返しになりますけれども、決してそういったわけではなく、これまで私どもなりに取組を進めてきたわけでありまして、反対の声が広がらないうちにさっさとやってしまおうというような思いはありませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、市長の公約でございますけれども、だましたとかだまさないとかということをされておりましたけれども、公約ではふれあいパスは今後も継続しますということでお約束をさせていただいているわけでありまして、今回、市の財政上の課題もありまして、一定程度変更を加えさせていただくことになるわけでありまして、決して有権者の皆様をだましていうことではありませぬので、厳しい財政状況の中でも、私どもとしては何とかこうできる方法、持続的な方法を探ってきたわけでありまして、決してだますということではありませぬで、また決して後ろ向きでもないということは御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、以降、制度設計上のいろいろなお尋ねがこのふれあいパスでありましたけれども、少し飛びますが、市内経済への影響だとか、人口減少への影響というふうなお尋ねがありました。このふれあいパス事業は決して経済対策としてやっているわけでもありませんし、人口対策としてやっているわけではございません。高齢の方々の社会参加ですとか、生きがい対策ということで実施をしているわけでありまして、そういったことで経済への影響だとか人口減少への影響、こういったことについては調べるつもりはございません。

それから、旭川市の事例もお話されておりましたけれども、これはあくまでもコロナ禍の事業としてやっているわけでありまして、それと一緒に議論をすることはできないのではないかとというふうに思っているところでございます。

それから、署名がどんなに集まっても撤回をしないのかということでございますけれども、これにつきましては、先ほど御答弁をさせていただきましたが、今の財政状況、これからやはり先行きも不透明

な中で、どんな形でこのふれあいパス事業を継続していくことができるかどうか。そういったことでこの結果に至ったわけでありますので、署名の数とは関係なく撤回することについては考えておりません。

それから、平和事業に移りたいと思いますけれども、ホームページの中でこの平和事業の取組をできるだけ分かりやすく表現できないのかというお尋ねでございましたが、これは御指摘のとおり平和事業のホームページ上の在り方についてはしっかりと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、北海製罐小樽工場第3倉庫の保存に向けた今後の取組でありますけれども、今まさに市と経済界とまちづくり団体の皆様方と議論を始めていこうということでございます。これはまさに御指摘のとおり、ばらばらに議論をするということではなくて一体となって、まさにオール小樽で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、その際には、やはり市がしっかりとリーダーシップを取っていかなければならないというふうに思っておりますので、これは御指摘のとおりだというふうに思っているところでございます。

それから、少し飛びまして、新幹線の関係になりますでしょうか。条件不適土のお尋ねがありました。私としては条件不適土の問題、これは実態はどうか分かりません。隠していたのかどうかという、私どもはそこは詳しくは分かりませんが、本当に信用できるのかどうかというお尋ねでございましたし、信用できる担保はあるのかということでございます。その担保については明確にお示しできる何もございませんけれども、本答弁でもお答えをさせていただきましたが、当市におきましても条件が合わない土砂が出てきたときに、これは鉄道・運輸機構から速やかに私どもに報告をいただいたわけがありますけれども、基本的にはそういった信頼関係の中で新幹線のトンネル工事の推進に当たっては進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、協力の責務というお尋ねでございますけれども、何らかの法律などに基づいてお話をさせていただいているわけではありませんが、市としても鉄道・運輸機構に協力をしながら、この北海道新幹線の延伸に向けて取り組む、そういった中でこの責務という言葉を使わせていただいたものでございまして、何かに基づく責務ということではございません。ある意味、強い意味を表現させていただいたというふうに御理解いただいて結構だというふうに思っております。

それから、国土交通大臣の御答弁の中で、しっかり得られるようにということでの御答弁があったということでございますけれども、趣旨については私どもも理解しておりますし、しっかりと得られるようにということについては100%の同意なり合意を得られるということでは決してないというふうに思っております。一定程度という言葉がごまかしではないかということでございますけれども、おおむね理解が得られれば進めていくことは問題ないのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、少し飛びますが、風力発電のお話で、知事の見解について、後退した感じがあるのではないかというふうにお尋ねがありました。知事意見の中では小樽市の取組について、これは読み上げますけれども、「地域住民等から自然環境や景観への影響、低周波音や風車の影による健康被害を懸念する声が認められている状況を踏まえ、今後の手続きに当たっては、周辺町内会のみならず広く住民や関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより相互理解の促進に十分努ること。」というようなことで知事意見の中で盛られておりますので、私どもとしては一定程度、市の考え方はお伝えいただいたのではないかというふうに思っているところでございます。

それから、少し飛びまして、公共施設の長寿命化計画に対する答弁でございます。

先送りした認識はあるのかということでお尋ねがございました。確かに、答弁の中ではその認識につ

いて触れられておりませんが、結果としては先送りした形になったということで認めざるを得ないというふうに思っているところでございます。

それから、プールについてお尋ねがございました。

これは財政部の中で第1期中に整備する方針まで決めていくと。具体的な中身については後から考えていけばいいのではないかとというようなことでのお尋ねではなかったかというふうに思っております。これにつきましては、やはりこの室内プールや総合体育館の人口がこれから減少していく中で、必要となる規模、機能、ランニングコストなど、そういったことをあらあら検討しない中で、第1期中に整備する方針を決めるというやり方は、むしろ酒井議員の言葉ではございませんけれども、乱暴ではないかというふうに思っているところでございます。

私からは以上でございますので、私が答弁できなかった部分につきましては、それぞれ担当の部長からお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(小野寺正裕) 酒井議員の再質問にお答えします。

私からは、ふれあいパスの質問4点と、児童福祉施設等職員慰労金支給事業について2点と、あと、公共施設長寿命化計画案についての保育所の件で回答させていただきます。

まず、ふれあいパスについてですけれども、事業費1.5億円を目安としたことについて議論すべきではないかという御質問でしたけれども、この事業費1.5億円というのは今回、初めて出た数字ではなくて、これまで事業を検討する中で何度も出てきた数字ですので、私どもとしてはこの額を目安とすることについてはもう既に十分議論をされていると考えているところでございます。

それと、全ての移動を保障すべきものではないと。誰がこの表現を、誰の指示でやってこの表現を使用したのかというお話でしたけれども、これは市のホームページに掲載したときに使われた表現でございまして、この市のホームページに掲載を決めたのは福祉部でありますので、誰かということであれば福祉部長、つまり私の判断ということになります。

それと、就労について配慮する必要があるというのが非常に冷たいのではないかという御質問でございますが、このふれあいパスの目的はそもそも就労、通勤に使用するというを想定しておりませんので、その部分についての配慮の必要はない。要は、このことで生活が困窮するというようなことがありましたら、これはふれあいパスの制度で対応するものではなくて、生活困窮とか、そういった生活相談のほうで対応すべき問題かというふうに考えております。

それと、住んでいる地域で差別されるということに問題があるというお話でございましたけれども、私どもも通常生活していく中で、JRであれタクシーであれ、乗った距離が長ければそれだけの料金を支払うと。受益者負担という考えが一般的な常識になっているのかということと考えているところです。ですから、今回の改正に当たりましては、全ての乗車について120円の補助ということで地域の差はなく、ひとしく市民に支援をするという考え方であるということをお理解いただければと思います。

続きまして、児童福祉施設等職員慰労金支給事業についてですけれども、なぜ小樽市だけが未定になっていたのかというお話でしたが、これは道の調査があったときには小樽市ではもう事業実施が決定していたところですが、この時点で事業費が不足するということが明らかになっていたものですから、道に確認したところ、そういうことであれば未定で記入してくださいということだったので未定ということで記入したものでございます。実際の事業につきましては10月7日から実際に施設にその旨の通知をいたしまして10月30日まで受け付けていたと。そして11月から給付ということになった形でご

ざいます。

それともう一つ、全ての給付が12月中旬で間違いなくということなのですが、これは今、事務作業をしまして出された書類に不備がなければ12月中旬までに間違いなく給付されるものがございます。ただ、これは事業者に振り込まれるということですので、事業者の方から代理申請ということで本人の手に渡るまではもう少し時間がかかるかもしれません。

それともう一つ、公共施設長寿命化計画案についての最上保育所について第2期にするかどうかを明言をということなのですが、これは先ほども答弁ございましたが、第2期小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しで方向性を示すという予定でございまして、これが令和4年度ということになっていますので、この時期までに方向性を示せればと考えているところです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 生活環境部長。

○生活環境部長(阿部一博) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、JR塩谷駅付近の信号機撤去の関係と風力発電の関係でお答えしたいと思います。

まずは、JR塩谷駅付近の信号機の撤去の関係についてですが、御質問は(仮称)最上トンネルが開通した際に交通量が増えるのではないかといた御質問だったかと思えます。私どもとしても当然カーブが大幅になくなって真っすぐなトンネルになるわけですから、一般的には減ることはないだろうというふうに考えています。ただ、今でもあそこら辺の道路というのは、道路状況がよくて冬でもきちんと除排雪されていますのでそんなに大幅に増えることはないというふうには思っています。それで、どちらにしても交通量の増減についての根拠になるデータがないので大幅に増えるということは明言できないということで申し上げたところでございます。

それと、洋上風力の発電の関係で、いわゆる促進区域の国への情報提供を希望しないという道への回答を、道の調整で行って石狩市と希望しないという回答を出されたのかといた御質問だったかと思えますけれども、それにつきましては、今お答えしましたように、北海道に対しては調整役を担ってほしいと申出をしたところで、まだそういった段階には至っていないものですから、これはそれぞれの市の判断で情報提供を希望しないという回答を出したというところでございます。

それと、国の環境審査顧問会です。その風力部会の議事録でそういった無関心というようなとらえ方をされたのでそういうことのないようにということで、大いに関心を持っている、そういった発信をしていくことが必要だといった御意見だったかと思えます。先ほど市長も答弁しましたとおり、知事に対する意見というのはかなりきつめの意見を出してございまして、それを受けて知事も、景観に対しては具体的に固有名詞を出して、例えば於古登山ですとか塩谷丸山、小樽周辺自然歩道、大曲展望所。そういったいろいろな固有名詞を出して事業者なり国に意見を出しておりますので、私どもが景観に対して関心を持っていないというとらえ方は現状はされていないと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(上石 明) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私から2点ございますけれども、まずは予算編成方針について御質問がございました。新型コロナウイルス感染症を理由に市民サービスを削減するのかということなのですが、先般、収支改善プランの収支見通しの時点修正について御説明をさせていただきましたが、やはり小樽市の財政状況が大変厳しい状況にあると。そういうことを踏まえた中の事務事業見直し等を進めていることですので、御理解を願いたいと思えます。

もう一点、公共施設長寿命化計画の中の産業会館のエレベーターの設置のことですけれども、我々としましても、やはり施設を利用するに当たりましてはエレベーターは必要だというふうには十分認識をさせていただきます。ただ、今NTTのところエレベーターがございまして、そういったものが利用できるのかどうかも含めて今は調整を図っているところでございます。今回、現計画の中ではその部分の整備費は入ってございませんけれども、今後検討を進める中でどういった対応をしていくのかという部分は考えていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、北海道新幹線と、それから風力発電の景観関係について答弁させていただきます。

まず、北海道新幹線に関してですが、塩谷4丁目の市所有地の監視につきまして、何か誤解を受けるような表現ではないかということでの御指摘ですが、あくまでも鉄道・運輸機構が行います水質検査とか地質調査の結果を聞くだけではなくて、市長も答弁いたしましたように、それらの試料を採るときに適宜市の職員も立ち会うなどして検査が適正に実施されているということを監視、確認していきたいということでございます。それと、盛土完了後につきましては、定期的に現地の状況を確認し異常がないことを確認していくということでございますので、市として監視という言葉が、受け取り方もあるとは思いますが、我々としてはそういった形で監視をしていくということでございます。

それからもう一点、風力発電が景観計画に反するのではないかとということで、危惧するだけでは駄目だという、反するのではないかとということを改めて御質問を受けておりますが、これにつきましては、本答弁でも申し上げましたとおり、まだ具体的な位置等が示されておりませんので判断はできないというふうに考えております。方法書の中でも風力発電の発電機の具体的な配置及び送電線ルートについては、今後の現地調査の結果、関係機関及び地権者との協議を踏まえて決定するということになっておりますので、現在決まっていない中で判断することはできないというふうに考えてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 再々質問をいたします。

ふれあいパスについてであります。

今回11月9日にホームページに出してから、改めて考えを聞くつもりはないのかということについて再質問しましたが、考えていないと。これはやはりまずいです。現状ではホームページ以外で情報が提供されていない状況でも突き進むというのは、やはり駄目ではないかと。一旦立ち止まって老人クラブや利用者などの意見を聞いて、今、小樽市としては、これまでいろいろな議論をされてきたけれども、改めてこういったことを考えているのですがどうですかということを投げかける必要というのはどうしてもあるのではないかな。もうそれはやはり考えていないという、考えに固執するつもりでしょうか、お答えください。

それから、経済対策、人口対策のためにやっているわけではないと。私はそういった聞き方で言っているわけではないのです。経済対策や人口対策ではなくて、社会参加に資するためというふうに私も最初のときに言っているわけです。けれども結果として、経済にも人口にも影響があるのではないかと。だからこそそういうことについて考えていく必要があるのではないかと。言ったのですけれども、問題をすり替えて経済対策や人口対策のためにふれあいパス制度をやっているわけではないと。いや、そうではないのです。結果として、経済や人口に影響を与えていることについてどう思いますか。これについて

こうした具体的な影響はないのですかと聞いているのですけれども考えないと、それは思考停止そのものです。改めて、人口にも経済にも影響を及ぼすおそれがあるかもしれませんかということについてお伺いいたします。

それから、事業の規模、目安についてであります。1.5億円については、これまでも示されてきたものだということなのですけれども、前市長の下でも、この1.5億円ということに固執して示されたのです。私はその考えについて駄目だと言ったのです。1.5億円に縛られるなど。1.5億円に縛られるのではなくて、どういった形でやっていくかということも含めて考えていく必要があるのではないかと。1.5億円に縛られているからこそ、こういったものになっていくのではないかとという形になって、結果的には見送りになったのです。それで今こういうふうに聞いたのだけれども、1.5億円についてはこれまでも議論をされてきたと。いや議論されてきたにはされてきたけれども、そのとき駄目だと言っているのですから、それについてどうかということを知っているのです。

それから、風力発電の洋上風力についてでありますけれども、これについては希望しないということについて、改めて北海道との調整が必要だという立場であって、今、様々な情報交換をしているところであると。再質問の答弁については、それぞれの自治体で判断すべきことだと言っているのだけれども、また元に戻ってしまっているのです。

私が聞いているのは、関係自治体との協議は未実施とされているのだから石狩市と連携して調査に応じるべきではないということを考えていくべきではないのかと言ったのだけれども、それはそれぞれの自治体でというふう逃げられてしまう。下手すると、石狩市のほうは、がんがんやっていきますという話になってきた場合に、小樽市だけ反対というふうな形になれるのかということまで危惧されるわけです。結局、一部の自治体は賛成だともしかしたら言うかもしれない。今のところは分からないけれども。小樽市としては反対している、調整役としての北海道は賛成しているとなったときに、果たしてこれのできるのかというそういった危惧もあるわけだから、本質問でも言ったとおり、私は石狩市と連携して促進区域の指定調査に応じるべきではないと考えているのだけれどもどうかと聞いたのです。また元に逆戻りなのですから、いかがでしょうか。

それから、景観計画の話ですけれども、まだ具体的に示されていないから判断できないと言っているのですが、もうある程度考え方というのは示されているのです。非常に単純に言っているわけです。本質問の中でも出しているのだけれども、200メートルの高さが出てによきによき生えているような状況で、まだ具体的にも示されていないから判断できませんということにはやはりならないと思うのです。全て出切った話ではなかったら、こういったことについては判断できないのでしょうか。やはりこうした市街地から見える山の尾根沿いに200メートルの高さの風車が連立するということは、どんなに考えたとしてもやはり反するのではないですかということについて改めて見解をお聞かせください。

(「テレビ塔よりもJRタワーよりも大きいんですよ」と呼ぶ者あり)

それから、プールの問題であります。

人口が減少する中でランニングコスト、また必要な規模なども考えていかななくてはならないと言ったのだけれども、これは前からやっているのです。教育委員会のときからもやっていて、そのときのデータも出ているのです。調査も出ているのです。それだけでも結果として公共施設の再編計画に合わさなくてはならないということから、改めてまたいろいろなふうやって、こうしたランニングコストなども示されたという経緯があるのです。また時間の針を逆に戻すようなことはやめてくださいと言っているのです。だからこそ、財政部の責任で計画まではやってくださいと言っていたのだけれども、またそれも先送りしていくということで、私はすごく残念に思ったのですが、その点についてはいかがでしょう

うか。

それから、産業会館のエレベーターについて。

エレベーターは入っているかということについて、端的に言えば入っていないと。けれども必要だと考えていると言っているのです。NTTのエレベーターが利用できるかということについて調査しているからというのが理由だとしていますが、こういったエレベーターをつけるとなった場合には幾ら必要かということも含めて、やはり示していく必要があるというふうに思うのです。だからこそ、このアバウトなものでも出されてきたって、私はてっきりつくものだと思って出されてきたけれども、部長の答弁では入っていないということだったので、改めてそういったエレベーターの設置を含めて出していくということが必要だと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

ふれあいパスについてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、これは繰り返しの答弁になりますが、市といたしまして11月9日に市のホームページに掲載をしたということで、今後、市民の御意見を伺う予定はないということで答弁をさせていただきました。これは本当に改めての答弁になりますけれども、この間、市といたしましては、これは本答弁にもありますが、老人クラブ連合会の役員会に出席をして、また御意見をいただいた。また、民生児童委員協議会の各地区会長及び副会長あるいは各町内会の会長に対するアンケート調査の中で御意見もいただけてきた。また、議会の御協力もいただきまして勉強会も開催をされてきた。そういった経過を踏まえますと、改めて市民の意見を聞く考えはないということで申し上げたいというふうに思っております。

それから、ふれあいパスの人口と経済への影響ということでございますけれども、どの程度、人口減少や経済に影響を与えるかどうか分かりませんが、改めて人口減少や経済の影響について配慮する必要はないのではないかというふうに思っております。

それから少し飛びますけれども、プールの問題について、規模や機能などについて、以前にもやって先送りではないのかというふうな御意見でございますが、私は詳しくその前にあったプールの調査の結果というのは理解しておりませんが、私といたしましては、やはりこの間、利用者の御意見などもしっかりと伺ってきてはいるのではないかというふうに思っておりますし、一言でプールと申し上げましても、それぞれどういったプールなのかというイメージは多分異なっているのではないのかというふうな点は危惧をしております。

ですから、そういった御意見なども伺いながら、改めてプールの本当に必要な機能、それから規模、ランニングコスト、そういったものをあらかじめ算定した上で考えていきたいというふうに今考えているところでございます。先送りにはなりますけれども、しっかりその辺は考えていかなければいけない問題ではないかというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（小野寺正裕） 酒井議員の再々質問にお答えします。

私からは、ふれあいパスの1.5億円の事業費についてということでお答えいたします。

以前からもこの事業費で議論はされてきて、それが駄目だということもあったのではないかというふうなお話でしたけれども、ただ、この事業の見直しをするに当たって今の小樽市の財政を考えたときに、

どうしても事業費というのを考えるというのは、これは必須でございますので、これまでも事業継続のための一つの目安とした1.5億円。これはやはり考慮せざるを得ないと。その上での制度設計という部分はどうしても必要なものであると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（阿部一博） 酒井議員の再々質問にお答えします。

私からは洋上風力発電の関係でお答えいたします。

少し議論がすれ違っているような気もしないではないのですが、私が先ほど申し上げましたのは、北海道からの促進区域に係るこれまでの照会、それにつきましては、まだ北海道が調整に入っているわけではありませんので、石狩市なり小樽市それぞれで回答を出しているということでございまして、今後、北海道に対しては、先ほど本答弁でも申し上げましたとおり、例えば景観上ですとか漁業者ですとか、そういった関係で、洋上の場合は陸上と違いまして、関係自治体が複数になる可能性があるものですから、それで北海道が調整役となって促進区域の指定についてコーディネートと言ったらおかしいですけども、間に入って市町村間の調整を取ってくださいと、そういう意味での申出を北海道に行ったと。石狩市もそういった認識だったので、石狩市と共にそういった要請を北海道に行ったと、そういう意味でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

私からは、風力発電と景観計画の関係についてお答えをいたします。

景観計画に反するのではないかとということが、今でも判断できるのではないかとということでございますが、我々が景観計画に反するというふうに判断するためには、何をもって反しているのか具体的な理由を示す必要がございます。そういった意味では相手の具体的な計画が示されていない中で、私どもが景観計画に反するということ判断するというのはできないというのが現実でございます。

ただし、先ほど市長も御答弁いたしましたとおり、風車による眺望景観上の影響というのは私どもとして危惧しておりますので、この件に関しては今の情報に対して北海道知事に対して意見を申し述べているということでございますので御理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

産業会館のエレベーターの設置の件でございますけれども、今ついてございますNTTのエレベーターにつきましても、それを例えば利用するにいたしましても、やはり工事等が発生するというふうを考えてございます。我々としましては、まだ方向性と詳細、NTTとの協議がまだ進んでいないこともございまして、実際にどういった条件の下で、どこまで必要な工事が発生するのかもまだ算定をしてございませんので、今後具体的なものが決まりましたらお示しをしたいというふうを考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 酒井議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 4時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。

(1番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○1番(横尾英司議員) 令和2年第4回定例会に当たり公明党を代表し質問いたします。

質問に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、現在も治療されている方々にお見舞いを申し上げます。また、医療従事者をはじめ感染拡大防止に努めている全ての方々に心から御礼を申し上げます。

初めに、財政についてお聞きいたします。

小樽市収支改善プランですが、このたび令和元年度決算及び令和2年度予算を踏まえた形で時点修正を行い、前回の収支見通しに比べ約2億円から5億円の収支不足の拡大が見込まれるという厳しい財政状況が予想される結果となりました。人口減対策や公共施設の長寿命化などの政策課題を抱えた中、これまで以上に収支改善に向けた取組を推進しなければならないこととなります。

今回、公共施設長寿命化計画案が示されていますが、この計画が策定され結果が反映されることになれば、第1期である今後10年間の今後の公共施設の整備方針が明確になり、現時点で想定されていた公共施設の更新費用も縮減、平準化されると考えられることから、基本的に収支改善プランの収支見通しはプラスに働くとイメージしておりますが、公共施設長寿命化計画策定の影響について見解をお示してください。

今回の時点修正とともに令和元年度決算における各取組の検証結果等を踏まえ、取組項目の掲載の変更があり、現時点で計画期間中の取組効果額を明示していないまたは見込まれていない取組は後段に別掲載することとなりました。

そこで、本掲載されている取組の広告料収入の確保についてお聞きいたします。

このプランの中では各種封筒、印刷物などとされていますが、小樽市ホームページのトップページにも広告欄があり、そこには五つの枠があります。しかし、現在の広告は全て小樽市のホームページ内にリンクされているものであり、民間事業者等の広告はありません。この広告欄の広告料については、1枠1か月2万円と設定され、掲載期間については1か月単位で原則連続6か月まで掲載できることになっています。全ての広告欄が埋まったとしたら120万円となりますので効果額100万円を超えるものとなります。民間事業者等にとって多くの市民の目に触れるなど高い広告効果を期待できることを実感してもらい、別の広告媒体への掲載、新たな掘り起こしにつなげるためにも各種封筒や印刷物だけではなく、こちらもしっかり取り組む必要があると思います。

そこでお聞きいたしますが、過去5年間の民間事業者等の年度別広告掲載数と広告料収入についてお示してください。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大してから市のホームページの閲覧数が増えているのでしょうか。前年度と比較する形でお示してください。

この広告料は近隣の他市と比較して高いと感じますが、どのように設定されているのでしょうか。

また、市内企業について割引料金を設定している市もありますが、そのような検討はされてきたのでしょうか。これまでの取組も含めてお聞かせください。

歳出の扶助費についてですが、義務的経費である扶助費は人件費・公債費とともに財政構造の弾力性を検討する際の大きな要因となるものです。しかし、なかなか固定的な経費であることから見直しも難しいと考えられています。過去10年間の推移を見ると人口が減少しているにもかかわらず、扶助費は平成22年度の161億2,800万円から令和元年度173億8,900万円となり12億6,100万円の増額となっております。

す。特に障害者福祉に関する扶助費は同じく22億9,700万円から41億5,300万円の18億5,600万円の増、保育所等に関する扶助費は10億9,000万円から20億6,700万円の9億7,700万円の増となっております。このように、令和元年度決算においても歳出全体の31.3%を占めている扶助費ですが、これらの内容や増額要因の分析及び今後の課題について見解をお聞かせください。

次に、予算編成方針についてお伺いいたします。

去る10月26日、財政部長名で令和3年度予算編成方針が小樽市役所全庁に対して通達されました。昨年度までは前年度の通知を時点修正するような内容が多かった印象でしたが、今年度の予算編成方針の内容はがらっと変わったものとなっております。特に、限られた財源を効率的・効果的に分配するためには各部において歳入確保はもとより、歳出全般にわたり徹底した施策の優先度や見直しをさらに強力に実行。市税等の大幅な減収が見込まれることから、各部長はマネジメント能力を発揮し、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず事業効果を検証した上で既存事業の廃止・縮小を念頭に、事業の実施時期も含めた事務事業の徹底した見直しにより整理合理化を図るなど大胆な歳出削減に取り組む。毎年度の予算編成における財源対策として取り崩している財政調整基金からの繰入金を圧縮するなど、実質単年度収支の赤字を減らすための歳入確保及び歳出削減を各部において徹底的に行う。各部においては別途通知による予算要求基準枠の範囲内で要求することとするなど、各部において責任ある予算要求をするよう求めています。

昨年の第4回定例会で、より市民に近い部や課である程度の裁量で事業実施できる観点の必要性や職員のモチベーションを上げ厳しい財政状況を認識する観点からも枠配分方式など予算編成の手法の検討について質問させていただきました。

今回の予算編成において、各部の権限を強めたのでしょうか。

また、今までの手法や考え方と具体的に変わる部分はありますか。見解をお聞かせください。

この項目の最後に、令和2年度予算についてお聞かせいたします。

当初予算で示した116の主要事業の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響にかかわらず今年度中に実施できなくなった、または実施できない予定の事業について、その理由を今後の見通しとともにお示しください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、収支改善プランについてですが、まず、公共施設長寿命化計画が収支改善プランの収支見通しに与える影響につきましては、このたび時点修正した令和7年度までの収支見通しには、第1期10年間の更新に係る概算事業費は、一部を除き試算に含まれておらず事業費が増加するものと考えております。しかしながら、議員の御指摘のとおり、公共施設長寿命化計画は更新費用の縮減を目的としていることから、長期的には財政負担の軽減につながるものと考えております。

次に、民間事業者等が市のホームページに掲載している過去5年間の年度別の広告掲載数と広告料収入につきましては、平成27年度は延べ22件37万2,108円、28年度は延べ4件6万7,656円、29年度は実績なし、30年度は延べ5件8万4,570円、令和元年度は延べ11件18万5,484円となっております。

次に、市のホームページの閲覧数につきましては、4月1日から11月末日までのトップページへのア

クセス数で比較いたしますと、令和元年度は合計で47万308件、1か月平均で5万8,789件。2年度は合計で82万7,763件、1か月平均で10万3,470件ですので、1か月の平均では対前年度比76%の増となっております。

次に、市のホームページの広告料につきましては、道内主要都市の設定料金を参考にしながら、広告を取り扱っている市内の代理店2社と協議の上決定をしたところであります。

市内企業に対する割引などの優遇措置については、これまで検討した経過はありませんが、広告掲載数を増やす取組としては、平成30年12月に市内企業に限らず料金を据え置いたまま広告のサイズを倍に拡大したところであります。

次に、扶助費の内容や増額要因と今後の課題につきましては、本市においては生活保護、障害者福祉、保育所等の運営に係る経費で扶助費全体の約8割を占めており、10年前と比較して増額となったものとしたしましては、障害者福祉に係る経費において法改正による相談支援体制の充実や障害児支援の強化などによるもの、保育所等の運営に係る経費において、子ども・子育て支援制度や幼児教育・保育の無償化が始まったことなどが挙げられます。

また、今後の課題については、扶助費は増加傾向にあることから、その財政負担の増が課題であると認識をいたしております。

次に、予算編成方針についてですが、まず予算編成方針における各部の役割につきましては、新年度の予算編成ではコロナ禍により歳入動向が不透明な中で、各部長の責任において事業効果を検証した上での事業の整理合理化及び歳入確保に向けた対応をより具体的に実践し、各部がこれまで以上に主体的に考えた上での予算要求を行うように指示をしたところであります。

また、予算編成の手法及び考え方の変更点につきましては、現在の予算編成方針手法は変更しておりませんが、財源不足が見込まれている現状を踏まえ、経費積算の考え方などを予算要求に当たっての基本的事項として示したものであります。

次に、令和2年度主要事業のうち、実施を見送った事業の理由と今後の見通しにつきましては、令和2年度当初予算における総合計画の「まちづくり6つのテーマ」に沿った主な事業としては116事業ある中で、現時点では、クルーズターミナル整備事業費が国庫補助金公募時期の遅れなどにより、今年度中の実施を見送ったところでありますが、本事業については今後も国の動向を見据えた上で着実に対応していきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 次に、新型コロナ対策についてお聞きいたします。

初めに、感染拡大から守る対策についてですが、3月12日に小樽市内において1例目となる新型コロナウイルス感染症に関連した感染症の患者が確認されてから、昨日12月7日には234例目となる患者が確認され、感染の拡大はなかなか止まらない状況となっております。11月16日には小樽市発熱者相談センターを開設し、発熱等の症状が見られた場合の相談窓口が帰国者・接触者相談センターから発熱者相談センターへと変わりました。

そこでお聞きいたしますが、発熱者相談センターの設置の目的はどのようなものですか、お示してください。

小樽市発熱者相談センターが開設されたことにより、発熱等の症状が見られた場合、かかりつけ医がい

る方はかかりつけ医へ連絡し、かかりつけ医がいないまたは相談する医療機関に迷う場合は発熱者相談センターに連絡することになりました。また、同日、新たに開設された小樽市発熱者検査センターはかかりつけ医または発熱者相談センターから予約し受診することとなりました。

保健所に設置していた帰国者・接触者相談センターに変わり、発熱者相談センターを設置したことによる保健所の役割の変化、または保健所の職員の業務内容や業務量はどのように変わったのでしょうか。設置の効果に対する見解も含めてお示してください。

発熱等の症状が見られた場合の体制を進める中で、かかりつけ医と発熱者相談センターの相談件数ほどのようになっていますか。

また、運用する上での課題や想定と違う状況などがあればお聞かせください。

宿泊療養施設についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、北海道は帯広市のホテルを軽症や無症状の人が療養できる宿泊施設として借り上げ、11月30日から運用を始めることになりました。道内では札幌、旭川、函館の施設に次いで6か所目となります。十勝地方では接待を伴う飲食店や清水町役場、保育所で相次いでクラスターが発生するなど感染確認が相次いでいたことが要因となったようです。小樽市では札幌市内のホテルを借り上げた宿泊療養施設を軽症や無症状の人の療養先としていますが、12月7日現在の札幌市内の新型コロナの患者数は1,160人で、うち軽症・中等症の方は1,145人と多数確認されておりますが、宿泊療養施設の定員がいっぱいとなった場合、札幌市民が優先されることはありますか。

また、小樽市内での設置の必要性及び北海道への設置要望について見解をお示してください。

濃厚接触者についてお伺いいたします。

感染者が確認されるたび濃厚接触者を含めた積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に努めてきたかと思えます。濃厚接触者の一般的な定義と小樽市で濃厚接触者と判断を検討する際の内容についてお示してください。

また、濃厚接触者を追っていく作業で困難を感じている事例があればお示してください。

厚生労働省が新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができスマートフォンで接触確認アプリ、略称、COCOAを開発しました。利用者は新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができ、利用が増えることで感染拡大の防止につながる事が期待されています。

小樽市でCOCOAにより陽性者と接触した可能性がある方からの相談はどのくらいありましたか。

また、PCR検査の結果陽性となった場合、その患者に対しCOCOAの登録・活用について勧めていますか。市内におけるCOCOAの利用の普及に関する見解も含めてお示してください。

小樽市で陽性者について、例えば「会食している」など特定の行為や「小樽市外へ出かけている」などの行動範囲、「比較的換気の悪い狭い空間で仕事をしている」「打合せが多い」「多くの人と会う機会が多い」などの環境に関する要因などを分析したりしていますか。

また、小樽市民の傾向などは特になのでしょうか。お示してください。

11月21日には道内初となる小学校でのクラスターが小樽市で発生しました。その後の市内の小学校においてクラスターが発生し、教職員や児童・生徒からも感染者や濃厚接触者が出ていることから大変苦慮していたかと思えます。学校における教職員や生徒の濃厚接触者やPCR検査対象者の判断については、学校以外の判断と異なるものはありますか。その判断基準についてお示してください。

また、道内の他都市でも同様の判断で行われているのかお聞かせください。

市内には北海道立の学校と小樽市立の学校があり、多くの市民である子供たちも通っています。しかし、これらの学校で新型コロナウイルス感染症の対応で違いがあったと聞いています。濃厚接触者がPCR検査の結果、陰性と判明した場合、同じ家庭で過ごしている兄弟であっても弟が通う市立学校では経過観察期間であるため一定期間学校を休むこととなり、道立学校に通う兄は判明した翌日から登校しても構わないとされる事例があったと聞いています。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインには出席停止等の取扱いが示されており、保護者から感染が不安で休ませたいとの相談があった児童・生徒等については新型コロナウイルス感染症については現時点でいまだ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止、忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能であるとされています。

しかし、実際に感染が不安で休ませたいと相談しても、道立学校では出席停止等として取り扱わない事例もあったと聞いています。感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であると挙げられているのであれば、同じ地域で対応が違うというのは市民から見れば不思議な対応となり、漠然とした不安がさらに拡大いたします。このようなことが起こらないようにしていただきたいと思いますが、保健所設置市である小樽市であれば地域の感染状況等の情報を持っているので、市教委だけでなく、道立学校などと連携を取り情報提供や相談をすることでこのような問題が解消されると考えますが、見解をお示してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、感染の有無を判定するPCR検査などを拒否する事例が相次いでいることが報道されてきました。検査を拒否することで適切な隔離がされず、経路不明の感染を広げているおそれがあります。これらの方々には差別や失職などの感染者に対する不適切な対応がPCR検査拒否を助長している可能性もあり、医療関係者から早急な対策を求められているそうです。

そこでお聞きいたしますが、小樽市で同様の事例の有無及びこのような事例が発生した場合、どのような対応・対策が必要と考えますか、見解をお示してください。

また、新型コロナウイルス感染症の患者や疑いを含む濃厚接触者の方への差別の対応についてはどのように考えていますか、見解をお示してください。

市職員と職場の対応についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府への提言として11月20日に提出されたものに、職場における一層の対策強化が示されています。職場における感染防止は早期検知しにくいクラスター対策として極めて重要であるとされており、課題として業務中よりマスクを外す、喫煙や昼食時などの休憩等でクラスターが発生していることや接触機会を減らすためテレワーク、時差出勤等を一層推進することにより、感染機会を減らす努力が求められています。具体的な対策として、「体調の悪い方は出勤しない・させない、産業医との連携」「テレワーク、時差出勤等のさらなる推進」「CO₂濃度センサーを活用した換気状況の確認、寒冷な場面での換気等の徹底」「5つの場面の周知、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室）に注意すること」の四つが示され、着実な実施を図ることとされています。

そこでお聞きいたしますが、「体調の悪い方は出勤しない・させない」といった対策については、いつ頃、どのような内容が、どのような形で職員に周知されましたか。

また、周知した内容について産業医とどのように連携して進めてきたのかお示してください。

「テレワーク、時差出勤等のさらなる推進」について示されていますが、市内の事業者テレワークを

進める小樽市として、市職員のテレワークを検討しないわけにはいかないと思いますが、現在までの検討状況と実施についての見解をお示してください。

札幌市も感染拡大防止集中対策機関として12月11日まで「感染リスクを回避できない場合は、不要不急の外出、市外との往来を控えてください」としています。札幌在住である市職員の出勤制限や時差出勤の検討状況とその必要性について見解をお聞かせください。

「CO₂濃度センサーを活用した換気状況の確認、寒冷な場面での換気等の徹底」について、市で二酸化炭素濃度を測る機器の導入の検討はしていますか、お示してください。

国が取りまとめた寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイントには、常時窓開けにより換気することが示されていますが、市ではどのような対策となっていますか、お示してください。

「5つの場面の周知、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室）に注意すること」とされています。喫煙所も寒くなっていると思いますが、換気や職員の滞在時間、喫煙時の会話などの感染予防対策はどのようにされていますか。

また、本庁舎別館地下には食堂や理髪店がありますが、感染予防対策はどのようになっていますか、お示してください。

次に、健康・健全な地域社会を守るための対策についてお伺いたします。

感染予防、生活不活発の予防、人とのつながり低下への予防の三つの予防の情報周知を徹底することが必要かと思えます。生活不活発病が災害時に多発することは、新潟県中越地震以来知られており、その重要性も認識され、厚生労働省も災害時の生活不活発病予防に関する注意喚起のポスターやチラシを作成しています。この生活不活発病は身体だけではなく、心や頭の働きも含め、全身のほとんどの心身機能が低下するもので、特に高齢の方や持病のある方が起こしやすく、悪循環となりやすいため、早期に対応することが大切と言われています。現在のコロナ禍はまさしく災害時と同様、社会参加の制約があることから生活動作の低下を起こし心身機能の低下を起こしているのではないかと懸念しています。そのような方たちへの対応が必要であり、具体的な対策についてお願いしたいと考えますが、対応の必要性についての見解と実施している対策があればお示してください。

民間団体の認知症介護研究・研修センターは、今年5月に研修を修了した2,410人にインターネット上でアンケート調査を実施し767人から回答を得ることができ、86%の人の勤務先が家族らとの面会を制限したり取りやめたりしていたことが確認されました。また、外出・面会自粛が認知症の症状進行に影響しているかを尋ねたところ、「とても感じる」が37%、「少し感じる」が48%に上り、合計すると85%が影響ありと感じているとの調査結果であったというものでした。小樽市では外出や面会の自粛などを行っている高齢者の施設や高齢者の認知症の症状が進行しているなどの状況を把握していますか。

また、このような傾向について認識や対策についての見解をお示してください。

市民への情報提供についてお伺いたします。

北海道では現時点の状況について、現在地での医療提供体制等の負荷、1週間累計地での監視体制、感染状況を公表しております。病床の逼迫状況について病床全体数と内訳として重症者用病床数、療養者数。次に、監視体制としてPCR陽性率、新規報告数、先週1週間との比較、感染経路不明割合などを分かりやすく表で伝えていますが、同様に公表している自治体もあります。たとえ同じ内容が掲載されていても情報を得たい方が必要な情報を一目で分かる、手に入れることができる伝え方の工夫も大切であり、感染拡大を守るための情報提供として必要な観点であると思えます。このような数値の公表の必要性について、市ではどのようにお考えですか。

また、より伝わりやすい情報提供の実施について見解をお示してください。

高齢者については、正しく賢く恐れて生活に反映することが非常に大事かと思えます。しかし、インターネットでの情報収集が苦手な方も多く、テレビやニュース、新聞などで情報を収集しているかと思いますが、タイムリーに小樽市の情報が入るわけでもないため、インターネットで公表している市内の感染情報などの内容を得ることができず、情報の乏しさから不安を増大させてしまい、正しく賢く恐れることが困難であるのが実情であると感じています。インターネットから情報を得ることが難しい方への小樽市の感染者に関する情報の周知についてはどのように考えていますか、見解をお示してください。

先日、保健所にて作成した「ひとりひとりの意識を高めて感染を防止しましょう」「発熱等の症状があるときの受診について」「5つの場面に注意!」「年末年始、感染リスクを下げながら、会食を楽しむ工夫をしましょう」など記載されたチラシが新聞折り込みも含めて配布されました。これはどのような目的で作成し、配布したのでしょうか。また、小樽市独自の観点を織り込んだ部分などはありましたか、お聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナ対策について御質問がありました。

初めに、感染拡大から守る対策についてですが、まず、発熱者相談センターの設置の目的につきまして、同センターは今冬のインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、発熱者等の相談窓口を保健所から外部に委託することにより、相談体制の拡充を図ること、保健所において疫学調査及び感染者の対応への体制を強化することを目的に設置したところであります。

次に、発熱者相談センター設置後の保健所の役割等の変化につきましては、センターの設置はただいま申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症関係の相談業務を外部に委託し、保健所としては疫学調査等の体制を強化することを目的としております。設置後においては、保健所に対する市民や医療機関からの発熱や検査に関する相談業務は大幅に減り、陽性者や濃厚接触者への疫学調査に注力できるようになったところです。一方で、最近の学校でのクラスター発生などによる陽性者の急増により疫学調査の件数も増加しているため、結果的に全体の業務量に変動はないのが実態とはなっておりますが、センター設置の効果としては、かかりつけ医のいない市民が気軽に相談できる体制が構築されたこと。また、繰り返しになりますが、保健所が感染拡大防止のための疫学調査に、より力を注ぐことができるようになったことが挙げられると考えております。

次に、かかりつけ医と発熱者相談センターの相談件数、運用上の課題や想定と違う状況につきましては、まず、かかりつけ医の相談件数については把握をいたしておりません。また、センターでの相談件数は12月6日現在で551件となっております。運用上の課題や想定と違う状況については、市内医療機関や委託先の事業者からは特に聞いておりませんので、支障なく運営ができているものと考えております。

次に、宿泊療養施設につきましては、その設置者は北海道となりますが、入所について札幌市民が優先されるということは聞いておりません。今後、感染者の増加が続き、既設の施設への小樽市民の入所が困難となる状況が生じた場合には、市内も含めた宿泊療養施設の確保について北海道と協議する必要があるものと考えております。

次に、濃厚接触者の定義につきましては、国が示す積極的疫学調査実施要領において、感染可能期間に接触したもののうち、患者と同居あるいは長時間の接触があったものなどと定義をされております。濃厚接触者に該当するか否かについては、家族構成や接触状況、感染可能期間に会食などの感染リスクの高ま

る場面があったかなどについて丁寧に聞き取り調査を行い、総合的に判断をいたしております。ほとんどの方は聞き取り調査に協力的ではありますが、十分な協力がいただけない場合もあり、この場合には個人情報保護に十分留意をしながら、やむなく関係者の方からの聞き取り調査を行っております。

次に、COCOAによる通知を受けた方からの相談件数につきましては、これまでに6件となっております。PCR検査で陽性となった方に対しましては、聞き取り調査を行う中でCOCOAの登録について説明を行っております。COCOAの利用や普及につきましては、多くの方に利用していただくことが感染拡大防止につながると期待されますことから、陽性となった方のみならず、市民の皆さんに対してもCOCOAの登録について引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、本市における陽性者の行動範囲、周囲の環境などの分析につきましては、飲食店における昼間のカラオケでのクラスターの発生に際しましては、通常の聞き取り調査に加え、国の協力の下、陽性となった方に対しアンケート調査を実施し、店内でのマスク着用の有無、利用時間などを調べたほか、店舗内の環境調査などから感染要因の分析を行っております。市内で陽性となった方の傾向につきましては、特に10月以降、札幌市など近郊地域の職場や学校における陽性者との接触による感染が顕著に増加しており、また感染リンクがある割合はおよそ7割から8割程度で推移をいたしております。

次に、学校における教職員や生徒の濃厚接触者やPCR検査対象者の判断につきましては、学校かどうにかかわらず国が示す積極的疫学調査実施要領に基づいて判断しているところですので、基本的に学校であっても変わるところはありません。しかしながら、学校は感染拡大の可能性が高いことから、より慎重を期し、検査対象を広げてPCR検査を実施しているところであります。道内他都市においても、国の実施要領に基づき管轄する保健所において同様に判断が行われているものと考えております。

次に、道立学校と市立学校の対応の違いにつきましては、保健所と教育委員会が協議を行い、現在は濃厚接触者のPCR検査の結果、陰性と判明した場合の同一家庭内の児童・生徒の出席停止期間が異なることはありません。

次に、PCR検査の拒否の状況と感染者等に対する差別への対応につきましては、現時点では検査拒否の事例は確認しておりませんが、このような事例があった場合には検査を受けていただけるよう感染拡大防止の重要性について丁寧に説明することとしております。新型コロナウイルス感染症の患者等への差別や偏見は絶対にあってはならないものと考えておりますので、今後とも広報おたるや市のホームページなど、様々な機会を通じて正しい知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員に対する通知につきましては、本年2月以降、適時行ってきたところでありますが、改めて11月20日付で総務部長及び保健所長の連名により各部長宛に「新型コロナウイルス感染症に関する職員の対応について」という庁内メールにより通知を發出しております。内容につきましては、産業医の確認を取りつつ「職員各自が留意すべき事項」「職場において留意すべき事項」「職員に体調不良がある場合等の対応」などについて、職員の健康管理及び職場での感染防止対策としての具体的な対応をまとめております。

次に、市職員のテレワークの検討状況と実施についての見解につきましては、窓口や個人情報を取り扱うなど、テレワークになじまない性質の業務については、そもそも実施は難しいものと考えております。また、他の行政機関等においてテレワークに使われる情報機器の欠陥が悪用される事案があったという報道もありましたことから、テレワークの実施に当たってはセキュリティーに配慮した環境整備が前提となるものと考えておりますので、実施には一定程度の時間が必要になるものと認識をしております。

次に、札幌市在住職員の出勤制限等につきましては、北海道が発出する警戒ステージでは、現状は札幌市との往来自粛はあくまでも不要不急のものに限られており、通勤は含まれない取扱いとなっております。

す。しかしながら、今後、警戒ステージの引上げや緊急事態宣言の発出があった場合には、札幌市から通勤する職員に限らず、通勤時の密を避けるため時差出勤等を実施する必要があるものと考えております。

さらに、国や北海道から通勤についても制限要請があった場合には、札幌市在住職員の自宅待機についても検討しなければならないと考えております。

次に、換気の状態を確認するための二酸化炭素濃度を測る機器の導入につきましては、現在のところ検討は行っておりません。

次に、庁舎内の換気対策につきましては、国が取りまとめた感染防止等のポイントには、室温が下がらない範囲で常時窓開けという考え方が示されておりますが、常時窓を開ける換気方法では室温が低下することが見込まれることから、市庁舎においては換気回数を毎時2回以上、複数の窓がある場合は二方向の窓を全開、窓が一つしかない場合はドアを開けるなどの方法を例示した上で、職場実態に即して適宜実施するよう庁内へ周知をいたしております。

次に、喫煙所の感染予防対策につきましては、混雑を避けて利用すること、利用時にはお互いの距離を取ること、距離が取れていない状況で一定時間いる状態にならないこと、間近での会話を控えることなどの感染予防対策を示したポスターを掲出し注意喚起を行っているほか、従来から設置されている換気扇のほか、非アルコール性の手指の消毒用スプレーを配置するなどの対応を取っております。

次に、本庁舎別館地下の食堂や理髪店の感染予防対策につきましては、両店舗とも従事者のマスク着用、小まめな手洗いを励行しており、換気扇を使用した常時換気、設備器具等の消毒・清掃を随時行い、食堂では椅子を間引きして座席間隔を確保するなど感染対策を行っているものと認識をいたしております。

次に、健康及び健全な地域社会を守る対策についてですが、まず、生活不活発病になりやすい高齢者への対応の必要性和対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染により重症化しやすい高齢者にとって、現在のように社会参加が制約され生活が不活発になる状況ではフレイルと呼ばれる虚弱状態に陥るリスクが高まっており、何らかの対応が必要であると認識をいたしております。

実施している対策につきましては、7月上旬には感染を防止するために対面や接触を避けながら自宅で簡単にできる運動の紹介とともに、フレイルの状態を自分でチェックできるリーフレットを作成し、新聞折り込みなどで配布をいたしております。また、4月から一時休止していた介護予防教室などの通いの場については、感染状況を勘案し8月から消毒や検温などの対策を強化していただいた上で再開していましたが、北海道が定めた集中対策期間が延長されてからは全ての教室の活動を再度休止したところであります。このような中、新たな対策として自宅でできる介護予防のための動画を作成し、DVDの貸出しやYouTubeでの配信に向けてその準備を進めているところあります。

次に、高齢者の施設における外出等の自粛及び認知症の進行などの状況把握につきましては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホームなどの入所型の施設では、今年の2月下旬以降厚生労働省からの通知に従って、緊急やむを得ない場合を除き面会を制限している状況と認識をしております、外出や面会の自粛に伴う認知症の進行については、そのような懸念があるということについて報道などで承知しており、幾つかの施設に聞き取り調査を行ったところ、施設の規模などによって差はあるものの各施設とも様々な工夫をしながら入所者の状態の維持に取り組んでおられると聞いております。しかしながら、地域や家族との交流など外部との接点をほとんど失ったことにより、認知症の進行が見受けられるケースもあると認識をしております。このような傾向への対策につきましては、先ほど述べましたような動画の作成など新たな取組を実施し、施設、居宅を問わず普及を図るなど、少しでも高齢者の方の認知機能や身体機能が維持できるよう支援をしまいたいと考えております。

次に、市民への情報提供についてですが、まず感染状況の公表につきましては、現在、陽性者について

は陽性判明の翌日に年代や性別、症状や濃厚接触者の有無などについて公表を行っております。地域の感染状況の把握は感染予防対策上重要でありますことから、北海道のほか他都市の公表方法も参考にしながらさらに分かりやすい情報提供の在り方について検討をしてみたいと考えております。

次に、インターネットから情報を得ることが難しい方への感染者に関する情報の周知につきましては、新聞への報道依頼、FMおたるへの放送依頼など、マスコミを活用するとともに感染拡大防止については広報おたるや総連合町会などを通じ周知を図っているところであります。

次に、保健所が作成したリーフレットの目的や市独自の観点を盛り込んだ部分につきましては、このリーフレットは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から市民の皆さんに感染対策上ぜひとも取り組んでいただきたいこと、医療機関を受診する際には事前に電話相談することをお願いするとともに、発熱者相談センターの開設時間及び電話番号を周知するため作成をしたものであります。作成に当たっては、国や北海道などを参考にしながらできるだけ市民が理解しやすいよう工夫をしたところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 次に、公共施設再編についてお伺いいたします。

まずは、公共施設長寿命化計画（案）についてですが、人口減少と少子高齢化が今後も進む見通しであることから、公共施設再編計画の再編方針として、将来に過度の負担を残さず持続可能な市民サービスの提供が図れるよう、「施設総量（延べ床面積）の削減」「小樽市の特性や市民ニーズの変化に対応」「安全性の確保」の三つを定め取り組んできました。再編施設の整備時期や単独で残す施設の改修内容及び改修時期、予防保全型の維持管理方針などを定め、対策費用の平準化を図り、計画的な対策実施により、建物の性能や安全性を維持していくことを目的に公共施設長寿命化計画（案）が示されております。この両計画は、現在保有する多くの公共施設等の老朽化が進んでおり、今後全ての施設を維持することが困難な状況であり、これらの対策が課題とされています。今回の長寿命化計画上、最終的に施設総量はどの程度減ると見込んでいますか、見解をお示してください。

次に、更新費用の問題です。

更新費用等の見直し作業は、長寿命化計画策定後に行う公共施設等総合管理計画の見直しにて判明することとなりそうです。経費の縮減ができなければ、結果として今後全ての施設を維持することが困難になります。計画を策定する以上、このような状況は避けなければなりません。

そこでお聞きいたしますが、再編計画では公共施設等総合管理計画で行った更新費用縮減の試算での平成22年度から26年度の投資的経費の平均額である16億6,700万円を基準に、個別施設計画で46億6,300万円の縮減を目指すとしていましたが、現在の経費の縮減の目標値はどの程度となっておりますか。その理由や根拠も含めてお示してください。

長寿命化計画（案）の中で「第1期の建替え、長寿命化改修・改修・除却費用の見通し」が記載され、令和3年度から12年度までの費用の推計は約21億円となる見通しとのことでした。しかし、この推計がされた建物の中には本庁舎別館、総合体育館の二つが入っておりません。このどちらかの建物を入れた場合の総額と、記載されている推計の費用が総額に占める割合についてお示してください。

長寿命化計画（案）における対策として、長寿命化改修というものが記載されていますが、これは早期に計画保全を行うことにより通常の耐用年数より10年から20年程度長く建物を使い続けられるようにす

るものです。鉄筋コンクリート造りの場合、耐用年数を60年から80年に伸ばすこととなります。本庁舎別館、市民会館、総合体育館の三つの施設について再編計画に再整備する場合のことが記載されているのでお聞きいたしますが、再整備する場合何年間供用することを想定しているのか見解をお示してください。

公共施設長寿命化計画の第2期の最終年度である20年後の令和22年度には、小樽市の人口は6万9,422人まで減ると推計されていますが、建て替えを検討している大規模施設は将来に必要な施設規模に合わせるのか、または今のニーズや人口規模に合わせるのか、どのように考えているか見解をお示してください。

次に、再編に関する対策等の優先順位についてお伺いいたします。

まず、今回の公共施設管理の大きな課題について再確認いたしますが、昭和30年から49年の20年間にかけて市民ニーズに対応するため多くの公共施設を整備してきました。その中には、本庁舎別館、市民会館、体育館という大規模施設が含まれ、いずれの施設も耐用年数が近づいており、更新時期が重なるため膨大な費用が必要となりますが、財政的に同時に更新することは困難であることが示されています。この大きな課題を解決する必要があるため長寿命化計画で対策の優先順位をつけていくこととし、再編対象施設、安全性（耐震性）の観点からAからDのグループに分け、グループ内の優先順位を老朽度、利用状況、再編手順、防災拠点などの重要性などを考慮し、総合的に判断することとしました。

そこで、別途計画によるとされている大規模施設の本庁舎別館と総合体育館を例としながらお聞きいたします。

まずは、利用状況についてですが、これは利用者数や代替機能がない施設など、施設の利用状況を考慮するとなっています。本庁舎別館及び統合する予定の保健所庁舎、水道局庁舎の代替機能の有無、また職員数と年間利用者数についてそれぞれお示してください。

また、総合体育館の代替機能の有無と職員数及び年間利用者数、そして小樽市室内水泳プールの最終年度の職員数と年間利用者数についてお示してください。

次に、防災拠点などの重要性について、防災拠点に特化してお聞きいたしますが、大規模災害が発生した場合、本庁舎別館、保健所庁舎、水道局庁舎、総合体育館についてはどのように活用されますか。

また、体育館にプールが併設された場合にはどのように活用される予定なのでしょうか。お聞かせください。

そのような優先順位を設定する中で、大規模施設である市民会館については、第2期に建て替えを実施する予定と位置づけされましたが、いつどこでこの判断をしたのでしょうか。お示してください。

また、その際の議論の内容、特に優先順位がある中でどのような観点から総合的な判断をしたのかをお示してください。

次に、新・市民プール併設の検討に関して、事前に高島小学校温水プールについて確認の意味も含めてお聞きいたします。

今年3月にスポーツ庁が作成した「学校体育施設の有効活用に関する手引き」が示されました。これは地方公共団体の実務担当者に対し、公立小・中・高等学校の体育館、屋外運動場、水泳プールの学校体育施設をいかに活用していくかということが記載されています。高島小学校温水プールは学校温水プールの有効活用を図るため通年解放していますが、その手引きに示されている有効活用策に合致している事例となっていると考えられますが、見解をお示してください。

最後に、高島小学校温水プールについて、建物の設定耐用年数と残耐用年数、さらにいつまで活用する予定であるのか見解をお示してください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) ただいま、公共施設再編について御質問がありました。

初めに、公共施設長寿命化計画(案)についてですが、まず施設総量の削減につきましては、今回の長寿命化計画では学校や公営住宅のほか、本庁舎別館、総合体育館など、この計画とは別に長寿命化計画を策定する施設を除いた延べ床面積は約14万4,000平方メートルとなっております。その中で、計画上、除却または売却とする予定の施設の面積は、約1万1,000平方メートル。除却または売却されるまで管理とする施設の面積は約3万2,000平方メートル。両方合わせますと、少なくとも約4万3,000平方メートルの削減となる見込みであります。

次に、現在の更新費用削減の目標値につきましては、公共施設等総合管理計画で試算した更新費用は、別に長寿命化計画を定める学校や公営住宅等を含めて算出しており、公共施設長寿命化計画の策定後に、学校などの施設と合わせて更新費用を算出いたしますので、現時点ではお示しすることはできません。

次に、長寿命化計画(案)で示した第1期の費用の見通しにつきましては、本庁舎別館及び総合体育館は、今回の計画とは別に単独の計画を策定することとしており、現時点ではこれらにおいて想定する建て替え後の規模等が未確定のため、建て替え費用の推計をお示しすることはできません。

次に、三つの大型施設の供用年数につきましては、建て替え後には予防保全や長寿命化改修を行うことにより、耐用年数の60年を80年に延ばして供用することを目指すことになると考えております。

次に、大型施設の整備に当たっての施設規模につきましては、基本構想や基本計画の段階において市民ニーズや利用状況を把握するとともに、将来における社会情勢の変化に対応できるように、機能や活用方法を想定し、総合的に判断することになるものと考えております。

次に、再編に関する対策等の優先順位についてですが、まず本庁舎別館、保健所庁舎及び水道局庁舎の代替施設の有無につきましては、これらの全ての面積を有する代替施設はありません。職員数につきましては、本庁舎別館が約430人、保健所が約70人、水道局が約80人となっております。年間利用者数につきましては、本庁舎別館の来庁者数を正確に把握することは困難ですが、本庁舎の案内窓口だけでも3万人を超える来庁者があります。保健所及び水道局につきましては、窓口への来庁者など把握しているもので、それぞれ約9,700人及び約6,500人となっております。

次に、大規模災害時の本庁舎別館などの活用方法につきましては、災害時に庁舎機能が保たれている場合、本庁舎別館、保健所庁舎、水道局庁舎は、職員がそれぞれの非常時優先業務を遂行するための防災拠点としての役割を担うこととしております。

また、総合体育館は、指定避難所として多くの避難者を受け入れる施設となります。

なお、総合体育館にプールを併設する場合の活用については、避難所として使用される総合体育館のトイレの洗浄水などに利用することを想定しております。

次に、市民会館の建て替え時期の判断につきましては、公共施設再編計画の策定後開催した公共施設等マネジメント検討委員会において議論を重ね、最終的に私が決定をしたものであります。市民会館は耐震性能が不足しているため、優先順位が高い施設であると認識をしておりますが、施設規模や整備場所など、引き続き整備方針を慎重に検討する必要があることから、整備方針が定まるまで必要な保全を行い、第2期において建て替えを行うものと判断したものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、公共施設再編について御質問がありました。

初めに、再編に関する対策等の優先順位についてでございますが、まず、総合体育館の代替機能の有無につきましては、学校体育館や他の公共施設の体育室などが代替施設として考えられますが、市民の日常的な運動の場や地区大会や全道大会など規模の大きな大会の場としては、総量として不足しておりますことから、代替できないものと考えております。

次に、総合体育館の職員数及び年間利用者数につきましては、当該施設は指定管理をしており、受託事業者の職員数は令和2年12月現在で11名、年間利用者数は元年度で11万652人でありました。

次に、室内水泳プールの最終年度の職員数と年間利用者数につきましては、小樽市室内水泳プールの職員数は、平成18年4月現在で12名、年間利用者は、18年度で4万2,712人でありました。

次に、高島小学校温水プールは、スポーツ庁が作成した手引きが示す有効活用策に合致しているのかにつきましては、学校体育施設の有効活用に関する手引きは、学校体育施設の有効活用に向けた検討・実施の際のポイントや参考事例を目的、運営、施設の観点から5項目に整理したものであり、学校プールを市民が通年で有効活用している点、専用施設で児童と動線が分離されている点、学校開放を前提とした施設水準が確保されている点などが合致しておりますが、学校や行政からの外部化、民間事業者等が参画しやすい環境づくりなど一部合致していない点もあるものと認識をしております。

次に、高島小学校温水プールの建物の設定耐用年数等につきましては、現在検討しております小樽市学校施設長寿命化計画においては、昭和56年に施行された新耐震基準により建設された建物につきましては、文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書を踏まえまして、改修周期の50年を使用年数の中間期に長寿命化改修を行い、その後、定期的に必要な改修を行うことにより、目標使用年数を80年とすることで検討しているところでございます。これによりまして、平成5年建築の高島小学校温水プールにつきましては、現在27年を経過していることから、残耐用年数は53年となります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質疑に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 組織改革についてお伺いいたします。

初めに、基本的な考え方についてですが、今回の組織改革では「時代の変化に対応した効率的で市民の利便性の高い組織づくり」「人口規模、財政規模に見合った組織づくり」「公共施設再編計画、収支改善プランとの整合性を確保した組織づくり」という三つの基本的な考え方が挙げられていました。

そこでお聞きいたしますが、今回の組織改革の中で、「時代の変化に対応した効率的で市民の利便性の高い組織づくり」との考え方を表した部分についてお示してください。

次に、「人口規模、財政規模に見合った組織づくり」とのことでしたが、人口規模や財政規模に見合った組織とは、小樽市においてはどのようなものなのでしょうか。具体的にお示してください。

また、今回の組織改革によって、それらに見合った組織となるのでしょうか。それとも、次なる組織改革の余地を残したものであるのでしょうか、見解をお示してください。

三つ目は「公共施設再編計画、収支改善プランとの整合性を確保した組織づくり」というものでしたが、これらの整合性とはどのようなものなのでしょうか。

また、この組織改革による職員の減員数とその財政効果額はどのように算定されているのかお示してください。

今回の組織改革では、福祉部と医療保険部を廃止し、こども未来部と福祉保険部を新設すること

でした。今回の統合・再編を行うことによるメリットはどのようなものでしょうか。

また、かつて福祉部であった介護保険課は、医療保険部の創設に際し移管されたかと思いますが、今回は福祉部と統合・再編され福祉保険部となります。以前に福祉部から移管した際の理由と、今回の理由と、そごが生じていないのでしょうか、見解をお示してください。

次に、福祉総合相談室について伺います。

市役所に対してのイメージからか、「市役所へ相談するのはちょっと…」など、いまだに相談をためらう市民も多いのが現状です。今回、本庁舎本館1階に福祉総合相談室にワンストップ相談窓口を設置するようですが、ここは執務室と廊下の床の高さが違い、普通に立った状態であれば、職員が相談者を上から見下ろす形になってしまい、目の高さも合わないことから、相談には不向きな造りになっていると思います。今回、本庁舎本館1階に福祉総合相談窓口をつくるわけですから、相当工夫をしないと、本来、相談や支援が必要な方が相談しづらい場所となってしまいます。総合相談窓口をつくるに当たっては、利用者の目線に立った工夫をしていただきたいと思いますが、工夫の必要性や今回初めて設置する福祉総合相談窓口としての在り方について、どのように考えているのか見解をお示してください。

組織体制についてですが、福祉総合相談室は、いわゆる課ではなくグループとなっています。グループ制とした理由はどのようなものでしたか。

また、グループ制のメリットとはどのようなものでしょうか。課とグループの違いも含めてお示してください。

親や本人、また子供などが様々な課題を持っている家庭もありますが、相談する部署や担当者が替わるたびに、本人にとってつらい状況について何度も同じ説明をすることとなり、そのことに苦痛を感じる方も多いと聞いています。この福祉総合相談窓口では、そういった方が相談に行った場合、過去の相談内容など情報の共有化を図るのでしょうか、お聞かせください。

福祉総合相談窓口になるわけですから、福祉保険部内だけではなくこども未来部や教育委員会など、部を超えた連携も必要になる場合も想定されますので、職員間の横の連携がしっかりと行われるような仕組みづくりを行うことも必要かと思いますが、他都市では、LINEなどのチャット機能を活用することにより職員間の連携がスムーズに行われるようになった事例もあると聞いています。このような仕組みづくりの必要性と取組の見込みについてお聞かせください。

相談を受けて担当部署につなげて終わりではなく、相談を受けてからが始まりであり、福祉総合相談室の担当者が、相談に来た方へのその後のフォローや支援を中心になって実施していくことになると考えてよいのでしょうか、見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、組織改革について御質問がありました。

初めに、基本的な考え方についてですが、まず、「時代の変化に対応した効率的で市民の利便性の高い組織づくり」の考え方につきましては、子育て支援の強化のためには、子供に関わる施策を所管するこども未来部を新設すること、福祉や介護などに関わる施策を一体的に取り組むためには、福祉保険部に福祉の総合相談窓口を開設することにしたものであります。

次に、「人口規模、財政規模に見合った組織づくり」につきましては、人口減少や厳しい財政状況が続く中、これらの状況に適合したスリムで効率的な組織づくりが必要との考え方をお示したもので、

今回の組織改革は、部、室の数を変えることなく、課の数や人員を削減することとしておりますので、その考え方に沿ったものになっていると認識しております。

次に、「公共施設再編計画、収支改善プランとの整合性を確保した組織づくり」の整合性につきましては、公共施設再編計画、収支改善プランの方向性にベクトルを合わせていくという考え方で、職員の減員数については現在10名程度を見込んでおりますが、人員配置の細部について職員組合と交渉中のため確定しておりませんので、その財政効果額をお示しすることはできません。

次に、今回の組織改革で、福祉部と医療保険部を廃止し、こども未来部と福祉保険部を新設することのメリットにつきましては、こども未来部の新設は、本市の最重要課題である人口減少対策として、現在の福祉部子育て支援室、こども発達支援センターに、保健所や教育委員会など各部局で行っていた子育て支援業務を移管し集約することで、本市の子育て支援施策の強化を図るものであります。また、福祉保険部の新設は、現在、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに包括的に取り組む視点が必要となってきたことから、それらに対応した取組を進めるためであります。介護保険課につきましては、平成20年度の組織改革で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の三つの社会保障の部署を保険制度というくくりで医療保険部に集約したのですが、それから10年余りが経過する中、福祉や介護の垣根を越えて包括的に取り組む体制の構築が必要となってきたことから、このたびの組織改革で福祉保険部に再編をするものであります。

次に、福祉総合相談室についてですが、まず、福祉総合相談室を新設するに当たっての工夫の必要性につきましては、相談することに対する抵抗感を和らげるためには、相談者の目線に立って相談を受ける必要があると考えておりますが、床の高さなどについては、庁舎の構造上、改修することが困難であることから、受付場所や案内方法などを工夫して、相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、福祉総合相談室の在り方につきましては、市民にとって相談しやすい窓口であることはもとより、複合的な課題を抱える相談に対して、包括的に支援することが重要であると考えております。

次に、福祉総合相談室のグループ制につきましては、従来の制度を所管する縦割りの課ではなく、グループ制を導入することで、福祉総合相談室内での横断的な対応や、職員間での情報共有や連絡調整がスムーズに行われ、複合的な課題を抱える相談に対して、柔軟な対応が可能になると考えております。

次に、相談者の負担を軽減するための情報共有につきましては、相談者や世帯が抱える課題や、支援の経過に関する情報を相談履歴として作成し、それを福祉総合相談室内で共有することにより、相談者やその家族が再度相談にお越しになった際に、これまでの経過の説明などを重ねて求めることのないよう配慮していきたいと考えております。

次に、部を超えた職員間の連携の仕組みづくりにつきましては、職員間の連携は必要であると考えておりますので、福祉総合相談室自立支援グループが中心となり、相談内容に応じて関係部署の職員による会議等を開催し、情報の共有や必要な支援策を検討するなどの取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、相談者への支援の実施につきましては、福祉総合相談室の担当者が、相談者の方が抱える課題が一定程度解消されるまで寄り添った支援を行っていくことを考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。

○1番(横尾英司議員) 一点だけ、再質問させていただきます。

札幌在住の職員の時差出勤のことなのですが、前に示された時差出勤の内容ですと、休憩時間が一斉に付与されることになっていまして、半休を取ったりするときに少し条件が不利になったりする

ようなこともあるので、札幌在住者、いつそういう状況になってもいいようにしっかり検討を、その制度の使い方ですね、ふだんなかなか取らない対策だと思いますので、制度設計をしっかりしてきちんと事前に検討した上で、いつでも発信できるような形での検討を事前をお願いしたいと思うのですけれども、その点だけお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（中田克浩） 横尾議員の再質問にお答えいたします。

今、札幌在住者の通勤制限があった場合の、多少課題があったということで御指摘ございましたので、その辺については、もし今後やるということであれば、またその辺を含めて十分制度設計をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時19分

再開 午後 5時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、質疑及び一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

秋から冬にかけて新型コロナウイルスの感染者が第3波となって拡大しています。このような中、11月から発熱やせきなどの症状のある人の相談体制が変わりました。全道の発熱者等診療・検査医療機関は、11月20日現在732か所で、札幌市は人口10万人当たり14か所、小さな町村では検査医療機関がないところもあります。

さて、小樽市ですが、現在、発熱者等診療・検査医療機関は42か所、うち検査はしないが発熱患者の診療はするところが5か所となっています。この数字は、全道他都市と比較してどのような水準なのかお聞かせください。

小樽市の感染ピークは、札幌市での感染ピークから半月遅れと想定され、12月中旬が要注意と思われる。クラスターの発生を潰すには徹底的な検査が必要ですが、今後、爆発的に感染者が出た場合、現在の体制で賄えるのか不安が残ります。そこで、まず11月16日からスタートしている小樽市発熱者検査センターの平日の検査時間と検査可能な人数をお知らせください。

また、感染者が増加した場合、どのように柔軟に拡充できるのかお聞かせください。

また、12月6日からスタートしたばかりの土日祝日の小樽市発熱者検査センターも休日当番医が成り立たなくなるのを防ぎながらの体制をしなければなりません。土日祝日の検査時間と検査可能な人数の想定をお聞かせください。

患者の流れをつくり、市民は必ずどこかで検査を受けることができるという点で大変意義があると思いますが、ただ、来年3月末までのとのこと。その後はどうするのかお示してください。

次に、小樽市発熱者検査センターの新たな設置は、施設周辺の道路などの除排雪体制にも留意が必要

となりますが、対応方についてお聞きします。

次に、9月15日付厚生労働省通知、令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業について、内容をお知らせください。

各地の高齢者施設で相当数感染者が出ている状況で、特に小樽市は高齢者が多いまちです。この事業をどうするのか。検査体制を組むのか。市の方向性、お考えをお聞かせください。

重症心身障害児施設みどりの里前の信号機つき横断歩道の設置についてお伺いいたします。

明治天皇が、無告の窮民に施薬救療を行い済生の途を弘めようと設立された済生会。その済生会が9月1日、済生会小樽病院に付設して、みどりの里を開設しました。このような施設は昭和40年代に、保護者の大変な努力により実現した日本独自の施設ですが、現在でも住宅地から離れ、孤立した場所に建設されることが多いと言われていています。施設暮らしの長い障害児、障害者にとっては、地域の文化に触れ、住民と交流でき、保護者にとっても便利なきわいのある場所が望ましく、その点、みどりの里は周辺に大型ショッピングセンター、ホテル、飲食店等が立地し、JRの駅にも近く、医療面の心配もないという恵まれた環境にあり、安心して快適な療養生活を送ることができる日本一充実した施設と言われています。重症心身障害児の命が輝き続けるよう、今後、小樽ベイシティ開発と連携し、まちづくり計画などの事業を予定していると伺っています。

そこで、済生会小樽病院みどりの里とウイングベイ小樽間の交流往来を事故なくスムーズにするためにも、市道築港海岸通線の、みどりの里前に、信号機つき横断歩道が必要不可欠と考えますが、その設置について市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がありました。

まず、発熱者等診療・検査医療機関の指定状況につきましては、人口10万人当たりで比較いたしますと、北海道及び札幌市の14か所に対し、本市は37か所と2.6倍となっております。

次に、小樽市発熱者検査センターの平日の検査時間と検査可能な人数につきましては、午後2時から3時までの1時間に10名程度を想定しております。なお、検査対象者が増加した場合には、検査センターの委託先である医師会とも相談の上、対応について検討してまいります。

次に、土日祝日の検査時間と検査可能な人数につきましては、土曜日は午前10時から正午までで20名程度、日曜祝日は午前10時から正午までと午後2時から4時までの4時間で40名程度を想定しております。

また、両検査センターの設置期間につきましては、今冬のインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に対する対策の一つとして設置しておりますことから、来年3月末までとしているところですが、4月以降の在り方につきましては、国や北海道の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市発熱者検査センター周辺の道路等の除排雪体制につきましては、交通に支障のないよう道路状況を確認しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業につきましては、本事業は、国の令和2年度予備費を活用する事業として、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重症化するリスクが高い65歳以上の高齢者の方及び慢性閉塞性肺疾患や糖尿病等の基礎

疾患を有する方の希望により、行政検査以外のPCR検査及び抗原定量検査を行う場合に、国から一定の費用が助成される事業であります。本市といたしましては、高齢者施設等において陽性が疑われる方、または陽性者の濃厚接触者が発生した場合には、速やかにかかりつけ医等に相談をいただき、必要な場合には迅速に検査を行うことを優先しており、本事業を実施する予定はありません。

次に、みどりの里前の信号機つき横断歩道の設置について御質問がありました。

市道築港海岸通線における済生会小樽病院付設みどりの里前の、信号機つき横断歩道設置につきましては、平成25年12月に総連合町会から小樽警察署に対し、済生会小樽病院の移転により歩行者が大幅に増えたことから交通事故の危険性が高いとの趣旨で、当該場所近辺への、信号機設置が要望されております。福祉施設もオープンし、今後、施設利用者などの往来でさらに歩行者が増えることも考えられますので、市といたしましても、歩行者の安全確保のため小樽警察署に対し信号機つき横断歩道の設置を働きかけてまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) それでは、一点だけ再質問させていただきます。

感染者が増えたというか、特に爆発的な感染などがあった場合、市民としては心配だと思うのですが、9月に質問させていただきましたときから比べますと、格段に数字の上では充実してきているなという感じがしております。何せ、こういう厄介な病気ですので、爆発的な感染が起きないとも限らないという、そういうところの想定がなかなか難しいのだろうと思うのですが、検査センターは平日の午後から1時間、そして可能な検査人数が10名と、このところを今お聞きしまして、大丈夫かという率直な感想なのです。今後、医師会とも相談してということなのですが、このポイントにつきましては、これまでも医師会とは既にそういう今申し上げたような状況になったときにどうしようというようなことは、相談といいますか話の上では出ているのでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。何か具体的な対応策みたいなものが出ているのであれば、ぜひこの場でお聞かせいただければ、市民も安心すると思うのです。よろしく願いいたします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(貞本晃一) 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

発熱者検査センターの日中の検査人数は10名だけで大丈夫なのかという御質問だと思います。

この発熱者検査センターで行う検査というのは、発熱者相談センターから回ってきて、ほかに行くところがないという、かかりつけ医の方もいらっしゃる、ましてやその感染症対策の中でやるというのではなくて、その外にいらっしゃる方でございます。少し表現が分かりづらかったと思います。多くの市民の方は、いろいろな受診手段がございまして、先ほど御質問にもありましたように、市内には42か所の発熱者等診療・検査医療機関がございまして、その中に、もし何か健康に不安がある方は受診していただく、そこで検査をするという道がありますし、万が一その検査が広がりそうということになりますと、保健所で、これは対策として行政検査として、実施するということになります。その場合には何百件という数を、当初は20件とか30件とかというお話を申し上げましたが、現在では300件、400件体制でできるようになっておりますので、市民の方が検査が受けられなくて心配だということは、御懸念なさらなくても大丈夫かというふうに思っております。

○議長(鈴木喜明) 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、小池二郎議員。

(3番 小池二郎議員登壇)

○3番(小池二郎議員) 質疑及び一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。そして、危険と隣り合わせの中、感染拡大防止に今もなお御尽力なさっている医療従事者の皆様、その他関係者の皆様に対しまして、深くお礼申し上げます。

初めに、市立病院の感染対策についてお聞きいたします。

第2回定例会においても、市立病院のコロナ感染対策等について質問させていただきました。院内感染が起きないように対策を取られていたかとは思いますが、8月には残念ながら市立病院において院内クラスターが発生してしまいました。今もなお、全国的に感染拡大がある中、北海道でも札幌をはじめとする他の医療機関で院内クラスターが複数発生し、北海道の地域医療が逼迫しております。市立病院においても再クラスターが起きかねない状況です。一度クラスターが発生した病院としては、どこよりも厳しい対策が市民から求められていると思います。

そこで、院内クラスター収束宣言から2か月余りがたちましたが、8月の院内クラスター発生事案を振り返り、院内クラスターが発生した要因が何であったのか、お考えをお示してください。

また、その要因に対しての対策を考える必要があると思います。対策についてはどのように行っているのかお答えください。

次に、感染対策の一つとして、外部からのウイルスの持込み、拡散を防ぐことが重要になってくると考えます。その対策として、市立病院では今も面会制限が行われていると思います。しかし、現場では、面会制限をしているにもかかわらず、お呼びしていない入院患者の家族等が実際に病棟まで来てしまったり、2階の売店前で入院患者と家族等が面会してしまうなど、一部の方において面会制限が守られていない状況があると聞いております。確かに、現状の対策ではサーモグラフィーを通るだけで来院できるため、そのようなことが起きていても止めることができません。このような状況が起きていることに対し、どのようなお考えなのか、見解を伺います。

来院される方がどのような目的で来院されているか分からないまま院内に入られることは、外部からのウイルスの持込みや拡散を招き、院内感染を起こす要因となってしまうのではないのでしょうか。外からのウイルスを持ち込ませない対策として、正面玄関入り口での対策の強化が必要と考えます。例えば、サーモグラフィーを通った後に来院の用件をお聞きして、目的に合った案内をすることや、来院されている理由が一目でスタッフに分かるような目印をつけてもらうなどの対応はできないのでしょうか。不要な来院を防ぎ、外部からのウイルスの持込み、拡散を防ぐための水際の対策について、今後強化すべきと考えますがお考えをお示してください。

次に、医療従事者の人員確保についてです。

現在、医療従事者に発熱や体調不良がある場合は、事前に報告し休むことになっていると思いますが、今後、寒くなる冬期間は新型コロナウイルス感染症だけではなく、他の疾患で体調を崩されることが多くなると予測されます。また、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大した場合、本人の感染時はもちろん、御家族等の感染により濃厚接触者に該当し休職を余儀なくされることも懸念されます。そのような場合には、医療従事者の人手不足、人員確保が一時的に難しくなることが考えられます。緊急的な人員不足の際、臨時的な人員配置の変更や患者の受入れの制限、また、派遣看護師による応援などの柔軟

かつ素早い対応が必要になってくると考えますが、具体的な対応策、マニュアル等はあるのでしょうか。また、最悪のケースをどこまで考えているのでしょうか。

次に、第2回定例会において質問、要望させていただいたりリモート面会についてです。前回の定例会においても同様の質問がありましたが、実施導入に当たり、現在までの進捗状況をお答えください。また、Wi-Fi 整備以外に考えられる課題はどのようなことがあるのか、また、いつまでに検討されるのかお示しください。面会が制限されていることで、今も心配されている御家族等のお気持ちを考えれば、できるだけ早い実施に向け取り組んでいただきたいと思います。

次に、小樽市発熱者相談センターと小樽市発熱者検査センターについてお聞きいたします。

それまでの帰国者・接触者相談センターから発熱者相談センターに変わってからのこれまでの相談件数と、相談から検査に回った件数をお示しください。

次に、発熱者相談センターにおいて、どのような症状の場合検査対象になるのでしょうか。対象にならない場合との具体的な違いがあればお聞かせください。

次に、検査方法として、抗原検査やPCR検査などが考えられますが、どのような検査方法を実施されているのか、理由を含めてお示しください。

また、そのような検査以外に、併せてほかの検査も同時にされることがあると聞いておりますが、どのような検査があり、実際に検査されているのかお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽市発熱者相談センターと小樽市発熱者検査センターについて御質問がありました。

初めに、これまでの相談件数と検査件数につきましては、11月16日の開設以降、12月6日現在で、相談件数は551件となっており、相談から検査に至った件数は6件となっております。

次に、発熱者相談センターが検査対象とする判断基準につきましては、発熱や呼吸器症状などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のほか、発症の経過や感染が疑われる方との接触の有無などについて丁寧に聞き取りを行い、検査の必要性を判断しております。特に症状のない方につきましては、基本的に検査の対象とはしておりません。

次に、発熱者検査センターにおける検査方法につきましては、国が示している病原体検査の指針に基づき、抗原定性検査を行っております。この検査方法を採用している理由につきましては、発熱などの症状がある場合には速やかに診断を行い、陽性者に対しては迅速に対応することが求められますので、簡便かつ迅速に検査結果が判明する検査方法である抗原定性検査を採用しているものであります。

次に、発熱者検査センターにおける新型コロナウイルス感染症以外の検査につきましては、同センターでは医師の判断により鑑別のため、インフルエンザの検査を行っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市立病院の感染対策についての御質問がありました。

まず、院内クラスターの発生要因につきましては、クラスター発生後の調査において、感染源の特定には至りませんでした。しかし、休憩室などにおいて、職員同士が密になる状態があったことや、発熱

などの体調不良時には出勤せず電話で報告するといったルールの徹底が不十分であり、それらも要因の一つであると考えております。

現在行っている対策につきましては、体温測定の強化、体調不良時の報告と自宅療養の徹底及び報告から検査に至るフローを整備いたしました。

また、病棟においては、迅速かつ確実な消毒が可能となるよう紫外線殺菌装置の導入や時差休憩の導入、換気の徹底などを行っているほか、休憩室の仕切り板の設置を進めております。

次に、面会制限が守られていない状況に対する見解につきましては、時折一部の御家族が病棟外で面会しているということは認識しており、院内放送や売店前のテーブルに面会禁止の表示をしているところであります。入院患者を感染症から守るには、外部からのウイルスの持込みや拡散の防止が重要でありますので、改めて入院患者や御家族に面会制限中である旨の周知やポスター等の掲示による注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、来院者の要件確認や案内、来院者に目印をつけてもらうことにつきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大するまでは、病院ボランティアによる診療科への案内等を行っておりましたが、現在は病院ボランティアの感染を防止するため中止しております。

また、サーモグラフィー前に検温担当として交代で職員1名を配置しておりますが、今以上に人員を配置し、来院者の目的確認や目印をつけてもらうなどの対応は困難であると考えております。

次に、外部からのウイルス持込みや拡散を防ぐための水際対策の強化につきましては、現在行っている出入口での手指消毒や検温、発熱や体調不良などの症状がある来院者には申し出ていただき、他の来院者と動線を分けるなど、感染が疑われる方への対応は継続していきたいと考えております。病院での水際対策も必要と思いますが、その前段階として、市民一人一人に感染予防に対する意識を高めていただき、発熱や体調不良などの症状がある場合には、直接来院せず、まずは電話で相談することの徹底が重要であると考えております。

次に、緊急的な人員不足の際の対応につきましては、現状において、人員にあまり余裕がない状態で病院を運営していることや、不足する人員が外来か病棟なのかによっても対応が変わることから、その時々状況を見極めながら、外来診療の一部制限や予定入院の制限、職員配置などについて検討し判断することになるものであります。

また、当院のマニュアルに最悪のケースの想定というものはございませんが、医師や看護師の大幅な不足により病院機能が維持できなくなるような事態においては、北海道などに対し派遣要請などを行ってまいりたいと考えております。

次に、リモート面会の進捗状況につきましては、地方創生臨時交付金を活用した院内のWi-Fi環境整備を検討する中で、リモート面会の導入も進めることを予定しておりましたが、院内クラスターの発生に伴い、施工業者が院内に入れなかったことなどから遅れている状況であります。

なお、現在、リモート面会を実施している病院の実施方法を調査している段階であり、今後、院内で運用について協議してまいりたいと考えております。

次に、Wi-Fi環境以外の課題につきましては、入院中は検査やリハビリテーションなどもあり、限られた時間を活用しての取組となりますので、どのような方法で実施していくかのルールづくりが課題であると認識しております。いずれにいたしましても、リモート面会をすることで療養の励みや家族の安心につながることを期待できるため、早期に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問します。

感染対策についてなのですが、私は現状の感染対策では本当に十分なのかとても危惧しています。先ほど述べた入り口での対応、それを実施している医療機関においても、院内感染が発生した病院もあることとか、また、入院される全患者を対象にコロナ検査を行っているような病院もあると聞いております。

今、市立病院の医療従事者の方々は、職員同士の会食や会合の禁止や、大人数での会食も禁止されて、また、院内での感染対策もしっかりやられた上で院外でもとても気を使っています。その方たちが、2階の売店での面会制限が守られていない状況を見たりとか、病棟まで御家族の方が来てしまうというのを見て、本当に外からのウイルスの持込みの心配だったり、自分たちも心配かと思うのです。なので、やはり入り口での水際の対策は、サーモグラフィーを通った方に一声、今日はどうされましたかというように一声かけるようなことだけでも、恐らく不要な来院を、もしかしたら抑えられるのではないかと、いうふうに思うのですが、もう一度そこだけ質問させてください。お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 病院局事務部次長。

○病院局事務部次長（橋本幸一） 小池議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、水際対策は非常に大切であると当院も認識しております。

我々としていたしましては、限られた人員の中でより効果的に感染を水際で防ぐためにはどうしたらいいかということで検討した結果、やはり患者一人一人に発熱時は必ず直接来院せずに、まず病院に電話をしてくださいと。そういった中で完全予約の中で来院する時間、また待合い場所を指定しますということで、丁寧に長い時間をかけて説明してまいりました。その結果、現在では、直接発熱のある方が院内に入ってくることはなくなったということで確認はされております。

また、病棟につきましても、今までは病棟に直接御家族の方とかいらっしゃることはあったようなのですが、今、事前に必ず連絡をさせていただいて病棟スタッフが1階まで下りていって荷物の受渡しをするということもやっておりますし、売店前にも家族との面会を全面的に禁止しますというステッカーなどを、テーブルの上に表示もしておりますので、その辺も今改善されていると考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 小池議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）

○25番（前田清貴議員） 質疑及び一般質問をします。

初めに、小樽市鳥獣被害防止計画に関連して質問します。

まず、直近3年間の鳥獣別捕獲数と鳥獣別被害金額について、特にヒグマは市内で今年、何頭捕獲されましたか、お示してください。

小樽市鳥獣被害防止計画は、平成24年4月に施行され現在に至っています。同計画は3年に1度見直すこととなっており、過去3回改正されています。現在の鳥獣被害防止計画は、30年4月に施行されたことから、令和2年度末で同計画は更新期を迎えます。現在、新たな鳥獣被害防止計画を作成・検討中かと存じます。現計画と新たな鳥獣被害防止計画との精査の中で、各項目、特に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針、対象鳥獣の捕獲等に関する事項、防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る

被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項、被害防止施策の実施体制に関する事項、捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項など、大項目について他都市を参考に、時世に合った文言の整理・修正、加筆・数値などの見直しが必要かと存じます。現在の進捗状況について、特に大きく見直しされる項目があればお聞かせください。

次に、2020年農林業センサス、農林業経営体調査について質問します。

小樽市では、市内で農業を営んでいる農業者を対象に、令和2年2月1日現在で、農林水産省2020年農林業センサス、農林業経営体調査を実施しました。令和2年12月に入り、集計から時間も相当経過しています。既に調査結果がまとめられていることと思います。

まず、農林業センサスとは何か。その概要と調査項目についてお聞かせください。

また、本市の農家戸数のうち、個人経営体数、法人経営体数、1経営体当たりの平均耕地面積と1経営体の最大経営面積と最小経営面積についてお答えできるのであればお示しください。

その他、お聞きした以外の主要な調査項目について、お答えできるのであればお答えください。

今回の農林業センサスでは、農地の集積状況と農地バンクの活用実態はどのようになっていますか、お示しください。また、前回の農林業センサスの調査結果と、今回実施した調査結果との数値的差異について、前段の質問項目に照らし見解をお示しください。

小樽市では、過去、農林業センサスの調査項目で得られた数値などを、施策にどう生かされてこられましたか。具体例を示してお示しください。

今回の調査結果で得られた基礎資料を、小樽市の農林業発展に活用すべきと考えます。小樽市農林業の発展に向けた展望について、御所見をお聞かせください。

次に、農業委員の農業者に対する日々の活動と助勢について質問します。小樽市農業委員の使命、業務には、農業、農村、農業者の代表として農政の推進に努め、併せて食料の自給率向上のため適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率的利用促進を進めることと同時に、意欲ある担い手を育成し、望ましい本市の農業構造を実現するため、農用地の利用集積と地域の景観保全に努めること。また、地域農業の持続的発展のため、農業者などの経営支援を強化し、農業、農村の振興に努めなければならないと農業委員業務必携に記されています。

お伺いします。現在、小樽市農業委員会は何人の農業委員で構成されていますか。

責務を負い、業務を達成するため、農業委員は日々どのような活動を行っているとお認識されていますか。

農業委員会会長は現職の農業者でもありますので、前段述べている必携要綱も含め、農業者の育成、情報提供、相談、各種申請に至るまで、どのように関わりこれまで助勢されてこられましたか、具体的にお聞かせください。

次に、農業委員会から市長への建議書提出について質問します。

令和2年第1回定例会の質疑及び一般質問でも申し上げましたが、過去、農業委員会の存廃問題や独立した行政機関として、農業委員会は市長への建議書を提出すべきとの立場で質疑してきました。前回の質問の答弁の中で、農業委員会が小樽市農業施策に関する建議書を決議し、平成27年に市長へ手交したと令和2年第1回定例会の質疑及び一般質問の中で答弁されています。農業を取り巻く環境は、内政、外政を含め課題が山積し、建議書提出は継続が必須、建議書の決議と市長への手交は現在どのようになっていますか。年度を示し平成28年、29年、30年、31年、令和2年の建議書の決議の項目と要旨についてお聞かせください。

次に、農業経営改善計画の認定について質問します。農業経営改善計画認定書は、農業経営基盤強化促進法、昭和55年法律第65号、第12条第1項の規定により適当であると認定された農業者に、認定庁である小樽市から農業経営改善計画認定書が交付され、有効期間は5年間です。令和2年第1回定例会で、本市農業を担う認定農業者数の増加に向けて取り組む考えはありませんかと質問しています。答弁を要約すると、担い手育成や地域農業の維持・振興に効果が見込まれる制度であることから、一層の周知に努めながら認定制度が利用されるよう取り組んでまいりたいと考えておりますと答弁されています。

お伺いします。現在、認定農業者は何名おられますか。令和2年度の相談件数、申請件数、認定件数についてお示してください。

あわせて、今後一層の情報提供と育成の徹底・指導に努めることにより、潜在している認定可能農業者について、どのようなプロセスを持って行政として増加に向け手を差し伸べていこうとされるのか、御所見をお伺いします。

次に、農家所得の向上に関連して質問します。

令和2年第1回定例会の質疑及び一般質問で、本市農業者の農業所得向上に関連して質問しました。今回は、所得向上に向け一歩踏み込んでお伺いします。

農林水産省が所管する経営所得安定対策の概要について、まず御説明ください。

その中で、畑作物の直接支払交付金とはどのような制度・施策ですか、説明してください。

交付金対象作物の品目について、小麦から水稻まで多種にわたると思います。全てお答えください。

御答弁された品目の中で、本市の農業者が栽培し出荷されている農産物はありますか。出荷実績があれば生産農家戸数と生産品目、生産数量と販売金額について品目ごとにお示してください。

また、前段の農産物以外の出荷実績に基づき、経営所得安定対策交付金の交付を申請し、交付金を受けている農業者はおられますか。おられれば農業者数と生産品目別に分け、交付件数と交付金額についてお示してください。

仮に、交付申請できる条件がそろっているにもかかわらず申請していない、しない、できない農業者がいるとすれば、申請しない理由は何だと思えますか。御所見をお伺いします。

いずれも交付金申請には、交付申請書と営農計画書を地域農業再生協議会、市町村、JAなどに提出する必要があります。この中で、必須要件は何ですか、お示してください。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う農産物価格への影響について質問します。

令和2年当初から発症した新型コロナウイルス感染症拡大により、経済と市民生活に多大な影響を与えています。農業分野も例外ではなく、外出自粛、宴会自粛その他もろもろにより農産物の消費が大きく減少し、価格低迷により農家所得の減少を招いています。小樽市内で生産されている野菜・果物など、春先から初冬までの価格推移と、特に影響を受けた作物名及び状況・実態についてお聞かせください。

次に、令和2年度、農林水産関係補正予算に関連して質問します。

政府は、新型コロナウイルス感染症発症拡大に伴い、農林水産業にも大きな影響を与えているとして、効率化・省力化を条件に、いわゆる3密を避けるため第1次農林水産関係補正予算5,448億円、経営継続補助金制度を施行しました。6月29日に、一次募集申請受付が開始され7月29日に一次募集受付は締め切れ、10月16日に採択され、事業者名などの公表がありました。本市の水産関連事業者の多くも申請書を提出され、多くが採択された模様です。

さらに、二次募集分が追加され10月19日に申請受付が開始され、11月19日に二次受付が締め切れ、12月中に審査終了後、採択された事業者名などの公表後、書類修正などを経て補助金交付決定通知

書が交付され、令和3年2月末をもって事業実施期間が終了し、3月19日に支援機関の確認を受けて、実績報告書を提出、確認後、順次補助金を受領することとなっています。

まず、前段と重複するかもしれませんが、同補助金制度の目的、補助対象者、補助額、補助対象経費、補助要件、補助事例、経営計画作成の内容、申請から補助金など、申請から採択、完結までの流れについて、その概要についてお示してください。

第一次募集分で採択された本市の漁業者や水産加工関連業者の名前は多数確認できますが、残念ながら市内農業者の氏名などは確認できませんでした。この農林水産省の第一次、第二次予算に関わり、小樽市として予算に対してどのような認識を持ち、どのように取り組み、どのように関わりましたか。具体的にお聞かせください。

同じく、同補正予算に係る第一次募集、第二次募集に対して、農業者などへの情報提供と指導助言などについて、小樽市としてどのような事前準備をされ実施されたのか。実態について認識も含めお聞かせください。

ちなみに、第一次募集分の申請件数と採択件数、採択金額についてお示してください。

同じく、第二次募集分の状況についてはいかがですか、お示してください。

新型コロナウイルス感染症に関わり、商業者への施策、情報発信は手厚く行われています。農業者も被害、影響を受けています。新型コロナウイルス感染症に係る本市の農業者に対する施策について、併せてお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市鳥獣被害防止計画に関して御質問がありました。

まず、直近3年間の鳥獣別捕獲数と被害額につきましては、平成29年度は、エゾシカ68頭で7万4,000円、ヒグマ2頭で19万円、キツネ44匹で1万円、タヌキ80匹で1,000円、アライグマ24匹で13万6,000円、カラス163羽で被害額なし。

平成30年度は、エゾシカ70頭で17万2,000円、ヒグマ2頭で被害額なし、キツネ61匹で7,000円、タヌキ111匹で3万5,000円、アライグマ39匹で3万8,000円、カラス198羽で被害額なし。

令和元年度は、エゾシカ107頭で11万1,000円、ヒグマ5頭で1万5,000円、キツネ50匹で被害額なし、タヌキ115匹で7,000円、アライグマ27匹で3万8,000円、カラス211羽で被害額なしとなっております。なお、今年度のヒグマ捕獲数は、11月までで5頭となっております。

次に、新たな計画の中で大きく見直す項目につきましては、対象鳥獣の捕獲に関する事項において、対象鳥獣の捕獲計画数を近年の増加実績を参考に見直すことや、捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項の中の駆除した個体の適切な処分に関して、桃内地区にある小樽市廃棄物最終処分場での処理が可能となることを盛り込む予定であります。

次に、2020年農林業センサスについて御質問がありました。

まず、農林業センサスにつきましては、国の統計調査で5年ごとの2月1日を調査日として、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業を取り巻く実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とした調査です。調査項目につきましては、経営の態様、経営耕地面積や世帯の状況に関する事項など15項目の調査となっております。

次に、本市の農家の経営の態様等の内訳、農地の集積状況と前回の調査結果の差異につきましては、本年11月に北海道において、各振興局ごとに結果の概数値が公表されましたが、本市の結果は来年3月の確定値で公表される予定となっておりますので、数値についてはお示しすることはできません。

なお、農地バンクの活用実態については、農林業センサスの調査項目にはなっておりません。

次に、調査から得られた数値等を施策にどう生かしたかにつきましては、本市では農地基本台帳補正調査と農地利用状況調査を毎年度実施しており、これらの調査の中で、農林業センサスの調査項目の多くを把握できますが、本市調査の調査項目にない農業経営の特徴や、農産物の販売金額などの調査結果を農業施策の参考としております。

次に、本市農林業の発展に向けた展望につきましては、農業については地域の中心となる農業者に、農地の集約を図るほか、農地中間管理機構の活用により、離農した農地の有効活用を図るなど、耕地面積の維持に努めるとともに、地域農業を維持するため、国の補助金を活用しながら、新規就農者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

林業につきましては、自然環境保全や水資源の確保など、森林の持つ公益的機能を生かすため、関係機関との連携の下、森林環境譲与税及び森林環境税を活用した、森林の保全、整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業経営改善計画の認定について御質問がありました。

認定農業者につきましては、現在、本市には6名おり、今年度の申請、認定はありませんが相談が1件ありました。認定農業者の増加に向けては、農業委員からの意見をお聞きしながら、比較的大きな耕地面積を経営し地域の中心となる農業者に対して、市から制度の説明を行い、経営改善計画の作成など、認定に向けた支援に努めているところであります。

次に、農家所得の向上に関連して御質問がありました。

まず、経営所得安定制度の概要につきましては、農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件から生じる不利を補正する対策と収入保険などのセーフティネット対策を行うものであります。

また、畑作物の直接支払交付金につきましては、諸外国との生産条件の格差により、不利があると認められる農産物を対象に、生産費用と販売価格の差額分に相当する交付金を国から直接交付するものであり、交付対象者は認定農業者、認定新規就農者など交付の対象となる農作物は、麦、大豆、てん菜、そば、でん粉原料用馬鈴薯、菜種の6品目であります。

次に、6品目の中で、本市農業者が出荷している農作物につきましては、令和元年度の実績で申し上げますと、市内の任意団体1団体がそばを栽培、出荷しており、生産数量は270キログラム、販売金額は2万4,295円となっております。

次に、経営所得安定対策交付金を受けている農業者につきましては、令和元年度の実績で申し上げますと農業者数は3人であり、生産品目は、カボチャ、ミニトマト、ピーマン、飼料用米、交付金額は87万6,569円となっております。

次に、農業者による交付申請につきましては、毎年度継続して申請している農業者以外が申請をしていない理由は承知しておりませんが、該当品目の栽培をしていない、栽培面積を確保できないことなどが推察されます。なお、交付申請時の必須要件といたしましては、交付のため栽培した農産物を必ず出荷、販売することや申請関係書類の適切な保管、立入り調査に応じることが定められております。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う農産物価格への影響について御質問がありました。

市内で生産されている農産物の価格推移につきましては、春先からの価格推移は把握できておりませんが、JA新おたるによる令和2年度の取扱い実績によりますと、ミニトマト、キュウリなど主要8品

目合計の前年度比は出荷量96%、販売額95%とほぼ前年並みの数値となっております。また、個別の農業者からの聞き取りによりますと、主要なミニトマトでは、ホテル等の大口需要が減少いたしました。スーパー、小売店へ販売先をシフトした結果、新型コロナウイルス感染症に伴う販売額への影響は大きくなかったものと聞いております。

次に、令和2年度農林水産関係補正予算に関連して御質問がありました。

まず、経営継続補助金につきましては、目的としては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染防止対策を行いつつ販路の回復、開拓などに向けた取組を支援するものであり、補助対象者は個人と常時従業員数が20人以下の法人であります。補助額につきましては、経営継続に関する取組は補助率が4分の3、補助上限額は100万円、感染拡大防止の取組では、補助率は定額、補助上限額は50万円となっております。補助対象経費につきましては、経営継続に関する取組は機械装置の購入や設備処分に関わる費用、感染拡大防止の取組では消毒費用などの衛生管理費用であります。補助要件としましては、補助対象経費の6分の1以上を生産、販売方法の転換に充てる経費とされており、補助事例としては、自動化された野菜苗移植機、果実等自動選別機などが挙げられます。経営計画の内容としましては、国内外の販路の回復、開拓などの取組項目があり、農協等の支援機関が発行する確認書を受けた後、提出することとなります。

申請から採択までの流れにつきましては、補助金交付申請書を補助金事務局に提出した後、審査、採択の決定があり、経営計画に記載した事業終了後に補助金を受領する流れとなっております。

次に、この補正予算と本市の関わり方につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するため有効な補助金であると認識をしており、本年7月に開催されたJA新おたる主催の地域別懇談会に本市職員も出席したところであります。また、説明会終了後には、農業者からの問合せに対し、JA新おたる、北海道農政事務所を確認するなど、補助金申請に当たっての支援に努めてきたところであります。

次に、農業者への情報提供と指導助言につきましては、国の補正予算成立後、北海道農政事務所から補助金についての募集資料が送付されましたので、補助金制度の把握を行うとともに農業委員会を通じた周知のほか、新規就農者や比較的経営面積の大きい農業者へは、職員が出向いて制度の説明を行うなど、対象と想定される農業者におおむね周知ができたものと考えております。

次に、申請件数等につきましては、第一次募集では、12件の申請で11件が採択され998万6,000円の交付が決定しております。また、第二次募集は、2件の申請を行っておりますが、結果についての連絡はまだ来ておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症に関わる農業者に対する市の施策につきましては、収入が前年同月比30%以上減少している場合に事業継続を支援する、製造業等事業継続支援金のほか感染拡大防止の取組や、危機的状況を乗り越えるための新たな取組に挑戦する事業者を対象とした、通称がんばる補助金において、農業者を対象としたものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 農業委員会会長。

○農業委員会会長(北島吉治) 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業委員の農業者に対する日々の活動と助勢についての御質問でありました。

まず、農業委員会の構成や活動につきましては、現在、農業委員会は14名の委員で構成しております。その活動は、地域農業の中心となる農業者への農地の利用集積や、遊休農地の発生防止、解消に向けたパトロールなど、現地調査に取り組んでいるところでございます。

農地に関する証明書交付に必要な立ち合い、さらには、新規就農者の研修受入れ、農地の確保に向けての相談を主な活動としております。これらの活動は、地域農業の維持や発展に結びついているものと認識をしているところでございます。

次に、農業委員会会長の活動につきましては、月1回の農業委員会総会を主宰するほか、JA新おたるの副組合長やほかの農業団体の役員として活動しており、その活動の中で得た知識や情報を各農業者へ提供するとともに、新規就農者のため、農地の確保や資金面での相談、国や北海道が行っている助成事業を周知するなど、農政課職員や農業委員会の各委員と連携を取りながら、農業者を支援しているところでございます。

次に、農業委員会から市長への建議書提出についての御質問であります。

建議につきましては、農業委員会等に関する法律に規定がされており、農地利用の最適化の推進のほか、今後の地域農業の在り方や農業者が抱える課題などを取りまとめるもので、農業委員会の重要な業務の一つと考えているところでございます。

本委員会におきましても、直近では、平成27年度に建議書を市長に手交しているところでございます。その後、建議書の内容と大きな変化がないことから、各年度の取りまとめを行ってまいりませんでした。近年、新たに就農した若い農業者が数名現れており、この方々の定着や年齢を理由に離農する農業者からの農地集積などの件も増えていることから、これらを整理し、建議書の提出に向けて検討してまいりたいと思います。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

○25番（前田清貴議員） 何点か再質問します。

それで一つ、鳥獣被害防止計画、この中の重要項目の一つということで御説明を受けました。鹿の捕獲後の処理・処分、このことについてもう少し踏み込んで詳しく御説明をしていただきたいと思っております。というのが一点。

あと、認定農業者の関係で、令和2年度相談件数が1件あったというふうには伺ったと思いますが、その後申請件数や認定には結びついたのでしょうか。

それと、潜在している認定可能農業者の関係、これは1名程度ということなのか、そのほかにまだおられるのではないかと思います。この辺も再度、御説明願います。

それと、もう一つ補助金の申請です。それで、市も立ち会って説明に同席させていただいたということで、何名集まったのかよく分かりませんが、12件の申込みがあって、11件が認定された。それでその後、第二次募集では2件程度ということで、これは結果はまだ出てませんのでいいのですが、それにしても百数十件以上、200件近く農業をやられている方がおられるかと思っておりますけれども、これでは10%にも達していないという認定件数・申込み件数かと思っております。この辺はなぜこうなっているのかについて、再度詳しくお聞かせください。

あと、建議書の関係です。

今説明していただきました。平成27年に1回市長へ手交したということでありまして、その後、28年、29年、30年、31年、そして今年の令和2年も行っていないということです。答弁では同じような内容云々ということでしたけれども、私は違うのではないかなとこう思うのです。質問の中にも継続が必須ということで、これは内政・外政を含めて、TPPもそうですけれども、刻々と、いろいろと農業を取り巻く環境は変化しています。国に対することもあると思っております。道に対することもあります。市ばかりではありません。その建議書の中に市長へのお願いという中で、そういったことをうた

ってもいいのではないかと思うのでありますけれども、この辺のことについても、なぜそういう対応をされてこられなかったのか、この辺についてもお聞かせをいただきたいと思ひますし、令和3年度の取扱い、この辺のことについてもお聞きをしたいと思ひます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 前田議員の再質問にお答えします。

私からは、3点あったかと思ひます。

まず、鳥獣防止計画の変更点のところ、処分のところが変わる予定だということで答弁しておりますけれども、処分場を管理している生活環境部との協議の中で、桃内にある市の廃棄物最終処分場での受入れが可能ということで協議が調いましたので、それを今度の計画では盛り込んで、処分場で捕獲した鳥獣等の処理を行うということが、1点でございます。

次に、認定農業件数が、今相談中が1件だということで、ほかにいるのではないかと御質問でありましたけれども、やはりこの申請に至るには、農業者はこれからどういう方向に行くかという思ひもあり、比較的大きな耕地面積を経営するということもありますので、そのようにたくさんあるわけではないというふうには思ひますが、現在、相談中の方とこれから協議をまず進めて、申請に結びつくように働きかけていきたいと。

また、その後でそのような適任者がおれば、また申請に向けての経営改善計画の作成など、申請書類の支援も含めて、伴走型みたいな形で、共に歩む形を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、補助金について、12件の申請では少ないのではないかと御質問だったかと思ひますが、前田議員は200件くらいいるのではないかと御質問で、農業者の数をおっしゃっていただきました。現在は農業をやられているという意味で言えば、100人強しかいないというふうには把握しております、専ら農業で生計を立てている方というのは、専業の方で言えば、もう50人くらいの方で、そのほかについては兼業の方がほとんどだと。あとは自分で食べるような形の農業をやられている方たちの中で、その方の中で12件の申請ということになっておりますので、我々としては、二次募集も含めれば14件ということで、それほど悪い申請率ではないのではないかと御質問で、結果から言えば、全国の採択結果が8割程度だと聞いています、一次募集では12件中11件採択されたということですので、そういう意味でも実効性も高かったものだというふうには考えております。

また、令和2年に相談件数1件で、認定に結びついたのかということについては、申請にまだ結びついておりませんので、まだ現在もいろいろな申請に結びつくように、申請書類の書き方とか経営計画の作成などについて協議しているというところでございます。

○議長（鈴木喜明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（稲岡正樹） 前田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの建議書の提出についてですが、先ほども答弁申し上げましたとおり、平成27年11月に建議書を市長に提出しております。

その際の建議書の内容につきましては、農業生産の振興、担い手対策、流通販路の拡大、営農支援と、あと国・北海道への要請といったようなことも記入しているところですが、それ以降、今要望したことについては、担い手の育成、今の認定農業者の件数とか、施設栽培ですとか、そういうことを予算化していただいているということと、担い手の育成につきましては、認定農業者をはじめ、新規就農者の

確保に向け、いろいろな施策を講じているところから、現在変更がなく、建議書を提出していないという状況にあります。

なお、来年度以降の建議書の提出についてですが、農業委員会等に関する法律にも規定されており、議員おっしゃいます海外の情勢等の影響が、どうこちらに影響するかといったことも含め、販路の拡大、また新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、これまでの農作業が維持できるのかといったようなこと、また、一部出てきておりますが、スマート農業の推進といったような話題も出てきておりますので、こういった事情を十分検討しながら、建議書の手交について取り組んでいきたいと思っております。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

○25番（前田清貴議員） 再々質問します。

それで、認定者の相談件数1件、まだ認定農業者には結びついていないということで、恐らくこれはまだ現在進行形の形なのだろうと思います。なので、ぜひ救いの手を差し伸べて、認定農業者になれるように御指導・御助言をお願いしたいということで、一つ。

それと、この14件あったので上出来とまでは言わないけれども、何かそれに近いような答弁もあったかなと。それで、百数十件あると思いますけれども、この申請件数そのものが10%にも恐らく満たないのだろうと思います。

先ほど産業港湾部長が、全国で80%の採択件数と。その全国というのは、全ての農家が申し込んで80%の方が認定されたと思ったほうが、私は間違いないのだと思うのです。それが実数に近い数字だと私は自分の肌では感じております。ということは、小樽市に農業者が百数十件あるにもかかわらず、なぜ申し込まなかったのかなと。何か理由があるのですかとここで聞いているのですけれども、ここでこの後やり取りはしませんけれども、ぜひこういうもの、これは本当によそから聞くと、このようないい話はめったにない。分かりやすく言うと100万円で4分の3、75%、70%補助になっているのです。持ち出しは、最高価格100万円ですから、130万円前後の機械・設備で自己負担も発生しますが、そこが小樽市の農業者の場合はネックだったのではないかと思うのですが、それはそれとしながらも、こういうおいしい話というのはめったにない話だぞというふうに私は聞いておりますので、こういう話があった場合、ある場合は、ぜひ助勢と。私は「助勢」という言葉を使っているのですけれども、「助勢」とは何だといったら、手取り足取り御指導願うということをお助勢と言っているのですと私は、お答えしています。ということで、ぜひお願いをしたいと思っております。

それと、もう一つ。農業委員会の建議です、建議書をやってくれるということなので、ぜひ、継続してください。継続は力なり。全道の農業委員会とも連携を取り合って、キャンペーンを張るようなものも、これからも出てくるのだろうと思います。そのようなことも中に入れながら、市長にやはり建議書を提出して、全道市長会、全国市長会といろいろありますから、そういったことでお願いをしていってもらえればいいのかと、そのように思うところであります。

あともう一点、桃内の鹿捕獲後の処理・処分関係、駆除の関係です。

これはここで詰めるわけにはいきませんが、今産業港湾部長から答弁いただきました。大体入り口は見たのかというふうに思います。

この後、この当事者、該当する団体との事務方で詳細については詰めてもらいたいなというふうに思います。もう来年と言わずに、この1月からまた本格的に始まりますので、これに間に合うようにぜひお願いをしたいなと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 前田議員の再々質問にお答えします。

相談の1件については、なるべく認定農業者になれるように導いていきたいというふうに思っております。

あと、先ほどの申請が14件について、前田議員が捉えるには、もっともっと全国では多くの申請率があつて、その結果の8割ではないのかという話でしたけれども、我々は全国の申請率というのでしょうか、それぞれの都道府県も含めてどのような申請率になっているかというのは把握してございませんので、もう少し勉強・研究をしたいなというふうに思っております。

最後の件、事務方の打合せの中で、その実施が早く求められているという現場の声だと思っておりますので、生活環境部も含めて鳥獣の関係者の方々と相談していきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 高橋 龍

議員 小 貫 元

令和2年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和2年12月9日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	総 務 部 長	中 田 克 浩
財 政 部 長	上 石 明	産 業 港 湾 部 長	徳 満 康 浩
産 業 港 湾 部 港 湾 担 当 部 長	佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長	阿 部 一 博
医 療 保 険 部 長	勝 山 貴 之	福 祉 部 長	小 野 寺 正 裕
建 設 部 長	西 島 圭 二	教 育 部 長	森 貴 仁
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長	佐藤 正樹
庶務係 長	加藤 佳子
調査係 長	柴田 真紀
書 記	相馬 音佳
書 記	眞屋 文枝

事務局 次長	佐藤 典孝
議事係 長	深田 友和
書 記	樽谷 朋恵
書 記	松木 道人
書 記	三上 恭平

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松岩一輝議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第23号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 一般質問をいたします。

大項目一つ目、収支改善プランから、初めに、時点修正についてであります。

本市の財政状況は、以前から極めて厳しい状況であることは市民の間にも周知の事実であります。これまでどおりの人口減少によるものと、社会情勢の変化に伴う税収減や新たな支出に対応する必要があり、さらに通減していくことが明かです。今定例会に先立ち、財政部より現在の財政状況をより現状に即した形で把握するために、収支改善プランの令和元年度から7年度までの収支見通しについての時点修正が示されました。初めに、主な修正点をお示してください。

次に、収支改善に向けて今後予想される財政状況や市政課題に対応した取組の考え方について伺います。

収支改善プランは、32項目の取組が列挙されておりますが、その多くは方策として歳出を減らす取組であります。ですが、一般的に予算を減らすと行政サービスが低下し、住民は不便を強いられ、自治体としての魅力が低下します。また、人件費の削減は、以前から様々な場面で検討の上、既に実施されており、乾いた雑巾を絞るように効果には限界があります。ですが、大きく分けて業務の効率化、事業性の向上と歳入を増やす取組によって、それらを補うことができると考えます。

次に、業務の効率化についてであります。

我が会派は効率化の前提である業務棚卸し表の作成等をこれまで議論しておりましたが、整備における様々な諸課題により目に見える形で具体的な結果には結びついておりません。庁内での業務効率化はどの程度浸透しているのでしょうか。私は職員一人一人がコスト意識を持つことが重要と考えています。

ここでのコスト意識とは、単にコピー用紙の枚数を減らすというような消耗品の削減ではなく、人件費の意識についてであります。管理職にとどまらず今年度採用されたばかりの職員まで、一人一人が日常業務の中で自身のコストに見合った成果を生んでいるのかという点であります。能動的に行動し、改善することが、結果的に職員の働きやすさにもつながっていくものと考えます。本市では職員のコスト意識についてどのように考えているのか、コスト意識の定着、浸透についての具体的な取組について伺います。

我が国の行政運営に当たっては、デジタル化の遅れが新型コロナウイルス感染症対策の実施面で大きな問題として挙げられ、菅内閣総理大臣もデジタル化推進に特に重点を置いて取り組む考えを示しております。こうした状況は小樽市役所においても例外ではなく、今後の行政運営の方向性としては、行政のデジタル化の推進が最大の課題になると考えます。その中で意味をなさない慣例を見直すことで、少しずつ霞が関で働く官僚の皆さんの職場環境が改善されつつあることは、報道のとおりであります。

政府が進める行政改革はその多くが本市の業務でも共通する部分があるように考えますが、見解を伺います。

中でも、行政手続の押印の必要性については、特に注目されました。内閣府によると現在押印が必要な

業務はおおよそ1万1,000種類あるが、法律などで押印が必要とされている手続以外は、必要な理由を明確にし、可能な限り不要とするように整備が進められています。

本市でもペーパーレスに向けた整備を行っているところでありますので、同様に押印が必要なものは、理由を明確にした上で行き、代替できないものを除き、正当な理由がない行政手続や業務上の押印は見直すべきと考えますが、見解を伺います。

あわせて、本市の業務上の押印見直しによる市内印章店への影響についても伺います。

次に、事業や行政サービスの質の向上についてであります。

本市は毎年様々な事業や行政サービスを実施しておりますが、それらはどうして実施するのでしょうか。背景、目的の設定や効果の確認は、どのようにされているのでしょうか。費用対効果の検証はできていますのでしょうか。我々議員のみならず、市民が聞いておおむね納得できるのでしょうか。この項で具体的な明言は避けませんが、予算を削減することが目的化してしまえば、魅力あるまちづくりとは程遠いものとなってしまいます。行政サービスや事業の質の向上について、どのように考え実施しているのか伺います。

次に、歳入増の取組からネーミングライツの導入についてであります。

先般の決算特別委員会でも議論いたしました。これまで本市では実績がありませんでした。以前の御答弁では、ネーミングライツの導入は、財政部から施設を所管する各部署にお願いしている旨の発言がありました。本市がネーミングライツ導入による歳入増を真剣に検討しているのであれば、もう少し踏み込んだ検討がされてしかるべきと考えますが、見解を伺います。

これに関しては、提案型ネーミングライツという取組があります。ネーミングライツになじまない市役所や学校、市民生活に影響を及ぼす可能性のある施設を一部除き、市が所有する全ての施設等に広く募集を行うものです。これにより、体育館や公園に限らず、漁港、公衆トイレ、市道、駅の自由通路、消防音楽隊など、行政が考えもつかないところにも名称をつけることで歳入を増やしている自治体があります。

さらに、行政はホームページにこれらの募集要項を設置し、広報することで考える手間も省けるので、大変すばらしい取組であると考えます。先進自治体を参考に要綱等を整備の上、導入すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、ふるさと納税についてであります。

収支改善プランでは年間1,000万円の寄附額増加を目標としています。こちらも同様に以前の答弁では、サイトや魅力ある返礼品の拡充により増加させていきたいとしながらも、寄附という性質上、多額の目標額が設定できなかった旨の発言がありました。ふるさと納税は制度上寄附ではありますが、いわゆる寄附とは明確に区別して考えることができるものであると考えます。

例えば、自然災害や国際協力などの寄附は義援金という側面があり、その多くは見返りを与えず、求めないものであります。一方で、ふるさと納税は、自治体にとっては寄附金収入ではありますが、寄附者にとっては一定の収入以上であれば、必ず納めなければならない税金という側面があり、控除や返礼品といった見返りがあり、自治体の宣伝も可能です。実際にそれらの差別化により、莫大な収入増を果たしている自治体があるのですから、制度上も社会的にも何ら問題はなく、むしろ積極的に獲得するべきものでもありますが、見解を伺います。

そこで課題となるのは、本市がふるさと納税をどのように積極的に獲得するかであります。その一例に体験型メニューの創出を提案いたします。これはいわゆる食品や家具・家電などの物品ではなく、体験を附加価値とした返礼品の企画であります。

例えば、香川県東かがわ市では、100万円の寄附で1日市長体験を設けています。市長室での記念撮影

や職員への訓示など、市長の気分を味わえるといった内容です。私は友人の弁護士からこの返礼品の存在を教えてもらいました。高所得者層は、寄附額も高額になるため、1件当たり1～2万円程度の食品等では、ふるさと納税として消費し切れず困っていたので、お金では買えない体験メニューがあれば、来年度以降にぜひ申し込んでみたいとのことでした。

本市のふるさと納税は、最も高いものでも20万円となっておりますので、一日市長体験は寄附額が多く、職員の人件費以外ほとんど原価もかからず、そして話題性のある大変面白い取組であると考えますが、実施に向けて課題などの見解を伺います。

大項目二つ目は、水産業の振興から、初めに漁港整備についてであります。

市内の漁港は、漁船の安全な係留や水産物の水揚げなど、水産業の生産基盤として重要な役割を果たしておりますが、市内の漁港では施設整備後、長年の風雨や波浪によって施設の老朽化が著しく、漁港利用者の安全が危惧される漁港が散見されます。

特に、本市の基幹産業となっている水産業の振興を図るには、その生産基盤の要となる漁港機能の維持など、漁港整備の推進が重要と考えるが、今後の老朽化対策を含めた漁港整備についてどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、忍路漁港の整備についてであります。

本年11月16日、忍路地区の漁業者、小樽市漁業協同組合、中村裕之衆議院議員、佐藤禎洋北海道議会議員と私が忍路漁港の現地調査及び意見交換会を開催させていただきました。昨年同時期には、祝津漁港にて行いましたが、そこで要望として挙げられた斜路の滑り材設置は、北海道予算で今年度分の完成がいたしました。

また、越波による静穏度の課題も調査費が計上され、実際に越波の状況が記録できれば、それをもって国の補助金により消波ブロックの積み増しと岸壁の改修が行われる予定となっており、一定の成果が上げられました。市では総合計画にも記載のとおり、水産業の持続的な発展を目指し、漁港管理者の道と連携するとしているので、まさにそれが実現された会であったと、私は認識しております。

このたびの意見交換会において、忍路漁港の漁業者から北海道に対し、主にどのような要望がありましたか。また、本市への要望の内容と対応策についてもお示しください。

次に、小樽港高島地区の整備についてであります。

さきに示された公共施設再編計画案では、旧高島魚揚場については、耐用年数が残り1年でありながらも、第2期に当たる令和13年度以降の整備方針が示され、その間は現状を維持する改修にとどめられることが明らかになりました。これは多くの公共施設に当てはまることですが、コンクリートが剥がれ落ちるなど、老朽化は深刻であります。

また、高島地区港内の岸壁は、老朽化による損傷が見られる状況にあります。先日、北海道が管理する長万部町から乙部町までの道南の漁港十数か所を視察する機会がありました。その中で、高島地区と同程度の老朽化が進む岸壁や施設を有している漁港については、整備の対象になると伺っております。高島地区の漁港施設は港湾管理者である小樽市が施設の修繕・補修を行っていると聞いておりますが、本市の厳しい財政状況を考えると、予算の確保は大きな課題と考えます。老朽化が進む高島地区の港湾施設について、今後どのように整備していくつもりか見解を伺います。

大項目三つ目は、動画による情報発信の効果検証についてであります。

観光都市である本市において、コロナ禍による影響を受けた観光業を下支えする取組については、多角的に行っていくべきであると考えております。

しかし、財源は限られておりますので、税金の使い方として効果が可能な限り最大化するようにしなけ

れば、的外れな結果に終わってしまいます。観光都市としての施策が立場の違う方からすると批判を招くことにもなりかねませんので、効果の検証と改善、市の計画の随所に見られるPDCAサイクルを検証する必要があります。その中でこの項では、動画による情報発信の効果について伺います。

まず、それ自体を批判される方もいらっしゃると思いますが、大前提として私は、今後の観光需要を見据え、小樽の知名度を生かした特に動画による観光PRは全世界に発信可能なため、大変効果的であると認識を共有しているところであります。

しかしながら、需要の拡大が予想される動画による情報発信の分野においては、最低でも投資と同等以上の効果の有無については常に検証し、反省は今後につなげていく必要があります。専門家ではないので詳細な手法は存じ上げませんが、マーケティングなど様々な分析によってそれらの効果を検証することはある程度可能であるとされています。

そこで伺いますが、平成30年に発災した北海道胆振東部地震の際に、本市でも動画による観光客数の減少に対応する情報発信がなされましたが、まずその目的と概要をお示しください。本市としては、その事業効果と数値目標をどのように見込みましたか。観光客数の推移を捉え、本事業の効果をどのように分析しているのか見解を伺います。

今年の第2回定例会において、私の代表質問では、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施事業として、小樽観光PR動画制作事業費補助金等の動画作成事業の取組について、具体的な目標や効果を見込んでいるのか質問いたしました。答弁では、広告収入等の増加による自立した運営に発展することを期待するとしながらも、その後の予算特別委員会においても具体的な数値目標等についての答弁はありませんでした。これらの一連の答弁について、改めて伺います。本事業を実施するに至った背景と目的を示した上で、当初の目標と現時点においては理想でも構いませんので、本市の考える最終的な目標について伺います。

本事業は、実施途中でありますし、多くの方の御協力によって運営されていることと存じますので、現状については賛否を述べることはいたしません。ですが、一般にユーチューブで広告収入を得るには、投稿した動画に広告を入れることで、再生回数に応じた広告収入が見込めるものです。

しかし、ユーチューブ規約の度重なる変更により、収益を生み出すことが難しくなっているとされています。その中で、本市が具体的な数値目標に言及せず、広告収入等の増加による自立した運営に発展することを期待するとした姿勢は、実施団体には酷に感じます。

例えば、大分県が作成した「おんせん県おおいた」の「シンフロ」PR動画は、たった2分30秒の動画にもかかわらず取材が殺到し、PR効果が35億円以上と推計されています。堺町通り商店街組合では、自虐ポスターが話題となり、多くの取材を受けることとなっております。このように、動画そのものが直接的広告収入を上げずともPR効果を検討することで、事業の効果が認められれば、次年度以降も継続的に支援する必要があると考えますが、見解を伺います。

これまでも申し上げましたとおりユーチューブは多くの方が利用しておりますが、裏を返せばチャンネル登録者数や総再生時間数といった数値が公になることから、事業の成否の分析が容易であります。すぐに効果が出ることは大変なことだと考えますが、市としてしっかりとサポートすることを強くお願い申し上げます。

大項目四つ目は、自治体LINEサービスの導入についてであります。

近年、地方自治体においてLINEを活用した住民向けサービスの提供が進んでおります。LINEは、月間利用者数が8,400万人を超え、SNSでは最も多い利用者数であり、今日において電話やFAX以上に社会インフラとして欠かせないコミュニケーションツールであります。

2019年に地方公共団体向けLINE公式アカウントの利用料が無料となる地方公共団体プランが発表されてから、ウェブサイトやメール・電話と並んでLINEを情報発信や問合せ受付窓口を活用する自治体が増加しており、私はこれまでも導入に向け議論を続けてまいりました。過去の答弁では、現在、更新作業をしている市ホームページが完成し、運用した後に実施できるように前向きに検討したい旨の答弁がありました。地方自治体でのLINE活用方法には、市政情報配信、行政手続のオンライン化、キャッシュレス決済、AIによる問合せの自動化、災害対策、危険箇所の早期発見など多岐にわたりますが、最初から全てを盛り込んだフルバージョンでの運営は困難であると理解しております。ですが、その中でも災害対策と危険箇所の早期発見については、可及的速やかに導入すべきと考えます。

まず、災害対策についてであります。

最初に、対応に当たる職員だけでもいいので、グループLINEなどの連携体制を構築すべきと考えます。北海道胆振東部地震、大規模停電の際を思い出してください。地域防災計画はあったものの、行政は緊急時の情報連絡、市民は必要なときに必要な情報を得ることに苦戦しておりました。その際、私は、青年会議所のボランティアとして避難所に泊まり込みでボランティア活動に従事しておりましたが、以前から構築されていた青年会議所のグループLINEを活用し、情報の共有を行っていたため、スムーズな連携が可能でした。このようにLINEの利便性を最大限に活用するため、まずは公式アカウントを取得して、できるところから改善してはと考えますが見解を伺います。

新たな可能性として、本市では来年度から全ての児童・生徒にタブレット端末が貸与されます。将来的に災害時の情報共有としてのこれらの活用について見解を伺います。

次に、危険箇所の早期発見についてであります。

これは、道路や河川の異常を発見した市民から現場写真や位置情報を受け付けるものです。私も当選以来、道路の陥没、側溝の破損、街路灯の故障など多数の情報提供をいただければ、現地に赴き、市民に聞き取りの確認をした後、建設部の担当に補修等の要望を繰り返しお願いしてまいりました。

ですが、これはLINEシステムの導入により市民がいつでも通報できるので、早期発見につながります。そしてこれは、除排雪の効率化にも活用が可能であると考えます。導入に向けての課題と見解を伺います。

大項目五つ目は、教育行政から初めにICT機器の整備状況についてであります。

いよいよ1人1台のタブレット端末導入に向けたGIGAクール構想の実現が目前に迫ってまいりました。本市においても端末の納入や学校の通信回線工事の状況が報告されておりますが、改めて来年度の活用に向けた進捗状況を伺います。

また、整備については、工期等により学校ごとで若干のばらつきが予想されますが、早くていつ頃から活用できる見込みなのかお示してください。

次に、導入後に想定される課題の解消についてであります。調べ学習や文書作成ソフト等の利用による学力向上、オンライン学習などの幅広い場面でICTの活用が期待されております。そのためには十分な通信速度と教室等の環境整備はもちろんですが、初めて活用する教員は児童・生徒の学力向上に向けた活用方法について研修を重ねていく必要があると考えますが、教育委員会での今後の取組について伺います。

ICTの活用は、教員の働き方改革にも資するとされております。例えば、試験の場合、問題を作成し印刷・配布・回収の後、採点・記録・返却と手作業が中心で時間が取られておりました。ですがタブレット端末では、グーグルの機能の多くが使用できますので、クラウド上での共有教材を児童・生徒の端末にオンラインで配信し、児童・生徒はオンラインで提出、その時点で自動的に採点と集計がなされ、個人の

分析まで行うことができます。導入当初は慣れるまで時間がかかるかもしれませんが、圧倒的な効率化が実現し、教員は授業準備や児童・生徒との対話の時間を増やすとともに、社会問題となっていた長時間労働の解決にもつながると考えられます。

このように例を挙げれば切りがないほど導入のメリットが多い事業ではありますが、裏を返せば全国ほぼ全ての公立学校で始まる授業ですので、教育委員会の具体的な取組や支援について伺います。

また、機械操作が苦手な保護者からは、低学年の家庭学習やオンライン授業のサポートなど活用についての不安や、インターネット環境のない家庭との学習格差を懸念する声も伺っているところであります。家庭への説明や学習格差の解消について取組を伺います。

次に、学校トイレの改修についてであります。

本市では老朽化した公共施設を多数抱え、同時多発的に耐用年数を迎えていることから、再編に向けた計画の策定がまさに議論されておりますが、これは学校施設についても同様のことが起きております。今年度の小樽市総合教育会議の場においても、教育委員よりトイレの臭いなど改修に関する要望が挙げられました。これに関して私も複数の保護者から聞き取りをしたところ、子供たちが臭いや暗さなどから学校のトイレの利用を控えているという状況を伺いました。中には、自宅を出発してから放課後に帰宅するまで水分摂取も極力控え、一度もトイレに行かずに我慢している子供たちも決して少なくないことが分かりました。

学校のトイレに関しては、順次洋式化工事を行うことで、以前よりは利用がしやすくなったとのことでありますが、トイレ改修が行われていない学校では、臭気対策は完全ではありません。トイレ関連企業により発足された学校のトイレ研究会の調査によると、学校を利用する全ての関係者が最も要望していることが清潔なトイレの設置であることが分かりました。トイレは、臭い所、汚い所という大人の認識を押しつけることは、子供たちの健康を害するのみならず、人口増加を目指す本市にとって、子育て世代に敬遠される要因となってしまいます。子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができる環境を整えることは、行政の基本かつ最大の責務ですが、そこには安心して利用できるトイレの整備も当然に含まれるものであります。

これらトイレの要望について、教育委員会ではどのように把握していますか。臭気対策が実施されていないトイレを有する学校は、市内に何校ありますか。効果的な対策方法は、どのようなものが挙げられますか。財政上の問題ですぐに改修工事に取りかかることができない状況であることは理解できますが、他の公共施設と違い、維持しながら使用を続けていては、さらなる問題の悪化を招くと考えられますが、今後の改善策について伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の御質問にお答えいたします。

初めに、収支改善プランについて御質問がありました。

まず、時点修正についてですが、収支見通しの主な修正点につきましては、歳入歳出ともに令和元年度決算及び令和2年第3回定例会補正後予算をベースに、今後の事業見込み等を勘案し、推計したところであります。特に、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税や地方交付税など一般財源収入の減収が見込まれますが、その金額や期間を見通せないため、総務省から示されました令和3年度地方財政収支の仮試算における前年度伸び率や国勢調査の人口減の影響等を勘案し、また過疎対策事業

債については現行の過疎地域自立促進法の期限が令和2年度末であります。3年度以降も新法の下で活用できるものとして試算を行ったところであります。

次に、今後予想される財政状況や市政課題に対応した取組の考え方につきましては、本市の財政状況は新型コロナウイルス感染症の影響により、市財政の根幹である市税等の大幅な減収が見込まれるなど、歳入動向が不透明なことから、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。そのような中であっても、感染症対策と地域経済活性化の両立を国や北海道と共に進める必要があるほか、さらに人口減対策や公共施設の長寿命化などの進めなければならない様々な政策課題に対応するためには、これまで以上に事業の厳選や収支改善プランに掲げた取組の推進に努め、将来的に予算編成において可能な限り、財政調整基金からの繰入に頼らない収支均衡予算を組むことを目指し、同基金からの繰入額を段階的に縮減していくことにより、収支の黒字化と財政調整基金の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、業務の効率化についてですが、まず職員のコスト意識の定着、浸透についての取組につきましては、令和3年度予算編成方針において限られた財源を効率的、効果的に分配するためには、歳出全般にわたり徹底した施策の優先度や見直しをさらに強力に実行することや、事業効果を検証した上で既存事業の廃止・縮小を念頭に、事務事業の徹底した見直しにより整理、合理化を図ることを周知徹底しております。

また、小樽市人材育成基本方針においても目指すべき職員像の一つに、「コスト意識・スピード感を持った職員」を掲げ、最小の経費で最大の効果が発揮できることを意識させるよう努めているところであり、効率的な仕事の進め方を習得することを目的とした職員研修を行っております。

次に、政府が進めるデジタル化の推進による行政改革と本市業務における関わりにつきましては、本市において行政手続のオンライン化、AIなどの活用、情報システムの標準化など、政府が推進する取組に連動してデジタル化を進めることは、市民の利便性向上や業務の効率化が図られ、それにより職員の働き方改革にもつながることから、これまで以上に業務のデジタル化を推進していきたいと考えております。

次に、押印の見直しにつきましては、オンライン申請等に向けた国や都道府県における押印廃止の動きに鑑み、本市におきましても事務レベルでの検討を始めたところであります。今後、国から押印廃止に関するガイドラインが発出される予定であると聞いておりますので、これらに基づき対象となる手続の洗い出しや押印の必要性、法令上の根拠等を精査し、可能なものは廃止できるよう全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市の業務上の押印見直しによる市内印章店への影響につきましては、見直し後においても押印を要する業務は存続しますので、今後とも印鑑の需要は見込まれるものと考えられますが、使用頻度が減ることにより購入機会も減ることが想定されますので、市内印章店等への影響は一定程度避けられないのではないかと考えております。

次に、事業や行政サービスの質の向上についてですが、事業の必要性・効果等の把握につきましては、限られた予算の中においても適正なサービス水準と市民ニーズを踏まえた上で、予算編成の中でその必要性や費用対効果などについて、十分な議論を重ねながら事業選択を行っているところであります。

次に、ネーミングライツの導入についてですが、まず本市におけるネーミングライツ導入の検討につきましては、収支改善プランにおける歳入増の取組の一つとして、今後、見込まれる公共施設の更新等に際して導入を進めることを念頭に掲載していたところであります。既存の施設における導入の可能性についても、情報収集や庁内での検討を進めたいと考えております。

次に、ネーミングライツの導入に向けた要綱等の整備につきましては、議員の御指摘のとおり他の先進自治体の事例等を参考に、今後本市における導入に向けた課題の整理、要綱等の整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてですが、まず寄附金収入の増額に向けた本市の見解につきましては、収支改善プランでは貴重な自主財源を確保するための歳入増の取組の一つとして、ふるさと納税制度のさらなる推進を掲げており、今年度はポータルサイトを増やすなど増収に向けた取組を進めてきたところであります。

ふるさと納税の効果は自治体の取組次第で大きく変わることから、今後も返礼品の充実のほか、寄附額区分の細分化など寄附者が利用しやすい環境づくりの取組を進めて、さらなる増収につなげてまいりたいと考えております。

次に、一日市長体験の実施につきましては、本市においても可能であるものと認識をしておりますが、どのぐらいのニーズがあるかを把握すること、体験メニューの内容や寄附の金額設定などについて検討する必要があるものと考えております。また、返礼品の検討に当たって、既成の概念にとらわれない発想も大切であると実感をしたところでもあります。

次に、水産業の振興について御質問がありました。

まず、漁港整備についてですが、漁港管理者である北海道が実施する漁港パトロールに小樽市漁業協同組合と本市が合同で参加をし、漁港施設の老朽化や破損箇所などの点検を行っており、漁業関係者と市が緊急性や優先順位を整理した上、本市から北海道に要望をしております。

次に、忍路漁港の整備についてですが、漁業者との意見交換における要望などにつきましては、北海道に対しては、岸壁の補修のほか、船揚場の係船環や防舷材の設置などの要望がありました。また、市に対しては山からの流水による凍結防止対策の要望があったことから、道路側溝蓋をコンクリートからグレーチングに交換をし、漁港施設内に水が流れ込まないように対応をしたところであります。

次に、小樽港高島地区の整備についてですが、今後の整備につきましては、高島地区も他の地区と同様に施設の老朽化が進んでいる状況にあるため、これまで修繕等により対応してきたところであります。今後も施設の老朽度や重要度、緊急性を踏まえるとともに、漁業関係者からの意見・要望を伺いながら、国の交付金の活用も含めて効果的な整備に努め、機能の保全を図ってまいります。

次に、動画による情報発信の効果検証について御質問がありました。

まず、北海道胆振東部地震の際に実施した動画による情報発信につきましては、震災被害の風評等により、本市を訪れる国内外の観光客が激減し、観光事業者に多大な影響を及ぼしたことから、「小樽の元気」発信事業として本市が宿泊や交通など観光客の受入れに支障がなく、安心して来訪いただけることをアピールするために行ったものであります。

その概要につきましては、小樽を訪れた観光客や観光事業者などからコメントをもらい、市民などには「元気です小樽」と書いたメッセージボードを掲げていただくなど、小樽が安全であることをPRした動画を27本作成し、多言語の字幕を付記してホームページやSNS等を使って情報発信をしたものであります。

次に、動画による情報発信の事業効果等の分析につきましては、この事業は観光客の受入れに支障がないことをアピールし、風評被害を最小限に食い止めることを目的に緊急対策として実施した観光協会への補助事業であり、動画の再生回数等については具体的な数値目標を設けてはおりません。

しかしながら、ユーチューブの総再生回数が1万6,000回を超え、さらにはSNSやインターネットを通じた情報発信との相乗効果もあり、平成30年11月以降の入込客数が前年並みに回復をし、特に下期の外国人宿泊客数も対前年比114.6%と前年を上回ったことから、地震発生直後の入込客数の落ち込みと比べると一定の効果があったものと考えております。

次に、今年度の観光PR動画制作事業費補助金等の背景と目的等につきましては、コロナ禍にあっても

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、本市の魅力を深掘りした情報を定期的にユーチューブで発信することにより、新たな小樽ファンの掘り起こしや小樽への再訪の意欲換気を目的として実施をしているものであります。

目標については、当初から観光協会が行う観光PR動画事業、堺町通り商店街が行う動画事業のいずれにおきましても定期的な更新を行うことにより、動画再生回数やチャンネル登録数を伸ばしていくこととしております。このことにより、認知度が増し、主に国内客の訪問意欲の喚起につなげるとともに、多くの市民にも視聴してもらうことで、本市の新たな魅力に気づいていただきたいと考えております。

次に、動画のPR効果の検証と支援の継続につきましては、観光協会においては、ミスおたるが市民と触れ合いながら本市の魅力を深掘りした情報発信を行う新たな取組であり、また堺町通り商店街においては、動画やポスターが新聞やテレビに取り上げられるなど、大きな反響がもたらされていると認識しており、観光客への情報発信手段としては、効果的な事業の一つであると考えております。

しかしながら本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し支援をしたものであり、次年度以降の取組につきましては、両団体の御意見を伺いながら、その内容や財源も含め検討する必要があるものと考えております。

次に、自治体LINEサービスの導入について御質問がありました。

まず、LINEの活用につきましては、近年全国の地方自治体での導入が拡大しており、迅速で利便性の高い手段の一つであると認識をしております。本市においては、令和3年度のホームページのリニューアルに合わせて、LINEの公式アカウントを取得することとしておりますので、LINEを活用した災害情報の提供については、その中で検討をしてみたいと考えております。

次に、児童・生徒のタブレット端末の災害時の活用につきましては、この端末は教育現場でのICT教育で活用するものと認識をしておりますが、将来的に災害時の情報共有に活用できるかどうか、今後教育委員会と協議をしてみたいと考えております。

次に、LINEによる危険箇所の通報システム導入につきましては、一般的には情報量が過大になり、業務量が増加するなどの課題があると言われておりますが、先ほどの災害時のLINEと同様にスマートフォンが普及した現在、多くの市民の皆さんが道路等における危険箇所を容易にかつ迅速に通報できる手段であると認識をしておりますので、今後、他都市での先例事例について調査・研究を進め、LINEの公式アカウントの取得に合わせて導入を検討をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松岩議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、教育行政について御質問がございました。

まず、ICT機器の整備状況についてであります。1人1台のタブレット端末の活用に向けた進捗状況につきましては、項目ごとに説明をいたします。初めに校内ネットワーク整備につきましては、中学校は本年8月7日に着工し、12月4日に整備を終えたところでございます。

また、小学校につきましては、10月27日に着工し、3月中旬に整備を終える予定となっております。

また、タブレット端末につきましては、令和3年1月中旬の納品後、各学校で利用可能な状態にするための初期設定などを行い、学校に引き渡すこととしており、これらの整備が完了した学校からインターネット回線工事を行い、順次活用を開始し、遅くとも年度内に全ての学校で整備を完了させることとしております。

次に、導入後に想定される課題の解消についてでございますが、まず教職員の研修に向けた今後の教育

委員会の取組につきましては、現在、校長会の代表と教育委員会等で構成する小樽市教育情報化推進委員会において授業等での効果的な活用方法や、導入に向けた進め方などについて協議をしているところであります。これらの協議内容を基に、今後ICTの活用に向けた研修講座を複数回開催するとともに、次年度以降も教職員の指導力向上のための研修に重点的に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の具体的な取組や支援につきましては、教育委員会ではGIGAスクールサポーターを活用し、1人1台のタブレット端末の円滑な導入に向けた準備を進めるとともに、各学校の担当者と教育委員会等で構成する小樽市教育情報化推進会議において、実際にタブレット端末を活用した実技を行うなどの取組を進めているところであり、教職員の不安の解消と業務の効率化につながるよう、今後も支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、家庭への説明や学習格差の解消の取組につきましては、まず家庭への説明につきましては、学校でのタブレット端末の活用を充実させることに加え、今後家庭へタブレット端末を持ち帰って活用する際には、学校から操作手順や使い方のルールを示した資料を提供するなど、保護者の不安を解消するよう各学校へ指導してまいります。

また、学習格差の解消につきましては、インターネット環境のない家庭に対し、モバイルルーターの貸与を進めることなどにより、児童・生徒の学習格差の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校トイレの改修についてであります。まず、教育委員会が把握しているトイレの要望につきましては、子供たちの声としてトイレの臭いや暗さ、和式トイレへの抵抗感などが寄せられており、こうした声を各学校や小樽市PTA連合会などの関係団体から毎年、臭気対策やトイレ洋式化に対する速やかな改善を求められているところでございます。

次に、臭気対策が施されていない学校につきましては、小学校で17校中5校、中学校は12校中4校の合計9校となっております。

次に、効果的な対策方法につきましては、トイレの臭気は便器とつながる排水管が、トラップ構造ではないことが主な原因と考えられ、排水トラップに改修することにより、臭気が改善されることとなります。

次に、今後の改善策につきましては、トイレの洋式化は学校施設を整備する上で、子供たちにとって教育環境向上を図る観点からも大変効果が期待できると考えておりますので、優先的に取り組んでいく必要があるものと考えております。このため、現在令和2年度末策定に向けて検討を進めております小樽市学校施設長寿命化計画において、予算の平準化にも留意しながら、直近10年間の具体的な実施計画の中で全ての未整備校のトイレ改修が実施できるよう取り組んでまいります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 12番、松岩一輝議員。

○12番(松岩一輝議員) 細かな点は、後の委員会で質問させていただきますが、2点、再質問させていただきます。

大項目一つ目のネーミングライツの導入について、市長からいただいた御答弁を聞いた限りでは、先進自治体の例を参考に本市での整備を検討して、実施に向けた方向で取り組むというようなことだったと思うのですが、このスケジュール感について伺いたいと思います。

同様に、「(5)ふるさと納税について」も同じことですが、私は一例として東かがわ市の100万円の1日市長体験というのを例に挙げたのですが、これは本当に幾らでも組替えが可能でして、例えば100万円の中に宿泊だとか、そういったものを入れるとか、往復の航空券を入れるとか、あと金額もいろいろ変えることができるので、組立ては幾らでも、いかようにもできるものかと思うのですが、そういったことも実施を含めていろいろな既存概念にとらわれない発想があるというような市長の御発

言もありましたけれども、こちらについても実施に向けたスケジュール感というのを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松岩議員の再質問にお答えをいたします。

2点ありましたけれども、1点目がネーミングライツの今後のスケジュール感ということ、それから二つ目のふるさと納税のスケジュール感ということでありますが、共通した部分がございますので一括して答弁させていただきたいと思います。

改めて今回、御質問をいただきまして、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、本当に既成概念でやっても、さらなる効果というのは期待できないという実感を受けました。

ネーミングライツにつきましても、通常施設の名称ぐらいかと思っておりましたけれども、他の自治体の取組を見ますとそれだけに限らず、車両に広告というのでしょうか、車両を使ったりですとか様々な取組をされている事例があるわけです。それからふるさと納税についても同様でございます、先ほど御提案がありました例などは、まさに新しい取組だというふうに思っております。

いずれにいたしましても、このネーミングライツへの取組ですとか、このふるさと納税への取組というのは、我々が今取り組んでいる収支改善プランの取組の大事な柱になってまいりますので、これから様々なことを考えていかなければならないと思いますけれども、実施に向けてはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、今この時点でスケジュール感をお示しすることは、難しいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（鈴木喜明） 松岩議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

（演壇の消毒）

○議長（鈴木喜明） 消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番、高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 一般質問をします。

人口減対策についてです。

日本の将来推計人口 2017年推計によると、2020年代初めは毎年50万人程度の減少が、2040年代頃には毎年90万人程度の減少スピードまで加速すると推計。そして、日本の合計特殊出生率は1970年代半ばに人口規模が長期的に維持される水準を下回り、その状態が今日まで約40年以上続いています。このまま人口減少が進めば、行政サービスの維持が困難となり、自治体消滅の可能性も出てきます。

そもそもなぜ、これほどまで少子化が進み人口減になってしまったかは、政府によって労働規制緩和が拡大されたことに原因があります。若い方が結婚したくてもできない大きな理由は、不安定雇用、低所得などが大きな理由です。

その証拠に、2020年3月に政府から出された抜本的少子化対策の推進に向けての資料を拝見しますと、25歳から39歳の男性の婚姻率は、年収が260万円未満は約23%ですが、年収500万円以上になると約80%が婚姻していることから、年収が上がるほど婚姻率が高くなっていることが分かります。若い年代の所得向上など労働環境の改善を図らなければ、婚姻数が減少し、少子化が進むこととなります。

令和2年度地域別最低賃金改定状況では、全国平均は902円、北海道は861円と、全国平均から見ても北海道の最低賃金は低い状況です。働く貧困層をなくすには、労働者全体の賃金の底上げとなる最低賃金の大幅上げが必要です。

市長はこの間、北海道市長会を通じて非正規雇用労働者の正社員化支援などの雇用維持・拡大を図ることなどの要請を行っています。国では今年7月に経済財政運営と改革の基本方針の中で、感染症による雇用・経済への影響を踏まえて、早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す方針がなされています。最低賃金が引き上がるよう、国に対してさらに中小企業に対する支援の充実を求める働きかけを行っていただきたいと思います。いかがですか。

2019年7月の小樽公共職業安定所管内における平均求人賃金と希望賃金では、希望賃金が18万5,730円に対し、求人賃金は17万3,720円と希望賃金を1万2,010円下回っています。それに比べて札幌圏における求人賃金では、18万6,653円となっており、希望賃金とほぼ同額です。特に転出者の就業業種は医療・福祉が多くなっており、より賃金の高い札幌市などに転出している可能性があります。

小樽市は8月末には、65歳以上が40%を超えており、より医療・福祉の就業は重要になってくると考えます。小樽市において、特に介護・障害福祉の人材確保が課題だと考えていますが、市として介護や障害福祉に携わる方の処遇改善や人材確保の取組をされているのでしょうか。また、行っているとすれば、どんな取組をしてきたのか聞かせてください。

私は、新たな人材確保及び資質の向上と定着の促進を図るため、市内の介護サービス事業所などに従事する方に対し、資格取得等に係る経費の一部を補助するといった人材確保対策事業の創設を検討してはどうかと考えます。他都市ではそのような取組もあると聞いていますが、いかがでしょうか。

小樽市の人口は、1964年の20万7,093人をピークに減少し、近年では年間2,000人程度の減少傾向です。このまま人口減が進めば、2045年には人口10万人以上の都市では、全国で唯一人口減少が50%と予想され、65歳以上の老年人口は市民の2人に1人の割合になると推移されています。特に自然動態、社会動態の推移を見ると、63年前から転出者が転入者を上回る社会減が続いています。転出者の約5割は、札幌市となっています。転出者の半分が隣の札幌市に移動していることを考えると、札幌市よりも住んでよかったという魅力的なまちづくりをしていかなければならないと考えますが、市長はどうお考えでしょうか。私は今後、移住を考えている方も含めて、小樽市に住んでいるからこそこんなメリットがあるといった独自施策は必要不可欠だと思います。なぜなら、道内の社会増となっている自治体には、そのまちならでの取組を行い、社会増に結びついているケースが多いからです。

例えば、人口が増えているニセコ町では環境こそ町の生命線として、環境や景観の取組がされ、今では世界有数のパウダースノーと言わしめる冬の魅力があります。小樽は四季豊かな自然と海・山に囲まれ、北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物がある貴重なまちです。

今年の10月に行われた北海道都市問題会議の中でも、市への誇りや愛着の向上が定住意向の向上に効果的ではという話も出されていました。現在、社会教育系施設、スポーツレクリエーション施設などを利用する場合、小・中学生はほとんど無料で施設利用ができます。しかし、おたる水族館は1人440円とお金がかかります。私は新しくふるさと学習として小学校で小樽の歴史を学ぶ授業が加わったので、より小樽のことを知る、興味を持ってもらう取組として、おたる水族館を利用する際は、市内の小・中学生は無料で利用できるようにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。また、社会教育系施設、スポーツレクリエーション施設などの利用は、市内の高校生も無料にできるようにしてはどうかと考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

小樽市の合計特殊出生率は、全国や北海道と比べても低く、2015年は1.21でしたが、2018年には1.07

にまで低下しています。就学前の子供がいる方が多く市外に転出していることが、本市の合計特殊出生率が全道や全国と比べても低くなっている要因と考えられます。

では、なぜ市外へ転出しているのかと言えば、児童館や休日保育など、他市に比べて取組が弱い部分があるからだと思います。こうした一つ一つの問題を解決していかなければ、転出抑制はできないと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。少子化を改善させるためにも第7次総合計画のまちづくりのテーマの中に、「安心して子どもを産み育てることのできるまち」として子育て支援や教育の充実が言われています。

今年9月には妊娠・出産・子育てのワンストップ相談拠点として、保健所内に子育て世代包括支援センターが開設され、以前よりも子育てしやすいまちづくりになることを期待していますが、子育てがしやすいと感じている市民の割合は22%と低いです。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、妊娠を避けようとする人が増えていることを考えても、これからも今以上に子育て支援施策をしていかなければなりません。

第2期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書では、理想と考える子供の人数が、理想よりも少ないが51.2%、理想よりも少ない一番の理由は、子育てや教育にかかる費用が高いが54.6%と一番高くなっています。日本共産党として、子育て支援としても子どもの医療費助成の拡充や就学援助支援の対象費目の拡充について求めてきました。就学援助の対象費目は、2019年度から新たに地方交付税措置の対象費目が拡充されて、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費と合わせて卒業アルバム代等の4費目が就学援助の対象となりました。

文部科学省が実施した調査を2016年度から2019年度で比較すると、道内では3または4費目を対象としている市町村が96自治体から130自治体と増加しており、いずれも対象にしていない市町村は52自治体から26自治体と減少しています。なので、道内179市町村あるうち全く行っていないのは、小樽市を含め26自治体となっています。

市長は9月の新聞報道の中で、小樽で安心して働き、子育てをしてもらうため、札幌市の施策を意識して取り組んでいますと答えていました。札幌市ですら生徒会費は対象としています。教育委員会はPTA会費について予算要望を毎年のように出しています。札幌市の施策を意識しているのであれば、小樽市としても就学援助の対象費目の拡充を行うべきです。実施していくということによろしいでしょうか。

最後に、住宅についてお聞きします。

小樽で子育てをしながら住もうと思っても、住む家がなければ転出抑制はできません。市は子育て世帯が少ない負担で利用できる既存借上住宅制度を行っており、今年度の民間事業者の応募要件が緩和された後は、2戸応募があったもののあまり増えてはいません。さらに民間事業者の応募要件を緩和するお考えはないのでしょうか。子育て世帯の方からは、家探しに大変苦労するといった声をよく聞きます。中には物件を探して10年かけて家を見つけたという方もいました。子供が小さい頃はアパート等に住んでいる方も、子供の成長やさらに子供が欲しいと考えたときに、一軒家を希望する方は少なくありません。市では、定住人口活性化促進として、空き家・空き地バンク制度も行っていますが、利用が進んでいない状況があります。市内にある売買物件の情報など、購入を検討している方への提供が重要になると思われませんが、空き家・空き地バンク等に代わる制度の検討が必要ではありませんか。

また、子育て世帯などが市外へ転出することを抑制するため、市内で新築・中古物件を購入する際の住宅取得助成制度の創設を行うことで、人口減少対策としても有効な施策だと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減対策について御質問がありました。

まず、国への中小企業支援の要請につきましては、多くの中小企業により本市経済と雇用は支えられておりますが、コロナ禍が長期化し収束が見えない中、市内経済はコロナ禍以前の状況には程遠く、大変厳しい状況が続いていると認識しております。

こうした状況の中、中小企業の事業継続への支援と雇用の維持が現下の優先課題でありますので、国に対しては中小企業へのさらなる支援の継続を要請していくことが必要であると考えております。

次に、本市における介護や障害福祉に携わる方の処遇改善につきましては、市としての具体的な取組はありませんが、国が定める介護報酬等の中で、介護や障害福祉の従事者に対する処遇改善の加算があり、事業所から給与の一部として従事者本人に給付されております。

また、本市の人材確保の取組につきましては、介護職員等を対象とした研修会の実施や講演会を開催しており、これらの取組により従事者の資質の向上や職場定着を図ることで、人材確保にもつながるものと考えております。

次に、資格取得等の経費を補助する事業につきましては、現在本市では実施しておりませんが、道内で実施している自治体があることは承知をしており、人材確保対策の一つの方策であると認識しております。

しかしながら、資格取得後の市内事業所への定着など、取組に当たっての課題もありますので、今後研究をしてみたいと考えております。

次に、人口減少対策におけるまちづくりにつきましては、小樽の強みを生かした地場産業の振興と安定した雇用の確保に優先的に取り組みつつ、安心して子育てができる環境、地域の教育力の向上、生活利便性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、おたる水族館の利用に際し、市内の小・中学生を無料とすることにつきましては、おたる水族館では平成30年度に創業60周年記念事業として、市内の小・中学生に年間パスポートを贈呈する取組を行っております。この取組が好評であったことなどから、令和元年度からは市内の小・中学校が学校行事で利用する場合には、入館料を無料にする取組を行っておりますので、議員の御提言の趣旨については、一定程度反映されているものと考えております。

次に、転出抑制に向けた問題解決につきましては、何か特定の取組を行うことで解決するものではないと考えており、子育て支援や労働環境、住環境の整備などの取組を重層的に行っていく必要があるものと考えております。

次に、就学援助の対象費目の拡充につきましては、限られた財源の中での予算措置となることから、教育予算全体での事業の優先順位など、教育委員会とも十分に協議しながら予算編成において判断をしてみたいと考えております。

次に、既存借上住宅制度における民間事業者の応募要件緩和につきましては、平成29年度の制度開始以来、これまで関係団体の意見・要望等を踏まえながら、令和元年度、2年度の制度実施に当たり、二度の応募要件緩和を行ってまいりました。これにより今年度は2戸の応募がありましたので、当面現行要件の下で制度を継続してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策の新たな制度の検討につきましては、本市と不動産関係団体が連携をし、今年度から空き家利活用推進事業に取り組んでおります。この事業は市が空家実態調査を基に良好な空き家の所有者調査を行い、不動産業者へその情報を提供することで、空き家の市場流通の促進を図るものであります。このことにより、購入を検討している方へより多くの物件情報を提供することが可能になるものと考えております。

次に、子育て世代に対する住宅取得助成制度の創設につきましては、現在子育て世代への住宅支援策として、既存借上住宅と市営若竹住宅において、子育て世帯向け住宅を確保しております。

しかしながら、対象世帯が市営住宅の入居要件を満たす世帯に限られていることから、住宅取得助成制度を含む新たな子育て世代向けの住宅支援策については、財源の確保などの課題はありますが、人口減少対策としても重要な施策であると認識をしておりますので、他都市の事例を参考に検討をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、人口減対策について御質問がございました。

まず、社会教育系施設、スポーツレクリエーション施設などの高校生の利用につきましては、平成17年度の使用料・手数料改定の際、負担軽減の観点から高校生の利用料金を一般料金の半額で設定するなど、配慮をしてくれているところでございます。

高校生の利用料金見直しにつきましては、市長部局の公共施設と料金設定の考え方を一律にする必要がありますことから、次の使用料・手数料改定の際に、市長部局と調整をしてみたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

○19番(高野さくら議員) 幾つか再質問したいと思います。

最初に、人材確保のための資格の取得についてお伺いしました。答弁では、研修をやったりしながら今市としても取り組んでいると。資格取得等に係る経費の一部を補助することは考えていないのかということに対しても、研究していくというような答弁だったのですけれども、私は先ほど冒頭でも申し上げたように、福祉関係の職業の方が市外に多く行っていると考えても、また小樽市の高齢化率が上がっているという状況を考えても、やっぴいかなければいけないのではないかと思います。他都市でも行っているというお話でした。

道内では、美幌町が介護従事者資格取得支援事業の補助金を2018年度から行っています。3年以上の勤務が条件というふうになっているのですが、担当の方に直接お話を伺ったのですが、事業を始めて僅か2年で既に2桁の応募があるという話がしていました。

それで去年は、事業所に聞き取り調査を行ったそうなのです。そしたら無資格の方も働きながら補助が受けられる事業だということで、大変好感を得ているという話も伺っています。

なので、やはりそういうことを考えても、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、その点について再度答弁をいただきたいと思います。

次に、転出者の半分が札幌市に行っているという話で、魅力的なまちづくりをしていかなければならないのではないかと質問をして、そうですねというような答弁だったのですけれども、私は本当に重要な問題だと思うのです。なぜかという、小樽市のこの間の市民アンケート等を見ても、転出者の

半分以上が20歳代、30歳代の方だということにもなっていますし、第7次総合計画のアンケート調査の中でも、小学校に上がる前の子育て世代が、子育てをしづらいというふうに答えている割合も高いという状況。そして、子育てしづらいと感じているという市民も22%いるという状況があるので、やはりこういった若い世代の方が、今の小樽で魅力を感じられていないということがすごく重要だと思います。

私はそこを改善しなければいけないのではないかなと思うのですけれども、その点についてもやはり小樽市独自のそういった魅力的なまちづくりをしていかなければいけないと思うのですが、その点について市長から再度答弁いただきたいと思います。

あと、おたる水族館の入館料無料の話をお伺いしました。おたる水族館の創業60周年記念事業の年間パスポートは本当に好評だったと思います。2018年に創業60周年ということで、小・中学生に一年間無料のパスポートが配布されたのですけれども、小・中学生は5,500人が利用されたのです。これは小・中学校の在籍人数とほぼ同じ数になっているのです。それで2019年の入館来場者数も40万4,296人になっていて、2017年よりもさらに4万人近く多い方が来場しているという状況なわけです。

市長の答弁では、学校で使うときに無料だからいいのではないかなというような答弁だったかと思うのですけれども、こういった本当に大変喜ばれているということ、そして市内の、実際にパスポートを使っておたる水族館に行った方から、本当に楽しかったという話も出ていて、SNSにアップさせたりとかという方もいらっしゃいました。こうしたことが、やはり小樽市民が本当に楽しかったとか、おたる水族館の上も、海岸線は国定公園にもなっている自然豊かなところですので、小樽市のPRにも私はつながっていくことだと思いますし、きっとこうしたことで小樽での思い出が増える、こうしたことがやはり愛着にもつながっていくのではないかなと思うので、学校で行くときには無料だとかそういうことではなくて、積極的にやっていただきたいと思いますので、再度答弁をいただきたいと思います。

あと、就学援助についてもお伺いいたしました。そうしたら、毎年、教育委員会で費目を拡充して予算要望を出されているわけなのですね。先ほど私も質問で言いましたけれども、北海道でもほとんどの自治体がもう取り組んでいるということなのです。なので本当にやってないところは、本当に小樽市を含めてもう幾つかしかないわけです。そう考えてもやはり優先して判断していきたいではなくて、やらなければいけないと思うのです。なので、その点についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

資格取得支援事業の必要性についてお尋ねがありましたけれども、これについては担当の部長から答弁させていただきたいと思います。

札幌市への転出に関しまして、魅力的なまちづくり、あるいは子育てしやすいまちづくりを進めるべきではないかというお尋ねでございましたが、魅力的なまちづくりというのは、多分人それぞれ感じ方が違うのだろうというふうに思っております。

昨今、市内の人口の動きを調べてみますと、これは新聞報道などでもありますけれども、小樽市で全体的に人口が減っているわけではなくて、例えば銭函地区あるいは築港・勝納地区などでは、人口が増えていっているのです。ですから人口が増えていっている増加地区では、なぜ増加しているのか、そういったような要因も調べながら、やはり魅力的なまちづくりとはどうあるべきなのか。

例えば、銭函地区でありますと、多分、海があつて、山があつて、自然環境が豊かだと、そのようなことが魅力になっているでしょうし、また、例えば築港・勝納地区ですと、これは想像ですけれども、

駅に近くて利便性が高い、こういったようなことが人口増につながっているのではないかというふうに感じます。そのようなことを一つ一つ分析をしながら、魅力的なまちづくりというのを考えていきたいというふうに思っておりますし、子育てがしやすいという小樽のイメージが大変低いということは、私も十分認識をしているところであります。

一つ一つの課題を解決していきながら、先ほども答弁申し上げましたけれども、人口問題あるいは少子化対策には特効薬というのはありませんので、様々な事業を組み合わせながら、そして重層的に取り組んでいきながら、この少子化対策あるいは人口流出に歯止めをかけていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、おたる水族館の入館料を無料にしてはどうかということでございますが、これは高野議員の質問の意図といたしますか、ふるさと学習等の一環で、やはりおたる水族館はいいところだから見られて、SNSを通じて小樽をPRしてもらえばいいというようなこととお話があったかと思えます。ふるさと学習ということであれば、既におたる水族館では学校の行事として利用する場合に入館料を無料にしていて、先ほども答弁申し上げましたが、私どもとしては一定程度、高野議員の御提言の趣旨については反映されているというふうには考えておりますので、別の事業を考えていく必要のほうの有効ではないかというふうには何かという具体的なことは、お示ししてきませんけれども、既に効果が一定程度あるということであれば、ふるさと学習、ふるさと教育に関する別の事業を考えたほうがいいのか、有効なのではないかと思っているところでございます。

喜ばれているというお話もありましたけれども、喜ばれているだけでは政策の効果とは言えませんので、その辺も慎重に考えていきたいと思っております。

それから、就学支援につきましては、これは本答弁と同じでございますし、今後、教育委員会とも十分協議をしながら、予算編成の中で判断をさせていただきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(勝山貴之) 高野議員の再質問にお答えいたします。

介護事業所関係の人材確保の関係で御質問がございましたけれども、先ほどの御質問では、人口減対策としてどれだけ介護の資格取得に対しての支援が必要なのかということで、これが人口減の対策にどれだけ寄与するのかというのは、少し疑問なところはありますけれども、先ほどの御質問の中で介護の人材確保は必要ですよということがございまして、美幌町の例を御紹介いただきました。私どもとしましては、他都市で取組をやっていると一部確認はしておりましたが、美幌町の例というのは、承知はしておりませんでした。

そして、確かに介護事業者などでは、人材の確保の定着というのは必要だということが言われていますので、これにつきましては先ほどの市長の答弁にもございましたけれども、取得した後、どれだけ事業所に定着してくるかという課題もございまして、他都市でどのようなことをやっているのか、それがどのような効果があるのか、そういうこともいろいろと広く情報収集をしながら、どのようなことがいいのかということは研究してまいりたいと思っております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

○19番(高野さくら議員) 再々質問したいと思います。

魅力的なまちづくりのことですけれども、先ほど市長から答弁がございました。確かに魅力的なまちづくりと言っても、人それぞれに違ったりとか、そういう非常に難しい部分は確かにあるかもしれません。

しかし、ほかの自治体では具体的にいろいろと、小樽市でも第7次総合計画で言われているけれども、こういったことに取り組みますということで進んでいるわけですし、私は以前、帯広市長のまちづくりを進めるときにどうやってやってくのかという講演を聞いたことがあります。そのときに言っていたのが、2人の子供を産み、育てることができるための世帯収入を得られる仕事と環境づくりを目指したということをお話していました。具体的に2人の子供を産み、育てると明記したことによって、2人の子供を育てるには、どのくらいの収入があればいいのだろうか。どこを支援したらいいのかという施策がより具体的になったということなのです。なので、私はやはり小樽市にとって、この人口減対策は最重要課題というふうに言われていますし、人口減対策と言ってもいろいろとなかなか難しいところも正直あると思います。でも、全道・全国から見ても低い出生率を上げるという努力はしなければいけないですし、先ほど市長は子育て施策をしていくということだったのですけれども、より具体的な取組が必要不可欠だと私は思うのです。こういうところをやっていくというキャッチフレーズ的な、そういうことをやっていかなければいけないのではないかと私は思うのですけれども、その点について伺いたい。もし、子育てしやすいまちとか、具体的にこういうところに力を入れたいとかという思いがありましたら、その点について伺いたいと思います。

あと、就学援助の対象費目ですけれども、冒頭で質問でも言ったように、教育だったりそういうところにお金がかかるということで、希望している子供の数より少ないという状況も、実際にアンケートでも出ているわけですし、道教委でもやはり対象費目をやっていないところは広げてきたいということも進めているわけなのです。そういうことを考えたら、北海道でも行っていないところがこれからどんどん減っていくことになるのです。子育て施策をしていくということでも、北海道でも多くの自治体が行っているわけで、やはり実施しなければいけないと思うのですよね。

市長もこれから子育て支援をやっていく、強めたいという話もあるので、そこら辺は優先して云々ではなくて、ほかの自治体はそのほかに眼鏡やコンタクトレンズも入れている自治体もあるわけですから、やはりそこをしっかりと捉えて、毎年、教育委員会からもしっかりと予算要望が上がってきているので、予算要望が上がってきたときにはぜひ取り組んでいきたいと、そういうことを言っていただきたいと思いますので、その点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の最初の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

帯広市長のように、特にキャッチフレーズを掲げて市政に当たっているわけではありませんけれども、いずれにしても、小樽市の大きな課題というのは財政と人口の問題だというふうに思っておりますので、その解決に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

具体的な施策ということでございますけれども、今手元にありませんので、一つ一つ御説明申し上げることはできませんが、人口対策会議というものを設けておまして、その中で御議論いただいた施策というのが既に掲げられておりますので、そういった施策をしっかりと、そして着実に進めていく中で、人口対策それから少子化対策に取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（上石 明） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

就学援助についてですけれども、繰り返しになりますが、これから新年度予算編成が入ってございま

す。これから私も財政部長ヒアリング、そして年明けて市長ヒアリングがございますので、そういった中でしっかり議論はしていきたいと考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 一般質問をいたします。

最初に、1項目めの新型コロナウイルスについてです。

11月に入り小樽市でも新型コロナウイルス感染症の患者の発生が、連日報道されるようになりました。連日の報道に接していると感覚が麻痺してくるというか、数字の大小でしか感じられなくなっている人もいないのではないのでしょうか。しかし、その感染者の数だけ、保健所の職員は患者一人一人に連絡をしてお話を伺い、その方の濃厚接触者を特定し、また、その濃厚接触者に連絡をする。本当に一生懸命仕事をしてくれています。さらに、感染数の裏には膨大な検査数があり、その膨大な検査を連日こなしています。まずはそこに素直に感謝をします。

しかし、このような事態の中では、保健所に対して様々な思いがあったり、疑問があったりするのかもしれない。それは当然の反応だと思います。また、結果から逆算して批判をするのは簡単です。しかし、今まさに大変な事態の中で、限られた人員で職務を遂行している保健所、そして、その職員に対して今はエールを送りたいと思います。

ただ、ここは議会ですので、この関連で質問を一つだけします。保健所職員は膨大な仕事を抱えて限界に近づいている、もしくは既に限界を超えた仕事をしているのではないのでしょうか。このように大変な状況となっている保健所だと思いますが、市役所全体として保健所に対し、現在までにどのようなバックアップをしていますか。

そして、さらにバックアップを強化していく予定はありますか。

次に、2項目めの新型コロナウイルスと市内経済についてです。

小樽市の観光客について、先日上期の観光入込客数が発表になりました。それによると66.9%減だそうです。訪日客宿泊数は99.5%減でした。まさに、需要が蒸発したという状況です。まずお聞きしたいのは、これだけ観光客が減ったという状況において、観光客が消費するはずだった金額がどれくらい減ったと考えていますか。

小樽市にとって観光は市内経済の柱です。今回の新型コロナウイルス感染症はこの観光産業を直撃しています。小樽市がどうやって生き残っていくのか、かなり厳しい状況で、市役所として考えていかなければなりません。私は、新型コロナウイルス感染症の脅威が永遠に続くとは思っていません。今考えなければいけないのは、大きく分けて2点あるのではないのでしょうか。

まずは、新型コロナウイルス感染症の流行時期の間、観光事業に限らず、事業者が事業を継続できるようにサポートすること。私はある意味、冬眠のイメージで捉えています。事業を継続するには固定費が必要です。この固定費の負担を軽減するためにどうすればいいのか。お聞きしたいのは、小樽市としては事業者の固定費に対してどのようなサポートをしてきましたか。

しかし、残念ながらこの状況では廃業される事業者もいらっしゃると思います。事業者が廃業されるという情報を、市としてつかんでいますか。私はこの前例のない状況においては、廃業される事業者がいらっしゃることは残念な事態ではありますが、情報をいち早く統計化し、何とか踏ん張りたいと考えておられる事業者の支援を施策に反映していくことが重要だと思います。現在はまさに前例のない事態であり、今までの常識は通用しません。とにかく現在起こっていることを素早く把握する。最新のデータに基づいて仕事をしていくということをお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の流行が終わったときに、どのように観光産業を展開していくのかという点だと思います。

施策などを展開していくにしても、事前の備えがあるのかないのかでかなり変わってくるのではないのでしょうか。例えば、星野リゾートはマイクロツーリズムを提案しています。マイクロツーリズムとは、海外や遠方をイメージしがちな旅を地元を目を向けてもらうというものです。これを小樽に当てはめると、例えば小樽市民をターゲットにした観光に関連する施策。また近隣の札幌市、石狩市、余市町、赤井川村の住民をターゲットにした観光に関連する施策が考えられます。私は、タイミングにもよりますが、隣接自治体の住民にターゲットを絞って何らかの優待をするような施策は面白いのではないかと考えています。市として、新型コロナウイルス感染症の流行が終わった後、観光客にどのように消費していただくかという戦略は、何かありますか。

三つ目の項目、新型コロナウイルスと市役所の働き方改革についてです。

先ほど述べたように、小樽市内がこのような状況ですから、新型コロナウイルス感染症の脅威は職場としての小樽市役所にも来ています。市職員の感染も複数確認されています。道内市町村の職場ではクラスターが出ています。非常に大変な状況だとは思いますが、私はこの状況を嘆くだけではなく、働き方改革の契機にしてほしいと思っています。というのも、少し大きな視点で考えると、新型コロナウイルス感染症のような大規模な感染症の流行は今に始まったことではありません。流行するたびに、社会は様々な痛みを伴う改革を強いられてきたと思います。それでも人類は適応し、克服してきたからこそ今があるのではないのでしょうか。つまり、市役所も新型コロナウイルス感染症の流行に適応していかなければならないのです。そのためにも、市役所の働き方を変えなければならない状況に来ていると思います。しかし、どのように変えれば小樽市役所という職場が、新型コロナウイルス感染症の流行に対応できるのかが問題です。私は、とにかく人と人との接触機会を減らし、距離を取るということに尽きると思っています。現実にはどのように実現すればよいのでしょうか。

私は、3点ほど自分の考えとともに質問をさせていただきます。

まず一つに、勤務体制について大胆に見直す必要があるのではないのでしょうか。私は、新型コロナウイルス感染症の流行している状況下では、交代勤務制が最も有効だと考えています。それは、在宅勤務と組み合わせることで実現可能ではないのでしょうか。具体的に、職場での勤務を午前と午後に分け、一つのグループは午前の職場勤務と午後の在宅勤務、もう一つのグループは可能な職員は午後1時から勤務時間終了まで職場で勤務というものです。そうすることにより、マスクを外す機会となり得る昼食等を職場で取らないようにし、職場での感染リスクを減らす。市の業務として在宅勤務はなかなかやりづらいというのは承知しています。ですが、このような勤務体制についてはどのような見解をお持ちですか。

また、新型コロナウイルス感染症の最悪の流行期に備えての勤務体制は、何か考えていますか。

次に、庁内の会議です。

市役所の仕事と会議が切り離せないのは事実です。市役所の会議といえば、当日に資料を配布して、読んでもらって議論というパターンが多くあると思います。会議をやるにしても、会議資料は何日か

前に出し、当日の会議時間をとにかく減らすなどは考えられます。市役所の仕事を決めるときの原則は、1人の専決者が決まっており、会議の議決が物事の決定になる仕事というのは委員会制度を採用している仕事を別として、多くないと考えています。連絡調整のための会議であれば、そもそも集まる必要性を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたときに、会議の在り方について何か考えていますか。

最後に、IT化です。

先ほど在宅勤務の話をしていただきましたが、在宅でできる仕事を増やすためにもIT化は必須です。在宅勤務の話が出ると、判こを押すために出社するというフレーズがちまたでささやかれていたことを思い出します。市役所はまさにこの状態です。そこで私は、業務改善の意味でも電子決裁システムは優れていると思います。小樽市として、電子決裁システムの有用性についてはどのように認識していますか。

また、文書管理システムを同時に導入すれば、市役所のペーパーレス化に貢献できると思います。小樽市として、文書管理システムの有用性についてはどのように認識していますか。

もう一度お聞きしますが、小樽市における電子決裁システムと文書管理システムの導入についての御意見をお聞かせください。

私は、新型コロナウイルス感染症の流行に対応した働き方改革というものは、実は、他市では新型コロナウイルス感染症の流行の前から行ってきたものがほとんどだと思います。他市で実績のある様々なアイデアを積極的に取り入れていくことが、結果として新型コロナウイルス感染症の流行に対応した働き方改革を行うことができるのではないかと考えています。

そして、ここまでお話をしておきながら、自らが勉強していないというわけにはなりませんから、他の自治体の事例を調べてみました。私の目にとまったのは、渡島管内森町の経験と経過です。同町の現在の人口は、およそ1万5,000人、やはり人口減少、高齢化が進んでいます。しかし人口は減少していても、増加傾向にあるのが役場内の業務です。いずれも同じだと感じます。住民ニーズの多様化、多種国策事業、災害の増加、複雑化する制度などにより、業務量は年々増加傾向にあるようです。さらに老朽化したインフラの整備や修繕も相まって、業務量の増加のみならず町の財政事情も年々厳しさを増し、何かをしたくてもできない状態となっている苦悩が読み取れます。

ところで森町では、いわゆるテレワークや働き方改革の看板を掲げて、全面で取り組んでいるというわけではありません。しかし、なぜ森町の変化が多く紹介されるようになったのか、また国が注視したかといいますと、森町では2011年度に公立はこだて未来大学と実施した教育現場におけるサーバー結合とシンクライアント化に関する検討共同研究をきっかけに職場内のバーチャル、仮想化を進めていました。そして、この共同研究準備中に東日本大震災が発生しました。そこで痛感させられたのが、避難所への指示など職員間の情報伝達として主流であった電話がつかない。その中でメッセージングアプリなどのデータ通信が、大きな役割を果たしたことでした。その後、大規模な被災をされた自治体情報部門の混乱状況、要するに保存データの喪失です、を聞いた経験が基となり、庁内に機器を整備するオンプレミス、自分のところで賄ってしまう、自庁舎での運用を主とする方向であったものを見直し、これまでやってきた更新をやめました。当時は未知の領域であったクラウドへ、データやシステムを手元に持たない方向へ方針転換を行ったのです。いわゆるパブリッククラウドと呼ばれる民間サービスを使うことで通信環境を整えること。もちろん安全な通信により、理論的にはいつでもどこでもどんな時でも業務が遂行できる環境をつくることのできるのではないかと考えるようになったのです。どうか、同

じ道内の、それも身近なところにそのような取組をしてきた自治体があるのですから、話を聞きに行くぐらいのことはしてもよいのではないのでしょうか。

最後に、四つ目の押印の見直しについてお聞きいたします。

昨年の第4回定例会の一般質問において、私の体験も踏まえ、押印の見直しは必要ではないかという質問をさせていただきました。そのとき市長は、手続のオンライン化等とも相まって、近年、官民間問わずますます申請の簡略化等が広がっていることは私も認識しておりますので、改めて現在も押印を要することとされている申請書等を精査し先進事例を参考としながら、可能なものについては見直してまいりたいと考えていますと答弁されています。この後、新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、国は押印廃止の方向へかじを切っています。

また、質問で取り上げた福岡市では、令和2年10月に3,904種類の申請書等について押印義務を廃止しました。昨年に質問したときから社会状況の劇的な変化がありましたので、あえて同じ質問をさせていただきますが、小樽市として千葉市、福岡市などのようにしっかり全庁的に申請書等の押印の見直しをするおつもりはありますか。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスについて御質問がありました。

保健所に対するバックアップにつきましては、本年6月と8月にクラスターが発生した際には、新型コロナウイルス対策本部感染症対策班を設置するなど体制を整え、保健所以外に所属している保健師と事務職員等に保健所兼務を発令し、適時保健所の体制強化を図ってまいりました。

また現在、札幌市に開設されている新型コロナウイルス感染症患者のための宿泊療養施設に市民が入所した際、保健所との連絡調整等業務のための職員派遣が北海道から求められており、これについても全庁的な取組として職員派遣を実施しております。

このほか、必要に応じ事務職員に保健所兼務を発令し、円滑な業務運営を図っているところであり、今後も適切なバックアップ体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスと市内経済について御質問がありました。

まず観光客の減少による観光消費の影響につきましては、平成30年度に行った観光客動態調査では、観光客1人当たりの平均消費金額は1万1,695円であり、令和2年度上期における観光入込客数の前年度からの減少数265万7,600人を掛け合わせますと、約311億円の観光消費が減少したものと推計されます。

次に、事業者の固定費へのサポートにつきましては、北海道の緊急事態宣言などにより外出の自粛や、訪日外国人旅行者を中心とした観光客が激減し、特に飲食店の経営に大きな影響を及ぼしたことから、まずは4月に売上げが40%以上減少した店舗を対象に家賃に対する補助を実施し、6月からは固定費を含め事業者の事業継続を支援するため、売上げが30%以上減少した小売業、宿泊業、製造業、公共交通事業者など全ての業種を対象に、段階的に支援金の支給を広げました。

また、雇用の面では、従業員の雇用を維持した場合の人件費を助成する国の雇用調整助成金などの活用促進を目的に、社会保険労務士等への申請依頼費用に対する補助を実施したところであります。

次に、廃業の把握につきましては、廃業を検討されている事業者全てを事前に把握することは難しい

と考えておりますが、今後とも市内事業者との関係構築や経済団体、金融機関などとの情報交換により、可能な限り情報の収集に努めるとともに、今年度実施予定の中小企業等実態調査の結果も踏まえ、今後の事業者支援に向けた取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症収束後の観光消費に関わる戦略につきましては、まずコロナ禍の現状におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市民や道民、さらには国内の誘客と消費拡大に向けた取組を段階的に行っているところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束後については、誘客ターゲットの設定を再検討する必要も認識をしておりますが、小樽市観光基本計画にもありますように、小樽の魅力を深めるため歴史、文化、芸術の体験プログラムの構築や、ニーズを捉えた観光資源の磨き上げと発掘などにより、滞在型観光の推進を図ることが観光消費の拡大に結びつくと考えておりますので、今後も観光協会をはじめ各関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスと市役所の働き方改革について御質問がありました。

まず勤務時間の一部に在宅勤務を組み込むような勤務体制につきましては、市役所は窓口業務を行う職員や個人情報を取り扱う職員など、テレワークを含む在宅勤務になじまない業務を行う職員も多く、勤務時間の一部に在宅勤務を組み込むことは現状では難しいものと考えております。

また、最悪の流行期に備えての勤務体制につきましては、週休日の振替や時差出勤など、通常の勤務時間を確保しつつ、職場にいる職員の密度が高い時間を可能な限り短くするような方策で対処することを考えております。

次に、新型コロナウイルス対策を踏まえた庁内の会議の在り方につきましては、会議そのものをなくすことは難しいことから、開催する場合は出席者間の距離に配慮するほか、マスクの着用、換気など、感染拡大防止対策を十分に講じた上で、短時間で行うなどの注意喚起を行っております。今後も感染状況に応じ開催の可否を含め、必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

なお現在、リモート会議を行うための環境整備を進めており、外部機関のほか、本市の出先機関との間での利用も想定しているところであります。

次に、電子決裁システムの有用性に対する認識につきましては、タブレット端末等を併用することにより、出張中や在宅勤務時においても決裁処理を行うことができること、迅速な意思決定が可能となること、閲覧や認証等の履歴がリアルタイムで確認できることにより決裁の進捗状況の把握が容易となり効率的な事務処理ができることなどのメリットのほか、ペーパーレスにより紙代や印刷費の削減、保管スペースの問題の解決にも大きく寄与するものと認識をしております。

次に、文書管理システムの有用性に対する認識につきましては、御指摘のとおりペーパーレス化に大きく貢献するものであり、紙文書の保管場所を削減できるほか、文書の分類及び検索の迅速化が図られ、事務の効率化が期待できるものと認識しております。またデータセンターを活用することにより、災害時による保存文書の消失を防止することも可能となり、安全性の向上にも資するものと考えております。

次に、電子決裁システム及び文書管理システムの導入につきましては、ただいま申し上げましたとおり、これらのシステムの有用性については十分認識しているところであり、国でも行政におけるデジタル化の方針を強く打ち出しているところでもありますので、今後、費用対効果を見極めながら、これらのシステムの導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、押印の見直しについて御質問がありました。

本市における押印の見直しにつきましては、オンライン申請等に向けた国や都道府県における押印廃止の動きに鑑み、事務レベルでの検討を始めたところであります。

今後、国から押印廃止に関するガイドラインが発出される予定であると聞いておりますので、これらに基づき対象となる手続の洗い出しや押印の必要性、法令上の根拠等を精査し、可能なものは廃止できるよう全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

○16番(中村誠吾議員) 再質問を1点だけさせていただきます。

新型コロナウイルスと働き方改革についてですが、働き方改革について今回の質問でいろいろと提案をさせていただきました。私は、少しでも市役所の仕事を前に進める、少しでもよくなるという思いで質問をしました。もちろん市長も同じ思いで日々仕事をしていると思います。

このような状況にあって、私は、市長の思いを前面に出す、これはやりたいのだという表明を具体的にしてもいいのではないかと常々考えています。それは、市長の個人的な思いでも結構なのです。というのは、職員の働き方の話ですから費用がかからないものもあるのです。そして、いろいろと導入を試みて、合わないのなら戻せばいいのです。試行錯誤することが大切で、恐れてはいけないと思っています。

少し前置きが長くなったのですが、この働き方改革に関して、非常に漠然とした再質問になってしまうけれども、市長として現時点で試みたいと思っていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) まず職員の働き方改革について、市長としてやりたいことということでございますけれども、突然のことでどうお答えしていいか分かりませんが、少なくとも今私どもが解決しなければならない問題としては、収支改善プランの中にも規定されておりますけれども、職員の働き方については効率性も含めて、これから行政評価にも関わっていくことではありますが、そういった職員の効率性の問題については、これからしっかり考えていかなければならないということは様々な計画の中で掲げられておりますので、それを働き方改革の一環として取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 中村誠吾議員の一般質問を終結いたします。

演壇の消毒をいたしますので、少々お待ちください。

(演壇の消毒)

○議長(鈴木喜明) 消毒が終わりましたので、議事を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 一般質問します。

公園について質問します。

都市計画マスタープランでは、都市計画公園は89か所134.63ヘクタールのうち86か所127.9ヘクタールを供用しているとあります。3か所が開設されていないことになっています。この3か所について名称と位置、都市計画決定された理由及び開設されていない理由、開設の見込みについて説明してください。

また、開設されていないことについて、市長の見解を示してください。

一方、都市計画決定されていない公園で、街区公園に位置づけられている公園が0.82ヘクタールあり

ます。住吉公園などです。これらの公園が、都市計画決定されていない理由及び都市計画決定された場合との違いについて説明してください。

小樽市は2004年に緑の基本計画を策定しました。緑の基本計画に定められた三つの基本方針に沿って、この間の主要な取組と成果について説明するとともに、その成果に対する市長の見解を示してください。

気軽に住民が利用する都市公園は、主に街区公園、近隣公園、地区公園などの住区基幹公園です。小樽市内の配置には大きな偏りがあります。街区公園の誘致距離は250メートルであり、新光地域や桂岡地域は250メートル間隔で街区公園が多数あり、気軽に公園に立ち寄れる環境となっています。住区基幹公園の配置状況の偏りについて、市長の所感を述べてください。

緑の基本計画では、街区公園は街区内を主体とした適正な配置に努めますとなっています。一方、誘致距離が500メートルの近隣公園は、1近隣住区に1か所の方針ですが、24ある住区のうち開設済みの近隣公園は11か所ですから、住区に近隣公園がないところがあります。目標が達成できていません。緑の基本計画における住区基幹公園の目標に対する現状について、市長の見解を示してください。

近隣住区は1キロメートル四方、面積100ヘクタールが標準面積と言われています。ところが小樽市の場合、市街化区域は3,848ヘクタールで近隣住区数24で割ると1近隣住区平均で約160ヘクタールになります。近隣住区の設定が標準の1.6倍です。次期緑の基本計画で住区の設定を変えるべきではありませんか。お答えください。

先ほど述べたように、公園の配置には偏りがあり、特に市内中心部で街区公園や地区公園が不足しています。都市計画マスタープランには、中心市街地の人口が2015年で1万1,152人と記載されています。この中心市街地に存在する都市公園は、ひまわり公園とかえで公園の2か所1,600平方メートル、地区公園はありません。1人当たり0.14平方メートルですので、標準を大きく下回ります。市内中心市街地で不足する公園について、急いで対応を検討すべきではないですか。お答えください。

この質問を準備する過程で、小樽市財産内訳書を見て気になることがありました。たくさん並ぶ公園用地の中で帰属地と呼ばれる土地です。都市計画法第40条第2項によるものと、土地区画整理法第105条第3項によるものです。後者は公園緑地課によると2か所あり、そのうち一つは築港の済生会小樽病院みどりの里の隣とのことです。原因となった小樽都市計画事業小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業は小樽市が施行者であり、事業計画書では既存市街地等周辺住民の利用を考慮した街区公園を1か所配置するとあります。しかし、公園用地をつくったということで開設に至っていません。

関連して築港再開発について一言言わせてもらいます。この再開発はマイカル小樽の営業、商業施設のために総事業費156億円、市民の税金76億円を投入して進められました。さらに、JRは区画整理事業により17億円の移転補償費を受け、鉄道施設のリストラを完了し、なおかつ7億円の駅舎を無償で手に入れる、そして築港海岸通線や当該公園用地に面した3万平方メートル18億円の一等地がJRに残りました。この時期の企業奉仕の大規模開発が、当時53億円あった基金を食い潰し、公債費を増やし、小樽市財政を火の車にしました。この道を再び進んではいけません。大規模開発、大手企業優先から、生活密着型の予算執行に切り替えるべきです。

さて、1994年6月2日の北海道新聞には道路新設し公園整備、小樽築港駅は橋の上にと題した記事が報道されました。記事では、小樽市は1日までに同地区で行う土地区画整理事業の基本計画案をまとめた、骨子は築港海岸通りなどに道路整備、公園2か所を設ける。小樽築港駅を移設となっています。この土地区画整理事業で掲げられている公共の施設で、供用されていない施設はどのようなものがあるかお示してください。

みどりの里は長橋3丁目から今年移転したばかりです。道内8か所しかない重症心身障害児者施設です。もともとの場所は、比較的自然的環境に恵まれていた立地でした。現在の場所の隣の土地が公園用地として確保されているのなら、公園の開設が急がれているのではないかと考えます。

確かに、築港地域には緑地が2か所ありますが、都市公園はありません。都市計画運用指針では、緑地の目的は「主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供すること」であり、公園は「主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等災害時の避難等の用に供すること」と目的が異なります。1995年8月31日の市議会築港ヤード跡地再開発特別委員会に提出された資料では、まちづくりの基盤整備などの考え方として、道路、公園などの都市基盤整備は土地区画整理事業を中心に実施、新しいまちづくりでは道路、公園、上下水道など人々が生活し活動するための都市基盤の整備が欠かせませんが、この地区にはこれらの都市基盤整備がほとんどされていませんと記述されています。築港地区の人口も増えてきました。区画整理事業で整備が欠かせないとして確保している公園用地を公園として開設してはどうでしょうか。

みどりの里の隣に緑ある公園を造る、この提案に対する市長の考えを聞かせてください。

市長の公約には、子供たちが安心して利用でき、癒やされる公園の整備を進めますとあります。緑の基本計画は今年が目標年次となり、新たな計画をつくることとなります。この公約は、新たな公園を造るという意味ですか。設備を更新するという意味ですか。どう解釈すればよいのか説明してください。

次期緑の基本計画などで、この市長の公約をどのようにして市民に見える形に具体化するつもりですか、お答えください。

公園のトイレについてです。93ある公園のうち、トイレが設置されている公園は65公園となっています。しかし、冬場に利用できる公園トイレはありません。公衆トイレは港湾室前や運河など地域が限られています。こうなると冬期間、特に夜間から早朝にかけて、タクシーの運転手や徒歩で移動中の方は、最寄りのコンビニまで移動するしかありません。困ってしまうわけです。また防災の観点からも急がれていると考えます。

しかし、公園のトイレを冬期間開設するには、凍結防止などの対策をしなければなりませんので65全ての公園で冬期間の開設は現実的ではありません。小樽市を除く道内主要9市の状況はどうか、各自治体のホームページを見ると冬期間に利用できる公園のトイレを公表しているところがありました。またホームページを見ても把握できなかった自治体については、電話で聞き取りを行いました。すると、小樽市を除く9市全てで、幾つかの公園トイレを冬期間も開設しているとのことでした。

このような他都市の状況も踏まえ、公園のトイレは公園利用者のためのトイレなどと言わず、総合公園や地区公園の9公園で必要な工事を実施し、冬期間もトイレを開設することを提案します。お答えください。

以上、再質問は留保します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま公園について御質問がありました。

まず都市計画公園89か所のうち、開設されていない3公園の名称などにつきましては、稲穂5丁目にある錦台公園と稲穂公園、銭函3丁目にある銭函レストパークであります。これらの公園について都市

計画決定をした理由につきましては、錦台公園は市街地の環境整備と児童の健全な育成のため、稲穂公園は近隣公園が不足している地域であるため、銭函レストパークについては自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るためであります。開設していない理由につきましては、各公園とも未整備のためであります。なお、銭函レストパークにつきましては緑地としての整備の予定がなかったことから、平成14年よりパークゴルフ場として暫定で供用をしております。いずれの公園も本市の厳しい財政状況の中では、開設は難しいものと考えております。

次に、開設していない都市計画公園につきましては、いずれの公園も財源確保の問題から未整備のままとなっておりますが、都市計画決定から20年以上経過しており、人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化していることから、改めてこれらの公園の必要性などを総合的に検証する必要があると考えております。

次に、住吉公園などを都市計画決定していない理由などにつきましては、都市計画決定をしなかった明確な理由は、記録として残っておりませんので分かりかねます。

なお、都市計画決定の有無による違いについては、都市計画決定された公園を廃止する際に、都市計画審議会への協議、諮問が必要となることでもあります。

次に、緑の基本計画に定めた三つの基本方針に基づく本市の取組と成果につきましては、まず一つ目の「緑の保全」についてですが、神社境内にある樹木の保存や緑地の保護などの取組を継続することにより、これらの緑が今も保全されております。

二つ目の「緑の創出」についてですが、小樽市望洋サッカー・ラグビー場や住吉公園の整備などにより、緑地面積が増加をしております。

三つ目の「緑の普及と啓発」についてですが、長橋なえぼ公園における自然観察会の開催や、新たな取組として入船公園などで市民の皆さんとの協働による花壇づくりなどを実施し、緑に対する意識の醸成を図ってまいりました。緑は美しい景観の形成や防災性の向上のほか、レクリエーションやふれあいの場の提供など様々な効用を持ち、市民の皆さんの暮らしに欠くことのできないものでありますので、私といたしましては、ただいま申し上げた成果を生かしながら、緑豊かな都市環境を次の世代に継承してまいりたいと考えております。

次に住区基幹公園の配置状況につきましては、新光地域や桂岡地域などは土地区画整理事業や宅地造成事業により計画的なまちづくりが進められ、公園の配置も均衡のとれたものとなっております。一方、古くから発展してきた中心市街地などでは、商業を中心とした土地利用が先行し、都市公園等が他の地域に比べて少ない状況にあるものと認識をしております。住区基幹公園の配置は、全ての市民の皆さんが同じような条件で利用できる配置が望ましいと考えておりますが、その実現には様々な課題があるものと感じております。

次に、緑の基本計画における目標に対する私の見解につきましては、緑の基本計画における住区基幹公園の配置についてですが、街区公園については、街区内を主体とした適正な配置を目標としている中で71か所の公園が開設済みであります。近隣公園は24か所の整備を目標としておりましたが、開設済みは11か所にとどまっております。地区公園は6か所の目標に対し6か所を開設しております。これら全てを合わせた住区基幹公園としては、一部で目標に達していないものもありますが、一定程度の整備がなされたものと考えております。

次に、次期緑の基本計画における住区の設定につきましては、計画の策定に当たりまして必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、中心市街地における公園の不足への対応については、先ほども申し上げましたとおり、古くか

ら発展してきた中心市街地における公園整備には様々な課題があり実現は難しいものと考えており、中心市街地及びその周辺地域には、公園としての機能も有する旧国鉄手宮線のオープンスペースのほか手宮公園などがあることから、これらの利用をお願いしたいと考えております。

次に、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業で掲げられている公共の施設のうち、供用されていない施設につきましては、公園2か所のうち、済生会小樽病院みどりの里の隣の1か所となっております。

次に、みどりの里に隣接する用地の公園整備につきましては、当該公園用地の近隣には公園としての機能を有する築港臨海公園や築港広場公園があることや、財政上の理由から現状では新たな整備は難しいものと考えておりますが、当該地の周辺では共同住宅が新築されるなど土地利用に変化も見られることから、次期緑の基本計画を策定する際に、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、公園整備に関する私の公約につきましては、本市の都市公園は建設後30年を経過する公園が約7割を超えていることから、老朽化した施設の更新や高齢者や子供たちが利用しやすい施設への更新などを中心に想定したものであります。

次に、公園整備に関する私の公約の具体化につきましては、既に公園施設長寿命化計画に基づく公園の整備に当たり、町内会や子育て世代等へのアンケートを実施し、ニーズに合わせた整備に取り組んでいるところであります。さらに、緑の基本計画の策定に当たりましては、学識経験者や市民の皆さんから御意見を伺い、公約を踏まえた今後の方針について議論をしていただき、私の公約実現の具体化を図ってまいりたいと考えております。

次に、総合公園や地区公園のトイレにつきましては、洋式化やバリアフリー化などの改修を終えたばかりであります。凍結防止のためには、便器の交換などの再整備が必要となるとともに通行を確保するための除雪が必要となり、これらに多額の経費を要することから、冬期間の開設は難しいものと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再質問をいたします。

あまり細かいことは聞きたくないのですが、まず一つは都市計画決定されていない公園で街区公園に位置づけられている公園のところ、都市計画決定されていない理由は記録が残っていないという答弁があったかと思えます。ただ、住吉公園はたしか2011年の開設で、その9年前の記録が残っていないということで本当に間違いないのか、もし残っていないとしたら、それはそれでまた別の問題で問題ではないかと思うのですが、それについてお答えください。

あと、住区の設定のところ、必要な検討をするというふうに答弁があったのですが、この必要な検討というのはどういう内容なのか、もう少し具体的に分かりやすくお答えいただきたいと思えます。

次に、中心市街地での対応についてですが、いろいろ難しいという答弁がありました。ただ、ほかにも緑地も含めて公園としての機能を有するから、そちらで対応していただきたいというのが答弁の趣旨だったかと思うのですが、ということは、都市公園については中心部ではもう整備をしないという回答でよかったのか、お答えください。

それで私は、この質問をやっていく中で、大分昔から、この中心部の公園不足というのは言われてきたわけですが、22年前に琴坂元議員が質問したときにも、もう少しお待ち願いたいと。もう少しとは一体いつなのだとこのとき、このときはもう一つ言っていたのは、必要なところの用地を購入し公園を設置しなければならないと考えているとも言っていたのだけれども、市長はこの必要な用地を

購入するという考えはないという答弁でよかったのか確認いたします。

あと、築港地区の関係ですけれども、まだ供用されていないと。それで、当時、この土地区画整理を指導したのは築港再開発室という部署だったと思うのですが、その主査がたしか迫市長だったと記憶をしているのですが、だから、この当時の開発について、この市役所の中で一番詳しいのは市長しかいないと私は思っています。だからこそ、市長の下でここに、市民に約束した住民のための公園開設というのが市長しかできないのではないかと私は考えたのですが、ただ、それについては改めて検討するというのが答弁だったと思います。この改めて検討というのが、前向きの検討していくということなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、公約の関係と次期基本計画との関係ですが、聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、公約の解釈については更新を中心という答弁だったと思うのですが、そして、次期基本計画で公約を踏まえたものということ、次期基本計画でも新規に開発というのはいらないで、公約を踏まえた主立った公園施設の更新を中心にした計画にするという答弁でよろしかったのか、確認をいたします。

最後にトイレの問題ですけれども、9公園の場合は既に便器を整備した後だから、再整備するとさらにお金がかかるという答弁がありましたけれども、私は比較的大きな公園のほうがいいのかと思って9公園という提案をしたのですが、他都市の聞き取りの中で、やはり街区公園でも新しいトイレで便利などところについて冬も開けているというところもありました。そういうことでは、私は9公園と提案したのですが、例えば、緑地も含めた全体でもう一度検討をしてみるお考えはないのかお答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

8問ほど御質問をいただいたかと思いますが、全て私がお答えすることができませんので、私が答弁をしなかった部分については担当部長から答弁させていただきたいと思っております。

中心市街地での公園整備の関係、これは二つの質問にまたがっているというふうに考えますので、一つにまとめて答弁させていただきたいと思っております。御指摘のとおり中心市街地での公園の整備、市内全体を見た公園の配置が偏っているのではないかと、その中で中心市街地での公園が少ないという御指摘だったかと思っておりますけれども、実際に考えますと、中心市街地の中でまとまった土地を確保するということは大変難しいというふうに思っておりますし、また、中心市街地は地価も高いといった状況ですので、改めて、ここで市が土地を購入して公園を整備するというのは大変難しいというふうに思っております。そういったような観点から、先ほど答弁申し上げましたとおり、旧国鉄手宮線跡地、そういった緑地などを活用させていただきたいということで答弁をさせていただいたものでございます。

それから、築港地区の供用されていない公園の在り方について、今後検討していくということでございますが、先ほど答弁も申し上げましたし、高野議員の質問の答弁の中でも少し触れましたけれども、この築港地区、それから勝納地区というのは人口が増えていっている市内でも数少ない地区ではあります。そういったことも踏まえまして、この人口が、例えばそこにお住まいになって人口が増えている要因が、単身世帯が増えているのか、あるいは家族世帯が増えているのか、そういった周辺の状況も勘案しながら検討したいということでございますので、今の時点では前向きか後ろ向きかということでお答えすることは難しいと思っておりますので、そういった調査をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、公約の関係で質問が2点ありましたが、これもまとめてお答えをさせていただきたいと思
います。公園について公約に掲げさせていただいたのは、私がまだ市長になる前のいろいろな活動をし
ているときに、市民の皆さんから公園の要望というのはいろいろいただきました。大きく分けると、
まず公園の遊具を整備していただきたいという要望と、それから大きな公園を整備いただきたいという
要望が多かったと思っております。新たに周辺に公園を整備してもらいたいということではなくて、一
つには遊具、公園そのものを整備いただきたいということと、大きな公園を造っていただきたいとい
うことだったと思います。

私が市長に当選いたしましたして、福祉部の小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書
を見ますと、新たに公園を整備いただきたいという声もありますけれども、圧倒的に遊具が古い、汚い、
そういった要望が多いというのが一つでございますし、また、先ほど私が市長になる前に市民の皆さん
からお聞きしたような、多分、札幌市に行くという声も多いのです。多分、前田公園かどこかに行かれ
ているのだと思いますので、そういったものを現実的に今、小樽市内に造るということは難しいとい
うふうに思っておりますので、こういった市民の声をお聞きしますと、やはり、公園の遊具なども含めた
整備をするということが現実的な対応ではないかというふうに思っておりますので、答弁でお答えをし
たように今後はやはり更新を中心に公園の整備をしていきたいというふうに思っているところでござい
ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

私からは3点、お答えをさせていただきたいと思ます。

まず1点目は、住吉公園等の街区公園が都市計画決定されていない、記録が残っていないということに
問題があるのではないかと御質問ですが、基本的に街区公園につきましては都市計画決定しなくても
整備ができるということでございますので、一般的にその都市計画決定をしない理由を記録として残す必
要がないというふうに思っております。都市計画決定する場合には都市計画決定する理由が必要になりま
すけれども、それをしなくても整備ができますので、そういった記録が残っていないというのはそういう
意味で述べております。

それから、2番目の住区の設定について必要な検討とはということで御質問がありましたが、現在の緑
の基本計画が平成16年に策定された計画でございますので、その後の社会状況の変化、特に人口減少、
それから住区ごとの人の数の変化、そういったものを踏まえながら、当然、今の住区設定がいいのかどう
かということを含めて、次期基本計画策定の際には検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、最後にトイレについて、9公園以外でも凍結防止などをして、冬期間の開設ができないか
という御質問ですが、いずれの公園でありましても、やはり凍結防止のためには改修が必要でありまして、
多額の費用を要します。なおかつ、先ほどの9公園のときに答弁したように、当然そこまでの通路を除雪
しなければならないというような問題もございますので、現時点では開設は難しいものと考えてござい
ます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 1点だけお聞きしたいと思ます。

築港地区の街区公園のところですか。前向きかどうか難しいと。ただ、いろいろ調査していきたい
という答弁がありました。それで、最初に本質問で言ったように、あのときに企業向けの開発はもう全部

やってしまったのです。JRの駅舎の移転もマイカル小樽の誘致もやったと。その土地区画整理の事業計画で住民のためにとした街区公園は残されたと。その計画に関わってきた市長だからこそ、これは最後まで見届けてほしいというのが最初にありました。

そして、先ほど建設部長からあったように街区公園としては都市計画決定していなくても関係ないのだと。ここも都市計画決定を打っていません。中心部の場合は土地がないのだと、だから難しいのだという答弁がありました。でも、ここは土地があるのです。

こういうことを考えると、市長の今いろいろ答弁してきた流れというのが私は造らないというか、今、前向きとも言えないという答弁としては、もう少しやはり踏み込んでもいいのではないかというふうに考えているのです。2009年にマイカル小樽がオープンしたけれども、まだ、あの土地というのはどこにどうなるかというのは分からなかった。だから、そのときに街区公園が整備されないというのはまだ理由としては分かるのです。2013年に済生会小樽病院が移転したと。今年、みどりの里が移転したと。周辺にアパートが建ったと。もう土地利用が確定してきたと。この間の開設してこなかったという状況とは一変したと私は考えているのですが、今、市長がいろいろ調査していくという中で、その前提として今まで開設に至らなかったという状況とは大きく変わっているのだという認識は私と同じでいいのか、その辺をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再々質問にお答えをいたします。

いろいろとお話をお伺いしていると、当時のことが思い出されるわけですが、築港地区の土地区画整理事業というのは30ヘクタールありまして、土地区画整理法で公園は3%取りなさいということで、9,000平方メートルの公園用地を確保したわけです。その一つが築港の広場公園であり、残りの部分が今、小貫議員から御指摘のあった用地の部分であります。

お尋ねでございますけれども、小貫議員の思いと変わったところがないのかというお尋ねでございますけれども、当然、その開発をした頃に比べますと、あそこは機関区の跡で鉄道基地だったわけですから、その開発を終えて、今日までに大変大きく変わっているわけでありまして、また、近年は集合住宅を中心に建設が進んでいるということですか、病院と福祉の一体的な施設があそこに出来上がったということで、周辺の環境が大きく変わったということは、このことについては小貫議員と同じ考え方だというふうに思っているところでございます。

ただ、街区公園として整備するかどうかということにつきましては、たしか、私が総務部長をしておりまして、中松元市長時代ですけれども、地域の住民の方から、公園は整備できないのかという要望が出されまして、整備費用を積算したこともございますけれども、そういった地域の声などもお聞きをしながら検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（鈴木喜明） 小貫議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 一般質問も最後となりましたが、質問させていただきたいと思います。

初めに、「温室効果ガスの排出量実質ゼロ」に向けた取組推進について質問します。

10月26日、菅内閣総理大臣は所信表明演説において、脱炭素社会の実現、いわゆる温室効果ガスの排出量実質ゼロを2050年までに達成する目標を打ち出しました。

日本は昨年、パリ協定を受けた長期戦略を策定し、今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会を実現するとともに温室効果ガスの排出量を50年までに80%削減する方針を掲げ、温暖化の抑制に取り組んできました。

近年、多発する国内外での地球温暖化が影響と見られる異常気象や気候変動がもたらす脅威は予想をはるかに超え、国連環境計画ではCO₂など、温室効果ガスの排出量を世界レベルで抑えないと破壊的な影響が生じるとまで言われております。

このような危機的状況の中、世界ではここ1年ほどで2050年に温室効果ガス排出ゼロを表明する国が急速に増えており、既に120か国を超え、世界的な取組も進んでおりますし、国内においても温室効果ガスの排出をゼロにする脱炭素化が注目されております。

具体的に温室効果ガス排出ゼロとは人為的な排出量から植物による排出量を差し引いて算出する仕組みで、排出量と吸収量が釣り合った状態を実質ゼロと呼びますが、11月11日時点で国内171の自治体が二酸化炭素排出実質ゼロを表明し、北海道ではまだ札幌市、ニセコ町、古平町の三つの自治体にとどまっております。

始めに今述べた二酸化炭素排出問題の世界、日本の潮流を踏まえた上で、市長の考えとこれまでの取組について確認をしていきたいと思っております。

本市では現在まで環境問題に積極的に取り組んできたとの認識を持っていますが、世界、そして国の目標達成に寄与するため、小樽市も二酸化炭素排出実質ゼロの表明をし、さらに取組を進めるべきではないかと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、これまで本市で実施してきた温室効果ガスの削減に向けての様々な取組について、何点か伺いたいと思っております。

第3次小樽市温暖化対策推進実行計画についてです。

この実行計画では、第1次、第2次の実行計画の効果についても示されていますが、各計画の目標値の根拠について説明ください。

また、第1次、第2次ともに目標を達成しておりますが、達成に至った要因についてもお知らせください。

第3次計画の計画期間は平成24年度から令和3年度となっています。計画期間である平成27年度以降、排出量の増減が見られますが、平成28年度、29年度に増加した主な原因と30年度にかけ減少した主な理由をお知らせください。

また、令和元年度以降の状況について説明願います。

次に、第3次計画に記載されている平成22年度温室効果ガス排出量の内訳を見ますと、総排出量の55%が冬季限定排出となっています。積雪寒冷地である本市では、ある意味仕方がない部分もあると感じますが、この割合は現状どのような状況なのか、また、さらに冬期間の排出削減を進めるためのお考えがあればお知らせください。

次に、職員による排出量削減のための取組についてですが、計画の中で45項目に上る取組を実施してきたと思っておりますが、成果と課題について説明してください。

第3次計画の計画期間は令和3年度までとなっていますが、今後、第4次計画策定までのスケジュールや課題解決への取組など、現時点で考えているものがあればお示しください。

今後、小樽市として二酸化炭素排出実質ゼロを進めていく上で、現状の排出量に対する吸収量の算出が必要になってきます。現段階で示せる数字があれば、排出量と吸収量について説明してください。

次に、小樽市の行政評価について質問します。

行政評価については、平成23年から先進的な取組を行い、効果が見られる自治体の視察結果を踏まえ、小樽市独自の行政評価システムの確立に向けて、様々な質問、提案をしてきました。質問した当時はまだ、小樽市としての行政評価は試行の段階であり、いろいろと研究もされていた時期で、1年ごとに見直しなどもされてきたと認識しております。

初めに、平成24年度、25年度の試行を踏まえて、26年度に本格実施となった本市の行政評価に、行政評価の目的が明記されています。人口減少、少子高齢化が進行する中で、行政ニーズは多様化していること。選択と集中の観点で限られた行財政資源を効率的に配分し、効率的な行政運営を目指していくことが求められるとしていましたが、選択と集中の観点で平成24年度からの事業評価の実施による財政上の効果や実施事業全体で見た場合の効果について説明してください。

また、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成、PDCAサイクルの確立という点も挙げられていましたが、それぞれ職員の定着度や、さらにはPDCAサイクルの確立についてはどのような状況なのか具体的に説明願います。

現在、市では第7次総合計画の推進に合わせて施策の効果や事業の妥当性などを点検し、より効果的、効率的な施策を図ることができるよう、令和3年度からの行政評価実施に向けて準備中とのことで、現在、作業を進めているところだと思います。

そこでお聞きしますが、平成26年度の本格実施から約7年が経過し、本市を取り巻く社会情勢も変化していますが、本格実施時点の行政評価の目的の考え方はこれまでどおり踏襲されるのか伺います。

目的の考え方が変更されるのであれば、どのように変更されるのか、変更する理由と合わせお知らせください。

平成30年度以降、現在まで行政評価を中断しています。以前にも、この点を指摘し、質問しましたが、いま一度、小樽市自治基本条例第22条を踏まえ、評価を実施しなかった、できなかった理由とこの間、どんな作業、議論がされてきたのか伺います。

また、その間、原部、原課では、事業の評価・点検を行わなかったのか、お聞きします。

次に、施策の効果や事業の妥当性の点検方法についてです。

私が第2回定例会で行政評価、事業評価結果を活用した予算編成方法について質問した際、市長からは、これまでより一歩踏み込んだ答弁がありました。現状で事業の見直しといっても必ずしも進んでいない。危機的な状況が正しく職員に伝わっていないのではないか。また、その状況も工夫をしなければ伝わっていかないのではないか。他市の状況も検証しながら考えていかなければならないと答弁をされました。私は現状を正しく認識した答弁であったと考えていますし、私も全く同感です。市長が答弁された厳しい現状を正しく職員に伝えていく方法について、現時点で考えがあれば伺います。

また、他市の状況も検証されるとのことでしたので、その状況をお知らせください。

先ほども述べたとおり、現在、令和3年度から行政評価を再開するために準備を進めているところですが、これまで行ってきた評価の方法は、一次の自己評価と二次の庁内総合評価として評価調書を作成し、評価の視点などにに基づき点検してきました。しかし、今までどおりの評価手法ではこれまでと変わらず事業の見直しは進まないのではないかと考えています。今後は、第7次小樽市総合計画の推進に合

わせた点検になるとのことで、総合計画の推進に合わせたとはどういうものか、具体的な説明をお願いします。また、施策の効果や事業の妥当性を判断するために用いる手法についても伺いたいと思います。

以前から提案していますが、事業を評価していく上で、やはり欠かせないのは市民の視点に立って、客観的に判断するための外部評価ではないかと考えます。近い将来、外部評価制度も確立しなくてはならないものと考えますが、効果を出している先進地では市内だけの評価ではなく、より市民の視点での評価を実現するために外部評価を行い、外部評価の構成員として、一般市民はもちろんですが、専門的な知識を持った有識者で、大学教授や公認会計士、社会保険労務士、企業経営者などをメンバーとして評価をしている自治体もありますが、この点について、導入に対する考えと課題などがあればお考えを伺います。

次に、人口減少問題に関連し質問します。

人口減少問題は小樽市にとって最重要とも言うべき課題ですが、総務省の人口推計結果の要約によれば、日本の人口は2008年の平成20年をピークに減少が進んでおり、本市では1964年、昭和39年9月の20万7,093人をピークに減少に転じ、ピーク時に比べ、今年9月の人口は11万2,096人で、約9万4,000人の減少。社会減は昭和32年から、自然減は昭和62年から始まっているとのこと。近年では毎年約2,000人のペースで人口減が進んでいる状況です。しかし、その要因は多岐にわたることから、この問題を解決していくための施策も重層的な取組が必要になってくるものと考えます。

ここで、まず雇用環境に関連して伺います。

初めに、本市では平成27年に策定された小樽市総合戦略で、人口ビジョンを示し、その中で主な課題6項目について触れられています。それは若年層の流出抑制、札幌市手稲区、西区への転出抑制、生活環境のよさをアピール、流入人口の小樽市への呼び込み、合計特殊出生率を改善する、求職者のミスマッチの改善であります。まず、これらの課題に対して実施した主な事業とその効果について説明してください。

本年7月に改定された小樽市人口ビジョンに記載されている課題、施策の方向性の内容は改定前とほぼ変わらないものとなっていますが、その理由をお知らせください。

市内では若い人の働く場がないとよく聞いたりしますが、令和元年度小樽市労働実態調査の結果では、平成29年度から令和元年度までの新規学卒者の採用状況が、高卒329人、専門学校・短大卒が190人、大卒167人で、合わせて686人となっています。また、同じ期間の離職者は高卒53人、専門学校・短大卒が8人、大卒8人の合計69人、単純に計算して617人が市内で雇用されているということでもいいのか伺いたいと思います。

また、617人のうち、市内在住者の人数を把握されていたらお示しください。

また、当初雇用された686人はどの産業に吸収されたのか、主な産業別の内訳、把握されていれば主な職種と合わせ、採用人数をお示しください。

本市では高齢化率が40%を超え、生産年齢人口の減少が進んでいることから今後さらに若年層の市内雇用環境を整えていくことが急務であり大事なポイントであると考えますが、私の認識では以前から全国的に若年層が希望する職種について人気が高かったのは事務職などであり、特に女性に人気が高いのも事務職であったように思います。本市でも同様にそのような傾向があったように思います。

市は人口ビジョンで希望職種や労働条件などをいかに求職者に合致させるかが課題であるとしていますが、本市の若年層の希望職種、希望する労働条件などを分析して初めて対策が打てると思いますので、これまでの調査などを通して、蓄積してきた若年層の希望する職種、労働条件などを分析して見えてきた結果、課題について説明願います。

これまで、施策や事業として希望する職種で働けるように、市はどのような取組をしてきたのか。今後考えている施策、事業などありましたらお知らせください。

次に、企業誘致の考え方についてです。第1期小樽市総合戦略の今後の施策の方向性では「強みを活かした産業振興による安定した雇用づくり」とし、「本市においては、食品加工などの優れた製造技術が集積していることから、(中略)日本海側の優位性を活かし、港を核とした物流の促進や企業誘致、創業支援などにより地場産業の振興を図り、安定した雇用を確保する必要があります」としています。この方向性を否定するつもりはありませんし、今まで以上に進めていただきたいと思います。

しかし、ここに来て一つ疑問に思うのは、そもそもこの考え方は若年層が希望職種として挙げる、もしくは働きたいと思う職種なのかどうかということです。本市において若年層の流出を抑制する上で、希望職種として挙げる業種を増やさない限り、流出抑制としての効果は小さいのではないのでしょうか。流出抑制という点で効果的な対策を実施する必要があると考えますが、具体的な考え、取組がありましたら伺います。

宮崎県日南市では、実際に若年層が希望する吸収率の高い業種の企業を誘致することによって大きな効果を出しています。日南市では、人口減少とともに生産年齢人口の減少が進んでいたことから、行政マーケティングという考え方を取り入れ、市民アンケートや様々なデータを基に、雇用環境の現状を把握し、若年層の吸収力が高い事務職を誘致するという方向性を示しました。

生産年齢人口が減少する中で、1人当たりの生産性向上とともに、新たな生産年齢人口増加のため、女性や育児中の方々などへの雇用促進、働き方の多様化といった労働市場の環境を踏まえ、IT企業の誘致を決めます。方向性が明確になり、東京のIT企業に働きかけ、結果、IT企業1社が商店街の空き店舗を活用したオフィスを開設することになり10人の求人を出したところ、約300名の応募があったそうです。このことが県内外に大きく報道されたことにより、IT企業からの問合せが相次ぎました。2018年末でIT企業13社が市内に進出、129名の新規雇用が生まれ、そのうち、約4割が新たに市民になったそうです。さらには2021年度末までの雇用計画が287名となっているとのこと。明確な方向性とターゲットとなった若年層のニーズに合致した的確な事業の実施。結果として、若者の雇用創出と空き店舗解消、まちのブランド構築といった効果が出てきております。

行政マーケティングは、まちの存続・発展につながる施策を組み立てる上で、効果的な手法とも言われていますが、行政マーケティングの認識と必要性について市長のお考えを伺います。

次に、地元定着についてです。

さきにも述べましたとおり、平成29年度から令和元年度までの新規学卒者の採用状況が高卒329人、専門学校・短大生が190人、大卒167人で合わせて686人でありました。これら本市で採用された方々の初任給平均額は高卒15万5,005円、短大卒16万1,601円、大卒17万7,827円であり、厚生労働省の令和元年度賃金構造基本統計調査の概況で示された学歴別平均初任給と比べて高卒で約1万2,000円、短大卒で約2万2,000円、大卒で約3万2,000円少ない状況となっています。

そうした中、今回のコロナ禍の影響で多くの地元企業にも多大な影響があるのも事実です。企業への支援策を進めると同時に、本市で働く新卒者や若年層への支援を考えていかなければなりません。しかし、一方で厳しい財政状況を考えると、市の単費で給付や補助など効果的な事業の実施も難しいものと思います。そこで、最大限、国や道などの事業を活用し、若年層の負担を減らす取組を行ってほしいと考えますが、現在、市で本市在住の若年層の支出割合など把握されていたらお示してください。

また、特徴的な傾向などがありましたら伺います。

私も若年層の方々と懇談する機会がありますが、特に奨学金の返済が大変だという声も聞きます。い

ろいろ調べますと、既に本市でも小樽市奨学金、さっぽろ圏奨学金返還支援事業を行っていることを知りました。それぞれの事業内容と利用状況についてお知らせください。

国では第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とともに、地元に着する若者の奨学金返還を支援する取組を明記し要綱も策定しましたが、地方自治体にとっても、対象となる学生にとっても、双方にとって大変有利な事業で、本市で働く若年層の支出負担軽減の一助になるのではないかと思います。この事業内容と対象について説明していただくとともに、この制度の導入についてお考えを伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けた取組推進と私の見解について御質問がありました。

二酸化炭素排出実質ゼロの表明につきましては、昨年12月に環境省から都道府県や全国の市町村へ表明の呼びかけがあり、それを受け、北海道内では本年2月から7月にかけて、北海道のほか3市町が表明をし、昨日、新たに石狩市も表明したものと認識しております。

本市といたしましても、地球温暖化対策の取組は必要なことと考えておりますので、今後、他都市の事例を参考にしながら、表明について判断してまいりたいと考えております。

次に、本市が実施してきた温室効果ガスの削減に向けた取組について御質問がありました。

まず、第1次、第2次の本市温暖化対策推進実行計画の目標値につきましては、この計画は本市の事務事業を対象としたものでありますが、第1次計画では温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素においては、職員一人一人の環境配慮行動により、年1%削減するとして一方で、ロードヒーティング、街路灯、病院、上下水道など、市民の安全確保等のため定量的な削減が困難な事業は現状維持といたしました。

このように温室効果ガスを種類ごと、排出源ごとに積み上げ、その結果、5年間の計画期間の最終年度である平成17年度に、基準年の11年度比2%以上削減するとしております。

第2次計画では、国が京都議定書の発効を受け、平成17年4月に温室効果ガスを20年度からの5年間で基準年とした平成2年度比で平均6%以上削減するという京都議定書目標達成計画を閣議決定したことから、国の削減目標を達成することが本市の責務と考え、計画期間の18年度から22年度までの各年度において、2年度比で6%以上削減するとしております。

次に、第1次、第2次計画ともに、目標の達成に至った要因につきましては、第1次計画では、計画期間当初の3年間は、市有施設の暖房やロードヒーティングの適切な運転管理、さらに職員一人一人の環境配慮行動という、新たな取組を始めたことにより目標の達成につながったものと考えられます。

また、第2次計画では、第1次計画からの取組に加え、中央下水終末処理場において、焼却炉をはじめとした汚泥処理設備を省エネタイプに更新するなど、施設の設備等を更新する際にエネルギー効率の高い機器を導入したことなどが目標達成に至った要因と考えております。

次に、平成27年度以降の温室効果ガス排出量の増減につきましては、温室効果ガス排出量は、冬季における市有施設の暖房やロードヒーティングの稼働に伴うものが約半分を占めており、それらは気象条件に大きく左右されます。そのため28年度、29年度は、27年度に比べて冬季の平均気温が低く、降雪量も多かったことから、温室効果ガスの排出量が増加をし、30年度は前年度に比べ、温暖で降雪量も少

なかったため、排出量が減少したものであります。また、令和元年度は暖冬であったため、排出量は減少をしております。

次に、計画における総排出量のうち、冬季限定排出が占める割合につきましては、平成22年度の55%と比較すると、ここ数年は減少傾向にあり、令和元年度は46%となっております。また、冬季の排出削減を進めるための取組といたしましては、引き続き、市有施設の暖房とロードヒーティングの適切な運転管理を行うほか、今後見込まれる建物や設備機器の更新の際には、エネルギー効率の高い機器の導入などが必要であると考えております。

次に、職員一人一人の取組の主な成果等につきましては、45項目の取組について個別の検証はしておりませんが、職員にはエレベーターの利用を極力控えるほか、始業前や昼休みなどの可能な範囲での消灯、ノー残業デーの徹底などが浸透し、温室効果ガスの削減に寄与してきたものと認識をしております。一方で、その効果が目に見えづらいことから、今後も職員にこれらの取組を周知し、継続し続けることが課題と考えております。

次に、第4次計画策定までのスケジュール等につきましては、令和3年度の前期に庁内の温暖化対策推進実行計画策定会議により、現行計画の点検、評価、改定方針の検討を行い、後期には数量的な目標や具体的な取組の検討を進め、環境審議会でご意見をお聞きした上で年度内での計画策定を予定しております。

また、次期計画に向けては、さらなる温室効果ガス削減のため、これまでのソフト面での対策に加え、設備機器の更新時にエネルギー効率の高い機器を導入するなど、ハード面での積極的な対策も必要と考えております。

次に、二酸化炭素の排出量と吸収量につきましては、本市温暖化対策推進実行計画は、市の事務事業を対象とした計画となっているため、全市的な排出量や吸収量は、現段階で把握しておらず、お示しすることはできません。しかしながら、今後、本市において二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むためには、全市的な把握が必要と考えておりますので、排出量や吸収量を把握する手法について、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政評価について御質問がありました。まず、平成24年度から28年度まで実施した事業評価につきましては、事業評価を行った314事業のうち、休廃止・終了とされた事業が2件、縮小とされた事業が2件、要改善とされた事業が47件、拡充とされた事業が11件あり、総数62事業の見直しを行っており、事業数は限られますが、行政評価を実施した効果はあったと考えております。なお、効果額につきましては算定をいたしておりません。

次に、コスト意識などの職員への定着度につきましては、これまで行政評価を実施したことにより、職員のコストなどに対する意識の高まりは見られますが、十分とは言えませんので、今後もその定着を図ってまいりたいと考えております。また、PDCAサイクルにつきましては、現在、様々な計画の中に位置づけ取り組んでいるところであります。

次に、令和3年度からの行政評価の目的に対する考え方につきましては、行政評価が目指すべきものは、行政ニーズの多様化により選択と集中の観点から、限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指していくことであると認識をしておりますので、従来の目的を踏襲したいと考えております。

次に、平成30年度以降、評価を実施しなかった理由等につきましては、29年度に実施した行政評価では、小樽市行政評価市民会議を設置し、外部評価をいただきましたが、施策を説明する成果指標や目標値の設定が不十分であり、評価判定をすることができないと報告をいただいたため、30年度以降、行

政評価を中止していたものであります。そのため、第7次総合計画の策定に当たっては、外部評価による判定が行えるよう、各施策に掲載する指標を見直し、その項目を増やしたほか、行政評価を行う際に用いる調書の内容についても見直しを行ってまいりました。

また、この間の原部、原課での事業の評価・点検につきましては、第7次総合計画の策定のときに各部において施策を検討する際に実施しているほか、毎年度の予算要求時などに各部において行うよう努めております。

次に、市の財政状況の職員への周知につきましては、これまでも予算編成方針などで示してきましたが、今後においては、職員一人一人が共通課題として当事者意識を持つよう、職員研修などの機会を通じて、私から直接伝えていきたいと考えております。

また、他都市の状況につきましては、今後とも先進的な取組を行っている事例を調査し、検証を進めてまいりたいと考えております。

次に、第7次総合計画の推進に合わせた行政評価につきましては、基本計画に定めるまちづくり6つのテーマを構成する32の施策と、その施策を構成する主な事業を対象に施策評価として実施をいたします。具体的には令和3年度については満足度などの市民アンケートを実施し、その後、担当部局において、各施策に掲げる指標の進捗や達成度合いの確認を行うほか、施策を構成する主な事業を対象に実施の妥当性、施策を推進する上での優先性や有効性などの視点で点検を行い、その施策の効果や課題、今後の方向性などについて一次評価を行います。その結果を踏まえた上で、私が二次評価を行い、最終評価としたいと考えております。

また、4年度については、市民アンケートは実施いたしません。一次評価を行った後に外部評価を行い、その結果を踏まえて上で、私が二次評価を行い、最終評価としたいと考えております。

次に、外部評価の導入につきましては、評価の客観性や精度を高めることができるとともに、市としても市民の皆さんへの説明責任の機会を確保できるものと考えております。また、課題につきましては、限られた時間や体制で評価を実施することとなるため、評価する事業を選択せざるを得なくなることが上げられます。

次に、人口減少問題解決のための施策について御質問がありました。まず、人口ビジョンで示された若年層の流出抑制などの主な課題6項目に対して、実施した事業などにつきましては、主な事業を申し上げますと、若者の地元定着に向けて高校生就職スキルアップ支援事業や若者就職マッチング支援事業、安心して子供を産み育てられる環境整備として、子育て世代包括支援センターの開設やこども医療費助成の拡充、不妊検査助成事業、周産期医療体制の再開などが挙げられます。なお、各事業による効果を測定することは難しいものと考えております。

次に、改訂後の人口ビジョンにおける課題や施策の方向性につきましては、策定から4年が経過し、改めて人口移動の状況や市民意識を確認したところ、年齢ごとの人口動態、転出先や提出に至った理由などの傾向が大きく変わっていなかったため、改訂前とほぼ変わらないものとなっております。なお、施策の方向性については、第2期総合戦略の策定に当たって、社会動態の減少改善を重点項目としたことから、掲載の順序を一部変更いたしております。

次に、労働実態調査における新規学卒者の採用状況につきましては、令和元年度の調査において回答のあった248社の平成29年度から令和元年度までの雇用者数で申し上げますと、採用者から離職者を差し引いた617人となっており、市内在住者の人数は把握いたしておりません。

また、新規学卒者の採用者686人の産業別の主な内訳は、製造業が202人、医療・福祉が184人、教育・学習支援業が67人となっておりますが、職種についての把握はいたしておりません。

次に、若年層の希望職種を分析した課題等につきましては、これまで合同企業説明会のほか、若者就職マッチング支援事業として、企業見学会や企業出前説明会などを実施しておりますが、高校3年生を対象に開催している合同企業説明会での希望職種についてのアンケートによりますと、販売や接客、事務職が多い一方、まだ決められないとの回答も多くあるため、就職に向けた意識の醸成が課題であると捉えております。

参加した生徒からは、会社の担当者の話を直接聞くことで、業種や企業に初めて興味を持ったという声があることから、希望職種に対応するために参加企業を増やすことに加え、高校1、2年生も参加できるよう対象を広げることを検討してまいりたいと考えております

次に、企業誘致について御質問がありました。

まず、若年層の流出抑制につきましては、これまで札幌市との近接性や港湾、交通アクセスの充実などの優位性を生かし、食料品製造業や物流関連企業などをターゲットに工業団地への誘致を進めるとともに、市中心部へは若年層を中心とした雇用の確保を目指し、IT関連企業をターゲットに支援制度を創設するなど、地区の特性に合わせた企業誘致に取り組んでまいりました。

今年度には、サテライトオフィス開設を視野に入れた新たな企業誘致のアプローチとして、ワーケーションの取組を実施することとしておりますが、今後も新たな働き方や変化する企業側の動きのほか、御提案のありました若年層の希望職種など多様なニーズを捉えながら、ターゲットを定め、企業誘致の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政マーケティングに対する認識と必要性につきましては、この手法は民間企業の活動における商品開発から販売戦略、広告宣伝、効果検証までのマーケティングの考え方を行政運営に取り入れていくことと認識をいたしております。これまでも企業誘致に当たりましては、設備投資動向に関する調査や企業訪問などにより、市場の動向や企業ニーズの把握に努め、マーケティングという視点を意識しながら誘致活動を進めてきたところであります。ターゲットを明確にし、効果的に事業を実施するためのマーケティングは必要と考えておりますので、さらに有効な手法を検討しながら、誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、若年層の生活費などの支給割合につきましては、市にはその割合を算出するための統計データがありませんのでお示しをすることはできません。

次に、さっぽろ圏奨学金返還支援事業につきましては、札幌連携中枢都市圏において、札幌市が今年度から実施している事業であり、貸与型奨学金を利用した学生が札幌市が認定する企業等へ就職をし、本市を含む札幌圏12市町村に居住した場合に、就職後2年目から4年目までの3年間、年間最大18万円、合計で最大54万円を支給する内容であります。利用状況といたしましては、10月の受付開始から11月末までで、約30名の申請があり、本市在住1名の申請もあると伺っております。

次に、国の奨学金を活用した若者の地方定着促進事業の制度内容につきましては、この事業は本年6月1日に創設されたものであり、高校生以上の方が卒業後の居住地域を、例えば小樽市として申請した場合、卒業後の本市での居住を条件に奨学金返還の全部、または一部を支援するもので、自治体負担分の全額を算定基礎として5割の措置率で特別交付税措置されるものであります。本制度は人口定着についても効果があるものと考えておりますので、本市に適する制度設計と財政負担なども考慮しながら、導入について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、企業誘致について御質問がありました。

小樽市奨学金の事業内容と利用状況につきましては、経済的な理由によって就学が困難な高校生に対し、有用な人材を育成することを目的として、返済の必要がない奨学金を給与しており、これまでに多くの方々からいただきました寄附金を原資とした小樽市奨学資金基金から毎年70名の生徒に対し、年額5万円を給与しております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

○9番(秋元智憲議員) 何点か再質問させていただきます。

初めに、二酸化炭素排出実質ゼロの表明についてでありますけれども、先ほど市長からは他都市を参考に考えていきたいということでありました。参考とするものというのは、多分、その削減の手法とか、そういうものも考えているのだらうと思うのですが、今回、私が小樽市温暖化対策推進実行計画、第1次、第2次、第3次について質問したのは、本質問でも話しましたが、非常に小樽市としては積極的に環境問題、特にこの二酸化炭素排出問題については積極的に取り組んできているなどという、そういう思いがあってまずは質問させていただきました。

その上で、今回、二酸化炭素排出実質ゼロの宣言をしないのかという質問をさせていただきましたけれども、他都市の状況をというお話でしたが、私も他都市の状況を調べましたら、実は二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をした時点で、特に具体的な対策ですとか、計画とかがない自治体が幾つもあるのです。ただ、その宣言をして、例えば次年度にその排出ゼロに向けた具体的な計画をつくるとか、そういう文言を入れて実質ゼロ宣言をしている自治体というのは結構あるのです。今、世界的にも日本でもそういう二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をする自治体が増えている中で、私は小樽市がここで他都市を参考にする必要はないのではないかと思います。今まで積極的に取り組んできているわけですし、第3次小樽市温暖化対策推進実行計画にも45の項目がありましたし、または市民ですとか市内企業の取組も積極的に支援するというふうには今は明記されていますし、そういう支援もしてきたと思っています。

また、クールチョイスもやっておりますよね。先日も新聞の折り込みにありましたけれども、私はそういうことを考えるとちゅうちょする理由は何もないのではないかと思います。ここで市長がリーダーシップを示していただいて、小樽市も二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をするのだということで、令和3年度に計画期間を終える次の計画、第4次の策定で具体的な計画を盛り込んでいくということでも構わないと思いますし、市長が宣言することによって、職員の皆さんの意識、また市民や企業の意識もさらに前向きに変わっていくのではないかなと思えば、ちゅうちょする必要はないと思いますので、もう一度、二酸化炭素排出実質ゼロ宣言についての市長の御意見を伺いたいと思います。

それと、行政評価のところ、平成30年度以降、小樽市では実際に事業評価を行われていないということをお話させていただきましたけれども、市長からは原部、原課では評価はしてきたのだというお話をいただきました。実際にその評価方法というのは、評価調書に基づいたような評価なのか、それとも違う手法を用いての評価なのか、それについてももう一度伺いたいと思います。

それと、外部評価についてです。先ほど市長からは、令和4年に外部評価を行うという考えがあるという話でしたが、その外部評価の方法については、前回の平成28年度、29年度に行ったような形の外部評価なのか、それとも、私は平成28年度、29年度の外部評価の方法は失敗だったというふうに以前から言っておりますけれども、改めて、令和4年度に外部評価を行う方法や手法について何か考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

それと、若年層の流出抑制の部分で、様々な事業を行ってきたことをお話いただきましたが、その

効果については、確かに一概に幾つ幾つとか、どれだけだというふうには示せないものもあるかと思えますけれども、その事業の効果について全く示せないというのも少し解せない話で、私たちはやはりこういう効果をもって市の事務事業がどういうふうには実施されているのか、効果がどうなのかと判断させていただいていますので、この点について今は示せないということです、示せないのしょうけれども、この点についてやはり、しっかりと示せるように、効果として判断できるようにするべきではないかと思えますが、もう一度お答えをいただきたいと思えます。

それと、市長から、いろいろとマッチング事業などをやっている中で、高校3年生にアンケートを取ったら、希望職種で高いのが販売や事務職だったということでありました。先ほど私が日南市のお話をさせていただいたのは、日南市の考え方というのは非常に若年層の方々のニーズをしっかりと捉えたものだったというふうな思いで、同じことをしてほしいという思いで言ったのではないのです。本市としてはやはり本市の特性などもあるでしょうから、もしかしたら、若年層の方々が働きたい、希望するという職種が事務職ではないのかもしれませんが、販売や事務職というようなアンケート結果があったということです、そういう結果を捉えて、市としてはその方々に小樽市にある事業所や企業に、違う職種に結びつけるというのではなくて、そういう方々に、希望職種に就いていただけるような対策というのをこれまでは行ってきたのですか。

それについてお答えいただきたいのと、最後に奨学金の話です。これも一例として奨学金の話を見せていただきましたが、若年層の方々の初任給のお話もさせていただきましたけれども、本市に生活されている方々の初任給というのはやはり若干少ないということが分かるのですね。そう考えると、何か市としてできることがないのかと考えていただきたいということが1つと、その上で、私が話した方々は、非常に奨学金の支払いが負担になっているというお話でした。

ある調査によれば、奨学金の借入額の平均が324万3,000円だそうです。また、月の返済額は平均1万6,880円となっているそうです。そういうことを考えると、小樽市で働きながらもしっかりそういう負担も、当然返済しているわけですけれども、定着・定住していただくために、こういう部分もしっかりと対策として考えていただきたいと。その上で、今回、国の制度のお話もさせていただきましたが、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと。かなりの方が、もちろん制度の設計もあるのですけれども、ぜひ若い方々の定着促進のために市としても検討することとどまらず、ぜひ導入していただきたいと思えますので、改めて答弁をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

私からは温室効果ガスの排出量実質ゼロの表明についてと、それから、若年層の流出抑制の部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

いろいろ御指摘をいただきましたけれども、二酸化炭素排出実質ゼロの表明についてであります、これにつきましては、御指摘もありましたとおり、世界中が異常気象、地球温暖化の関係で脱炭素の動きというのはもう社会的な要請になっているというふうには私どもとしても認識をいたしております。

ただ、私としては通常こういった表明をするときには、やはりその表明をすることが目的ではありませんので、実際に何をやるのかという実効性をしっかりと担保しておく必要があるのだということで、今後、他都市の取組なども参考に表明をさせていただきたいということで答弁申し上げましたけれども、秋元議員の御指摘によりますと、私どもの行っている実行計画の取組についても御評価もいただい

ておりますし、私がリーダーシップを取ることによって職員全体の意識が高まっていくということであれば、この表明については前向きに検討していきたいというふうに思っているところであります。

それから、若者の地元定着に向けた取組の中で効果を測定することが難しいということでお答えさせていただきましたが、これは我々が反省しなければいけないのですが、この答弁に限らず、効果が分からないという答弁が今回は幾つかあるのです。こういったことも、これは本当にこういう結果でするので、お答えすることができませんけれども、しっかりと今後、事業の効果について、それぞれが把握できるようなことで庁内にもしっかりと伝えていきたいというふうに思っておりますので、この件については答弁させていただいたとおり、各事業による効果を測定することは難しいということでお答えさせていただきますけれども、十分反省をさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（徳満康浩） 私からは、秋元議員の再質問の就職希望の事務系の部分の希望職種につなげるような取組をしたのかというところでの答弁させていただきたいと思えます。

これまでを振り返れば、例えば合同企業説明会等、就職マッチングの事業をいろいろとやっていますが、参加企業に対して、高校生が望む職種まで、そこをすごく意識して企業に声をかけたかと問われれば、そういう視点は少し欠けていたのだらうというところで反省すべき部分はあると思ひまして、本答弁にもありましたけれども、希望職種に対応するために参加企業を増やすというようにところに視点も置いて、企業の部分を少し増やしていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（中田克浩） 秋元議員の再質問にお答えします。

私からは行政評価について2点、お尋ねがございましたので、そのことについてお答えさせていただきますと思います。

行政評価ですけれども、平成24年度から28年度までは事業評価ということでさせていただきまして、平成28年度、29年度が事業を束ねたような形で施策評価ということでさせていただいてございます。平成30年度につきましては、先ほど市長から答弁させていただきましたように、平成29年度の施策評価の際、外部の委員の方で組織している行政評価市民会議で、評価するに当たって指標とかが足りないということで、評価できないという御意見をいただいたものですから、平成30年度以降は行政評価は実施してございません。平成30年度、令和元年度、2年度の3年間はやってございません。

ただ、行政評価としてはやってございませんけれども、第7次総合計画策定の際に、それぞれの施策の内容について点検などを行ってございますので、その辺を先ほど市長から答弁させていただいてございます。それと、毎年の予算編成においても、各事業の内容を点検してございますので、そういう形で、行政評価としてはやってございませんけれども、そういうような事業の点検などはさせていただいているというところでございます。

それと、外部評価につきましてですが、令和3年度はまず内部で1回、新たな施策評価を実施してみて、その手順などを確認させていただきたいと思っております。それを終えた後、令和4年度に外部評価を導入ということで考えてございます。

前回の平成29年度の外部評価のときの課題で指標が足りなかったものですから、評価ができないという御意見をいただいていたので、それにつきましては、今回、総合計画を策定する中で指標も増やしておりますので、その辺の課題はクリアされているのかと思ひますけれども、具体的な実施について、ど

ういう形でやるかにつきましては、基本的には前回のやり方を考えていますが、前回のやり方をもう一度、課題がどういうところにあったかという部分を再度検証しながら、令和4年度の外部評価のやり方は決めていきたいというふうに思っているところでございます。

原部、原課で調書で評価をやっているかというお尋ねですけれども、もちろんその事業評価なり施策評価はそういう形で調書を使ってやってございました。そして、中断していた部分の総合計画の策定の部分については、もちろんその調書を作ってチェックをしているところでございます。あとは、毎年度の予算編成においては、予算編成の様式が定められてございますので、その辺でどういう部分を見直したとか、そのような記述をするような様式になってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) 再質問の答弁が一つ漏れているようですので、私からお答えします。

奨学金の支援について前向きにということでございますが、この制度は今年6月にできたばかりですので、その制度自体が本市に合うのかどうか、また、本市では今、小樽市立病院の高等看護学院においては、奨学金の返済免除をして3年間勤めるということがありますが、それもやはり一定程度効果がありますので、一般的に広げるにはどうしたらいいか、それについては検討させていただきたいと思っております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第8号、議案第11号及び議案第16号ないし議案第22号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。横尾英司議員、松田優子議員、高橋龍議員、松岩一輝議員、須貝修行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、高野さくら議員、川畑正美議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は所属会派において補充することといたします。

次に、議案第14号、議案第15号及び議案第23号につきましては総務常任委員会に、議案第9号及び議案第10号につきましては経常任委員会に、議案第12号につきましては厚生常任委員会に、議案第13号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月20日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松岩一輝

議員 中村誠吾

令和2年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和2年12月21日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	総務部長	中田克浩
財政部長	上石明	教育部長	森貴仁
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤正樹
議事係 長 深田友和
書 記 樽谷朋恵
書 記 松木道人
書 記 三上恭平

事務局 次長 佐藤典孝
調査係 長 柴田真紀
書 記 相馬音佳
書 記 眞屋文枝

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第23号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和2年度小樽市一般会計補正予算に否決の立場で討論します。

ふれあいパス事業の改悪の要点は、第1に、これまで追加で購入してきた回数券を来年4月から1人当たり年間12冊まで利用制限するものです。

日本共産党の代表質問の答弁において、迫俊哉市長は、70歳以上全員を対象にした、高齢者の生きがいがづくり・健康づくりのための外出支援においては12冊で目的が達成される、全ての移動を保障するものではない、通院は制度趣旨の対象外であると述べました。利用者からは、1路線の利用でも週1回です。2路線利用となれば、月に2回しか利用できません。生きがいがづくり・健康づくりのためには、通院や買物も必要です。通院・買物は対象外だということか。また、別な方は、私は複数の病院にかかっており、都度2路線を使うため、回数券を10冊買い求めたところ、4月から制限されるとして5冊しか売ってくれなかった。回数券を節約するため、小樽市立病院からの帰りはJR小樽駅まで歩いた、通院する病人をより悪化させるのかと悲痛な声を上げています。

第2に、均一料金区間外の料金は、かつて中央バスが負担し、昨年からは市が負担していました。それを利用者に負担させるものです。

蘭島にお住いのふれあいパス利用者は、何としても改悪をやめてほしい、町なかに出かけるにも制限され蘭島に住めなくなる、このままでは札幌市に住む子のところに行くしかないと悲痛な声を上げています。

また、同じ小樽市民でありながら、居住地が違うことで分断し、市民に対立をあおるのかと怒りの声を上げています。

第3の改悪は、制度の目的である「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出」にそぐわないものです。

ふれあいパス事業は、20年以上の市民運動を経て作られた市民の宝であります。

その経過は、1977年に「七十歳以上の老人に対するバス料金の無料化方等について」の請願が提出され、継続審査となり、その後、廃案にされることが繰り返されました。

1995年の第1回定例会では、敬老パスの実現方に関する決議が全会一致で決議され、その年の市長選挙では、無料パス実現を公約に掲げざるを得ない状況が起きました。1997年の第1回定例会で請願、陳情が採択され、70歳以上無料のふれあいパスが実現しました。

実現したふれあいパス事業は、そもそも、市と事業者の共同事業でありました。

利用者と市と事業者との負担経過を見ると、利用者負担は2004年には100円のワンコインから2009年には回数券に替わり110円に、2014年には120円に増額され、現在に至ります。

市の負担額は2005年に60円から70円に増え、現在は120円です。

反面、事業者負担は2005年に40円であったものが、2014年には30円に減額され、現在は事業者だけが負担なしとなっています。この負担状況を見ると、事業者だけが一方的に軽減されています。

(発言する者あり)

さて、他市との比較では、札幌市は敬老ICカードを導入しています。1万円のチャージに対して利用者負担は1,000円で負担率10%、3万円に対して6,000円の負担で20%、最高7万円では17,000円の負担で24.3%という負担率です。

小樽市は、市内均一料金240円に対して、120円の負担で50%です。それに加えて、均一料金区間外の利用者負担です。

このたびの市の見直し方針について知らなかった老人クラブもありました。広く市民に周知されているとは言えません。

また、市長は、我が党の代表質問に対する答弁で、令和元年7月から厚生常任委員会を中心に勉強会を5回開催しており、改めて利用者からの意見を聞く考えはないと述べていました。

私も勉強会に参加してきましたが、勉強会を開催したことで承諾を得たと捉えるなら、大きな間違いです。勉強会の開催に反対するものではありません。しかし、勉強会は物事を決めていく機関ではありません。

特に制度の改正・見直しに当たっては、議会の中で十分議論し、その内容についても、時間をかけて市民に周知することが必要です。

議案第1号令和2年度小樽市一般会計補正予算は、ふれあいバス事業費の債務負担を、令和3年4月実施予定のふれあいバス利用に係る制度変更に合わせて、2月にバス事業者と協定を締結するために提案しています。

今定例会で決定することは、拙速で乱暴なやり方です。

コロナ禍の中、ふれあいバスの現行維持を求める陳情署名が短期間で取り組まれ、現時点で6,716筆が寄せられています。市民からこれだけの反対の声があることを謙虚に受け止め、制度の見直しを強行することは撤回すべきです。

以上、各党派、議員の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第23号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号、陳情第13号及び陳情第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。(拍手)

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、議案第23号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について及び陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方についてはいずれも採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については不採択を主張し、討論を行います。

陳情第8号です。道内でも津波対策として整備している実態があります。一定の課題はあるものの趣旨は理解できるものです。

陳情第13号です。小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。地域におけるコミュニティ活性化の核としても重要である塩谷小学校の存続は必要です。

議案第23号です。来月の1月22日に核兵器禁止条約が発効することが確定しています。日本が批准するのなら小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず、政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。したがって、小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番(中村誠吾議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第9号及び陳情第1号につきましては、採決の結果、議案第9号は可決と、陳情第1号は継続審査と、賛成多数によりそれぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第10号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第9号は否決、陳情第1号は不採択を主張して討論します。

議案第9号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案についてです。

この議案は、北海道新幹線建設に伴い、一部の変更をするというものとなっています。

北海道新幹線工事が進められていますが、速さを優先させたその計画は、山を貫き、膨大なトンネル発生土の受入れ地が必要となっています。北海道が各市町村に発生土の受入れを依頼しても、受入れ地は難航している状況です。候補地となった札幌市手稲、厚別両区では、農家や近隣住民から猛反対が起きて、受入れができない状況です。小樽市内でも、トンネル残土の受入れを反対する市民運動が活発になっており、現在、塩谷地区だけがトンネル残土の受入れをしていますが、塩谷地域からも不安の声があり、地元住民の十分な理解が得られたとは言えません。そもそも今、コロナ禍の中で、新幹線の延伸そのものの必要性が取りただされています。日本共産党は、新幹線工事を進めず、見直しをするべきと

考えていることから、賛成はできません。

陳情第1号は、これまで述べてきたとおり、陳情者が求める内容は、環境負担も含めて適切ではないと考え、賛成はできません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第9号及び陳情第1号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第22号につきましては、採決の結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第12号につきましては可決と、陳情第21号につきましては採択と、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第21号及び陳情第22号について、審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、議案第12号小樽市旅館業法施行条例及び小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案については可決、陳情第2号、陳情第3号、陳情第21号及び陳情第22号についてはいずれも採択の立場で討論をいたします。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

迫市長は人口減対策として、市外に転居する若い世代をどう食い止めるか、札幌市の施策を意識して比較し取り組むとしており、小樽市にとって大変重要な視点だと思えます。その札幌市は、コロナ禍でも既に来年度、小学校6年生までの入院、通院を実質無料化することを周知しています。

子ども医療費の助成は子育て世代が大きな関心を持っている事項でもあり、小樽市のさらなる少子化

対策、子育て支援策の一つとして、子どもの医療費無料化の助成を早急に拡大する必要があると考えることから採択を主張します。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。町内会活動が、高齢化に伴う担い手不足などの困難を訴える状況もある中で、長年、まちづくりセンター建設の運動が続いています。地域住民の要望に応え、まちづくりセンターの建設を実現すべきと考えます。

次に、陳情第21号市道築港海岸通線への信号機増設方についてです。

周辺建物やバス停の位置、既存の信号付き横断歩道の位置から考えると、陳情者が予想するように横断歩道のない場所での道路の横断が起きる可能性は大いにあると考えられ、市民の安全のためにも、信号機の増設を信号設置者に働きかけるべきと考え、採択を主張します。

最後に、陳情第22号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方についてです。

陳情に添えて提出された署名は、6,716筆になりました。2015年に15冊の利用制限が検討されたときの反対署名が4,700筆でしたので、その時よりも4割も多くの市民から反対の署名が寄せられたことを重く受け止めるべきです。

陳情趣旨説明では、小樽市内の路線バスはとても使い勝手が良く、ふれあいパス制度を利用して外出し、いつまでも健康・健脚で社会参加し、生き生きと暮らしたい。来年度導入のバスロケーションシステムは若者、現役世代には便利でも、スマートフォンに慣れていない高齢者には恩恵が薄い。高齢者という弱者を大事にする施策であるふれあいパスの現行制度維持を求めると発言されました。

趣旨説明でも言及されたように、ふれあいパス制度の目的は、高齢者の社会参加による生きがいがづくりと健康保持です。この目的を実現するために、バス乗車料金の助成という方法が取られています。70歳以上の小樽市民であれば皆さん、制度の対象となります。見直し案について、12冊で14,400円分までを利用可能とし、平等だという説明がありましたが、果たしてそうでしょうか。

高齢者の外出方法について、実際には、自分で車を運転する方、家族が送迎できる方、タクシーを利用できる方はバスを利用する機会はその多くはないでしょう。そもそも、対象者全てがバスを利用制限いっぱいまで利用することを想定してはいないはずで、制度対象者に平等な見直しであるとの説明は納得できません。

ふれあいパス制度は、車を運転しない、家族の送迎が期待できない、タクシーでの外出も難しい、そういった高齢者にも社会参加を促すためにバス料金助成という方法をとっているのではないのでしょうか。今回の見直しで利用制限されたために、目的地までの乗車路線数により、公平さを欠くものとなってしまいました。12冊では、目的地まで1路線で済む利用者は60往復できますが、2路線乗る必要のある利用者は、目的地まで30往復しかできません。これでは不公平です。ふれあいパス制度の目的を果たすためには、利用者が目的地に到着して、何らかの活動をする必要があるからです。ただバスに乗っても生きがいがづくりにはなりません。バスに乗るだけで健康保持にはならないのです。この制度を利用する市民に公平な制度であるためには冊数制限をするべきではないと考えます。

国土交通省交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会が2020年1月29日にまとめた中間とりまとめでは、「高齢者による運転免許証の自主返納件数は、年々増加しており、高齢者を中心に、「公共交通がなくなると生活できなくなるのではないか」という声が大きくなっている。また、高齢者の健康寿命が伸びていること等を背景として、高齢者の外出率は伸びており、高齢者の日常生活での外出機会を確保することは、将来にわたる医療・介護分野における公的負担の軽減につながることも期待される」と報告しています。

市は財政負担の軽減をふれあいパス制度の見直しの理由としていますが、新型コロナウイルス感染症

の影響で、今年度のふれあいパス利用の乗車券売上げは、前年比で約3割落ち込んでいます。今年度の市の負担も当然減るはずですが。コロナ禍で、バスの乗客が減っています。今年春の外出制限で乗客が減り、バス路線が減便されましたけれども、冬のダイヤ改正は減便された状態が引き継がれました。来年度も新型コロナウイルス感染症の影響があることを想定するべきです。減便によりバスの利用が不便になると、乗客が減る。乗客が減るから、さらに減便する。さらに不便になる。こうした負のスパイラルが起きつつあるのではないのでしょうか。大変心配です。そもそも、ふれあいパス制度見直しに反対するものですが、少なくとも現在、こうした状況の中で、高齢者の生活を支えるために大切なふれあいパス制度の見直しを急ぐ必要はないと考えることから、制度の現行維持を求める陳情の採択を主張します。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。（拍手）

○14番（須貝修行議員） 自由民主党を代表して、陳情第22号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について、委員長報告に賛成し、陳情は不採択の態度で討論いたします。

ふれあいパス事業は、御高齢の市民の方々に生きがいがづくり、健康づくりを目的に積極的な社会参加促進を図るために、バス、JRの利用者負担軽減策として平成9年度より開始した事業であります。以来、毎年、約2万人以上の対象の方々が御利用し、生きがいがづくり、健康づくりに大きく寄与してきた事業と評価しております。事業開始以来、約23年が経過しましたが、事業費の増大や、事業を継続する上でいくつかの課題や矛盾が顕在化してまいりました。

事業費については、平成9年度に約1億4,400万円でスタートいたしましたが、令和元年度には約2億800万円と増大いたしました。さらには、事業対象者の70歳以上人口のピークが、まだこの先にあるという現状を踏まえると、現行制度のままでは、今後さらなる事業費増大が確実であります。

また、本制度は、利用者や居住地域において偏りがあります。例えば、利用回数の多い方、約9.6%の方々が事業費の約54%を使用していることなども制度の問題として捉える必要があります。

また、本来の事業目的の曲解や交通事業者の費用負担問題、さらには平成28年度市民調査における改善要求など、これらを総合的に考えると、我が会派は事業費の見直し、制度設計の見直しは必然的であると断言せざるを得ません。

本事業の見直しに関しては、平成27年度から議会における議論が始まり、市は様々なデータを収集し、分析いたしました。加えて、令和元年度からは、厚生常任委員会の委員を中心に、他の議員も参加し、データに基づいて5回の勉強会、意見交換、検証を行い、議論を尽くしてまいりました。

この事実を持ってしても、拙速とは到底言い難いと考えます。

制度変更にあたり、高い頻度で御利用の一部の方から御不満の声が出る可能性は否定できません。

しかしながら、市の財務状況を踏まえると、今回の冊数制限がないままでの事業継続は困難であること、そして、何より本事業は事業を御利用なさっていない方々、事業対象者でありながら本事業を御利用されていない約37%、約1万4,000人、さらに申し上げれば70歳以下の事業対象外の方々約7万4,000人と、非常に多くの市民の方々の御理解の下、成り立っている事業であることを忘れてはならないと思います。

我が会派として、このふれあいパス事業が今後も持続可能で、引き続き、より多くの対象の高齢者の方々の生きがいがづくり、健康づくりに貢献し続けていくことが最重要と判断いたしました。

本件のキーワードは、事業継続そして公平性であると考えます。

最後に、今定例会の予算特別委員会、そして厚生常任委員会において、公平・公正という語句が強調、

多用されていたことに違和感を覚えました。

一般的には、公平とは公に平らかなこと、すなわち一定の集団において偏らないこと、判断や言動が偏っていないことであり、公正とは公平で偏っていないこと、すなわち判断や言動が偏らず正しいこととあります。

今回の制度変更を通じて、何が公平・公正であるのか、改めて自戒の念を込めて、議会人として今後の様々な判断のよりどころとしてまいりたいと思います。

以上を踏まえ、自由民主党として、陳情第22号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について、委員長報告に賛成、陳情の不採択を求めます。

ともに学習、検証、議論を重ねてきた議員各位、各会派の御賛同をお願いして、討論いたします。

(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、高橋龍議員。(拍手)

○6番(高橋 龍議員) 立憲・市民連合を代表し、討論いたします。

陳情第22号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方についてです。

ふれあいパスは、地域福祉の観点で高齢者の積極的な社会参加を促し、生きがいづくりに資する、つまりきっかけづくりとするものであり、期待される効果としては健康寿命延伸やコミュニティの形成等であると認識をしております。

現行制度の大きな課題として、利用される方の中でも費用面での偏りが出ていることもあり、事業費が大きくなり続けている点が挙げられます。制度から20年の経過の中では、社会情勢や本市の人口構造・財政状況も変容を遂げ、今は制度の維持自体が危ぶまれているという段階を迎えております。もちろん、現行制度をそのまま維持できるのであればそれに越したことはありませんが、本市の経常収支比率等の高さも考えると、制度変更には理解せざるを得ないとの考えに至ったものです。

加えて申し上げますと、この制度をいかにして続けていくかを探っていく中で、ICカード化、所得制限、年齢制限等の案も出てきました。より現実的な形で制度の維持ができる案として、このたびの改正案に至ったものと考えます。我々の会派といたしましても、これまで種々の質疑をまいりました。それを振り返ってみても、この間の議論が無為なものだったとは決して思っておりません。建設的な議論を重ね、その積み上げの末に本案が示されたものと認識をしております。

平等性と公平性についても議論がなされました。70歳以上の方が同じ条件の下、ふれあいパスを利用する権利を等しく有していることから、まず平等であると言えます。また、仮に行き先が限定されるとすれば、公平性を欠くという考え方もあるとは思いますが。しかしながら、目的地が定められたものでないことから、公平性も持ち合わせていると考えます。

さらに申し上げますと、入口論としての分配の公平性にのみ捕らわれてしまうと、市全体を見た時の結果の公平性を失う恐れがありますことから、制度改正案には理解をするものです。

他方で、このたび陳情を御提出いただきました皆様からの御意見は、非常に貴重なものであると受け止めております。個々の御事情により、ふれあいパスに頼って多くの外出を必要とされる方がいるということに目を向けた時、その方々の支援をどのように図っていくかは、課題として市には御認識いただきたいをお願いをする次第です。

例えば、生活困窮のために就労しているというケースも想定はされますし、事実あるとも思います。困窮した御高齢の方が無理を押しての就労を余儀なくされ、その通勤のためにふれあいパスを利用されていると、移動の不便を訴えて御相談に来られた場合、行政としてはどのようにあるべきか。事の本質

である生活困窮の支援に目を向け、相談者と伴走しながらの課題の解決をお願いするところです。

このように多様なケースが想定されることから、潜在的に別の困り事を抱えていることが認められる折には、個々にその御相談を受ける中で、横断的かつ重層的なサポートをする体制構築が必要となってくるものと考えております。

結論といたしまして、本陳情を採択するという点では陳情者の意に添うことは難しいものの、福祉部からも社会情勢を俯瞰して施策展開を行うことが肝要であるという旨の御答弁もいただきましたので、今後の福祉施策の強化については、しっかり取り組んでいただきますことをお願い申し上げて、討論といたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第22号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について、不採択の立場で討論を行います。

ふれあいパス事業は、「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資すること」という制度の趣旨で、小樽市の単独事業として平成9年度よりスタートいたしました。

これまでの負担の経緯を確認しますと、当初、利用者負担は無料でありましたが、平成16年度に事業費の増大により利用者負担を無料から100円に変更いたしました。また、市の負担額ですが、一部バス事業者に負担をお願いし70円でしたが、平成29年度では70円から100円、令和2年度では100円から120円と増大してきました。

事業費の比較では、平成9年度は約1億4,400万円であり、令和2年度予算では約2億5,100万円で約1.8倍と増え続けている状況にあります。

また、ふれあいパスの対象者数は、平成9年度では2万3,392人、令和2年度では3万8,583人と約1.6倍になっている状況であります。

このような中、平成9年度以降も人口減少、少子高齢化の状況が進み、本事業の創設当初と現在の状況では社会情勢も変化し、限られた予算の中でこれまでも負担の内容を変更しながら事業を継続してまいりました。

このように、社会情勢の変化に対応しつつ内容を変更しながらも、このふれあいパス事業が今後も持続可能な事業として継続できるように考えたとき、限られた財政状況の中で様々に検討され、最終的に提案された今回の見直し案については、やむを得ないものと判断したところであります。ただ、今後の課題としてICカード化などの問題も含め、さらなる検討が必要と考えますので、議論を重ねていくことを要望いたします。

以上のことから、陳情第22号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について不採択を主張し、各党派、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第22号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について、採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第13号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、陳情第9号及びび所管事務の調査につきましては、継続審査と全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。(拍手)

○20番(小貫元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第13号は否決、陳情第4号ないし陳情第6号はいずれも採択を求め、討論します。

初めに、議案第13号小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案についてです。市道に設置されている電柱やバス停などの占用料を引き下げる条例案です。今年度から既に実施されています。中央バスに対する占用料の引下げは、1年前倒しで実施されました。2018年度と来年度見込みで比較すると、北海道電力、北海道ガス、NTT、中央バス4社合計で1,800万円もの値引きになります。その一方で、財政が厳しいとふれあいパスの利用制限が提案されました。やっていることが逆さまです。小樽市は、収支改善プランに基づく財政改善の真ただ中です。財政調整基金に頼らず、当初予算編成ができるようになってからでもいい話です。道路法では、条例で定めるとされている占用料ですので、小樽市独自に定めることが必要であり、条例案の撤回を求めます。

次に、各陳情についてです。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方については、バス路線に関する陳情です。先ほども討論したように、バス会社への占用料の引下げを小樽市が行っても、バスロケーションシステム導入で6,000万円もの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を投入しても、バス事業者は市民の要望を拒否しています。市は、事業者公共交通の担い手として、市民の要望に応えるよう強く求めるべきです。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。

地域住民は、水道の整備でなくても、安全な水の供給を求めているとのことでした。上水道整備が難しいのなら、代替案を示し、補助制度を作ることなどがが必要です。

いずれも願意は妥当であり、採択を求めます。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第13号及び陳情第6号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、陳情第7号については不採択、陳情第11号及び陳情第14号についてはいずれも採択を求めて討論いたします。

初めに、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方についてです。旧緑小学校跡地は、長寿命化計画案の中で、いまだ整備方針、整備時期は決められていないものの、市営室内プールや総合体育館の建設が検討されています。このため、陳情第7号は不採択を求めます。

次に、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についてです。公共施設再編は、より住みよいまちづくり、魅力的なまちづくりに寄与することが期待されており、バリアフリー、ユニバーサルデザインを採用すること、また、利用者の意見を最大限尊重し、地域住民の期待に答える計画とすることを求め、陳情第11号の採択を求めます。

最後に、陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてです。今定例会では、公共施設長寿命化計画案が示されました。第3回定例会までの説明では、今年度中に策定される長寿命化計画に市営室内プールや総合体育館についても、整備方針と整備時期を示すと説明されてきました。しかし、示された長寿命化計画案では、これらを別途計画とし、来年度1年間、施設の規模や機能をさらに検討することとされたことは大変残念です。また、本庁舎別館も別途計画とされました。ともに、不特定多数の市民が利用する大規模な施設でありながら、耐震性に問題があるため、安全性の点から対応が急がれる施設です。

市営室内プールや総合体育館と本庁舎別館を別途計画とし、整備方針、整備時期を示さなかった理由について、市は、大変大規模な施設であり財政負担が大きい、その規模やどのような機能を入れるかなどについて、さらに検討が必要と説明しました。しかし、このような課題があることは第3回定例会の時点でも明らかだったはずで、説明されてきたように長寿命化計画案で整備方針と整備時期を示さなかった理由になっておりません。

どちらを優先して取り組むかについても議論されました。本庁舎別館は、建設費の起債において、市の自己資金を用意するために、現在の小樽市庁舎建設資金基金8,653万3,000円では足りず、これまで年1,000万円積み立ててきた経緯から、建設に当たって必要な自己資金を用意するまでに相当の期間がかかると考えられます。対して、市営室内プールや総合体育館は建設予定地を旧緑小学校跡地とし、建設費の起債においても、市の自己資金なく利用できる過疎対策事業債があります。まずは、建設予定地、建設費のいずれも目途がついている市営プールや総合体育館の基本構想に入り、その中で施設の規模や入れるべき機能を検討することができるかと考えることから、陳情第14号の採択を求めます。

各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第24号ないし議案第26号」を一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。(拍手)

○市長(迫 俊哉) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第24号令和2年度一般会計補正予算につきましては、12月11日に、国において、新型コロナウイルス感染症対策の予備費を活用したひとり親世帯臨時特別給付金の再支給が閣議決定されたことから、生活実態が依然として厳しい状況にある低所得のひとり親世帯の皆さんを支援するため、第2回臨時会で予算措置しましたひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費を増額いたしました。

また、今後、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に、迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、現行の予防接種台帳システムを改修する健康管理システム改修事業費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国庫支出金を計上いたしました。

議案第25号公平委員会委員の選任につきましては、関口正雄氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第26号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、高橋房子氏、加藤孝憲氏、西尾弘美氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますので、引き続きこれらの方を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号は可決と、議案第25号及び議案第26号はいずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第5号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。(拍手)

○20番(小貫 元議員) 提出者を代表して、意見書案第1号「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書(案)の提案理由を説明申し上げます。

2014年の法改正で、自治体が行う介護予防・日常生活支援総合事業が導入され、要支援者は、介護給付から総合事業へと移されました。厚生労働省は、総合事業の対象を要介護者まで拡大することを目指しています。このことによって、介護利用者の給付を切り捨て、自助・互助への置き換えが一層進むことが懸念されます。

よって、本意見書案は、国に対し、総合事業の対象拡大について撤回を求めるものです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第2号ないし意見書案第5号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいま提出されました意見書案第1号に可決の立場で討論を行います。

意見書案第1号「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書(案)です。

要支援者向けの介護予防・日常生活支援総合事業の対象を要介護5の人まで拡大し、要介護者の介護保険給付外しを可能にする「省令改正」による介護保険制度改変に衝撃が広がっています。厚生労働省は23日まで意見公募にかけた後、実行に移す計画です。

要支援者向けの介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の裁量で実施され、提供されるサービスの種類や量もそれぞれの自治体任せです。サービス単価は介護保険給付より低く設定され、サービスの担い手もボランティアなど無資格者でも可能です。需要が見通しを上回り予算が足りなくなれば、サービスを低下させるか利用者の負担を増やすしかありません。

今回の見直し方針は、要介護者の保険給付外しに道をひらくことになりかねないものであり、撤回を求めるものです。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本年も残すところわずかとなりました。

この1年を振り返ってみますと、今年は、世界中で新型コロナウイルスによる脅威に直面した1年でありました。昨年12月、中国の湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者が確認されたことに端を発し、年明けには瞬く間に世界に感染が拡大しました。

1月30日にはWHOが国際的な緊急事態を宣言し、3月2日には世界の流行状況がパンデミックと認定され、世界ではこれまでにおよそ170万人の方がこの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりにな

りました。市内ではこの感染症により6名の尊い人命が失われました。

お亡くなりになった方とその御遺族に、衷心より哀悼の意を表しますとともに、日々、医療機関などの最前線において命がけで業務に当たられている医療従事者の方々はもちろんのこと、市内における感染拡大防止に尽力されている保健師の皆さんや福祉・介護に従事されている皆さんに対し、敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

この新型コロナウイルスの影響により、国内では、東京オリンピック・パラリンピックが延期となり、春夏の高校野球などが中止となったほか、小樽でもおたる潮まつりをはじめとする多くの行事が中止となりました。

このように今年は、国民全体が深い悲しみと不安につつまれる1年でしたが、暗く重苦しい話題が続く中、10月に公開されたアニメ映画「鬼滅の刃」が2か月足らずで興行収入300億円を突破する大ヒットとなりました。これには様々な要因があると思いますが、死と隣合わせの世界観がコロナ禍における今と重なり、そんな世界にあっても、主人公たちが絶対に希望を捨てず、ひたむきに戦う姿が人々の心を打ち、共感を生んだことも一つの要因であろうと思います。

また、今月6日、宇宙航空研究開発機構JAXAがはやぶさ2のカプセルの回収に成功したことは、暗い話題の続く国内に一筋の光明をもたらすような出来事でもありました。

本市におきましても、新型コロナウイルスは深刻な影響をもたらしました。小樽の基幹産業である観光において、本年度上半期の入込客数が131万2,100人と、対前年度比で265万7,600人減の33.1%と大幅に落ち込むなど、市内経済は、観光のみならず、大きな打撃を受けました。飲食店をはじめとする市内の多くの事業者の皆さまが現在も苦しい経営を強いられており、一刻も早いコロナ禍からの脱却を切望いたします。

春先には各学校で長期間の臨時休業があり、子供たちの学習への影響も懸念されました。また、外出を自粛する御高齢の方々の健康状態への影響も心配されるところであるなど、コロナ禍の影響は細部にまで及んでおります。しかし、そんな中にあっても、市民の皆さまは明るさと希望を失わず、小樽市民の底力を示してこられております。堺町通り商店街の自虐的な情報発信が全国から注目を集めたことは、その象徴的な出来事であったように思います。

市議会におきましても、新型コロナウイルス感染症に関連し、様々な議論が行われました。

そんな中、6月9日には本市議会の総意として、今年度の一般会計予算において議会費735万円を削減し、新型コロナウイルス感染症の関連施策に有効に活用していただくよう、市長に申入れを行いました。

その結果、市内の小・中学校における夏季休業期間中の登校に備え、各教室に扇風機を設置し、保健室には冷風機を設置する空調設備整備事業費として有効に御活用いただきました。関係する皆様に御尽力いただきましたことについて、改めて感謝を申し上げます。

また、市議会では、新型コロナウイルス感染症に関連する意見書を3度にわたって採択し、国が新型コロナウイルス感染症の収束に向けて全力で取り組むことや、マスク等の物資の供給体制の確保、医療機関での感染対策の確立や医療従事者に対する手当の支給、事業者への損失補填など、国の関係機関に対し、市民の生命と生活を守るよう要請いたしました。

結びになりますが、この1年、私に寄せていただきました御厚情に対しまして、心より感謝を申し上げます。

議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛のうえ、御家族共々輝かしい新年をお迎えになられますよう御祈念を申し上げまして、本年最後の議会に当たりましての挨拶

捗とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松田優子

議員 酒井隆裕

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和2年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和2年10月の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

予算特別委員長報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

宿泊施設誘客促進追加事業費補助金について、市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業中止の判断は、市が行うとし、参画事業者用のマニュアルに注意事項として、外出自粛等の行動制限が発令された場合と記載しているというが、その判断が国や道の警戒ステージによるのであれば、その旨をマニュアルで明確にする等、市の判断基準を事業者へしっかりと周知する必要があるのではないかと。

また、市は、この事業を利用した宿泊は、予約ベースで約8割が販売され、完売している施設もあるというが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当該事業の継続が困難となった場合には、事業者は大きな打撃を受けることになるため、こうした事態に備え、市は、この事業に代わって宿泊事業者を直接支援するような制度の設計をしておく必要があると思うがどうか。

高齢者の積極的な社会参加を促し、生きがいを創出するための制度であるふれあいパスについて、市は、令和3年4月から、助成額に上限を設け、また、公平性の観点から、これまでは事業者が負担していた対キロ区間運賃を利用者負担とするように変更したいという。

この変更内容について、市は、11月9日に市のホームページで見直しの方針を示したばかりであるにもかかわらず、今定例会で関連予算の議決を求めるといい、改めて市民の意見を聞くこともしないというが、あまりにも拙速で乱暴なやり方だと考えるがどうか。

また、この見直しによって人口減少に拍車をかけることになると考えるが、市は、なぜそのことについての判断を避けるのか。

ふれあいパスの見直しについて、市は、ホームページに掲載し周知しているというが、制度を利用する高齢者に情報が届きづらいとも考えられるため、高齢者に向けた情報発信について対策を考える必要があるのではないかと。

また、助成額に上限を設けずに制度を維持できれば望ましいという気持ちは理解するが、本市の厳しい財政状況や人口構造を踏まえた上で、利用者と未利用者との公平性に鑑みれば、制度を維持していくために一定の見直しを行うことはやむを得ないと思うがどうか。

市が行おうとしているふれあいパス事業の制度変更は、購入できるバス乗車券を1人12冊に制限するものであるが、多くの市民の健康づくりや生きがいづくりに寄与するこの制度を将来にわたって維持することが重要であり、制度変更については理解するものである。

しかし、今回の制度変更を行ってもなお、身体的理由などによりバスを利用できない方との公平性などの課題が残ることから、すべての高齢者が利用可能な制度とするため、公共交通機関の利用助成に限らず、温泉施設の利用や鍼灸・マッサージ、健康グッズ購入補助などに進化させることを検討してほしいと思うがどうか。

市は、令和3年度から4年度にかけて、組織改革に伴う執務室の移転を行うとのことであるが、移転作業により窓口業務等をはじめとする各業務に影響は出ないのか。

また、移転にかかる改築・改修等により、数千万円単位の費用がかかることが予想されるとのことだが、本市の財政状況に鑑みると、市には、財政への影響を少なくするよう工夫を凝らしてほしいと思うがどうか。

市は、組織改革で設置する福祉総合相談室にグループ制を導入するという。グループ制を導入することで横断的な対応や職員間での情報共有や連絡調整がスムーズに行われて複合的な課題を抱える相談等に柔軟な対応が可能になり、市役所の縦割りが解消されることになればよいと思うが、業務ごとに上司が変わり、業務量や業務内容に応じて関わる職員の人数をフレキシブルに変えるなど、業務の効率的な進め方は想定しているのか。

また、日々の生活に追われて大変な方からの相談を受ける自立相談支援は、窓口を設置して待つという姿勢だけでなく、支援を必要とする人に届くようなアウトリーチの視点が大切であり、関係機関との連携が重要であるため、市には、関係機関に対し、福祉総合相談窓口を開設し、しっかりと受け入れることができる体制になることを周知してほしいと思うがどうか。

生活サポートセンター「たるさぼ」は、現在、本庁舎から離れた場所で業務が行われているが、令和3年度の組織改革では本庁舎に移転し、福祉総合相談室として開設されるという。

移転に当たっては、「たるさぼ」という名称が市民に浸透していることや、全国的に注目されている事業であることから、「たるさぼ」の名称を引き続き使用し、庁内の関係部署との連携を深め、さらに相談者に寄り添った体制になってほしいと思うがどうか。

小樽市夜間急病センターの指定管理の期間については、医師の働き方改革による労働時間の短縮に向けた国の動きを見据えて医療体制を見直すという医師会の申出により指定期間を1年にしたという。

現在、午後6時から9時までは市内の医師が当番を組み、午後9時から翌朝7時または翌朝が日曜日の場合は9時までは札幌市の大学の医局から医師の派遣を受けて運営しているというが、同センターは地域医療を守る上で重要な施設であり、特に夜間に子供や高齢者の体調が急に悪くなった場合に必要であることから、引き続き医師が確保されるよう対処してほしいと思うがどうか。

人口減少問題について市は、若年層の流出を抑制するために様々な事業を実施しているというが、それらの事業の効果については示せないという。

しかし、事業の効果が示せなければ、事業に対する効果的な予算配分が行えなかったり、議会や市民からの納得、理解が得にくくなると思われるがどうか。

また、宮崎県日南市における行政マーケティングや福岡県大野城市における行政評価など、先進市における取組に比べると本市は遅れていると感じられ、小樽市人口問題研究会からも「本市では、市職員の組織的対応のレベルに関する組織内調査を継続的に行っておらず、また、住民満足度向上を目的とした部署間での情報交換や共有の仕組みが整っているとは言えない」と指摘されており、市にはそうした状況の改善に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

コロナ禍において、本市ではこれまでも経済対策を行ってきたが、成人式の延期や忘・新年会の自粛などで市内事業者は大きな打撃を受けることに鑑み、市は事業化に向け、市内でどのような協議を行っているのか。

市内事業者への支援は、様々なパターンが想定されることから、制度や事業の設計は非常に難しいと思うが、市は、できるだけ多くの声を聞いた上で、幅広く支援ができるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

来年12月に王子エフテックス江別工場がパルプの製造を停止するというが、パルプの原料である木材チップの輸入は、石狩湾新港で銭函5丁目の岸壁を使用して行われており、本市の企業が荷下ろしや、また、船舶に関する様々な手続きを担っている。

市は、パルプの製造停止が本市の経済に与える影響について、どのように考えているのか。

また、こうした問題について、本市に隣接する都市との情報交換が少なすぎると思うがどうか。

今年9月20日未明と9月23日未明に、本市に届いた爆破予告メールについて、市は、23日の午前11時過ぎまで、そのメールの確認ができていなかったという。

最初のメールが届いてから、実際に市が内容を把握し、対応するまでのタイムラグに関して、市は、土日・祝日が含まれていたほか、市が対外用に使用しているメールシステムの不具合によって確認ができなかったというが、そもそも、このメールシステムは度々不具合を起こしているようであり、市は、このメールシステムについてどのような見解を持っているのか。

今回の爆破予告による被害は発生せず、何事もなく済んだが、今後このような事態が再び起きることも想定されるため、市には、今回のことを教訓に、組織横断的な対応ができるよう検討を進め、問題が起きたときには誰がコントロールするのか決めてほしいと思うがどうか。

収支改善プランの取組の一つである広告料収入の確保については、市のホームページに掲載する広告を募集し広告料収入を確保するとしているが、市のホームページは、現在アクセス数が公開されていないため、広告を載せたい事業者からすると広告の効果がどれくらいあるかわからないことから、事業者の検討の材料とするためアクセス数を載せるべきと思うがアクセス数の掲載に当たり何か問題があるのか。

また、ホームページ以外の媒体への広告の掲載について、例えば、給食だよりや給食献立表のように子育て世代にターゲットが絞られることや各家庭で1か月ずっと貼り続けるようなものへの掲載について検討してほしいと思うがどうか。

ふるさと納税について市は、香川県東かがわ市の一都市長体験のような体験型返礼品の実施に向け課題やニーズの把握を行うというが、どのような方法を用いて把握していくつもりなのか。

また、俱知安町などでは高額な返礼品を用意し、1件当たりが高額な寄附を集められるよう取り組んでいると聞けるが、例えば、1万円の寄附を100件受けるより、100万円の寄附を1件受けるほうが費用や労力の面から効率的であることから、本市においても高額な返礼品を用意することについて検討してほしいと思うがどうか。

学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の対応として、濃厚接触者ではない児童・生徒の保護者に対し、学校内において感染拡大防止の対策を講じているため安全であることを伝えたり、児童・生徒に発熱等の症状があった場合の対応を示した文書の配布や安心安全メールによる周知などを行っているという。

しかし、学校からの文書ではきちんと目を通さない保護者もいると思われることから、安心安全メールだけでなく、伝えたいことが伝わるインパクトのある文書を配布してほしいと思うがどうか。

市教委は、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業によって不足した授業時数を確保するため、本市における今年度の小学校の冬休みを8日間としたというが、道内の小学校の冬休みは平均で約20日間となっている。

本市ではこれまで、子供たちが冬休みを利用してスキーに熱心に取り組んできたと思うが、このような短い冬休みでは、スキーの技術向上も困難であり、市教委は子供たちがスキーに取り組む時間について最大限配慮すべきと思うがどうか。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、時短授業を行うくらいなら、休みの日数を増やすべきではないかと不安に思う保護者の声もある。学習時間の確保の必要性も理解するが、子供たちの安全や健康面に最大限配慮してほしいと思うがどうか。

市が長期構想を策定し小樽市の未来への希望を示すことで、小樽市を支える若者へのエールになったり、市民の誇りになれば大変喜ばしいが、反対にその長期構想や計画に基づく施策が遅れたり、実施しないことになれば失望につながりかねない。そうならないためにも、長期構想や計画の策定に当たっては各部ごとの検討にとどめず、市全体の収支を意識した費用の見通しや、施策の実施を考慮する必要があると思うがどうか。

また、計画策定の手法については、市の経営や収支計画のシミュレーションを行い、各年度で新たな施策に配分できる予算を見極めることが必要だと思うがどうか。

観光PR動画制作事業において、市は、1,000万円近い予算をかけて事業を行っているが、再生回数などの数値目標は設定しておらず、その分析についても市独自には行っていないという。数値目標を設けず、分析も行わなければ、事業の効果は不明であり、そのような事業に多額の予算をかけるわけにはいかないと思うが、市は、当該事業の予算をどのような基準に基づいて設定したのか。

また、今日では、広報活動には高度なIT技術やマーケティング能力が必要となっており、職員の作業には限界があると思うが、職員の育成や専門的な知識を持つ職員の登用、動画制作の内製化などについて、市はどのように考えているのか。

道道小樽環状線JR塩谷駅付近の交差点に設置されている押しボタン式信号機については、交通量が少ないことを理由に公安委員会が撤去する方針を示しており、小樽警察署が地域住民向けの説明会を開催したところ、地域住民からは信号機の継続設置を求める意見などが出されたという。

また、説明会をきっかけに、当該信号機近隣の丸山下町会、親和町内会、塩谷文庫歌町内会が信号機継続設置を求める署名運動を始めたところ、合わせても200世帯ほどしかない地域での運動にもかかわらず、301筆もの署名が集まり、信号機の存置を望む住民の熱意が感じられることから、市には、市民の安全・安心を守るためにも、信号機の撤去方針の取下げを小樽警察署へ申し入れてほしいと思うがどうか。

小樽市雪対策基本計画における重点的な施策の具体的な取組は「克雪」「親雪」「利雪」を意識して位置づけているという。

その中の「親雪」においては、雪に親しむ冬のイベントを主催する団体や町内会との情報を共有し連携協力を行うとしているが、ウインタースポーツについての記載がなく、例えば既存のスキー場やからまつ公園の歩くスキーコースなどとの連携活用や競技会の誘致などは親雪活動に含まれると思うことから、これらの取組を計画に記載してほしいと思うがどうか。

また、「利雪」においては、脱炭素社会やSDGs とのかかわりも大きいと思うことから、本計画にもそのフレーズを記述すべきと思うがどうか。

市は、スタッドレスタイヤの性能が向上していることを踏まえ、経費節減を図るため、交通の安全が保たれる範囲で試行的に 23 箇所のロードヒーティング施設の一部停止箇所を拡大したという。

この中には小・中学校周辺の路線も含まれ、市民からは、唐突に実施されたことへの戸惑いや疑問の声が寄せられているが、今回新たに部分停止を行った路線沿線の住民や町内会、市教委などには事前の周知を行っていたのか。

また、市は、沿線住民や関係部局などには事前に相談をせず、場当たりに試行を実施しており、こうしたやり方は、結果として児童をはじめとした市民の生命を脅かすことにも繋がりがねないことから、市には、今後新たにロードヒーティングの部分停止を試行する場合は、近隣住民や市教委などと十分に協議してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線トンネルの掘削土の受入れ候補地の選定について、鉄道・運輸機構は、平成 27 年に河川及び周辺海域の水産資源の被害等の防止を目的とした環境保全協定を 5 つの漁業協同組合と締結しているが、河川流域の住民に対しては個別に対応していく考えであるという。しかし、個人ではなかなか言いたいことも言えない場合もあり、また、河川は個人のもではなく、地域のものであることに鑑みると、個別の対応ではなく、地域の問題として町内会を通して対応するよう、市から機構へ申入れてほしいと思うがどうか。

また、現在示されている 3 か所の要対策土受入れ候補地において、仮に大雨等で沈砂池があふれるようなことがあれば、その雨水は全て塩谷川に流れ込むことから、塩谷川流域の住民にとっては大変な問題である。機構は沈砂池について、1 時間当たり 50.5 ミリメートルの雨に対応できる容量のものを設置したというが、塩谷川は過去に氾濫したことがあり、その程度の対応で安全なのか疑問であるがどうか。

決算特別委員長報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ふるさと納税について、令和元年度の寄附金額は1億4,900万円であり、5年前と比較して確実に増加してはいるものの、道内の上位の市町村と比較すると、まだまだ追いついていない状況である。

全国的な知名度から見ても本市は上位の市町村より優位な状況の中、寄附金額が伸びていないことについて、従前から、上位の市町村と比べて何が違うのかを研究してほしいと提言していたが、令和元年度においてはどのような研究をしたのか。

また、ふるさと納税に対する市の姿勢は重要な要素であり、例えば、全国のふるさと納税寄附額ランキングでトップを争っている大阪府泉佐野市は、過去に財政健全化団体になった背景から、市長自らがふるさと納税を収入増の手立てとするため職員に強く要請して始まったと聞くことから、市には、寄附額の増加に向けて、しっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

石狩湾新港に設置されているガントリークレーンについて、現在、2機目の設置が進められたが、1機目が起債の償還を終了しているにもかかわらず累積収支で12億円以上の赤字となっている状況で2機目を導入すれば、赤字がさらに拡大する懸念があるが、市はどのように考えているのか。

また、石狩湾新港では、収支不足により毎年一般会計からの繰入れを行い収支を保っているという異常な状態が続いているが、これは、経営に伴う収入を経費に充てなければならないという地方財政法第6条に反していると思うがどうか。

令和元年度の収支改善プランの取組結果における電話交換業務について、市は、他市の状況調査と費用対効果の検証を掲げていたが、この業務の見直しが可能であるかどうか検討すらしていないという。

今後、この業務の見直しを議論していくのであれば、市には、収支改善プランに搭載されているとあって単純に経費削減のためだけに見直しを行うのではなく、職員の電話対応による精神的な負担の軽減や業務の効率化を図ることを目指し、多少の経費がかかるとしても柔軟な対応をしてほしいと思うがどうか。

国の交付金で実施する事業の予算については、本来であれば、市民への説明責任を果たすためにも、国から内示額が示され不用額が生じる見込みが立った時点で減額補正すべきと考えるが、市は減額補正をせず、その結果、毎年、億単位の不用額が生じたり、不用額を他の事業に流用している例が散見される。

令和元年度においても、年度当初には内示額が示されており、時間的にも第2回定例会で減額補正をすることができたにもかかわらず行わなかったのはなぜか。

現年度に減額補正を行うことにより、年度途中で財政調整基金残高の確保、ひいては新年度予算を編成する際の財源の確保につながるが、その場合、財政調整基金に与える影響について、市は、どのように考えているのか。

本市における市民1人当たりの教育費について市教委は、他都市と比較して必ずしも低くないというが、それは人口の割に児童・生徒が少ないことが原因であり、優遇しているという感じは受けない。

本市の学校教育の状況は、ICT整備事業は進んできているものの普通教室への指導員用パソコンの導入や無線LANの整備が実施できていないことや、学校図書館の蔵書数が基準に達していないことなどから学校教育に係る予算は十分でないと考えられるため、厳しい財政状況ではあるが、財政の立て直しとのバランスをとりながら、将来の子供たちへの投資と考えると、教育費の予算確保をしてほしいと思うがどうか。

創業支援事業費について、令和元年度の補助金交付件数は平成30年度と比較して半以下となり、また、予算執行率も4割に満たなかったとのことであるが、市は、このことについてどのような認識を持っているのか。

また、令和元年度の空き店舗対策支援事業費については、平成30年度の決算額と比較して、2割に満たなくあまりに少ないが、どのような理由によるものか。

若者就職マッチング支援事業は、高校生や大学生など若者の就職率向上及び地元定着のため、市内企業の見学や出前説明会、インターンシップ等を実施する事業であるという。

現在、小樽市では若者が定着しない状況にあるため、この事業をきっかけにして、企業と協力しながら若者が本市に定着し、なおかつ企業に貢献できる人材として働くことができる環境をつくってほしいと思うがどうか。

市長の子供たちに対する事業を充実させたいとの思いを受け、令和元年度予算に計上したニュースポーツ用具購入費は、小・中学生、高校生を対象とした新年子ども会等のイベントやリーダー養成研修の内容充実のため、気軽に楽しめるニュースポーツ用具を整備するものであり、今回はフロアカーリング、スポーツガラッキー、キンボールの3種目の用具を購入したというが、購入に当たりこれらの種目を選定したのはどのような理由によるものか。

また、市は、子どもフェスティバルやおたるジュニアスポーツ研修会などを開催した際、実際に子供達にニュースポーツを体験してもらうなど周知と普及の取組を行ったとのことだが、取組を行ったことにより、どのような効果があったと考えているのか。

福祉除雪関連事業費については、実施世帯が登録世帯の約1割しかいないにもかかわらず、予算の約5割を使用している。仮に登録世帯をすべて実施しようとする予算が不足すると考えられるが、市はどのように認識しているのか。

また、福祉除雪の登録要件は、非課税世帯でかつ持家の方に限られ、利用のハードルが高い制度となっていることから、持家、借家にかかわらず、低所得者が利用できるように制度を見直してほしいと思うがどうか。

令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化において、市は、幼稚園・保育所等を利用する3歳から5歳児クラスの児童の保育料が無償化されたこと等に伴い、これまで本市が独自で軽減策を講じていた保育料の国基準との差額分の負担が、令和元年10月から令和2年3月までの6か月間で6,000万円近く減額されたという。

一方で、この制度変更により、これまで保育料に含まれていた副食費が新たに徴収対象となったことで、保育料はゼロ円なのに副食費の負担が増える世帯があると聞けるが、仮に、この副食費を市で独自に補助した場合の市の試算が年間で2,500万円程度であるならば、市には、副食費を保育料の一環として捉えて、本市の保育料負担軽減策の減額分を活用し補助を行うよう検討してほしいと思うがどうか。

生活保護費における生活扶助費について、市は、1人当たりの平均額が年々減少傾向にある一因として、生活保護基準の見直しが挙げられるほか、平成29年8月の年金制度の見直しや令和元年10月の消費税増税時の年金生活者支援給付金などにより収入が増額となった生活保護受給者がいることも生活扶助費が減額となった一因と考えているという。

しかし、消費税増税に伴って支出が増えることに鑑みると、収入が増えたとはいえ生活扶助費が減額となることには疑問があるが、市は、消費税増税と生活扶助費の減額との関係についてどのように考えているのか。

生活困窮者就労準備支援事業は、直ちに就労が困難な方を対象に、基礎能力を養いながら一般就労に向けた支援を行う委託事業だが、令和元年度の利用者は2名ときわめて少ない。

この事業は、地域の実情や相談者の実態に応じて、各自治体で内容を定めることができるというが、事業を利用する方は、就労に限らず様々な課題を抱えていることが多いことから、市には、事業の見直しなども検討しながら、生活に困窮する方々が自立や就労に結びつくように支援を行ってほしいと思うがどうか。

特定空家等住宅除却費助成事業費は、「特定空家等」で、かつ、危険度・緊急度が高い「不良住宅」の除却費用の一部を助成するものであるが、令和元年度においては、予算額 300 万円を最大限執行していることから、予算額を増額し、助成対象者数を増やす必要があると思うがどうか。

また、空き家・空き地バンク制度の登録件数は平成 30 年度と令和元年度はゼロ件であり、令和 2 年度は現時点で 1 件と、小樽市空家等対策計画の成果指標に示されている 1 年当たり 20 件には遠く及ばないことについて、市は、どのような課題があると考えているのか。

令和元年度の記録的な少雪によって、平成 22 年度の制定以降初めて適用された除排雪業務委託における最低保証制度は、地域総合除雪業務においては当初契約額の 70% を保証するというものであるが、市は、この割合をどのような根拠によって設定したのか。

また、高齢化に伴い技能に優れるオペレーターや作業員の確保が困難になりつつある中、多くの建設関係業者は厳しい経営状況が続いており、最低保証制度の制定から時間が経過していることから、保証割合の妥当性を検証し、制度を見直す必要があると思うがどうか。

地域総合除雪は、事業者が一生懸命担ってきた事業であることから、市には、事業者と緊密な連携のもと、共同してこの事業を継続して行ってほしいと思うがどうか。

都市公園安全・安心事業費の予算額と決算額に大きな乖離があった理由について、市は、国からの交付金が要望額の約 55%しか交付されず、予定どおりの事業執行が困難になったことを挙げているが、公園整備のために策定した小樽市公園施設長寿命化計画に交付金の減少が及ぼす影響について、市は、どのように考えているのか。

また、予定していた公園整備が先送りされてしまうのであれば、既に整備済みの公園施設の更新時期と重なることから、市は、様々な情報にアンテナを張り巡らし、計画どおり公園を整備する方策を考えてほしいと思うがどうか。

旧国鉄手宮線整備事業は、臨港線から長橋線区間における落石侵入防止のため調査及び応急対応の実施などを行う事業で、市は、調査結果を踏まえ応急対応を行ったことであるが、当該箇所は斜面が風化した脆弱な岩石で構成されており、将来的には崩壊のおそれがあるとの調査結果が出ていることに鑑みれば、応急対応だけではなく正式に対応する必要があると思うがどうか。

令和元年度の港湾整備事業特別会計から一般会計への繰り出し金は決算額で約2,400万円であるが、昨年度は多目的荷役機械の故障に伴う賠償金の支払いや、引き船の購入、公共上屋の更新など当初予定していなかった様々な支出があったにも関わらず繰り出しができたのは、起債を導入したためだけでなく市の努力によるものもあると思うがどうか。

市は、令和元年度に多目的荷役機械延命化対策事業費を計上し、ガントリークレーンの延命化工事を行ったというが、今回の延命化工事によってどの程度の延命化がはかられたのか。

ガントリークレーンはコンテナを取り扱う埠頭にとって必須であり、今後も小樽港の優位性を保つため戦略的な視点を持ちながら小樽港の整備と補修を行ってほしいと思うがどうか。

令和元年度国民健康保険事業特別会計決算について、本市の国民健康保険料は協会けんぽの保険料などと比較し非常に高く、保険料滞納による短期保険者証や資格証明書の発行世帯数が264世帯もあるなど、多くの世帯が保険料の支払に困難を抱えていることが伺える。

その一方で、市は、全国でも6番目に所得割が高いという実態を是正することを目的として、応能・応益割合を変更することを目指しているとのことだが、そうすると低所得者の保険料が上がることになり、到底、現在の経済状況では容認できないことから、市には、基金からの繰入れや一般会計からの繰入れにより、保険料を下げることを検討してほしいと思うがどうか。

後期高齢者医療事業特別会計について、令和元年度から、世帯主と被保険者の所得の合計が33万円以下で、被保険者全員の現金収入が80万円以下でほかに所得がない方を対象にした、保険料均等割の9割軽減にかかる特例措置が廃止されたとのことだが、対象者及び影響額についてはどのくらいだったのか。

また、特例措置の廃止は、ただでさえ消費税増税で負担が増している高齢者に、保険料の負担も求めたものであり、大変問題であると思うがどうか。

小樽市立病院の医業収益は、前年度より増加しているが、入院・外来ともに目標額に届いておらず、収支が少しずつ悪化しており、約2億7,000万円の資金不足も発生している状態にある。

小樽市立病院の経営改善と安定化は改革プランを遂行し、市民の信頼を獲得し、そして後志の中核病院としてのプレゼンスを示すことで達成できると考えており、病床利用率を関係者の共通認識とすることや紹介率・逆紹介率を現場に提示し目標達成の進捗を示すなど細かなプランやプロセスを考えることが大切ではないかと思うがどうか。

水道事業会計と下水道事業会計においてはどちらも純利益を計上しているが、貸借対照表や損益計算書を見ると運転資金や純利益は昨年より減少しており、この傾向が続くといずれ資金不足が発生することが想定される。

経費削減にも限度があり、プランを示しながら数十年先の予算を組み込んでいかないと資金不足になるため、現実を見てプランを作成し、いまのうちから対策を取る必要があると思うがどうか。

水道局では、緊急時の早期対応のために水道管などの材料を用意しており、令和元年度決算時点で当時の購入額にして約1,184万円もの在庫があるという。

しかし、材料には耐用年数があり、劣化することや、多くの在庫を抱えることは負担になることから、緊急用に備える物ではあるが、ある程度の在庫は処分したほうが良いと思うがどうか。

また、仮に材料を必要とする業者がいた場合に融通などをすることはできないのか。

簡易水道事業会計について、従前から、当該会計の赤字の責任は、地下水揚水計画を策定してきた道に果たさせるよう強く求めるべきと市に要望してきたところであり、市は、令和元年度に副市長が直接道に要請を行ったという。

その際、道は、料金収入の不足分を補填するのは難しく、企業誘致の支援や利用促進に努めると、これまでと同様の回答を繰り返したとのことであるが、そもそも令和元年度において、道の支援を受け簡易水道の利用を開始した企業はあったのか。

窓口のワンストップ化については、議会でこれまで議論してきたものの、いまだ市の考えている理想の姿が見えてこないが、市は、この行政課題に対し、令和元年度は庁内で調査・検討を行ったのか。

また、新市庁舎の建設に当たり、ワンストップ化を形に表して市民サービスの向上に努めている他市の先進事例もあることに鑑みれば、本市においても庁内議論を活発化させ、調査・検討を急いでほしいと思うがどうか。

音読を推進するために市教委が開催する音読カップに向け、各学校では、授業のほか、家庭学習で音読に取り組むための音読カードを配布するなど、学校と家庭が連携して学習の定着を図るとともに、音読カップに出場する児童・生徒の予選会を行なっているという。

今年度の音読カップはコロナ禍の影響で中止したというが、本を読むことは人生を豊かにすると考えられるため、市教委には、今後も音読を推進する取組を続けてほしいと思うがどうか。

全国で発生している特殊詐欺被害については、本市においても、令和元年度の消費者センターへの消費生活相談事例が複数あり、市は、消費生活情報誌を発行したり、パネル展示や消費生活相談員を派遣した移動消費者教室を行うなど、あらゆる手段を使って知識の普及、啓発活動を行っているという。

市には、巧妙化する詐欺の手口に市民が騙されることのないよう、官民を挙げて被害の防止に向けた市民への周知を徹底してほしいと思うがどうか。

高齢化率の高い本市においては、地域包括ケアシステムを構築し、深化させていくことが重要であると考えますが、市は、その中核を担う機関である地域包括支援センターの業務をどのように把握し、困難事例が発生した場合、その内容の確認、検証及び解決に当たり、どのように連携して対応しているのか。

また、本市の高齢化の進み方は、ある意味では最先端を進んでいると言えることから、市には、医療や介護、生活支援等を提供する体制を整えるために、他都市をまねるだけでなく、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの状況をしっかりと把握しながら、システムの深化に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

市営住宅では、指定管理者の定期的な見回りや、入居者からの通報・連絡により内容を確認した際に、クラックなどを見つけた場合は、即時に修繕を行っているという。

クラックが大きくなると外壁が落ちてしまうこともあるため、今後も、ガードで囲うなどの安全対策をしながら、子供から高齢者まで生活している市営住宅を安全面に配慮しながら維持してほしいと思うがどうか。

市営住宅の募集時期については、広報おたるとホームページで周知を行っているが、募集から入居までのスケジュールは周知していないという。そのため、生活保護のケースワーカーなど市民から市営住宅入居についての相談を受けた原部以外の職員が入居までのスケジュールを知らないため相談のタイミングを逃してしまうことがあるという。

一方、道営住宅では入居募集の年間スケジュールに入居までのスケジュールが示されていることから、市営住宅でも申し込む方の利便性向上のために同様の内容を示してほしいと思うがどうか。

また、示す際には、職員間の横の連携が取れるように意識して行ってほしいと思うがどうか。

令和元年度事務執行状況説明書に記載のある「景観形成・保全に関する広報活動等」の「小樽まちなみ散策の実施」について、実施回数がゼロ回となっているが、なぜ実施をしなかったのか。

また、市には、今後様々な方法で、市民などがまちなみ散策を楽しんで頂ける機会をつくってほしいと思うがどうか。

総務常任委員長報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今年度、桃内町内会館で行われた避難訓練は、避難所の運営に重きをおいて行われ、昨年度の避難訓練で行った避難所に入る前の建物の安全確認は行われなかったが、災害というのはいつ起こるかわからないものであるから、今年のような寒い悪条件の中でもそうした訓練を行う必要があると思うがどうか。

また、今回はコロナ禍により、スペースの間仕切りを行ったり、体調の悪い方を別室にするなど、三密を回避する配慮がなされていたが、そのために市は、避難所の定員の見直しを図らなければならないという。

しかし、それでは、避難する方がやっとの思いで避難所にたどり着いたのに、避難所が定員オーバーだということにもなりかねないと思うが、市は、どのように周知を図ろうと考えているのか。

就学援助の補助対象費目に、新たに卒業アルバム代等が追加されたことについて、市教委は、当該費用が経済的理由等により就学困難と認められる児童・生徒の世帯にとってこれまでも負担になっていたことから、今回、国が補助対象費目に追加したのではないかとの見解を示している。

就学援助の費目拡大については従前から要望してきたところだが、今回の国の措置は、当該世帯がより大変な状況となっていることを反映させたものと考えられることから、市教委には、市長部局に対し、しっかりと費目拡大について要求してほしいと思うがどうか。

小樽市学校施設長寿命化計画（案）について、学校施設の耐震補強工事をするだけで建物の寿命を延ばしても、内部の目に付かないところで劣化が進めば、現在、囲い込み工事によって校舎内に残されているアスベストが地震等の際に出てきてしまうことが心配されることから、市教委には、この計画の中でアスベストの除去工事にも取り組んでほしいと思うがどうか。

また、学校内外の環境のイメージは子供の学ぶ意欲にも大きな影響を及ぼすため、市教委は、この計画を建物の寿命を延長するだけでなく、より良い教育環境を整備し、維持向上させるようなものにしてほしいと思うがどうか。

本市には、トイレの臭気対策がされていない小・中学校が計9校あり、子供たちは、大人でも鼻が曲がりそうなほどの過酷なトイレ環境で学校生活を送っていることから、トイレを我慢する子供が少なくないとのことで、健康への影響等について懸念されるが、このことについて市教委はどのように把握しているのか。

また、市教委は、整備計画を立て令和12年度までに臭気対策を行うというが、子供たちにとって、この問題は切実であり、学校によって対策の有無があっては平等性が保たれないことから、市教委には、トイレの改修を少しでも前倒しして実施してほしいと思うがどうか。

経済常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、別のとおりであります。

議案第9号小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案は、市所有の奥沢5丁目に所在する山林の一部に区分地上権を設定する目的で山林を分筆したことにより、その所在地及び地積を変更するもので、市は、鉄道・運輸機構から申入れがあり行ったという。

今回の一部改正案は、北海道新幹線延伸そのものの必要性が質されている中、北海道新幹線建設に伴い必要とのことで提案されたものなのか。

歩行者通行量調査について、市は、現在、全数調査ではなく20分計測したデータを3倍して1時間の通行量として数字を出しているというが、現在は、国土交通省都市計画局の歩行者量調査のガイドラインにも新技術が紹介されていることから、今後の調査においてそれらの新技術による調査実施の可能性について検討してほしいと思うがどうか。

また、調査結果の資料には、平成21年度からの結果が載っているが、結果だけを見せられても何を伝えたいのかわからず、費用対効果や調査結果の活用の面から見るともったいないと思われる。

市には、せっかく調査を行うのであれば、新技術を活用しデータの信頼性を高めた上で、データの利用方法を考えてほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭及び周辺再開発事業を進めるにあたり設置した第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議は、観光・商業施設の早期導入やみなとオアシスの認定を見据え、市や経済・観光団体との意見交換の場として設置されたものだが、連絡会議には、目標を達成したから終わりではなく、引き続き整備についての意見交換を行ってほしいと思うが、この連絡会議の設置期間は決まっているのか。

また、みなとオアシスに多くの人に来てもらうためには、みなとオアシスを市民と観光客の交流の場にしなければならないと考える。そこで、みなとオアシスに現在本市において市民と観光客の交流の場となっている南樽市場や三角市場の要素を取り入れた施設があれば、市民も観光客も足を運びやすくなると思うが、市は市民と観光客が交流できる施設について、どのような業種や店舗を考えているのか。

小樽市中小企業振興会議は、中小企業の振興に寄与する「施策の基本方針」の具体化に向けた意見をまとめる会議体であり、様々な知見を有する方が委員として参加しており、これらの委員は新型コロナウイルス感染症による事業者への影響を直接把握していると思われる。

同会議の委員から新型コロナウイルス感染症に関する意見を徴することで、今後の支援策を生み出す一助になると考えることから、同会議の議題として取り上げてほしいと思うがどうか。

コロナ禍において事業者は、春先は歓迎会、送別会という大きな商機を失い、再び忘年会、新年会という大きな商機を失うことになり、特に資本力の弱い小さな事業者は、この先事業が継続していけるのかという状況に差し掛かっていると思われる。

そのような状況において、がんばる補助金を活用して頑張っている事業者も、自助努力だけでは報われない状況に来ていることから、市には、がんばる補助金を活用して感染予防対策をしっかりと行っている事業者をPRするため、ホームページにリストアップするなど、さらなる支援を行ってほしいと思うがどうか。

厚生常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第 22 号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について、市は、制度の見直しにより、事業費を 1 億 5,000 万円に収めるため冊数制限を設けることとし、誰でも 1 乗車当たり 120 円の助成を 12 冊分受けられるため、平等な見直し案であるというが、ふれあいパスは高齢者がバスに乗ることではなく、目的地に行くことを支援することが目的であり、目的地まで 2 路線乗る必要がある方と 1 路線で済む方では必要な冊数は異なるのであるから、冊数制限は現在の公平さを後退させ、制度を形骸化させると考える。

そもそも、制度対象である 70 歳以上の市民全員の利用を想定していないのであれば、平等というのはあり得ないのではないかと。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市民の外出自粛などにより、本事業の利用が 3 割近く減少していることに鑑みると、事業費を縮減する制度変更を今この時期に断行することに市民の理解を得ることはできないと思うがどうか。

陳情第 22 号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について、市は、利用回数に上限を設けるといって今回の制度改正を行ったとしても、約 74%の利用者には影響がないというデータを示しているが、これは、裏を返せば約 26%の利用者には影響があるということであり、この中には、厳密に言えば本来の制度趣旨にはなじまない使用目的であっても、何らかの事情でそうした使い方をせざるを得ない利用者が含まれていることについて、市は、どのように考え、対応していくつもりなのか。

また、今回の制度改正を行わなければならないのであれば、市には、ふれあいパスが抱える課題をしっかりと認識し、ふれあいパスだけでなく、市民一人一人の困りごとを多面的に捉え、寄り添えるようなオーダーメイド的な福祉施策の検討をしてほしいと思うがどうか。

陳情第 22 号ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について、市は、ふれあいパス制度開始当初の平成 9 年度と比較し、現在は対象者数も事業費も増加しており、現状のまま事業を継続すると、70 歳以上の人口がピークとなる令和 5 年度の事業費は 2 億 6,000 万円となり、その状態が 10 年から 15 年続くことが想定されるというが、市は、この試算をどのように捉えているのか。

また、札幌市のように 1 人当たり一律の金額を IC カードに入金して配付すれば平等性が保たれると考えるが、さらには事業費の大事な根拠となる乗車回数や利用距離などのデータを得るためにも、市には、ふれあいパスの IC カード化を検討してほしいと思うがどうか。

防犯カメラ設置のガイドライン作成について、市は、市民の防犯意識が高まっている一方で、プライバシーへの配慮が求められ、カメラの設置や運用の適正化を図ることが必要である。市では、他都市の運用状況等を調査した上で、ガイドラインの策定作業を進めているというが、市内でもストーカー被害が発生していることに鑑みると、さらにしっかりと調査・研究を進めてガイドラインを策定するよう取り組んでほしいと思うがどうか。

在宅寝たきり高齢者等理美容サービスの提供者について、市は、小樽理容組合または小樽美容協会の組合員でなければならないというが、それらの加入率は低く、現状では、組合員ではない事業者が依頼を受けてしまう例もあるなど、多くの課題が見られるが、市は、これらの課題をしっかりと把握しているのか。

また、市には、これらの課題を解決するために、例えば、保健所に理容所、美容所として登録していれば、組合等に参加していなくてもサービスを提供できるようにするなど、制度の見直しをスピーディーに進めてほしいと思うがどうか。

建設常任委員長報告〔別紙〕

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第13号「小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案」について、道路占用料の引下げにより、令和2年度と3年度の比較で、約650万円の歳入が減額となる見込みであるという。

市は収支改善プランにおいて、財政難を理由に、各種手数料の増額も含め検討していくとの方針を示しており、その中での引下げは、矛盾しており、条例改正案は撤回すべきと考えるがどうか。

相続などについて悩みを抱えている空き家所有者がいるのが現状であるが、例えば、不動産鑑定士や建設会社などから構成される空き家協議会を発足し、行政が相談窓口となって協議会と連携し、情報提供などを行うことにより、所有者の方向性を見出していくといった取組が必要と考えるがどうか。

また、空き家を予防する観点から、経年劣化する前の早期維持・管理体制を構築し、空き家管理対策と利活用施策を同時に進めていく仕組み作りが必要と考えるがどうか。

小樽市空き家利活用推進事業を実施するに当たり、期待される効果として「良好な空き家の有効な利活用」などを挙げているが、空き家が発生する前の段階で、空き家としない予防措置を講じることが非常に重要である。

市民の方からは、高齢等の理由により家の処分を考えるときに、法的な手続が分からない、解体費用など金銭面でも心配だという声を聞いていることから、どうしたらよいか分からないまま空き家になってしまうことを予防する対策として、多様な相談等に対応できる体制を整えることが必要と思うがどうか。

小樽市雪対策基本計画において、重点施策の一つに掲げる市民との協働による雪対策の推進では、生活道路の除排雪支援策として、町内会等による小型除雪機を購入する場合の補助について検討されているが、各町内会では高齢化が進み、補助を受けて小型除雪機を購入したとしても、除雪を担う人材が確保できないとの悩みを聞く。

制度設計の際には、各町内会の実情を考慮し、地区連合町会等に範囲を拡大して作るボランティアグループへの補助が可能となるよう検討していくことが現実的と考えるがどうか。

小樽市雪対策基本計画案の中で、雪を活用する工夫について記載があるが、具体的な活用策については今後の調査、研究になるという。

施策を計画に漠然と記載して終わりではなく、市には他都市の先進事例などを参考に、公共施設や民間での利用も含め、雪の活用の実現をしっかりと見据えた検討を行ってほしいと考えるがどうか。

公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告[別紙]

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

現在、有効活用されている高島小学校温水プールは、市中心部から離れており、利便性に欠ける部分があるものの、使用目標年数に対する残年数が53年あり、これからも長く活用することができる施設である。

既存の施設を有効活用していくことは公共施設の再編において大事な観点であり、建設費だけで数十億円という新・市民プール整備にかかる費用を考えれば、その整備費用を高島小学校温水プールの利便性対策として、公共交通対策や駐車場の整備などに活用することも考えられるが、このような検討は今後の個別施設計画の中で行われるのか。

市は、室内水泳プールを併設した体育館について、第3回定例会では、今年度中にその整備の時期や方針を長寿命化計画（案）の中で具体的に示すと言っていたにもかかわらず、今定例会では、来年度末を目途に長寿命化計画とは別個に計画を策定して示すことに変更したという。

市営室内水泳プールの早期建設を望む市民は大きく落胆していることと思うが、市民と約束していた時期をずらしたのはどういう理由によるのか。

また、現状では本庁舎別館の建て替えには有利な起債を用いることができず、必要となる自己資金を用意するのにしばらくかかることが見込まれる一方で、プールを含む総合体育館の建て替えには過疎対策事業債を用いることができ、すぐに着手することができるのであるから、着手する時期をずらして費用を平準化する意味でも、総合体育館の建て替えに優先的に着手するべきだと思うがどうか。

市役所本庁舎別館の建て替えについて、市は、単独の計画を策定し、具体的な建替え時期はその計画の中で示すとして、長寿命化計画（案）においては優先順位や建替え時期を明示していないが、市役所は他の施設とは異なり、行政の中核施設であり、日常的に不特定多数の市民が訪れ、また、災害時には防災拠点となることから、市民の安全を常に守らなければならない重要な施設であることに鑑みると、他の施設よりも高い優先順位で建て替えていく必要があるのではないか。

また、公共施設の建て替えの議論において、市は、財政的な課題ばかりを持ち出す傾向にあるが、長寿命化計画（案）には、市民の安全性や緊急性による優先性は記載されているものの、財政的な課題は記載されておらず、このままでは議論内容と計画に乖離があると考えます。市にとって、財政的な課題が公共施設の再編の重要な要素であるというのであれば、そのことを計画に記載し、市民に周知する必要があると思うがどうか。

市民会館は整備方針の検討が必要なことから計画期間の第2期において建設するとしており、現在の市民会館を今後10年間以上使用し続けることになることから、3億6,500万円もの改修費を投入して改修を行っていくというが、市民会館の利用率が下がっていることに鑑みると、代替施設を活用し市民会館を廃止することで多額の改修費用を使用しなくて済むという判断ができると思うがどうか。

市は、市民会館をほかの施設で代替しない理由として市民の活動の場が必要であるとしているが、市民ニーズが高いのはどの施設においても同じことであり、唯一無二の理由にならないと思うが、市民ニーズ以外に市が改修してまで市民会館を使用し続ける理由は何か。

市役所本庁舎別館及びプールを含めた総合体育館については、長寿命化計画から切り離し、1年間かけて個別に計画を策定することとなった。

時間をかけて議論を深めることは必要なことであると思うが、以前設置していた市立病院調査特別委員会において建設地も決まらず具体的な資料もない中、何年も議論をしていたことを考えると、今回の計画では建設地も想定できているのだから、実りある議論にするためにも、市には、平面計画や立面計画などの建物や内部が想像できる資料を作成してほしいと思うがどうか。

また、1年間先延ばしにした時間を取り戻すために、先を見据えた上で、基本計画の策定くらいまでは同時進行で進めてほしいと思うがどうか。

小樽市公共施設長寿命化計画（案）において、旧石山中学校については廃止後、売却ないし除却もあり得るとされているが、室蘭市の旧絵鞆小学校という同じく円型校舎の建物は、室蘭市が建物の解体を決定したものの、保存運動を行う市民団体がクラウドファンディングで改修費を募集するなどの経緯がある。

旧石山中学校はそれよりもさらに古いとされており、こうした歴史的、あるいは学術的な建物の価値についての考え方は、この計画にどのように反映されているのか。

今回示された公共施設長寿命化計画（案）の内容については事前に勉強会において説明されており、当委員会ではすでに同計画（案）は決定されたものとして報告されると考えていたが、これまでの委員会議論の中で出された意見については全て検討すると答弁していることから、今回、長寿命化計画（案）として決定されたとしても、そうした具体的な議論については今後も引き続き検討されるという認識でよいか。

本市ではこれまで、公共施設の集約や削減について、人口減少に対応し、市の財政負担を軽減するために議論してきたが、他都市では、機能性や地域性を含めたトータルの視点での議論が進められている例もあると聞く。本市においても、公共施設管理計画の推進のために、公共施設の問題点を列挙した白書の作成や、一元的なマネジメントを行う組織体制の整備を検討する考えはないのか。

また、財政基盤の脆弱な本市において、市内経済に好循環をもたらすために、公共施設の再編において民間の力を活用するよう、PPP/PFI手法を優先的に検討する内部規定を設けることを検討してほしいと思うがどうか。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 高 橋 龍
同 小 貫 元

厚生労働省は、症状が比較的軽い要支援者向けに実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、「本人の希望」と「自治体の判断」を前提に、すべての要介護者まで拡大する省令「改正」（2021年4月施行）を目指しています。

同省は省令「改正」に向けた意見公募を実施しましたが、寄せられた意見の大部分を対象拡大への反対意見が占め、「認知症の人と家族の会」は、「要介護者の保険給付外しに道を拓くことが強く懸念される、極めて危険な内容」との緊急声明を発表しています。

2014年法改正で、要支援者が介護保険給付から自治体が行う「総合事業」が導入され、自治体によっては、介護保険で受けられる「生活援助」から有償ボランティアによる“家事支援”への切替えを迫られる例も生まれ、要支援の認定者が従来相当のサービスを受けられない事態が広がりました。

「総合事業」は、市町村の裁量で実施され、提供されるサービスの種類や量もそれぞれの自治体任せであり、サービス単価は介護保険給付より低く設定されています。今回の見直しで「総合事業」の予算の上限は変わりません。予算を増やさずに要介護者まで受け入れるようになれば、自治体の介護の財政が一層悪化するのは明らかです。

見直すべきは、利用者のサービス選択権の保障、要支援認定者が従来相当サービスを利用できるようにすること、介護従事者の処遇改善、事業者の経営の安定と、これらを保障するためには低すぎる国庫負担です。

今回、政府が進める省令「改正」は、「サービス多様化」で介護利用者の給付を切捨て、自助・互助への置き換えを一層進める改悪となることが懸念されるため撤回を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月21日
小樽市議会

議決年月日	令和2年12月21日	議決結果	否 決	可否同数により議長採決
-------	------------	------	-----	-------------

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村 岩雄
	同	秋元 智憲
	同	須貝 修行
	同	佐々木 秩
	同	川畑 正美

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っています。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっています。

よって、国においては、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望します。

記

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が受刑中から支援を実施し、その後、完全な自立に向け、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 9 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月21日
小樽市議会

議決年月日	令和2年12月21日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松	田	優	子
	同	松	岩	一	輝
	同	中	村	誠	吾
	同	高	野	さ	くら
	同	前	田	清	貴

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たしました。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い状況です。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていません。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残しています。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 （犯罪被害者等補償法を制定して）犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月21日
小樽市議会

議決年月日	令和2年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 池 二 郎
	同	面 野 大 輔
	同	丸 山 晴 美
	同	高 橋 克 幸
	同	山 田 雅 敏

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきました。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多くあります。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

よって、政府においては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について、早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月21日
小樽市議会

議決年月日	令和2年12月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

2021年度介護報酬改定における増額、コロナ支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 尾 英 司
	同	中 村 岩 雄
	同	高 橋 龍
	同	高 木 紀 和
	同	小 貫 元

3年に一度の介護報酬改定（2021年）に向けた議論が、厚生労働大臣の諮問機関とされる社会保障審議会・介護給付費分科会で行われています。

介護現場は、新型コロナウイルスや続発する大規模災害により、これまでにないほどの経営危機に直面しています。

厚生労働省が10月30日に公表した2019年度介護事業経営実態調査では、新型コロナウイルス感染拡大前と比べて47.5%が「悪くなった」と経営悪化を訴え、東京商工リサーチによれば、2020年1－9月の「老人福祉・介護事業」における倒産は94件（前年同期比10.5%増）となり、介護保険法が施行された2000年以降1－9月で最多だった2019年同期（85件）を上回る最多を更新したとされています。

道内の介護関係者でつくる、「介護される人もする人もみんな笑顔に！北海道連絡会」が実施した事業所アンケートでは、返信のあった1,248事業所（回収率36.6%）のうち5割が減収（感染者が多い札幌市内の事業所は9割が減収）との回答が寄せられました。

介護保険財政から事業所に支払われる介護報酬は、事業所収入の大部分を占め、訪問介護や通所介護では9割を超えます。介護保険開始以来、過去6回の定期改定は2009年度改定を除いていずれもマイナスで、2015年度改定では過去最大の実質4.48%の引下げでした。

こうした介護報酬の抑制路線に加えて、新型コロナウイルス感染流行が追い打ちをかけ、事業所の経営悪化を招いています。

事業所が続けられなくなれば、地域の高齢者のサービス低下は免れません。

国においては、2021年度介護報酬改定での基本報酬の増額、コロナ危機に対応した減収補填、介護労働者の待遇改善への支援策を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月21日
小樽市議会

議決年月日	令和2年12月21日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

令和2年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 令和2年12月2日～令和2年12月21日（20日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
2	令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
3	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
4	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
5	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
6	令和2年度小樽市水道事業会計補正予算	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
7	令和2年度小樽市下水道事業会計補正予算	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
8	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
9	小樽市山林基金条例の一部を改正する条例案	R2.12.2	市長	R2.12.9	経済	R2.12.15	可決	R2.12.21	可決
10	小樽市教育山林基金条例の一部を改正する条例案	R2.12.2	市長	R2.12.9	経済	R2.12.15	可決	R2.12.21	可決
11	小樽市債権管理条例等の一部を改正する条例案	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
12	小樽市旅館業法施行条例及び小樽市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案	R2.12.2	市長	R2.12.9	厚生	R2.12.15	可決	R2.12.21	可決
13	小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案	R2.12.2	市長	R2.12.9	建設	R2.12.15	可決	R2.12.21	可決
14	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	R2.12.2	市長	R2.12.9	総務	R2.12.15	可決	R2.12.21	可決
15	工事請負変更契約について〔消防署手宮支署新築工事〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	総務	R2.12.15	可決	R2.12.21	可決
16	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市鯉御殿〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
17	公の施設の指定管理者の指定について〔各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
18	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市事業内職業訓練センター〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
19	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市銭函市民センター〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
20	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市身体障害者福祉センター〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
21	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
22	公の施設の指定管理者の指定について〔各市営住宅の集会所（会館）〕	R2.12.2	市長	R2.12.9	予算	R2.12.14	可決	R2.12.21	可決
23	小樽市非核港湾条例案	R2.12.2	議員	R2.12.9	総務	R2.12.15	否決	R2.12.21	否決
24	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.12.21	市長	—	—	—	—	R2.12.21	可決
25	小樽市公平委員会委員の選任について	R2.12.21	市長	—	—	—	—	R2.12.21	同意
26	人権擁護委員候補者の推薦について	R2.12.21	市長	—	—	—	—	R2.12.21	同意
意見書案第1号	「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書（案）	R2.12.21	議員	—	—	—	—	R2.12.21	否決
意見書案第2号	住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）	R2.12.21	議員	—	—	—	—	R2.12.21	可決
意見書案第3号	犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）	R2.12.21	議員	—	—	—	—	R2.12.21	可決
意見書案第4号	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）	R2.12.21	議員	—	—	—	—	R2.12.21	可決
意見書案第5号	2021年度介護報酬改定における増額、コロナ支援を求める意見書（案）	R2.12.21	議員	—	—	—	—	R2.12.21	可決
陳情第21号	市道築港海岸通線への信号機増設方について	R2.10.15	議長 付議	R2.12.9	厚生	R2.12.15	採択	R2.12.21	採択
陳情第22号	ふれあいバスの現行維持を求める陳情方について	R2.12.7	議長 付議	R2.12.9	厚生	R2.12.15	不採択	R2.12.21	不採択

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査

＜継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの＞

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
2年3定第8号	令和元年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第9号	令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第10号	令和元年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第11号	令和元年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第12号	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第13号	令和元年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第14号	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第15号	令和元年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第16号	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第17号	令和元年度小樽市病院事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第18号	令和元年度小樽市水道事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第19号	令和元年度小樽市下水道事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第20号	令和元年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定
2年3定第21号	令和元年度小樽市簡易水道事業決算認定について	R2.9.1	市長	R2.9.9	決算	R2.10.1	認定	R2.12.2	認定

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R1.11.20	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2.2.3	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
15	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R2.4.6	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R1.5.13	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R1.6.7	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R1.6.10	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
21	市道築港海岸通線への信号機増設方について	R2.10.15	R2.12.15	採択	R2.12.21	採択
22	ふれあいパスの現行維持を求める陳情方について	R2.12.7	R2.12.15	不採択	R2.12.21	不採択

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R1.8.9	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R1.9.5	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R1.9.6	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について	R1.11.22	R2.12.15	継続審査	R2.12.21	継続審査

その他常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R1. 11. 19	R2. 12. 16	継続審査	R2. 12. 21	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について	R2. 1. 24	R2. 12. 16	継続審査	R2. 12. 21	継続審査
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R2. 12. 16	継続審査	R2. 12. 21	継続審査

小樽市議会会議録

令和2年 第4回定例会

令和3年2月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話(代) (0134)32-4111